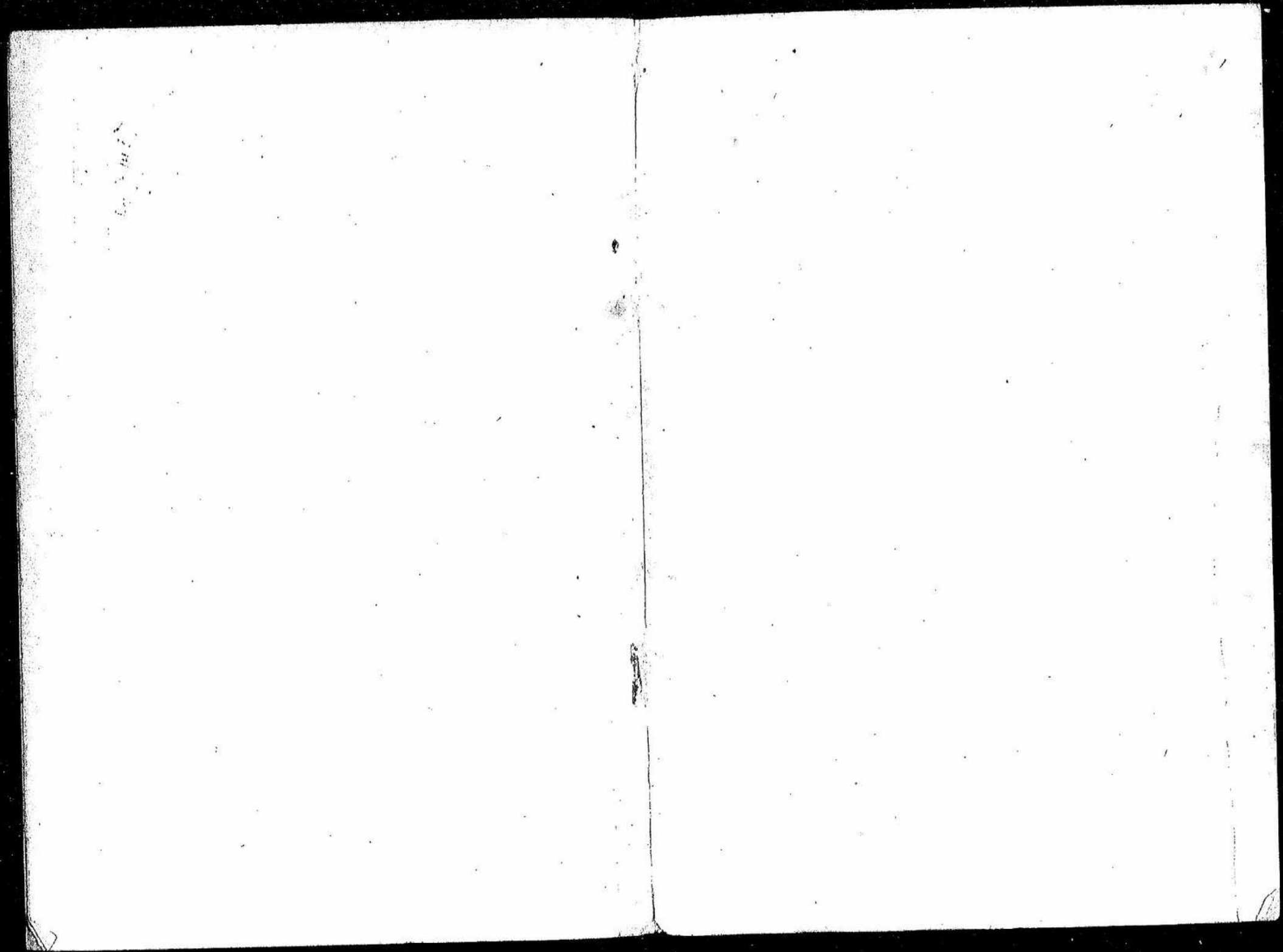


昭和十六年

朝鮮の農業

朝鮮總督府農林局





内閣文庫	
八三八九号	一冊
和書	

朝鮮の農業

凡例

一 本書は既往に於ける施設事項と最近に於ける實際狀況とを記述し朝鮮農業の大勢を明かならしむる目的を以て編纂した。

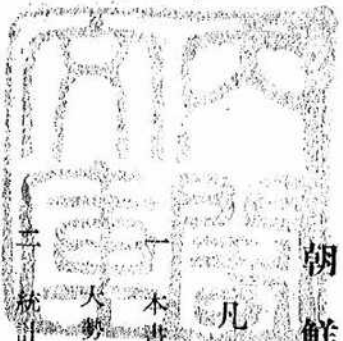
二 統計は本書の記事に對し引例に供するを目的とし其の大數を表示するに止めた。

三 統計表に掲げた指數は特別の事由あるものの外明治四十三年を其の基準と爲し以て施政當時との比較に便ならしめることとした。

四 計數は特に其の年月を記載するものの外昭和十四年末又は昭和十四年度末現在に依つて掲記した。

五 本書中番とあるは内地の田に田とあるは内地の畑に該當するものである。

612
49



朝鮮の農業

目次

第一章	總説	一頁
第二章	氣象(災害を含む)	八
第三章	土地	三〇
第一節	土地利用狀況	三〇
第二節	土地改良	三五
第三節	土性	三六
第四節	土地價格	三九
第四章	農家	四四
第一節	農業戶口	四四
第二節	農業世帯と農業人口	四八

目次

四八

四四

四四

三九

三六

三五

三〇

三〇

八

一頁

目次	二
第三章 移住者及開拓民	四六
第五章 肥料其の他の資材	五四
第一節 肥料	五四
一 概況	五四
二 自給肥料	五五
三 販賣肥料	五六
四 肥料取締	五九
五 肥料統制	六〇
第二節 農業用器具機械及農業藥劑	七二
(一) 農業用器具機械	七二
(二) 農業藥劑	七三
第六章 農産物の生産	七五
第一節 米	七五
一 概説	七五

目次	三
第二章 米穀の生産改良	七
第二節 食用畑作物	六六
(一) 概説	六六
(二) 麥類	六八
(三) 大豆	九〇
(四) 雜穀	九一
(五) 薯類	九二
第三節 工藝作物	九六
(一) 棉	九六
(二) 麻類	一〇〇
(三) 煙草	一〇三
(四) 其の他	一〇四
第四節 園藝作物	一〇五
(一) 果樹	一〇五
(二) 蔬菜	一〇八

第七章 蠶絲業

第一節 概況……………二〇

第二節 栽桑及養蠶……………二五

第三節 產繭處理及製絲……………三三

第八章 畜産

第一節 概況……………三五

第二節 牛……………三六

第三節 馬……………三九

第四節 綿羊……………四五

第五節 豚及兔……………五一

第六節 鶏……………五五

第七節 畜産物……………六六

第八節 家畜の衛生……………七一

第九節 飼料……………七八

第九章 副業

(一) 薬工品……………八五

(二) 其の他の副業……………八八

第十章 主要農産物の需給

第一節 米穀の需給……………八八

第二節 雑穀の需給……………九三

第十一章 農家經濟

(一) 概説……………一〇〇

(二) 經濟更生……………一〇二

(三) 農家負擔……………一〇六

第十二章 小作關係及自作農地設定

第一節 小作關係……………一〇八

第二節 自作農地設定維持……………一一三



第十三章 販賣、購買及金融

- 第一節 農村に於ける販賣購買組織……………二四
- 第二節 農村に於ける農業金融……………三八

第十四章 農業團體及之に準ずるもの

- 第一節 農會……………三四
- 第二節 水利組合……………三八
- 第三節 産業組合……………三三
- 第四節 殖産契……………三三
- 第五節 農業倉庫、米倉會社倉庫、簡易糧倉庫……………三七

第十五章 農務行政機構

- 第一節 本府及地方農務行政機構……………三〇
- (一) 本府農務行政組織……………三〇
- (二) 地方農務行政組織……………三一
- (三) 農業技術員の配置……………三一

第二節

- 研究及検査機關……………三三
- (一) 本府農事試驗場……………三三
- (二) 道農事試驗場……………三七
- (三) 穀物検査所……………三九
- (四) 植物検査……………三九
- (五) 獸疫血清製造所……………三九
- (六) 種馬牧場……………四〇
- (七) 種羊場……………四一
- (八) 道畜産試驗場、種畜場、種羊場……………四一
- (九) 移出牛検査所……………四三
- (十) 道原蠶種製造所及道蠶業取締所……………四四
- (十一) 苹果検査……………四五

第十六章 農業教育

- 一 學 校……………四六
- 二 農民道場及農村中堅婦人養成所……………四七



附録

A 事變下の朝鮮農業

一 概説

二 食糧對策

三 農産物増産計畫

B 國費及道費農業關係歲出豫算

C 最近刊行の農務關係印刷物名

二六八

二六九

二七六

二八四

三〇七

三〇四

朝鮮の農業

第一章 總説

農業は古來朝鮮の基本産業であつて鑛工業の發展の日覺しい現時に於ても朝鮮産業の樞軸であることは牢固として不變である。昭和十四年末の統計に依れば總戸數の七割は農業に従事し農産品の生産額は産業總生産額の約四割に當り農産物及同加工品の輸移出額は總輸移出額の約四割を占める。

故に農業の改良發達を圖ることは直ちに以て朝鮮の富力を増進し多數民衆の幸福を齎らす所以であるから農業に關しては他の産業に比し特に多額の經費を支出し之が振作に力め來つたのである。

施政當初朝鮮の農業に對する課題は窮乏せる鮮内の食糧を充實し併せて貧弱なる農業經濟を向上せしむるにあつたのであつて之が爲(一)食糧品の生産を増殖すること(二)輸移入農産物に對しては出來得る限り之が自給を圖ること(三)内地及隣接國に對し輸移出の見込ある産物は力めて生産の改良増殖を圖り一面鮮内の消費を節約し輸移出額を増加することに重きを置いたが要するに朝鮮農業振興の大眼目は先づ以て生産物の改良増殖を圖るにあつたので此の目的達成の爲概ね左の事項を以て施設の基本と爲したのである。

- 一 氣候土質の適否に鑑み適所に適應作物を分布すること
 - 二 在來作物の品種を改良すること
 - 三 有利なる新作物を輸入し栽培の普及を圖ること
 - 四 肥料の増施を圖ること
 - 五 水利灌漑の設備を改善すること
 - 六 未墾地の利用を増進すること
 - 七 家畜家禽並に其の製品の改良増殖を行ふこと
 - 八 養蠶其の他の副業の奨励を行ふこと
- 然し乍ら之が實行に當つては當時農民の知識程度低く農法頗る幼稚で農家經濟亦貧弱なること等の事情に鑑み左の四大要綱を根本方針と爲した。

- 一 奨励事項の多岐に涉らざること
- 二 其の實行簡易にして費用の支出は皆無又は少額なるべきこと
- 三 其の效果の的確なること
- 四 實地に就き具體的に指導を爲すこと

上述の方針の下に中央に農事試験場、地方に道農事試験場、道原蠶種製造所、道蠶業取締所等を設け一

面本府並に地方廳に技術員を配置して農民の指導啓蒙に努めたが彼上の方針は能く當時の事情に適合し過去約三十年の間に於ける進歩の實績は寔に顯著なものがある。

茲に朝鮮農業の昭和十四年に於ける現勢を略述すれば耕地面積は尙約百七十六萬町歩、田約二百七十六萬町歩、火田約四十三萬町歩、合計四百九十五萬町歩で陸地全面積の約二割を占め農家一戸當平均面積は畝五反八畝、田九反一畝、計一町四反九畝である。即ち農家の耕作面積は内地の一町一反一畝に比し決して狭少ではないが古來打續く租政の結果土地は荒廢し地力は減耗して單位面積當り生産力の如きは遙かに内地に及ばない。故に土地改良事業或は自給肥料の増産等に依つて地方の培養を圖り生産の増加を確保することは朝鮮農業の一貫せる方策であつた。

次に農家戸數は約三百二萬戸で之は總戸數に對し約七割に當るが由來中世以來に土地の兼併行はれ農家の大部分は小作農に轉落しつつあり小作制度の缺陷と相俟つて農民は一般に懶惰無爲を事とし農業の改良に對する熱意を喪失してゐると云ふ状況であつたのであるが鋭意之れが勤儉力行を奨励し農民の覺醒を促すと共に小作關係の調整に付朝鮮農地令の發布等各般の施設を講じ又最近に於ては農村振興運動の全面的擴充等に依り農家の面目は漸く一新の氣運に向ひつつありと言ふことが出来る。即ち既往一般農民の經濟状態は極めて貧弱であつて秋期小作料を納め且つ多少米、豆等を放賣して舊債を償ひ殘餘幾許もなく早春已に食盡さるの状態に立到る者が少くなかつたのであるが政府は農家の食糧充實並に現金獲

得を計るの急務なるを痛感し各種食糧作物並に換金作物の生産改良を奨励した結果農作物生産額に於て施政當初の二億四千萬圓に對し昭和十四年現在に於ては十五億五千萬圓となり六倍半の増加を示し朝鮮農民の貧窮を物語る「春窮麥嶺」の言葉も今や現實味を失ふに至つた。

朝鮮に於ける農作物中最も主要なるものは米であつて大麥、粟、大豆之に次ぎ昭和十四年に於ける生産額は未曾有の大旱魃に遭遇し爲めに例年に比し著しく減收したが米一千四百三十六萬石、麥類一千三百十四萬石、大豆二百三十三萬石、其の他の豆類五十八萬石、粟五百三萬石、其の他の雜穀二百七十八萬石で又苹果、梨等果實に於て三千五百二十萬貫、蔬菜三億六十三萬貫を産し工藝作物としては棉二億一千三十四萬斤、煙草三萬四千噸、麻類五百二十九萬貫の外楮、莞草等亦相當の産額がある。

米は全鮮普く栽培せられ就中南鮮を穀倉とする。之を始政當初と比較すると生産高に於て約二倍半反當收量も約二倍に上り尙累年増加の趨勢にあるのであつて而も其の趨勢に於て内地より著増の傾向にあるのは注目すべきことである。又内地に比較して田の分布が廣く、田作物に富み麥と棉は中南鮮に大豆、粟其の他の雜穀は多く中北鮮に産するが大體中鮮以南は麥、棉又は大豆の一年二作、中鮮北部及西北鮮地方は麥、大豆、粟の二年三作更に北部及山間部に於ては一年一作が行はれ、粟、大豆、燕麥、馬鈴薯等が作付せられる。概して云へば近年大豆は棉、甘藷等の増加に依り作付反別減少の傾向にあるが麥類は舊の裏作増加等に依り漸増の傾向を示してゐる。

養蠶は朝鮮に最も好適せる新産業であつて、氣候、風土、勞力等の諸條件を具備し、始政以來増産を続け來つたが市場の影響等に依り増減あるを免れず、昭和十四年には六十五萬石の産額を示し、未だ百萬石計畫の目標に達してゐない。

畜産も亦飼料、勞力等發達の條件に恵まれてをり、朝鮮牛として知られてゐるやうに牛は資質頗る優れ相當の輸出を見てゐる。然し現在牛百七十萬頭、豚百四十萬頭、鶏六百九十萬羽の外見るべきもの少く、農業經營の上からも將又農家經濟上からも家畜増殖が必要なるのみならず軍需資源としての必要から其の増殖は焦眉の急務となり、恵まれた立地條件を背景に牛、馬、綿羊、豚、兎の増産計畫を樹立實行中である。

敝上の如く朝鮮の農業は施政此の方約三十年間に於て驚くべき程長足の進歩を遂ぐるに至つたが然し各種農産部門に内在する改良發展の餘地は尙多大なるものあるのみならず今次事變を契機として食糧、纖維其の他諸種の資源の給源として朝鮮の農業に俟つもの愈々多きを加ふるに至つたので本府は米穀、畑作、養蠶、畜産其の他農業機構全般に亘つて既定並に新規諸般の計畫を總動員して全面的改良増産を圖り以て之が使命に副はんとするのであるが之は必ずや全鮮三百二萬戸の農家と關係者との協心戮力と相俟つて兵站基地朝鮮の内容を根本に培ふと同時に朝鮮農業を更に調期的に發展せしめるものと信ずる。

農産物生産價額及輸移出入價額累年對照 (單位千圓)

年次	生産額	指數	輸移出額	指數	輸移入額	指數
明治四十三年	3,417,733	100	1,212,767	100	1,017,144	100
同 四十一年	3,551,554	102.5	1,648,811	135.9	1,310,919	128.8
大 正 元 年	4,151,079	121.5	1,648,811	135.9	1,310,919	128.8
同 二年	5,061,219	148.1	2,499,924	206.2	1,648,811	162.1
同 三年	4,561,879	133.5	2,777,777	229.3	1,648,811	162.1
同 四年	4,261,654	124.7	4,127,777	339.8	1,411,111	138.7
同 五年	5,191,981	151.9	4,744,444	391.2	1,648,811	162.1
同 六年	4,031,500	118.0	5,733,333	472.6	1,648,811	162.1
同 七年	4,101,554	119.9	4,977,777	409.9	1,648,811	162.1
同 八年	4,861,700	142.2	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 九年	4,451,219	129.9	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十年	4,261,654	124.7	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十一年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十二年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十三年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十四年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1

年次	生産額	指數	輸移出額	指數	輸移入額	指數
同 十四年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
昭 和 元 年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 二年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 三年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 四年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 五年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 六年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 七年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 八年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 九年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十一年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十二年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十三年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1
同 十四年	4,151,079	121.5	4,127,777	339.8	1,648,811	162.1

備考

一 輸移出額及輸移入額の指數の基準は之を明治四十四年となせり。之同年に於て貿易に供せらるるものは主として明治四十三年の生産に係るを以て生産額との對照連絡を便にせんが爲なり。

二 大正八年に於ては餘存の早成生じたる爲生産數量及輸移出數量減少せるも單價の騰貴に依り總價額に於ては増加を示せり。又

同年輸入額は食料品の数量及單價の増加に依り總價額激増せり。
三 昭和五年に於ける生産額著しく減少せるは農産物價格一般に著しく低落したるに依る。

第二章 氣象

一 朝鮮の氣候風土 朝鮮は位置東經百二十三度五十六分より百三十一度一分に及び北緯三十三度六分より四十三度に亘り北方は大陸に接續し東、西、南の三面は海に面してゐる。氣象は所謂大陸性を帯び寒暑共に酷烈であつて雨量少く隨て大氣が甚しく乾燥する。年平均氣温は南部地方に於て攝氏十三度、中部地方に於て十度、北部地方に於て四度乃至八度内外であつて内地の本土中部地方及北海道と大差はないが春秋期間が短くて冬期が最も長く又晝夜氣温の較差が甚しく時には二十五度に及ぶことがある。

又雨雪の年量は概ね寡少であり大部分八百耗乃至千耗にして南東岸に最も多く北西に進むに従つて遞減してゐる。即ち釜山、元山地方は千四百耗に達し京城、仁川地方は約千耗、平壤、龍岩浦地方は九百耗にして更に北部内陸豆滿江上流地方に至つては五百耗に充たない所がある。之を内地に比較すると一般に甚だ寡少である。所が朝鮮に於ては六月より八月に至る三箇月間を降雨期と稱し又十月より五月に至る期間を乾燥期と稱して雨期と乾燥期と截然とした區別があるのは内地と著しく異なる點である。

る。降雪は内地北部に比べて一般に寡少であつて降雪及霜の初終は年々遲速を免れないけれども初霜は北部地方に在りては九月下旬に之を見受けるけれども他は概ね十月上旬より十一月下旬の間にあつて終霜は釜山地方の三月下旬を最早とし北部地方に在りては五月上旬に至つて終るを常とする。初雪は北部高原地方に最も早く十月下旬他は概ね十一月に見ることが出来る。東南岸は最も遅れて十二月下旬にして時には年中雪を見ないことがある。終霜は北部國境地方が最も遅く四月下旬にして釜山地方は三月上旬である。

一般の氣象狀況右の如にして朝鮮の農業が内地と大に趣を異にする點があるのは主として氣候風土の差異に因るものが多い。今緯度を同くする内鮮二、三箇所に就き氣象の比較をすれば次の如し。

氣 温 (攝氏)

地名	緯度	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
釜山	35°17'	(-) 0.3	(-) 0.3	4.5	11.3	16.8	21.3	25.3	26.3	23.7	18.8	10.0	0.5
京城	37°04'	5.0	5.9	6.7	11.5	16.6	20.0	24.0	25.2	23.8	16.0	5.5	
平壤	39°02'	(-) 4.6	(-) 1.9	5.1	10.6	16.1	20.0	24.0	25.2	23.8	16.0	5.5	
水原	37°02'	(-) 4.6	(-) 1.9	5.1	10.6	16.1	20.0	24.0	25.2	23.8	16.0	5.5	
元山	41°02'	(-) 11.2	(-) 8.8	1.8	8.3	14.9	19.1	23.1	24.3	22.9	15.7	5.2	(-) 5.4

日照時數 (時)

地名	平均蒸發量 (時)				
	一月	二月	三月	四月	五月
全州	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
東京城	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
京城	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
福島	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
平壤	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
水滸	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
十二月	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
年平均	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5

平均蒸發量 (時)

地名	平均蒸發量 (時)				
	一月	二月	三月	四月	五月
全州	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
東京城	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
京城	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
福島	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
平壤	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
水滸	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
十二月	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
年平均	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5

降水量 (時)

地名	降水量 (時)				
	一月	二月	三月	四月	五月
全州	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
東京城	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
京城	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
福島	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
平壤	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
水滸	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
十二月	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5
年平均	15.5	17.5	19.5	21.5	23.5

二 稻作と氣象 朝鮮の氣温は前に示したやうに春より急に上昇して夏に入り盛夏は寧ろ内地の同緯度の地に比し高いから夏作物たる稻の栽培には好適である。然れども初秋に入るに及んで急に氣温降下する傾向があるので年に依つては特に晩稻に對し成熟に不良なる影響を及ぼす虞なしとしない。されど一般には日照時數の長いのと相俟つて夏季の高温は稻作に恰好の自然環境と謂ふことが出来る、然るに朝鮮は元來雨量少いのみならず各種の水利設備未だ全からざる爲今日尙天水のみを依存する所謂天水畚が全畚の大半を占めて居る關係上水稻は屢々移植の時期を失し或は早魃を蒙り收穫を減するこ

とがあることは、恵まれざる點である。秋收期は雨少く快晴の日が多いので、稻の刈取乾燥を行ふ上に利便が多い。即ち朝鮮は大陸より南に向ひ殆んど緯度に直角に突出せる半島であるので、沿海地方は海洋の影響を受けて、同緯度の内陸に比し氣温高く、高地帯は之に反して低溫なるもの大體に於て緯度に併行して地理的に比較的截然たる農業地帯を形成する。即ち水稻にあつても次に示すが如く、略々緯度に併行せる左の地帯に區分することが出来る。

地帯	所屬道名	無霜期間	代表的品種名	作付面積
極早生種地帯	咸南高地帯、咸北の北部	二〇一—二六〇	赤毛、坊主、井越早生	約一萬町歩
早生種地帯	咸南平地帯、平北、平南、黄海の北大半、江原北部及中部	一五五—一七五	早生大野、附羽一三二號、龜ノ尾、福坊主、銀龜	約三十萬町歩
中生種地帯	黄海南半、京畿、江原西南部及其の沿海地帯、忠北、忠南、北平、慶北の北部	一七〇—二〇〇	赤神力、中生銀坊主、錦、豊玉、綾良郡	約五十萬町歩
晩生種地帯	忠南の南部、全北、全南の北平、慶北南部及沿海地方、慶南の西北部、大平	一七五—二〇八	銀坊主、多摩錦、綾良郡、日進、瑞光、榮光、大場神力	約五十萬町歩
最晩生種地帯	全南及慶南の南部沿海地方	二〇八—二二八	雄町、中熟神力、銀坊主、榮光	約二十五萬町歩

而して、番の裏作は麥及綠肥であつて、南鮮地方に於て番面積の五割以上に普及せる所があるけれども、之を全鮮的に見る時は僅に二割七分に過ぎず、之を内地平均の約四割に比すれば相當の徑庭があるのである。此の原因は一、二にして止まらなければ、冬冬季の寒冷なると水利不安全番の多いこと等は自然

的要素の主要なるものであろう。即ち番裏作麥としては耐寒性強く早熟なる優良品種等の育成並に肥料の増産増施を行ひ、綠肥にありては耐寒栽培法の徹底を計り且つ水利設備の擴充改善と相俟つて、朝鮮及其の以北に迄之が普及面積の擴大が必要とされる所以である。

三 畑作と氣象 畑作物を分けて夏作物と冬作物とする。夏作物の主要なるものは粟、大豆、小豆、玉蜀黍、蜀黍、甘藷、馬鈴薯、棉、煙草、大麻等にして冬作物としては大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麥、ヘアリーベッチ等がある。畑作物に對する氣象の影響中最も大なるは冬季の嚴寒と春季の乾燥である。朝鮮は三月より四月に入るに及んで氣温急に上昇し蒸發量も増大する爲四、五月の候は一般に畑地の最も乾燥する時期で而も此の時は夏作物の播種期に當り冬作物の麥類にあつては出穂期を控へて盛んに生長する時なれば益々多くの水分を必要とするのである。故に農家は多年の經驗により最も合理的で且つ簡易なる一種の耐寒耕作法を會得し土壤中の僅少の水分と雖も之を悉く作物の生育に利用せしむる様周密なる工夫を爲しつゝあるが如きは内地の田作に於ては到底見ることが出来ない所である。又夏作物は雨期の過濕に備へて一般に畦上に播種せられるけれども冬作物は之に反し冬季の防塞と春季の乾燥豫防の見地より畦間の低所に播種せらるるが如き皆氣象を考慮して行はるる合理的耕種法である。朝鮮の畑作は右に述べたやうに夏作物たると冬作物たるとを問はず其の生育期間中の或る

時期に峻烈な氣象の制壓を受ける爲作物の分布或は其の作付方式(同一地に一定年間に作付する作物の種類及順序)の地域的に劃然と定まれるを見る。之即ち氣象其の他天恵の良否が農家の經營規模、農法の集約程度に差異を齎らしたる結果に外ならないのである。而して此の地域的に異なる作付方式が今日尙整然と存續せるは朝鮮田作の特色とする所である。茲に主要畑作物の分布状況を地帯別に示せば左の通である。

地帯	所屬道名	氣象的特徴	栽培田作物名
南鮮地方	全北、全南、慶北、慶南	冬期温暖にして雨期早く至る	大麥、粟、小麥、大豆、甘藷、陸稻、陸地棉、烟草、苧麻、大麻、楮
中鮮地方	京畿、忠北、忠南、江原	中 庸	大麥、小麥、粟、陸稻、蜀黍、蕎麥、大豆、小豆、馬鈴薯、陸地棉、烟草、大麻
西鮮地方	黄海、平南、平北	冬季寒氣厳しく、積雪少なく初夏の乾燥甚だし	小麥、粟、陸稻、神、蜀黍、蕎麥、玉蜀黍、大豆、小豆、綠豆、在來棉、烟草
北鮮地方平地帯	咸南、咸北	夏期稍々冷涼にして秋長い冬季は積雪あり	春蒔大麥、大豆、小豆、神、蜀黍、蕎麥、大麻、馬鈴薯
北鮮地方高地帯	咸南、咸北 標高五〇〇米以上	夏季冷涼、冬季寒氣酷烈年雨量最も少い	春蒔大麥、燕麥、馬鈴薯、神、菜豆、蕎麥、粟、ホップ

秋蒔大麥の栽培可能限界は黄海道を東西に二分し京畿道北部を経て江原道北部に出で元山に至る線にして此の線以北は大體に於て春蒔大麥でなければ栽培困難である。

而して此の限界線は一月平均最低氣温(-1乃至-2度の等温線に近似する。耐寒性弱い内地系大麥又は裸麥の栽培限界は更に南下して忠南の西南半、忠北の南端、慶北の南大半及沿海地方以南の地域にして限界線は一月平均最低氣温(-6度の等温線に近似してゐる。小麥は耐寒性遙に強き爲其の秋蒔可能の限界は平北沿海地方より平南の北部を過ぎ咸南南部に出る線にして一月平均最低氣温(-14度の等温線と近似してゐる。右は大麥、裸麥、小麥の現在に於ける大體の栽培限界を説明したに過ぎないけれども是等の限界はいづれも漸次北進する傾向がある。

夏作物の分布も氣象と關聯があるのは言を俟たないけれども冬作物と氣温との如く密接なる關係は認め難く寧ろ之に經濟的條件が加はつて生れた作付方式に依りて分布が定まるものと見るべきである。例へば粟は乾燥に堪え多濕を忌む作物であるが其の分布は概して雨量の少い京畿道以北に多く南鮮は慶尙北道一部の雨量の少い山間部を除き一般に多くその栽培を見ないが如きは地理的氣象的環境に依るのであるけれども比較的畑多き地帯の農家主食物としてなくてはならぬ作物である爲にそれら地方の代表的作付方式中に織込まれ居るのである。又大豆、蕎麥の如きは肥料を要すること少く且つ氣候風土を選ぶこと少き故全鮮的に廣く栽培されるに反し馬鈴薯、亞麻、ホップの如きは北鮮高地帯又は之に類似の地帯に限り栽培を見るが是等作物は他に比して地理的氣象的條件を選ぶことが大なるに基因する。更に又陸地棉に就いて見るに元來朝鮮の氣候は棉の栽培に適するけれども比較的暖地を好む

陸地棉が最初朝鮮の一隅に栽培せられ漸次普及して大正十年朝鮮六道を限り十萬五千町歩に達したのが益々在來棉を壓して北進し現在黄海は勿論平安南北道に迄普及し總作付段別二十二萬二千町歩に達してゐるのは素より陸地棉が在來棉に比して良質多收なるに在るけれども之に加ふるに棉が國策的見地より益々その重要性を加へられ品種の改良、栽培法の改善と相俟つて周密なる指導獎勵の加へられた事が克く陸地棉栽培に對する地理的氣象的制約を打破し従來陸地棉の栽培困難とした地域に迄普及を見たに外ならない。煙草は耐旱性強き作物なると朝鮮の氣候風土が煙草耕作に好適せる爲古より全鮮到る處耕作せられ、殊に忠州、安東、龍仁、成川、寧越、金城地方は銘葉の産地として名高い。今田作物の主要作付方式を表示すると左表の通である。

地帯	所屬道名	主なる栽培作物の組合せ
二年四作	京畿、忠北、忠南、全北 全南、慶北、慶南、江原 道襄陽以南沿海地方	大麥—大豆—大麥—大豆 大麥—雜穀—大麥—雜穀 大麥—棉—大麥—棉
二年三作	黄海、平南、平北の南半 江原、忠北(堤川、丹陽 方面)、慶北(榮州、奉化 方面)、咸南(永興以南)	麥類—豆類(大豆、小豆、綠豆)—粟

平北山地帯、咸南(定平以北)咸北

燕麥、馬鈴薯、春時大麥、蕎麥、粟

尙咸南、咸北(南部)の沿海地方には春時大麥に大豆を間作する一種の二年四作地がある。

四 其の他の農産と氣候風土との關係 果樹は概して夏季の陰鬱過濕を忌むを以て朝鮮の氣候は之が栽培に好適である。但し寒氣に弱き柑橘、枇杷等には不適である。現在果樹栽培は極端な寒冷地を除き殆んど全鮮に普及してゐるのを見れば朝鮮の氣候風土が好適なるを示すものにして殊に鐵道沿線に栽培地多きは寧ろ經濟的事情がその分布に大なる關係があるのを思はしめる。養蠶に對しても自然環境は適良なりと云ふべく桑の耐寒性優良品種の選定と蠶種の改良により現今全鮮到る所優良産繭を見るに至つた。又乾燥せる氣象は家畜の生産に適し冬季の低溫も毛皮用家畜の飼育には反て好條件にして加ふるに廣大なる山野及耕地は飼料生産の素地に富むを以つて畜産の將來も甚だ有望である。之を要するに朝鮮は農業上の天恵が豊かであつて其の經營上一般に好影響を與へてゐると言ふことが出来る。左に氣象上主要地に於ける氣溫及日照時間を表示する。

累年平均氣溫 (朝鮮總督府觀測所調査)

山	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	年平均
釜山	1.9	2.2	3.0	3.3	4.2	10.0	13.8	15.6	13.5	10.3	7.4	4.8	16.3	10.6

木浦	京城	元山	新義州	平壤
0.2	(-) 6.3	(-) 3.7	(-) 4.5	(-) 8.0
1.6	(-) 2.3	(-) 2.5	(-) 6.2	(-) 4.9
5.3	3.3	2.4	(-) 0.1	1.3
2.3	2.0	9.4	8.0	9.4
16.4	16.5	14.9	15.1	15.4
20.6	21.0	19.1	20.2	20.5
27.7	27.4	23.7	23.7	23.0
26.1	27.7	23.4	24.0	24.3
28.8	28.3	28.8	29.2	28.9
16.0	15.3	12.0	11.0	11.8
4.6	5.8	5.6	5.4	5.2
27.6	(-) 1.5	(-) 1.0	(-) 6.2	(-) 5.2
157.9	158.5	153.1	150.6	150.7
23.3	20.7	19.3	19.3	19.3

備考

一 計数は氣象觀測開始より昭和十二年に至る平均とす。

二 氣温は攝氏とす。

累年平均日照時數

(%)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	年平均
木浦	46.9	48.8	55.3	55.4	58.3	57.7	57.4	57.4	55.3	54.7	52.5	49.5	640.3	53.4
京城	50.0	50.8	55.5	55.2	58.9	57.5	57.7	57.5	55.3	54.7	52.5	49.5	640.3	53.4
新義州	50.6	50.2	55.0	55.6	58.7	57.9	57.8	57.6	55.4	54.8	52.6	49.6	640.4	53.5
釜山	55.5	55.3	59.9	59.6	62.8	61.7	61.3	61.2	59.0	58.4	56.2	53.2	640.7	53.8
元山	60.0	60.0	63.3	63.7	66.0	64.6	64.8	64.9	62.0	61.4	59.2	56.2	640.7	53.8

備考 清津は昭和十二年二月より觀測開始の爲累年値を算出せず。

五 災害

1 旱水害 前述の狀況は平年に於ける氣象の概況であるが朝鮮は古來より旱水害甚しく十年毎に大旱害或は大水害一回、二十年毎に大飢饉ありとの諺がある。李朝實錄に依れば歴代五百年間に其の三分の一は旱の記事を見る。

始政以來の主なる旱魃の年は大正八年、大正十三年、昭和三年、昭和四年、昭和七年、昭和十年、昭和十四年にして水害は大正十四年、昭和五年、昭和九年である。水害時に於いては數日にして六〇〇耗乃至一、〇〇〇耗の豪雨をもたらし爲に林野の荒廢と水利設備の不完全とに依り耕地の流失、埋没、農作物の被害は勿論人畜の溺死を見最近に於ては大正十四年漢江流域及昭和九年の洛東江流域の水害は殊に慘狀を極めた。然し水害は概して局部的である。之に反し旱魃は其の區域廣大にして被害も甚しい。最近に於ては昭和十四年の中南鮮を襲ひたる大旱害最も激しく前年秋より降雨量少なく年雨量平年の半六〇〇耗程度にして水稻は固より田作の被害廣大に亘り罹災農家の被害亦筆舌に絶するものがあつたのみならず帝國の食糧需給に一大異變を齎すに至つた。特に水利組合地區の如き灌溉設備を有するものも貯水池の涸渴、河川用水源の水位低下等に依りその能力を發揮するに至らなかつた。

今旱水害年に於ける被害(水稻のみ)を示せば左の通りである。

年次	災害の種類	水稻の被害面積 (七割減収以上のもの)	年次	災害の種類	水稻の被害面積 (七割減収以上のもの)
大正八年	旱	二〇〇,〇〇〇町	昭和四年	同	一一二,〇〇〇町
同十三年	同	一三四,〇〇〇	同九年	水	一一四,五〇〇
昭和三年	同	二一四,〇〇〇	同十四年	旱	六九三,四〇〇
				雹	

2 其の他の災害 旱水害以外の災害としては冷害、霜害、雹害、雪害等にして冷害、霜害は高地帯に多く雹害、雪害は各地に年々発生する。然し共に局部的被害にして其の額は差程大きくない。近時農耕法の進歩に伴ひ病蟲害の発生も亦多く水稻の稻熱病、腐敗病、棉の炭疽病の如く氣候の不順に關聯して年に依り大発生を見るものもある。

第三章 土地

第一節 土地利用状況

(一) 總面積と地類別面積 朝鮮の昭和十四年總面積は二千二百二十六萬三千町歩、内耕地面積は四百九十五萬九千町歩で總面積の二割三分三厘、林野面積は一千五百八十八萬一千町歩で總面積の七割一分

三厘、雜地は百四十二萬三千町歩で總面積の六分四厘に當つてゐる。

年次	總面積	耕地	林野	雜地	耕地に對する割合	林野	雜地
昭和十年	三,三〇〇,七六五町	四九七,九四三町	一,五九一,七五八町	一,四三〇,〇六四町	七・五%	四七・五%	四五・〇%
同十一年	三,三〇〇,七六五町	四九四,九八〇町	一,五九〇,七五八町	一,四三〇,〇二七町	七・四%	四七・五%	四五・〇%
同十二年	三,三〇〇,七六五町	四九四,九八〇町	一,五九〇,七五八町	一,四三〇,〇二七町	七・四%	四七・五%	四五・〇%
同十三年	三,三〇〇,七六五町	四九四,九八〇町	一,五九〇,七五八町	一,四三〇,〇二七町	七・四%	四七・五%	四五・〇%
同十四年	三,三〇〇,七六五町	四九四,九八〇町	一,五九〇,七五八町	一,四三〇,〇二七町	七・四%	四七・五%	四五・〇%

- 備考
- 一 總面積は「朝鮮總督府統計年報」に依り之を町歩に換算したるものである。
 - 二 耕地面積は「農業統計表」に依るものとす。
 - 三 林野面積は「林野統計」の林野林相別面積より「農業統計表」の火山を差引いたものである。
 - 四 雜地面積は總面積より耕地、林野面積を差引いた殘面積である。

(二) 總面積と耕地面積 朝鮮の昭和十四年總面積は二千二百二十六萬三千町歩で耕地面積は四百七十六萬三千町歩、田三百十九萬六千町歩、合計四百九十五萬九千町歩である。次に總面積に對する割合を見ると畚七分九厘、田一割四分三厘、畚田計二割二分二厘に當つてゐる。

年次	總面積	畚	田	合計	總面積に對する割合		
					畚	田	合計
昭和十年	三,三〇七,七五九町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	〇.五七	〇.四三	一.〇〇
同十一年	三,三〇七,七五九町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	〇.五七	〇.四三	一.〇〇
同十二年	三,三〇七,七五九町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	〇.五七	〇.四三	一.〇〇
同十三年	三,三〇七,七五九町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	〇.五七	〇.四三	一.〇〇
同十四年	三,三〇七,七五九町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	〇.五七	〇.四三	一.〇〇

備考

- 一 總面積は「朝鮮總督府統計年報」より之を町歩に換算したものである。
- 二 耕地面積は「農業統計表」に依つた。

(三) 耕地面積 昭和十四年の耕地面積は畚百七十六萬三千町歩、田三百十九萬六千町歩、合計四百九十五萬九千町歩である。尙耕地面積は僅か増加の傾向にあつたが本年は田の面積は減少を示した。次に昭和十四年の一毛作畚百二十萬一千町歩、二毛作畚五十二萬八千町歩である。

年次	登錄耕地		未登錄耕地	計	田	合計	畚	田	計
	一毛作	二毛作							
大正八年	一,二五五,八五七町	三〇七,三五八町	一,五五九,九〇町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十年	一,四〇八,八〇三町	四三三,七五九町	一,八四二,五六二町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同十一年	一,四〇八,八〇三町	四三三,七五九町	一,八四二,五六二町	一,七〇三,五九一町	一,五〇四,一六八町	四,九〇七,九四八町	一〇〇	一〇〇	一〇〇

年次	耕地面積	戸口	耕地一町歩當人口
同十二年	一,二四八,六三〇町	一,〇四三,二四三	一.二〇
同十三年	一,三〇七,〇〇〇町	一,〇七三,八八六	一.二二
同十四年	一,三〇七,〇〇〇町	一,〇七三,八八六	一.二二

備考

- 一 本表の面積は「農業統計表」に依るものとす。

(四) 耕地面積と戸口 昭和十四年の耕地面積は四百九十五萬九千町歩で耕地一町歩當人口は四、六〇人である。更に農家一戸當の耕地面積は畚五反八畝歩、田一町六畝歩、合計一町六反四畝歩に當つてゐる。

年次	耕地面積		總人口	農家戸數	耕地一町歩當人口		農家一戸當耕地面積	
	畚	田			畚	田		
昭和十年	一,二四八,六三〇町	一,〇四三,二四三町	一,〇四三,二四三人	一,〇四三,二四三戸	一.二〇	一.〇四	一.二〇	
同十一年	一,三〇七,〇〇〇町	一,〇七三,八八六町	一,〇七三,八八六人	一,〇七三,八八六戸	一.二二	一.〇五	一.二二	
同十二年	一,三〇七,〇〇〇町	一,〇七三,八八六町	一,〇七三,八八六人	一,〇七三,八八六戸	一.二二	一.〇五	一.二二	
同十三年	一,三〇七,〇〇〇町	一,〇七三,八八六町	一,〇七三,八八六人	一,〇七三,八八六戸	一.二二	一.〇五	一.二二	
同十四年	一,三〇七,〇〇〇町	一,〇七三,八八六町	一,〇七三,八八六人	一,〇七三,八八六戸	一.二二	一.〇五	一.二二	

備考

- 一 耕地面積及農家戸數は「農業統計表」に依るものなり。
- 二 總人口は「朝鮮總督府統計年報」に依るものとす。

(五) 耕地面積と農作物栽培面積 昭和十四年の耕地總面積は四百九十五萬九千町歩で今農業統計表に依り同年の主要農作物栽培面積を累計すると六百二十三萬一千町歩となる。尙此の栽培面積中二割は米、二割四分は麥類、四割三分は食用農作物、四分は棉が占め、蔬菜、綠肥作物、工藝農作物、桑、果

樹等が一割三分に當つてゐる。

種別	面積	耕地總面積に對する各栽培面積の割合		種別	面積	耕地總面積に對する各栽培面積の割合	
		主要農作物栽培面積に對する割合	主要農作物栽培面積に對する割合			種別	面積
耕地總面積	四、九七、〇〇〇町歩	100.0	100.0	果樹	一、六六、〇〇〇町歩	〇.三	〇.三
主要農作物	六、三〇、七〇八町歩	126.7	126.7	棉	三、五三、一八五町歩	三.五	三.五
米	一、三三、四、八〇七町歩	26.8	26.8	蔬菜	一、八五、〇〇〇町歩	一.九	一.九
食用農作物	一、四一、〇〇三町歩	28.4	28.4	綠肥用作物	一、五二、一〇八町歩	一.五	一.五
工業農作物	二、六〇、六五三町歩	52.5	52.5				
	九〇、四六四町歩	18.2	18.2				

備考 本表は「農業統計表」に依るものとす。

(七) 自作、小作別耕地面積 昭和十四年の自作地面積は百九十萬五千町歩、小作地面積は二百六十二萬一千町歩で之を耕地總面積に比すると自作地は三割八分四厘、小作地は五割二分九厘に當つてゐる。

年次	自作		小作		計		耕地總面積に對する割合		大正三年を100とする指數	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	自作	小作	自作	小作
大正三年	一、〇四三、七五三町歩	20.8	一、〇四三、七五三町歩	20.8	二、〇八七、五〇六町歩	41.6	41.6	100.0	100.0	
昭和十年	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	二、二六〇、〇〇〇町歩	45.4	45.4	108.2	108.2	
昭和十一年	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	二、二六〇、〇〇〇町歩	45.4	45.4	108.2	108.2	
昭和十二年	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	二、二六〇、〇〇〇町歩	45.4	45.4	108.2	108.2	
昭和十三年	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	一、一三〇、〇〇〇町歩	22.7	二、二六〇、〇〇〇町歩	45.4	45.4	108.2	108.2	
昭和十四年	一、三三〇、〇〇〇町歩	26.8	一、三三〇、〇〇〇町歩	26.8	二、六六〇、〇〇〇町歩	53.6	53.6	126.7	126.7	

備考 本表は「農業統計表」に依るものとす。

第二節 土地改良

第一項 水利灌溉状況

李朝の初期に在つては爲政者は水利灌溉に意を用ひ堤堰(溜池)及淤(井堰)の完成せられたるもの堤堰六千餘、淤二萬餘を算するに至つたのである。然るに中葉以降稅政相重ぎ從來の水利灌溉施設も漸次侵占、冒耕、盜耕等荒廢の因を襲ね、李朝末期に於ては殆んど昔日の俤を止めない迄に荒廢し、繼に番全面積の約二割が漸く灌溉設備を存するに過ぎず、爾餘の約八割の番は其の運命を擧げて不安なる天水に委ねるの狀態に在つた。

總督府は彼上の實情に鑑み、施政以來水利灌溉施設の普及改善に意を用ひ疲弊せる農民の民力涵養に寄與せんことを期し、後節に於て記述するが如き諸種の施設を實施し來つた。昭和十四年末現在に於ける調査に依れば、左表に示す如く番總面積百七十五萬町歩(荒地成の面積を含まず)中水利安全番八十六萬八千町歩(四割九分)水利不安全なる灌溉設備を有する番三十六萬七千町歩(二割一分)となり、爾餘の五十一萬七千町歩(三割)は未だ天水のみ頼る水利不安全番なりと雖之を施政當時に比すれば全く隔世の感ありと云ふべきである。

灌漑施設別面積一覽表 (昭和十四年末現在調査)

區分	水利組合		水利組合に依らざるもの		水利不安全區		計
	箇所數	面積	箇所數	面積	箇所數	面積	
灌漑設備を有するもの	33,940	3,349,000	6,081	3,040,000	3,040	3,040,000	39,061
堤堰	33,940	3,349,000	6,081	3,040,000	3,040	3,040,000	39,061
揚水機	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	3,000
其他	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	3,000
灌漑設備を有せざるもの	4,000	400,000	4,000	400,000	4,000	400,000	12,000
計	37,940	3,749,000	10,081	3,440,000	7,040	3,440,000	50,061

第二項 耕地の改良擴張

一 土地調査の完成 舊來朝鮮には地籍の制度なく、土地の所有權極めて不確實の状態なりしを以て、明治四十二年より之が基本となるべき土地調査を開始し、爾來八年の星霜を費して、大正六年其の完成を見るに至つたのであるが、林野は土地調査の範圍外であつたので、大正八年より之が調査に着手し大正十三年に全鮮の調査を完了した。

二 未墾地及公有水面の開發

(一) 國有未墾地の貸付及付與 干潟、河邊又は山麓に於て民有に屬しない可耕地の存在するものが尠くなく、概測に依れば干潟地二十餘萬町歩、河邊荒蕪地七萬町歩、山麓傾斜地八十萬町歩と稱せら

れて居る、而して此等未墾地は之を開拓して土地利用を完からしむるの必要を認め、保護政治の初期に於て國有未墾地利用法を發布して一定の事業を経営することを條件とし、未墾地を一定期間内貸付して貸付料を徴し事業成功の上は其の土地を無償又は有償を以て讓與することになつた。然し貸付後の指導助成の欠如、受貸付者の技術能力の貧弱、受貸付者の資金調達不如意權利賣買を目的とする者の取締不十分等の原因に依り國有未墾地の處分は相當進捗したに拘らず、其の利用は甚だ不振の状態に在つたのであるが、後述する如く産米増殖計畫の實施に伴ひ漸次成績の見るべきものがあるに至つた。

(二) 公有水面の埋立免許 公有水面の埋立に付ては特別の法令がなく、從來國有未墾地利用法を適用して來たのであるが、大正十三年朝鮮公有水面埋立令の實施を見るに及んで農業の目的を以てする公有水面の埋立に付ても本令に依ることになつた、即ち埋立に付ては免許を受けさせ其の工事竣工したときは事業者に對し埋立地の所有權を取得させることになつた。

三 堤堰の修築助成 在來の主なる水利灌漑の設備は堤堰及淤にして、其の數堤堰は六千餘淤は二萬餘を算したのである。然れども此等は前述のやうに殆ど荒廢に歸し、其の用を爲さない狀況であつたので、施政後に至り地方廳の調査設計と國庫の補助並に蒙利者の賦役を促し、指導獎勵を加へた結果、大正七年度未迄に修築を了したものは堤堰及淤一千九百三十七箇所其の灌漑面積五萬二千町歩に達した。大正八年の税制整理以後は地方廳に財源を移付することとして地方廳をして之が助成に當らし

めることとなり其の助成面積は詳でないが相當面積に達する見込である。

四 水利組合の經營に依る土地改良事業の助成 明治三十九年三月水利組合條例が發布せられたが民度低き朝鮮には共同施設を爲すもの少かつたが、内地人が移住して營農に従事する者逐年多きを加へ大規模の農業經營を企畫する者増加するに及んで、水利組合設立の機運漸く動くに至つたので大正六年朝鮮水利組合令を發布し舊條例に代へた。然るに水利組合の設立には事業の調査、設計の完備を必要とし、之が爲には多額の經費と技術者の臨時雇傭を要する等實施上困難を伴ひ、爲に水利事業の勃興運々として振はず、事業助成促進上猶遺憾の點が多かつたので、大正八年四月水利組合補助規定を制定し、事業の調査計畫を申請に依り政府に於て施行することを得るものとし、併せて工事費補助として事業費の一割五分以内を國庫より下付することとした。更に大正九年には土地改良事業補助規則を制定し、補助金の交付に付ては單に水利組合のみならず、個人の行ふ事業に對しても之に依ることとなつた。

五 朝鮮産米増殖計畫に基く土地改良事業の實施 總督府に於ては大正九年鮮内に於ける米の需要増加に備へ且農家經濟の向上を圖り、併せて帝國食糧問題の解決に資せんが爲、番八十萬町歩の改良擴張を三十箇年に完成せんとする案を樹て、先づ其の第一期計畫として十五箇年を期し四十二萬七千五百町歩の土地改良事業を完成すると共に、一方耕種法を改善し兩者相俟つて約九百二十萬石の産米を増

加しやうとする所謂朝鮮産米増殖計畫を樹て實行に着手した。

爾來着々事業の進捗を圖つたが、計畫の當初に於て企圖したる事業實行の機關の實現を見ないのと、計畫樹立後に於ける財界の變動に伴ひ企業熱は頓に衰退し、殊に一般金利は高率で工事費に對する二割乃至三割の政府の補助金を以てしては採算甚だ困難なる等、諸種の事情に依り實施以來大正十四年末に至る六箇年間に於ける成功豫定面積約九萬町歩に過ぎず、事業の進展豫期の如くでないので速に之が對策を講ずる必要を認め、大正十四年末第五十一議會の閉會中中央政府と折衝の結果政府幹旋に依り大藏省預金部より低利の事業資金及農事改良資金の融通を受けることとし、從來の資金難を緩和し、更に事業の代行機關を受けて計畫の進展を確保すると共に、農事改良資金の融通に依り施肥の増加を奨励し品種の改良と相俟つて工事完成後の増收を圖り、以て企業者の利潤を増加する方策の下に産米増殖計畫に改訂を加へ、大正十五年度以降十二箇年（完成は十四箇年）に付新に八百二十萬石（土地改良施行面積を三十五萬町歩と改訂し、其の増收四百七十二萬石とす。）の産米増殖を圖ることとした。

而して其の後に於ける土地改良事業施行の状況を見るに當初三、四年間は、大體に於て大なる支障なく順調に進捗したが、昭和五年秋收期以來米價の慘落は事業の採算を困難にし、又著しく農家經濟を逼迫させた爲に豫定計畫の遂行困難となつた等、諸種の事態に處する爲水利組合設置の收益採算の基

礎たる米の石當價格十四乃至十二圓を八圓以内とし、工事費は物價勞銀低下の趨勢に鑑み二割程度を減額することとし、又起債利率を低下するの外事業代行機關を統一して、企業の統制を圖り、代行手數料の引下を行はせる等、臨機各種の對應措置を講じ鋭意計畫の遂行に努めたのであるが、當時内地を通じ累年豊作に恵まれ本計畫は此等米穀事情の變遷に鑑み、昭和七年七月計畫遂行の特務機關たる土地改良部を廢止し、其の事務は之を農林局の所管とし規模を縮少し、尙昭和九年に至り内外兩地に於ける急迫せる米穀事情の解消する迄此計畫の遂行を中止することとなり、力を専ら既着手事業の完成に努め、其の儲昭和十三年度を以て之を一應完了したのであるが其の實績左の如くである。

(一) 施行面積

區分	總豫定計畫	實績	總豫定計畫に對する實績の割合
着手	1,500,000町	1,250,000町	83%
竣工	1,500,000町	1,250,000町	83%

(二) 事業資金

區分	總豫定計畫	實績	總豫定計畫に對する實績の割合
國庫補助金	28,000,000圓	26,800,000圓	96%

企業者調査資金	政府幹旋資金	計
33,077,000	12,170,000	45,247,000
14,533,000	8,776,000	23,309,000
18,544,000	3,394,000	21,938,000

(三) 産米の増收(土地改良に依るもの)

區分	總豫定計畫	實績		總豫定計畫に對する實績の割合
		水利組合に依るもの	計	
作付面積	1,500,000町	1,250,000町	1,250,000町	83%
増收量	1,500,000石	1,250,000石	1,250,000石	83%
反當増收量	1,500,000石	1,250,000石	1,250,000石	83%

六 土地改良事業補助規則の制定 大正八年水利組合補助規程を設け水利組合の企業を助成することにしたのは既述の通であるが、大正九年度より朝鮮産米増殖計畫を實施することとなり、個人事業に對しても國庫補助金を交付する必要がある結果、一般的に補助金交付に關する規定を設ける必要を認め、大正九年十二月朝鮮總督府令第一九七號を以て土地改良事業補助規則の制定を見たのである。其の後數次の改正を経て今日に及んだのであるが、現行規定の概要を述べれば次の如くである。

補助事業の種類及補助率 土地改良事業の爲投下したる工事費に對しては毎年度豫算の範圍内に於

て左の割合を以て補助するを原則とす。

沓の灌漑排水の改善を爲すもの

五割以内

海面又は水面を埋立若は干拓して沓と爲すもの

五割以内

田、林野其の他の土地を沓と爲すもの

五割以内

耕地整理、暗渠排水其の他沓の區劃形質の變更を爲すもの

三割以内

特別の事情ある場合には此の制限を超えて補助を爲し得ることとし、又一地區十町歩未満及工事費豫算額二千圓未満の小規模のものに對しては、本規則に依る補助を行はない。但し沓の灌漑排水の改善を爲すものに付ては道が補助金を交付する場合當該道に對し補助金を交付することを得るものとし、其の補助金額は道の交付する補助金額の五割を超えることを得ないこととした。

七 土地改良基本調査 土地改良基本調査は主として前記朝鮮産米増殖計畫實施上の必要より施行したのであるが、全鮮に亘り水系別に地押的に將來改良若は開墾干拓し得べき土地の所在、面積、用水の關係、工事施行の方法、其の經費概算等を調査し、將來に於ける耕地改良擴張の基本資料と爲すと共に其の結果を公表して一般企業家の資料に供し、以て土地改良事業の促進に資せんとするもので、大正九年度以降十箇年の日子と二百七十五萬餘圓の國帑とを費し、昭和四年度を以て其の完了を見たのである。而して調査した面積は干潟地を含み二千二百五十五萬六千四百九十九町歩で土地改良事業施

行可能見込の地區數は、甲號地區(二百町歩以上のもの)五百三十四箇所、其の面積四十九萬八千八百九十二町歩、乙號地區(二百町歩未満のもの)一千六百二十四箇所、其の面積十五萬一千六百六十六町歩を算し甲號地區に付ては其の所在、面積、事業費概算、増収見込等を公表し、更に詳細な事業計畫を知らうとする者に對しては本府並に地區所在の道、府、郡、島廳に於て事業計畫書及圖面を閲覧せしめてゐる。尙本調査に依る土地改良施行可能面積を事業種別に示せば左の如くである。

既成沓の灌漑改善	三三九、九一五町歩
地目變換	一四五、六四四町歩
開墾	一六、三六二町歩
干拓	七三、三五七町歩
防水	一、四九六町歩
其の他 (水路道路等の潰地)	八三、七八四町歩
計	六五〇、五五八町歩

八 土地改良事業の監督 土地改良事業の經營は總て之を組合組織に據らしめることは不可能事に屬するるので個人經營をも認めなければならず、之が企業に付ては初め官の認許を受けしむることとし、其の取締を厳正にし相當成果を收めたのである。然し官の認許制度は行政上の便宜手段たるに止まり、

何等法規上の根據なく實施上不便が少くなかつたので、昭和十二年十二月制令第十六號を以て朝鮮土地改良令を公布し、同三月五日總督府令第二十九號を以て同令施行規則を發布し昭和三年七月一日より施行した。而して土地改良に關する法令に依り認可を受けたる土地改良事業は、昭和十四年末現在に於て水利組合を除き個人事業に於て百八十一箇所施行面積三萬七千二百七十一町歩に達した。

九 小規模土地改良事業の助成

(一) 小規模土地改良事業の助成 朝鮮産米増殖計畫實施の結果大規模の土地改良事業は、著しき進展を見たが、該事業の目的達成上小規模の土地改良事業に付ては之を顧みる暇がなかつたので、農村の實情に鑑み昭和五年度より小規模土地改良事業（一地區十町歩未満の開墾开拓又は三十町歩未満の灌漑改善、地目變換を爲すもの及工事費豫算額五千圓未満なるもの）に對し國庫補助金を交付するの途を開き、道費補助金と併せ工事費の五割程度を補助し、之が助長促進を圖ることとした。而して昭和十四年度迄に交付した國庫補助金は累計三十七萬一千七百七十四圓、施行地區三百二十箇所、施行面積八千五百七十六町歩に達した。

(二) 旱害對策を目的とする小規模土地改良事業の助成 朝鮮産米増殖計畫は米穀事情の變遷に伴ひ、昭和九年計畫中途にして一時之を中止するの已むなきに至つたが、朝鮮の現状は未だ年々旱魃の被害より免れざる番が九十萬町歩あり農村更生上之に對する施設の一日も忽緒に附し難いものがある

を認め、昭和十二年度に於て既存堤堰狀等の改修を行へば旱魃の被害より免れ得る地區十八萬八千町歩中差當り五萬二千五百町歩に付毎年三千五百町歩宛十五箇年間に其の改修を行ふ計畫を樹て、土地改良補助規則を改正し右工事に對しては特に五割以内の國庫補助を與へ、尙技術的援助を與へる爲道に國費職員を増置し、又水利組合事業として行ふものに對しては特に低利資金を斡旋する等濃厚なる指導助成を爲すこととした。而して昭和十四年度迄に交付したる國庫補助金は六十八萬九千七百四十九圓、施行地區九十二箇所、施行面積七千二百七十三町歩である。

十 既成土地改良地區に於ける施設改善の助成

(一) 追加改良工事の助成 既成土地改良地區に於ては年所を経るに伴ひ既存設備の改良或は追加工事の施行をしなければ豫期の收穫を擧げ得ないものがあるに至つたので、昭和五年以降年々之が補助金を計上し工事費に對し三割の補助を與へ之を助成することとしたが、昭和十四年度迄に本工事に對し支出した國庫補助金は累計百二十二萬二千五百圓に達した。

(二) 耕地整理の助成 從來施行せられたる土地改良事業地區に於ては主として水源及主要用排水施設完備せられたと云ふものの用水配給、悪水排除等の局部的施設が之に伴はない爲、給排水の圓滑を缺き灌漑方法も田越し灌漑多く、極めて不經濟なる營農を餘儀なくせられて居る狀況に在るので、之が改良を圖る爲昭和十二年度に於て計畫を構立し差當り第一期計畫として三萬町歩に付毎年一千

五百町歩宛二十箇年間に小用排水施設の改善を行ふこととし、右工事に對しては土地改良事業補助規則の規定に依り二割の國庫補助金を交付し、尙測量設計に付ても國及道に於て可及的援助を與へ、又水利組合の行ふ事業に對しては低利資金の斡旋を爲すこととした。而して昭和十四年度迄に實施せる地區數一七、蒙利面積四千九百六十五町歩にして、之に對する補助金交付額は九萬一千七百八十二圓である。

以上耕地の改良擴張に關する施設の大要を述べたが、後述の如く昭和十五年時局の要求に鑑み帝國の主要食糧たる米穀の自給確保を目指して樹立せられたる朝鮮増米計畫に基く土地改良事業の實施を見るに至り、前記小規模事業及耕地整理の助成は之に抱括實施することとなつた。本計畫の實施に依り朝鮮に於ける土地改良事業は更に一段の發展を遂げるであらう。

第三節 土性

朝鮮に於ける農耕地の土壤調査は嘗て明治三十八年韓國土地農産調査なるものがあるが其の調査員の寡少なりしことと調査期間が短少であつたこと等によつて本格的且徹底的な調査を行ひ得なかつた。近來朝鮮に於ける金肥の消費額は逐年急激な躍進的增加を示しつゝあるが一般農家の施肥法を觀るに不合理な點多く朝鮮獨自の氣候狀態及び各種各様の土性又は作物の特性等を全く考慮せず徒らに肥料を濫用

多施して增收を計らんとする爲却つて蒙る被害尠なからざる狀況にある。而して農耕地土壤に就いては其の後調査が行はれた事なかつたが急激に増加しつゝある肥料消費の趨勢のみならず時局の深刻化と共に、農業に於ての施肥栽培の根底であり基礎となる可き處の土壤の徹底的な調査の必要性が益々認識せられ昭和十一年度以降初年度九八、七四二圓、次年度以降一一九、九四六圓、十箇年合計一、一七一、七三八圓の經費を以て十箇年計畫によつて本格的な且徹底的な土性調査を開始し目下着々進捗中である。調査期間は各道農事試験場に調査班として一―三班(技手一名、雇員二名、傭人一名)全鮮合計十六班を配置し夫々各道の農耕地に就て次表の如き計畫の下に調査の實務に當らしめ別に本府農事試験場には技手二人雇員四人を置いて各道、調査班の採集せる土壤の化學分析を行はしめ、尙本府に監督官として技師三人を置いて一切の本事業の監督に當らしめてゐる。

現地土壤調査實績表

區別	畓		田		計
	總耕地面積	調査面積	總耕地面積	調査面積	
總計	一、六六九、七〇〇町	一、〇七〇、〇〇〇町	二、七〇六、九三三町	一、〇七〇、〇〇〇町	四、〇四三、七三三町
總督府	七五、〇〇〇町	三三、〇〇〇町	八三三、五五三町	一、六八、〇〇〇町	一、六八、〇〇〇町
地方廳	一、五九四、七〇〇町	一、〇三七、〇〇〇町	一、八七三、三八〇町	八〇二、〇〇〇町	二、六三九、〇〇〇町

調査年度	調査費		調査費ノ計
	道	班	
昭和十一年度調査費	1,670,000	5,000	1,675,000
昭和十二年度調査費	1,570,000	5,000	1,575,000
昭和十三年度調査費	1,570,000	5,000	1,575,000
昭和十四年度調査費	1,570,000	5,000	1,575,000
計	6,380,000	20,000	6,400,000

土性の概説 朝鮮に於いて目下實施中の土性調査は漸く計畫年次の半に達した處であり、當初の計畫面積の調査も未だ終了せず、調査終了地域の成績を取纏め成績を公にするに至っていない。従つて今此處に朝鮮の土壤に就いて詳細且正確な説明を述べ難く、之に關しては調査終了と共に詳細にして精確且浩瀚な成績報告の發表が近く續々と行はれる筈であるが、今全般的に見た場合の朝鮮の土壤についての概略を説明すれば次の様である。

一 田土壤 田土壤は氣候の影響や支配を多分に受けるものであるが朝鮮の氣候は一箇年の大半即ち九月より六月に至る十箇月間は降雨極めて寡く大部分の地方はこの間降雨量よりも蒸發量の方が多く所謂乾燥型を示し、夏期七、八、二箇月間に一、〇〇〇耗内外又は中、南鮮では、更に一、〇〇〇耗以

上に達する獨特の型を示して居る。従つて土壤は多分にこの影響を受けてをり、而も釜山であることと、治水の不備なこと、相俟つて、夏期の豪雨による地表の浸蝕作用が極めて強く行はれ、土壤の表層は著しく洗ひ流され或は移動堆積を反覆してゐるものが多い。故に土壤が一定箇所にて、不動定着して氣候の作用を受ける事比較的少く田土壤は殆んど風化の進度幼稚な未熟土壤とも考へられる。之が爲母岩の性質を未だ、多分に内藏するものも多く、一般に腐植質の含量寡く内地に於ける州地の腐植含量の半量程度と見られるものが大部分であり、地味比較的瘠薄、鮮かな黄色、黄褐色、赤褐色、赭色等を示すものが多い。

朝鮮に於ては花崗岩及花崗片麻岩が最も廣大なる分布及面積を占め、これに由來する土壤は西、北鮮より中、南鮮に亘つて至る所廣く分布してゐる。この種土壤はその母岩に含有される石英粒の多少、結晶の大小によつて、或程度の差異があり、石英粒の礫又は粗細砂を含有する程度如何によつて壤土、壇壤土、壇土等となり、淡褐黄色、黄赤色、赤褐色等の稍粘重なる土壤であつて一般に餘り極端な酸性土壤は存在しない。

然し慶南、全南、北、地方の多雨地帯に於ては局部的に極端なる強酸性を示す赤褐色の花崗岩土壤が一部存在してゐる。

其の他の火成岩(斑岩、砂岩、凝灰岩等)より來る土壤は石英結晶少く腐植の少い粘重な淡黄色、黄赤色

赤褐色の埴土又は埴壤土、壤土をなし、酸性の度も餘り強いものは少い。

但し全羅南道海南郡に見る様な酸性噴流岩質凝灰岩、其の他母岩自身酸性の強きものから來た土壤には往々相當強酸性の土壤を見ることがある。

京畿道漣川郡、咸鏡北道明川郡、吉州郡等咸鏡南道安邊郡、黃海道谷山郡、新溪郡、及全羅南道濟州島等に分布するアルカリ玄武岩に由來する土壤は通常酸度も比較的強くなく、腐植の少い黄赤色、黄褐色、赤褐色、褐赤色、赭色等の極めて粘重なる埴土をなす、然し濟州島東南側又は江原道鐵原附近には腐植の多い全酸度の可成高い暗褐色又は黒褐色の埴土をなすものも一部見られる、一般に田土壤は磷酸缺乏土壤であるが特に玄武岩に由來するものは著しい。平安南道、黃海道の田の大半を占める廣大なる面積の石灰岩土壤は黄赤色、赤褐色、赭褐色の粘重なる埴壤土又は埴土をなし、稀に弱酸性のものがあるが大部分のものと殆んど中性であり、時に微アルカリ性を示すものがある。

慶尙南道、全羅南道其の他に廣く分布する水成岩より來る土壤は母體たる水成岩の頁岩、粘板岩、砂岩、礫岩等の内容の差によつて土壤も夫々異り砂壤土、壤土、埴壤土、埴土等となり、淡黄色、黄赤色、赤褐色、或は之に母岩の色調が混入し帶紫、帶青綠又は灰色等を混じたものがある。この種土壤は強酸性土壤は極めて少く大部分は弱酸性乃至微酸性であり、石灰質の母岩より來るもの殆んど中性のものすら存在する。

この土壤は強く浸蝕されたもの又は岩石の劈裂が横又は斜向のもの多い爲風化の深部に及ばないもの等多く土層も比較的薄く數厘より一米以内で母岩に達するものあり、且つ又水成岩の岩片、礫等を多量に混在するものが相當ある。

二 沓土壤 沓土壤はその成因及形態から大別して三つに區分し得られる。

その一は海成土又は河口の沖積土で、海水又は食鹽を含有する河川水的作用を受けたる土壤であつて、朝鮮南海岸より西海岸に亘り廣く散在分布する干潟地及大なる河川の河口沖積、三角洲等である。その除鹽の程度によりて性質形態等區々なるも、その特徴とする處は土壤の鹽類含量高く、早魃時の被害に對する特別の注意及初春の除鹽操作等に特殊な方法を必要とすること、これ等土壤は一定の水的作用によつて沈積したる土壤であつて、之を組成する粒子の大きさが比較的單調であり、沈積時の位置、地形、水の動き等に因つて夫々個々特有の粒徑のものが大半を占め之が土壤の理化學的性質を支配し、惹てはこれが作物の根の發育、施肥の效果に大なる影響を及し、又斯る土壤は水稻を栽培するに當つて硫酸還元菌繁殖に好適の條件を具備し、時として相當多量の硫化物すら含有する爲、水稻根の黒變腐敗を招き秋落又は稻熱病發生の原因として相當の關係あるものと考へられる。此種土壤は、従つて處により砂壤土、壤土、埴壤土、埴土等各種各様のものがあり、一般に加里の供給量は相當豊富である、反應は鐵算江下流余北沃溝、金堤平野等には表土中性にして、下層土の相當強きアルカリ

性を示すものあり、又洛東江下流金海平野、榮山江下流等には下層土の強酸性なる處あるも、大部分は殆んど中性又は微酸性の程度である。番土壤の第二のものとしては純然たる河川の作用によつて沖積された、所謂河成土であつて、これは内陸到る處河川の兩側に展開する平地に存在するもので、位置、地形、河水の流速等によつて砂土、砂壤土、壤土、埴壤土、埴土等種々雑多であり礫を混在するものもあり、内部の形態も極めて複雑化し、腐植含量も一般には相當に豊富にして、内地に比して大なる遜色なく、酸性の度も著しく大なるものは少い。

番土壤の第三のものは、河川の沖積に因らざるものの中天水番として水稻を栽培しつゝある殘積土或は所によつて水利事業の完成により水利安全番となつた、嘗つての田土壤がある。斯る土壤は番として利用せる經過年月の長短によつて内部構造、形態、性質等も一定してゐないが、番化の程度に應じて、母岩の性質を存續し、徐々に土壤が番化しつゝある各種段階の土壤であつて、田土壤と殆んど差異なきものもあり、全く番土壤となつてゐるものもある。土性も亦母岩の種類、内容等に從ひ砂質土、壤土、埴壤土、埴土等各種のものがある。沖積の番土壤に比し天然燐酸加里の供給量が少い。

第四節 土地價格

耕地の時價は土地分布の多少、水利の便否、交通状態の如何其他個々の條件に依つて大差あり又經濟

界の狀況に依つて騰落を異にするのであるが朝鮮に於ける最近の時價を見るに昭和三、四年頃迄比較的高値を示したが昭和五年の金解禁並に農産物の農作等に基く穀價の暴落に依り落勢を示し昭和六年最低となり反當番は八十一圓、田は三十圓の安値を示したのである。そして昭和七年及同八年は低調の儘略保合の情勢に見送られたが昭和九年には前年頃よりのインフレーション政策及米穀統制政策等の影響を受け俄然騰勢に轉じ昭和十一年には昭和三年同様の價格まで立直り其の後穀價騰貴と低金利政策に伴ひ土地投資熱昂まり昭和十四年には番は二百十六圓、田は七十五圓と曾てなき高値を示すに至つた。總督府では金融機關の貸出抑制を促すと共に資金調整法の運用に依り之が抑制を計りつゝあるももつと根本的方策に就いても目下考究中である。

年次別全鮮一段歩當年平均賣買價格調 (中等地單位圓)

年 度 別	賣 買		指 數	
	番	田	昭和三年を100とする	田
昭 和 三 年	114	54	100.0	100.0
同 四 年	115	46	101.8	86.6
同 五 年	114	33	100.0	77.7
同 六 年	82	25	71.9	55.4
同 七 年	84	25	73.7	55.5

第三章 土 地 第四節 土地價格

四三

年次	總戸數	農家戸數	農家戸數に對する割合
昭和八年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和九年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十一年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十二年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十三年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十四年	4,070,000	2,810,000	69.0%

(朝鮮殖産銀行調査に依る)

第四章 農業 家

第一節 農業戸口

(一) 總戸數と農家戸數 昭和十四年末朝鮮の總戸數は四百二十九萬七千戸、其の内農家戸數は三百二萬三千戸であつて總戸數に對する農家戸數の割合は七割四厘である。

年次	總戸數	農家戸數	農家戸數に對する割合
明治四十三年	2,021,000	1,366,000	67.6%

年次	總戸數	農家戸數	農家戸數に對する割合
昭和十一年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十二年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十三年	4,070,000	2,810,000	69.0%
昭和十四年	4,070,000	2,810,000	69.0%

(二) 專業、兼業別農家戸數 昭和十四年末の耕作に従事する農家は三百二萬三千戸である、内九割五分三厘は專業農家であつて其の數は二百八十八萬一千戸、四分七厘は兼業農家であつて其の數は十四萬一千戸である。

年次	農家總戸數に對する割合	
	專業農家	兼業農家
昭和十年	2,810,000	2,810,000
昭和十一年	2,810,000	2,810,000
昭和十二年	2,810,000	2,810,000
昭和十三年	2,810,000	2,810,000
昭和十四年	2,810,000	2,810,000

(三) 自作、小作、自作兼小作別農家戸數 昭和十四年末の耕作に従事する農家を自作農、自作兼小作農

小作農、純火田民、被備者に區別すると其の戸數自作農は五十四萬戸、自作兼小作農は七十一萬九千戸、小作農は百五十八萬三千戸、純火田民六萬九千戸、被備者十一萬二千戸であつて、總農家戸數に比較すると其の割八分は自作農二割四分は自作兼小作農、五割二分は小作農、純火田民は二分、被備者は四分である。

年次	地		農		家		戸		數		千		分		比		例
	甲	乙	主	自	小	小	純	被	計	地	主	自	小	純	被	計	
大正三年	1,475,540	1,475,540	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 八年	1,707,740	1,707,740	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 十三年	1,663,830	1,663,830	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
昭和四年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 九年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 十年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 十一年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 十二年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 十三年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000
同 十四年	2,326,870	2,326,870	5,577,270	1,045,000	9,122,270	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,045,000	1,000

(四) 養蠶及養禽戸數 昭和十四年の養蠶戸數は八十二萬三千戸であつて其の飼育季節戸數は春蠶八十二

萬三千戸、夏秋蠶六十五萬六千戸で其の農家戸數に對する割合は養蠶戸數は二割七分二厘である、養禽戸數は鶏百六十四萬七千戸、鶉八千戸で農家總戸數に比較すると養鶏戸數は五割四分五厘、養鶉戸數は三毛である。

年次	農家戸數	養蠶戸數	飼育期間別戸數		養禽戸數	養鶏戸數	養鶉戸數	養蠶戸數に對する割合
			春	夏秋				
昭和十年	2,326,870	823,000	823,000	823,000	1,503,870	1,503,870	0.354	
同 十一年	2,326,870	823,000	823,000	823,000	1,503,870	1,503,870	0.354	
同 十二年	2,326,870	823,000	823,000	823,000	1,503,870	1,503,870	0.354	
同 十三年	2,326,870	823,000	823,000	823,000	1,503,870	1,503,870	0.354	
同 十四年	2,326,870	823,000	823,000	823,000	1,503,870	1,503,870	0.354	

(五) 家畜飼養戸數 昭和十四年の家畜飼養戸數は牛百三十八萬二千戸、馬三萬四千戸、綿羊五千戸、山羊三萬二千戸、豚百五萬九千戸である。

年次	家畜飼養戸數		昭和十四年		飼養指數	
	牛	馬	牛	馬	牛	馬
昭和四年	1,338,330	40,100	1,338,330	40,100	100.0	100.0
同 十年	1,338,330	40,100	1,338,330	40,100	100.0	100.0

第四章 農業戸口		第二節 農業世帯と農業人口		第三節 移住者及開拓民		四八	
同 十一年	一、五五三、九三〇	七〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三、五七三、二二二	一、一三六、九〇六	一〇〇・三	三三・一
同 十二年	一、五八四、九三〇	七〇、〇〇〇	一、七七五	一、八一五、一八〇	一、〇〇・三	八九・七	一、五五〇
同 十三年	一、五八四、九三〇	七〇、〇〇〇	二、九一九	一、〇〇、四〇五	一、一三〇、三三〇	一一・六	一、六・六
同 十四年	一、五八四、九三〇	七〇、〇〇〇	四、五五五	三、三九二、一〇六	一、〇六、四〇九	二二・六	八四・五

第二節 農業世帯と農業人口

昭和五年十月一日に行はれた國勢調査の結果に依れば農業人口は本業者が七百六十六萬五千人である、之れを農業世帯數二百八十八萬三千に比較すると一世帯當りの農業人口は二人六分六厘である。

年次	農業世帯	農業人口		計	農業一世帯當人口
		男	女		
昭和五年	二、八八三、一八〇	五、〇四四、八六八	三、六三〇、八六八	七、六七五、七三六	二・六

第三節 移住者及開拓民

(一) 内地人農業移民 朝鮮が我が帝國の保護政治となり生命財産の保障次第に安固となりたる爲内地人にて朝鮮に於ける農事經營の有利なるに着眼して朝鮮に渡來し土地を購入して農業經營をする者漸次

増加した、而して日韓併合に依り此等渡來者は益々多くなり明治四十三年末には其の數二千百三十二戸を算へた。此等農業者中には成績豫期の如くでない爲他業に轉ずる者尠くなかつたが東洋拓殖株式會社の移民招致(明治四十四年開始昭和三年廢止)或は中央政府の移住獎勵金交付(大正十三年開始昭和九年廢止)等に依り内地人農業者の數は逐年増加し昭和十二年末には七千六百三十七戸に達した、之の分布状況を見るに氣候溫和で交通便利なる南鮮地方に多い、自由移民は移住當初に在りては風土、地味其の他の事情内地と差異を無視した内地式農法を行つた結果一時失敗をした者尠くなかつたが漸次地方の事情に通じ風土に適應した農法を行ふやうになり數年で前の損失を挽回して相當の成功を爲すが常であつた、殊に大正五年以降數年連續した財界で好況にて農産物價格が昂騰し彼等既往の經驗に依つて收量の増加と共に著しく收益を増大した爲に移住民の經濟状態が良好となつた保護移民は東洋拓殖株式會社が朝鮮の移民事業を使命として創立された會社で明治四十三年第一回移民募集をし爾來年々數百戸の移住民を取扱ひ昭和十五年末現在には三千八百八十三戸である保護移民の成績は相當良好であるが此等移民は主として既墾地に收容した爲動もすれば鮮人小作人の生活を脅かすとの非難を惹起したのに鑑み大正十年以降第一種移民(一戸に付耕地二町歩以内の割當を受けその土地代金に年六分の利子を付し四箇年間据置二十五箇年以内年賦償還を爲したる後該土地を所有するもの)の募集は之を廢止し第二種移民(割當地十町歩以内とし土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂

込み残金に年七分の利子を附し二十五箇年以内年賦償還に依り土地所有權を譲渡せられ割當地の一部は之を自作し他は小作に付するものとすに限り招致することに改め三戸に付五町歩内外の土地を譲渡し、自作兼小地主たるべき農業者を作り移民の素質を改良すると共に現在朝鮮人小作人に對する供用地の移動を少からしめることとしたが近時第二種移民に對しても朝鮮人農家の生活を脅かすといふ非難があり又讓渡出來る社有地僅少となつた爲昭和二年以降第二種移民の募集も廢止した、又不二興業株式會社にては釜羅北道沃溝郡米面所在該社所有干拓地一千八百町歩の内既成地一千町歩にし新に内地より三百戸の移民を收容して不二模範農村を造る爲昭和二年迄二百二十二戸の營農者を招致したが昭和三年四月組織を變更して不二農村産業組合を設立し不二興業株式會社の事業を繼承して收容戸數を三百二十五戸と豫定し昭和九年三月末收容を完了した、又平康産業組合にては江原道平康郡邑を距る一里以内にある高原地帶約五百町歩の地に移民百戸を招致して模範的自作農村を建設しやうとして昭和八年四月末豫定戸數の收容を完了した。

(二) 農地移住獎勵 大正十五年以降産米増殖改訂計畫の實施に伴ひ開墾干拓事業勃興したが開墾干拓地にては練熟した耕作者を得る爲に困難な實情であつたので耕地比較的狭少な地方の農民を選択して之を開墾干拓地に移住させる獎勵方法を講じる必要を認めた爲昭和四年十一月府令第九十九號を以て開墾干拓地移住獎勵補助規則を發布して其の後數次の改廢を見現在昭和十年五月府令第七十四號にて新

に農地移住獎勵補助規則を發布して土地改良施行地移住獎勵規則は之を廢止した、農地移住獎勵補助規則の概要左の如くである。

朝鮮土地改良令に依る土地改良施行地に移住するもの南鮮地方(慶北、慶南、全北)より西北鮮地方(黄海、平南、平北、咸南、咸北)へ移住者を招致したる場合には其の土地が土地改良施行地でない場合でも補助をなすことが出来ることとした。

而して南鮮地方より西北鮮地方へ移住者を招致する場合には移住費用比較的多額を要するのと氣候風土も著しく相異なる爲特に保護を厚くするのが適當と認め移住者一戸に付百圓以内を補助することとした。南鮮地方より西北鮮地方へ移住の場合を除いて土地改良施行地へ移住者を招致した場合には移住者一戸に付五十圓以内の補助金を交付する。

農地移住獎勵補助豫算及実績表 (昭和十五年三月末日現在)

年度別	豫算額	補助戸數	補助額
昭和四年度	600,000円	2,260戸	226,000円
同 五年度	600,000円	2,260戸	226,000円
同 六年度	600,000円	2,260戸	226,000円
同 七年度	600,000円	2,260戸	226,000円

同	八年度	四、三三三	四、三三三
同	九年度	四、三三三	四、三三三
同	十年度	四、三三三	四、三三三
同	十一年度	四、三三三	四、三三三
同	十二年度	四、三三三	四、三三三
同	十三年度	四、三三三	四、三三三
同	十四年度	四、三三三	四、三三三
計		四、三三三	四、三三三

(三) 滿洲開拓民 鴨綠江及豆滿江を隔て相連る朝鮮と滿洲とは、歴史的に古くより民族的交渉行はれ就中北鮮地方の住民にありては、恰も鮮内に移動する如く滿洲に移住した。殊に滿洲國の建國により此の新天地を翹望して移住する者夥しく、閩島省の如きは、人口の八割を朝鮮移住民に依り占めらるゝ状態である。

斯の如き情勢に鑑み本府に於ては、昭和九年五百六十戸、同十年二百四十戸、同十一年五百九十二戸を計畫開拓民として、主として安全農村(昭和六年度より同十年度迄の間に於て、治安不良にして既住地に歸農すること能はざる者を收容する爲南滿に於ては營口、鐵嶺、三源浦の三箇所、北滿に於ては河東、綏化の二箇所)に本府經費を投じて建設せる農村を謂ふ)に收容し、更に恒久的對策として、昭

和十一年より十五箇年間に第一期計畫として、約十五萬戸七十五萬人の農家を特別の保護助成の下に滿洲移住の計畫を樹立し、之が實行機關として昭和十一年九月勅令に依り鮮滿拓殖株式會社を京城に設立すると共に、其の事業會社として、滿洲國勅令に依り滿鮮拓殖株式會社を新京に設立し、兩社一體不可分の關係にて事業の遂行に當り、事業開始の第一目たる昭和十二年に於ては、二千五百二十六戸を主として閩島省内に移住せしめた。然るに滿洲國の治安漸次肅正せらるゝに及び、自由開拓民の數激増したる結果原住民との間に種々面白からざる事態を招來したので、昭和十三年より移住地を特定し、移住者の數を毎年概ね一萬戸とし、之等の者には本府の發給する移住證を携帯せしむることとした。然るに昭和十四年に於ては從來の方針を修正し原則として全滿を入植地域とし、移住の形態は耕地取得の關係上新に集合形態を調ふこととし、集團、集合、分散の三種と爲し特に集團、集合、開拓民に對しては、移住旅費一戸當平均四十圓を補助した。而して同年十二月に於て滿洲開拓事業は、日滿を一貫する國策として實施することとなり、朝鮮人開拓民は内地人開拓民に準じ取扱ふこととなつた。此の滿洲開拓たるの重大使命に鑑み昭和十三年より鮮滿拓殖株式會社に、江原道洗浦に訓練所を設置させ、開拓民の中堅となる青年を養成して來たが、昭和十五年四月より之を本府に於て經營することとし、開拓民の指導者たるべき者及中堅者たるべき者の訓練養成並に青年義勇隊の訓練を實施してゐる。

開拓民の送出状況別表の通であるが集團、集合、開拓民は、人口の密度、一戸當耕地面積其の他各般の状況を考慮し主として、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、江原道の七箇道より送出してゐる。

滿洲開拓民送出調表 (昭和十五年十一月末日現在)

年次別	集		合	散		計
	開	集		分	散	
昭和九年	5,200		5,200		5,200	
同 十一年	2,400		2,400		2,400	
同 十二年	5,900		5,900		5,900	
同 十三年	2,536		2,536		2,536	
同 十四年	2,799		2,799		2,799	
同 十五年	3,920		3,920		3,920	
同 十五年	2,810		2,810		2,810	
計			1,030		1,030	
計			1,030		1,030	

備考 昭和九年より同十二年迄のものは何れも集團開拓民にして自由移住をなしたる者の数は不詳なり。

第五章 肥料其の他の資料

第一節 肥料

一 概況 始政以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法で地方極端に消耗し主要作物の反當收量の如き

は内地の半にも及ばない状態であつたので先づ以て地方恢復を圖ることを目標とし自給肥料の増産に努めて來たが爾來民度の向上施肥に對する觀念の發達に伴ひ又大正八年以降安全なる販賣肥料の獎勵等に依り漸次改善の跡を見るに至つた。

昭和に入るに及んで産米、産繭、田作、棉作等各種農産物増殖計畫が樹立實施せられ自給肥料は勿論販賣肥料に對しても積極的に施肥の増加を獎勵する必要があつたので昭和元年以降肥料改良増施獎勵計畫を樹立し實施するの外農事改良低利資金(肥料購入資金を含む)の融通、昭和三年朝鮮肥料取締令の實施、昭和十年度よりの系統農會の肥料配給幹施事業の實施等極力肥料の生産増加、品位の保全並に廉價供給を圖ると共に之等肥料の施用法を完からしむる爲昭和十一年より土性調査を實施することとした。而して昭和十二年に於ては朝鮮重要肥料業統制令を、昭和十三年に於ては朝鮮臨時配給統制令を施行し更に昭和十四年三月朝鮮肥料販賣價格取締規則を公布し肥料價格の適正を期し以て配給の圓滑を圖り肥料經濟の改善に努めて居る。

二 自給肥料 自給肥料の増産獎勵は朝鮮に於ける肥料獎勵の根本方針として施政以來極力之が増産に努め來つた所であるが特に昭和元年度より肥料改良増施獎勵計畫を樹立實施し主として堆肥並綠肥の普及増産を圖ることとし昭和十年度に於て堆肥六十六億萬貫、綠肥約八億萬貫の肥料を自給することを目標に毎年國庫より道費に對し(一)綠肥の種子費(二)綠肥、堆肥指導里洞設置費(三)肥料講習講話會費(四)

肥料奨励技術員設置費等に對し年額二十萬圓乃至三十萬圓の補助金を交付した。本計畫實施に依り一般農家の自給肥料増産に對する自覺大に革まるに至り一面肥料知識の向上に依る販賣肥料の施用と相俟つて従來の掠奪農法を脱し合理的農業經營に進むに至つた。

第一次 自給肥料増産奨励成績

種別	計畫直前	昭和十年(完成時)の目標		昭和十年実績	比較増減(%)
		總生産量	耕地反當量		
堆肥	一九、三三六	六〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	六九、五五三	一五、〇〇〇
綠肥	五、三九九	七、七〇〇	一、一〇〇	五、一〇〇	(△) 二、六〇〇
合計	一九、八三五	六七、七〇〇	一六、一〇〇	七四、六五三	(△) 六、八〇〇

以上の如く第一次計畫に於ては相當の増産を得、農家經濟の改善に資するところ少くなかつたのであるが未だ右にては地力を維持するに必要なる數量に達しないのに鑑み昭和十一年度以降引續き第二次自給肥料計畫を樹て最小限度耕地地力の維持を圖ることとし堆肥、綠肥、下肥、灰肥等の増産に努めてゐる更に昭和十五年七月特殊農産物種子需給調整規則を公布し綠肥種子の需給の円滑を期し綠肥の増産に資してゐる。第二次自給肥料増産計畫の概要次の如し。

第二次 自給肥料増産計畫

(一) 期間 自昭和十一年 十箇年
至昭和二十年

(二) 目標

種類	昭和十年現在生産高見込		昭和二十年完成後に於ける目標		同上、増産量
	總生産量	耕地反當量	總生産量	耕地反當量	
堆肥	六〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	九六、〇〇〇	二五、〇〇〇	三六、〇〇〇
綠肥	八、九〇六	一、二〇〇	一三、〇〇〇	一、六〇〇	四、〇九四
栽培綠肥	五、一五三	〇、七〇〇	八、八〇〇	一、一〇〇	三、六四七
天然綠肥	四、六五三	〇、六〇〇	五、〇〇〇	〇、七〇〇	〇、三四七
下肥	一、九〇八	〇、三〇〇	一、九〇八	〇、三〇〇	〇
灰肥	三、二四八	〇、四〇〇	三、二四八	〇、四〇〇	〇
合計	八〇、一五三	一〇、二〇〇	一二、〇〇〇	一、七〇〇	三九、八五三

(三) 施設及所要經費

施設	國庫補助金額		總額
	年額	十箇年總額	
(一) 綠肥新規普及費補助	四九、八六六	四九八、六六〇	四九八、六六〇
(二) 種子代費補助	三三、二四四	三三二、四四〇	三三二、四四〇
第五章 肥料其の他の資材 第一節 肥料			五七

種土の配付費補助	八三、一一〇	八三、一一〇
季節的指導員設置費補助	八三、一一〇	八三、一一〇
(一) 肥料講習講話會費補助	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇
(二) 肥料獎勵技術員設置費補助	一一、四、三三〇	一一、四、三三〇
計	一六八、四九六	一六八、四九六

三 販賣肥料 施政當初に於ては農家の經濟狀態貧弱なると農民の肥料に關する知識幼稚であつた爲に販賣肥料は之を奨励せず寧ろ抑制する方針を採つたのであるが其の後農家の經濟狀態漸次潤澤となるに及んで販賣肥料を施用せんとする者増加し來つたので大正八年以來技術員指導の下に大豆粕其の他の有機質肥料にして肥料成分確實、施用方法簡易なるものに限り之を施用せしむることとした。更に昭和元年度以降産米増殖計畫の更新に伴ひ一層積極的に奨励を加ふることとし肥料の購入其の他農事改良資金として低利資金を融通し且指導獎勵技術員の充實を圖つた。依て販賣肥料の需要は近年急激なる増加を來し最近に於ては八十八萬噸、九千萬圓を突破する狀況である。

然るに一般農家の肥料購入法竝に施用法を觀るに頗る幼稚にして而も肥料の市況竝に取引事情に關し爲其の購入法を誤り多大の損害を蒙りつつある實情に鑑み之が配給を改善して肥料を廉價に購入せしめ且其の肥料の施用を適正ならしむる爲從來各道、郡農會に於て施行し來つた小規模の肥料の共同購入並に共同配合事業の經營を昭和十年度以降朝鮮農會をして全鮮統一的に實施せしむることとし茲に

肥料配給五箇年計畫を樹立せしめ昭和十五年を期し鮮内全肥料消費量の五割を共同購入し更に其の六割以上を共同配合に附することとしたが既に現在に於て本計畫の完成を見其の購入額は五割共同配合額は其の八割以上に達して居る。現在朝鮮農會の肥料配合所は十六箇所に達してゐる。

從來朝鮮内に於て製造せらるるものは魚肥類、米糠等の外見るべきものはなかつたが昭和五年咸鏡南道興南に朝鮮窒素肥料株式會社設立以來硫安、石灰窒素、過磷酸石灰、化成肥料、調合肥料等各種の肥料を製造するに及び半島肥料界は頓に活氣を呈するに至り。更に昭和十五年平安南道順川に朝鮮化學工業株式會社設立せられ尿素石膏の製造を初め平安南道鎮南浦に朝鮮日産化學株式會社設立過磷酸石灰の製造を開始してゐる。

而して鮮産肥料中他に供給し得るものは硫安、化成肥料、鱈搾粕等にして逆に供給を仰がねばならぬものは大豆油粕並に過磷酸石灰等である。尙鮮内販賣肥料の消費額は逐年著しき増加を來し就中硫安其の他各種化學肥料の需要激増してゐるから鮮内に於て豊富にして低廉なる電力と石炭を利用し極力窒素肥料の増産を圖ることとしてゐる。又鮮内に豊富な燐灰石鑛床發見され之が急速な開發が圖られてゐる。

四 肥料取締

(一) 施行の趣旨 各種農産増殖の進展に伴ひ鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年躍進的激増を來しつ

つあるに拘らず鮮農の肥料に關する知識は遅々として進まず、其の大部分は肥料の實質鑑識力を缺くの状態にして此の間一部奸商の乘ずる所となり不正粗悪肥料の横行甚しく爲に農家の被る損害多大なるのみならず延ては農作物増産計畫の遂行を阻害するものがあるに依り販賣肥料の取締を施行し以て農家をして安易に優良肥料を購入せしむることを期した。

(三) 法規 朝鮮肥料取締令(昭三、九、三) 朝鮮肥料取締令施行規則(昭三、九、三) 改正(昭四、二、三) 朝鮮肥料取締令施行細則(昭三、一、三) 令を夫々公布し次で昭和三年一月一日を以て此等取締法規を施行した。

(四) 施設 右に關し各道に一名宛(京畿、慶南は二名)の肥料取締官吏(道技手)を置き、之が取締に當らしむる外本府及農事試驗場に關係職員を置く。

(五) 肥料取締實施の效果 肥料取締實施の結果従前盛んに行はれた肥料の偽造若は他物混和の如き極端なる犯罪は頓に其の數を減じ、昭和三年三、五、六〇件なりしものが同十四年には一、四二七件に減じ販賣肥料の品位の改善を來しつつあるのみならず肥料の樹賣の如き弊風亦漸く矯正せらるる等半島肥料界は革新の緒に就いたものと謂はねばならぬ。

五 肥料統制 販賣肥料消費額の躍進的增加に伴ひ、之が價格の公正と需給の圓滑を期するは農産物増殖上より觀るも、又農家經濟上よりするも極めて重要な事項である爲め昭和十二年三月朝鮮重要肥料業統制令を施行し、又硫酸アンモニア輸出入許可規則を公布し、硫安の供給確保を圖つたが、更に支

那事變動後に伴ひ肥料の供給不足、輸送困難等の事情發生するに及び肥料の供給確保、配給の圓滑、價格の公正は一層重要性を加ふに至つた。右に對應し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料配給統制令を公布施行し、一層強力なる統制を行ひ以て非常時下の農産資源確保を圖ることとし、肥料の販賣使用、消費、移動に關し、必要適切なる措置を講ずることとした。即昭和十三年七月粗製加里鹽輸入販賣に關し規定し、昭和十四年三月朝鮮肥料販賣價格取締規則を公布し、無機質肥料六種有機質肥料九種の肥料に就て卸小賣の販賣價格を公定し、更に昭和十四年八月過燐酸石灰、石灰窒素、粗製加里鹽等肥料の輸出許可規則を公布した。而して鮮内に於ける肥料の配給は道別、郡別、而別に數量の割當を行ひ嚴重な統制を施行してゐる。其の概要は左の如きものである。

一 肥料の配給

(1) 割當數量の決定

(イ) 道は管内に於ける當該肥料年度の月別、作物別、配給者別(農會、金融組合、肥料營業者)の需要見込量を前肥料年度の六月十日迄本府に報告する。

(ロ) 本府は右の報告を基礎とし、當該肥料年度の供給見込量、及各道の從來の消費実績配給の事情等を勘案し、道別、配給者別の數量を決定する。

(ハ) 道は割當られたる肥料を、更に郡別に、郡は更に面別に、面は更に里洞別に配給者別の割當數

量を決定する。

(2) 配給の実施

(イ) 配給の機關 本府は中央に主要販賣業者及主要輸入業者を以て朝鮮中央肥料配給統制組合(以下中央組合と稱す)を組織せしむ。中央組合に三部を置き第一部に於ては無機質窒素肥料、化成肥料を、第二部に於ては過燐酸石灰、移入調合肥料を、第三部に於ては有機質肥料を夫々取扱ふ。道は道内居住の中央組合特約店又は道知事の適當と認むる者を以て地方配給統制組合を組織せしめ、郡は郡内小賣店を以て小賣商組合を組織せしむ。

(ロ) 配給の方法 中央組合は本府に於て割當決定された數量を夫々農會、金融組合、地方組合に、又地方組合は道の決定した割當數量を小賣商組合及大地主農場等に、小賣商組合は一般消費者に對し本府道郡の指示監督の下に配給する。

二 價格 朝鮮販賣價格取締規則に依り公定してゐる。

尙肥料に關する統計を表示すれば次の通である。

第一表 昭和十四年肥料製造、輸移出入高表 (右數量 左金額 圓)

種別	製造		輸入		移出	
	高	金額	高	金額	高	金額
動物質肥料	三、五五五	四、八八八	—	—	—	—
植物質肥料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—
油類	—	—	—	—	—	—
大豆油類	—	—	—	—	—	—
菜種油類	—	—	—	—	—	—
棉實油類	—	—	—	—	—	—
其他油類	—	—	—	—	—	—
其他動物質肥料	—	—	—	—	—	—
魚肥類	—	—	—	—	—	—

種別	製造		輸入		移出	
	高	金額	高	金額	高	金額
動物質肥料	三、五五五	四、八八八	—	—	—	—
植物質肥料	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—
油類	—	—	—	—	—	—
大豆油類	—	—	—	—	—	—
菜種油類	—	—	—	—	—	—
棉實油類	—	—	—	—	—	—
其他油類	—	—	—	—	—	—
其他動物質肥料	—	—	—	—	—	—
魚肥類	—	—	—	—	—	—
液物質肥料	—	—	—	—	—	—
硫酸アンモニヤ	—	—	—	—	—	—
智利硝石	—	—	—	—	—	—

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
石灰 窒素	80,000 11,700				
過磷酸石灰					
磷酸アルミナ					
鹽化加里					
硫酸加里					
化成肥料	1,311,640 1,131,465		7,940,000 10,911,000	7,940,000 10,911,000	7,940,000 10,911,000
其他礦物質肥料	10,000 11,000				
調合肥料	1,131,000 1,131,000				
其他の肥料	4,900 4,900				
合計	1,131,000 1,131,000	1,131,000 1,131,000	1,131,000 1,131,000	1,131,000 1,131,000	1,131,000 1,131,000

備考

一 本表製造高中には調合肥料の原料として使用したる額は之を各種肥料より控除せざるに依り調合肥料は各種肥料と重複せるものなり
 二 固形肥料を単に粉砕する行為に對しても肥料製造の免許を要することを以て本表製造高中には粉末肥料と其の原料に供したる固形肥料と重複せるものなり

第二表 販賣肥料消費高表 (右数量 左金額 圓)

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
動物質肥料	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
魚肥類	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
其他動物質肥料	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
植物質肥料	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
油粕類	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
大豆油粕	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
菜種油粕	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
棉實油粕	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
其他油粕類	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000
糖 鐵 類	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000	1,860,000 1,860,000

第五章 肥料其の他の資材 第一節 肥料

肥料名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
其他植物質肥料	一、八、九、五、七	一、八、九、五、七	一、八、九、五、七	一、八、九、五、七	一、八、九、五、七
磷物質肥料	四、〇、九、三、〇、〇	四、〇、九、三、〇、〇	四、〇、九、三、〇、〇	四、〇、九、三、〇、〇	四、〇、九、三、〇、〇
磷酸アンモニヤ	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
智利硝石	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
石灰窒素	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
過燐酸石	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
磷酸アルミナ	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
鹽化加里	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
硫酸加里	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
化成肥料	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
其他磷物質肥料	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
其他肥料	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九
其他の肥料	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九	三、七、六、九、九、九

備考 本表は朝鮮肥料取締令施行規則に基く各道報告の製造高及輸移入高の計より輸出高肥料の製造原料に供したる肥料高の計を
控除したるものに更に持越量を加減したるものとす。

合計	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
耕地一反歩當消費額	一、七、二、〇、〇、〇	一、七、二、〇、〇、〇	一、七、二、〇、〇、〇	一、七、二、〇、〇、〇	一、七、二、〇、〇、〇

第三表 緑肥、堆肥の生産高表

(イ) 緑肥生産額 (単位面積 町) () 内は貫

種別	年次				
	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
紫作反別	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇
穀收反別	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇
豆大刈青	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇、〇
反當收量	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇	〇、〇、〇、〇、〇

第五章 肥料其の他の資材 第二節 肥料

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
べ作付反別	五、六三・七	六、三三・八	四、六〇・五	七、一五・〇	六、九七・一
つ收	六、三〇・〇	五、九二・〇	七、四九・九	七、四九・九	六、四四・三
チ反當收量	一、三三〇 (一、三三〇)	一、三三〇 (一、三三〇)	一、三三〇 (一、三三〇)	一、三三〇 (一、三三〇)	一、三三〇 (一、三三〇)
其他の作付反別	一〇・六	〇・五			
計合作付反別	一、七〇・一	三、九七・四	一、六三・三	一、六三・三	一、八五・二
計合收量	二、九〇・六	一、九〇・六	一、八三〇・〇	一、八三〇・〇	一、五〇・五

備考 反當收量は收穫面積に依り算出せるものとす。

(ロ) 堆肥生産額 (單位數量噸)

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
全耕地反當製造量	三、七五・六 (一、五八)	三、七六・六 (一、五八)	三、七五・六 (一、五八)	三、七五・六 (一、五八)	三、七五・六 (一、五八)

第四表

自給肥料消費高表 (單位數量千噸)

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
堆肥	三、七五・六	三、七六・六	三、七五・六	三、七五・六	三、七五・六
綠肥	一、三三・〇	一、三三・〇	一、三三・〇	一、三三・〇	一、三三・〇
栽培綠肥	一、三三・〇	一、三三・〇	一、三三・〇	一、三三・〇	一、三三・〇
山野草	一、六四・七	一、四九・〇	一、五九・七	一、七〇・五	一、七〇・五
山野	五、八八・三	五、四九・〇	五、九四・七	六、八三・六	七、一〇・五
糞尿類	六、四一・六	六、〇二・一	六、〇二・一	六、〇二・一	六、〇二・一
糞尿	四、九〇・五	四、八九・五	四、八九・五	四、八九・五	四、八九・五
人糞	三、三三・六	三、三三・六	三、三三・六	三、三三・六	三、三三・六
糞灰	一、五九・〇	九、九七・八	九、九七・八	八、四四・六	六、六六・八
鳥糞	六、三三・〇	五、八八・八	六、三三・〇	六、三三・〇	六、三三・〇
其他の糞尿	二、六四・七	二、七四・三	二、七四・三	二、七四・三	二、七四・三
其他の糞尿	七、九七・八	八、一八・三	八、一八・三	八、一八・三	八、一八・三

第五章 肥料其他の資材 第二節 肥料

種類	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
灰	一、三〇、三三三	一、五八、九七五	一、四四、九三三	一、五〇、九六三	一、六三、三三三
糞	一〇、一七、八八〇	六、一、九七五	一、〇、一、三三三	一、〇、一、三三三	一、〇、一、三三三
雑	一、三、七五〇	一、〇、七五〇	一、〇、七五〇	一、〇、七五〇	一、〇、七五〇
計	一、四五、九一三	一、七〇、九〇〇	一、五五、〇一三	一、六一、〇五三	一、七四、四一三

備考 本表は各道肥料消費高報告に依る。

第五表

耕地一反歩營肥料消費高表

(單位數量 圓)

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
販賣肥料	一、二六、一六六	一、一六、一六六	一、一六、一六六	一、一六、一六六	一、一六、一六六
自給肥料	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇
計	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六
耕地面積	四、四三、三九三	四、四三、三九三	四、四三、三九三	四、四三、三九三	四、四三、三九三

備考 耕地面積は土地臺帳登録耕地のみとす。

第六表

農家一戸當肥料消費高表

(單位數量 圓)

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
販賣肥料	一、二六、一六六	一、一六、一六六	一、一六、一六六	一、一六、一六六	一、一六、一六六
自給肥料	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇	一、八三、〇〇〇
計	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六	三、〇九、一六六
農家戸數	三、九〇、〇〇〇	三、九〇、〇〇〇	三、九〇、〇〇〇	三、九〇、〇〇〇	三、九〇、〇〇〇

第二節 農業用器具機械及農業藥劑

一 農業用器具機械 朝鮮は耕地擴張で農家一戸に對する耕作反別は内地に比して廣いのみならず耕作地は概ね土性重粘であるので耕耘に勞力を要する事多く従て一般に畜牛の力を用ふる様になり南鮮に於ては一頭曳、中北鮮に於ては今尙二頭曳を多く用いてゐる狀況である。即ち従來は耕耘用具としては牛犁を主とし在來鍬及中耕除草に兩用する「ホミ」があり調製用具としては唐箕類に限られてゐた。然し農業の進歩するに伴ひ原始的農具より漸次改良農具に轉換するやうになつたのであるが此の際朝

鮮農家に推奨すべき農具は使用方法平易で効果著しく價格低廉で而も堅牢であることを要件とするので當初先づ稻扱、唐箕、萬石、篩、扱摺臼、磨、備中鋏、シヨベル、松原鎌、灌水車、筵織機、三徳鋏、押切等拾數種を選抜し國庫及道費其の他より補助金を交付し之が普及に努むるの外農具購入の簡易化を圖る爲農會をして共同購入斡旋を爲さしむると共に農事試驗場及道農事試驗場に於ては優良農具の試験をなす等朝鮮に適合する農具の普及を圖つた。尙之が使用法に付ては農事講習會、傳習會を開催して實地の指導に努めた結果輒近小型發動機等動力に依る調製用具及揚水機の普及著しく其の外農具全般に亘つて需要頗る増加し之が農産物増産に齎らす影響甚大なるものがある。

然るに近時農機具製作資材の窮乏に伴ひ鮮内需要に對し供給の不足を招來せんとする情勢にあるので本府に於ては之が對策として物動計畫に所要資材を要求し其の稜得に依り本府の指定せる内鮮の農機具製造業者をして製作供給させ鮮内需要農機具を確保すると共に之が配給の適正を期する爲販賣業者を以て朝鮮農機具配給統制組合せしめ該組合として當局の指示に基き配給に當らせ統制ある配給を実施してゐる。

今最近に於ける主要農機具普及狀況を示せば左の通である。

年 度	石 油 發 動 機	揚 水 機	改 良 犁	脫 穀 機	扱 摺 機	精 米 機	唐 箕	萬 石	篩 織 機	筵 織 機
昭和七年	一四、五二	三、四三	六、六六	一、五八	七、五三	二、八三	八、四六	一、七九	二、四四	三、四〇

同 八 年	四、七六	三、四三	一、六七	二、七六	六、六三	三、四二	八、七三	一、七三	三、〇一	三、四一
同 九 年	三、六六	三、七九	一、四九	一、二七	六、六三	三、九九	九、六二	一、七四	三、〇九	三、四九
同 十 年	七、五三	三、〇〇	一、〇一	一、〇三	六、三〇	三、五七	九、〇一	一、七三	三、八四	三、五〇
同 十 三 年	一、六三	一、一八	二、八三	三、六三	三、五三	一、四一	九、八元	一、七三	三、八四	四、三六
同 十 五 年	三、六六	三、九〇	三、八六	三、三三	三、六〇	三、四一	八、六〇	一、四三	三、八六	六、四四

備 考

- 一 本表は各年一月末現在調査とし昭和十五年は七月末現在調査とす。
- 二 昭和十二年、同十三年及同十四年は調査を缺く尙昭和十三年扱摺機は動力のみとす。

二 農業藥劑 鮮内の農業發展に伴つて各種の病菌害虫の發生も激増して居る狀況に鑑み大正二年害虫驅除豫防規則を發布して之が防除に努める一方昭和八年には輸入植物の検査規則を發布して病菌害虫の附着侵入を防いで來た。晩近各種農産物の増産計畫に伴つて農業藥品の需要は益々激増して昭和十四年には百六拾萬圓の多額に上つた。

然るに之等の藥品は殆んど全部を内地から供給を仰いで居る爲内地に於ても農産物の増産計畫により農薬の需要が増加し、鮮内への供給は著しく窮屈となつて動もすれば之の配分に於て公平を期し難い虞があるので昭和十五年九月朝鮮農薬配給統制組合を組織させ此組合に鮮内農薬需要を各方面に涉り勘案し配給させてゐる。

昭和十四年度に於ける鮮内農薬需要数量及價格

薬品名	單位	總數	量	總金額
硫酸鉛	封度		112,000	112,000
カゼイン石灰	同		21,000	105,000
クボイト	同		100,000	100,000
硫酸ニコチン	同		100,000	100,000
デリス粉末	同		100,000	100,000
石灰硫黄合劑	斗		100,000	100,000
硫酸銅	斤		100,000	100,000
生石灰	噸		100,000	100,000
ソノイド其他	封度		100,000	100,000
リノイ其他	四五〇噸		100,000	100,000
石灰硫黄合劑其他	斗		100,000	100,000
メルクロン其他	個		100,000	100,000
計				1,000,000

第六章 農産物の生産

第一節 米

一 概況

朝鮮に於ては古くから米作を主業として居つたが施政當時の半島農村は人心の荒怠萎縮甚しく耕地は荒廢し稻作は徒らに掠奪粗放農法に終始して居つた。其の爲生産高も僅かに一千万石程度であり農家の經濟は極端な疲弊に喘いでゐたが當局は半島に於ける氣象、土質等自然要素が米作に好適であり耕地の擴張、改良の餘地頗る多いのに着目し農家食糧の充實、半島經濟の基本的産業として鋭意産米の改良増殖を奨励して來た。殊に鑿に計畫された産米増殖計畫の實施は土地改良事業の擴充と相俟つて品種改良、販賣並に自給肥料の増産増施、栽培法の改良等本格的軌道に乗り半島の米作は飛躍的成果を挙げたのである。其の結果逐年米の生産は増加し昭和十二年度は二千六百七十九萬七千石、昭和十三年度には二千四百十三萬九千石の生産に達し輸出數量も逐次遞増し昭和十二年度に於て一千百萬石に達するに至り其間帝國疆土内に於ける食糧問題解決に當る重要な役割を果して來た。(次表参照)昭和十四年度は未曾有の旱害に遭遇し爲に僅に千四百五十五萬六千石に過ぎなかつた。

而して今や農村振興運動は漸く其の眞意農民に徹底し他而國民精神總動員運動の全面的高揚と相俟つて半島農村は其の國民的自覺と熱意を以て銃後農民の責務として農産資源の改良増殖就中米作に邁進

しつとあるのであるがこの秋に當り當局に於ては鮮内稻作の現情に鑑み猶幾多餘地を存する耕種法の改善に依つて大いに増産を期せんが爲近代の科學的農法の指導を徹底し之が遂行に萬全を期しつのであるこの鮮内總動員官民一體となつた米穀増産の遂行は半島産業經濟の振張は勿論長期戦下に於ける帝國食糧の確保に益々貢獻をなすものとして期待すべきものがある。(附録増産計畫參照)

米の生産趨勢

年次	作付面積	反當收量	收穫量
明治四十三年	一、五三三、七三〇	六七九	一、〇四五、六五五
大正三年	一、四八四、〇〇四	九五三	一、四一〇、九七六
大正八年	一、五七〇、九七〇	八三六	一、三〇八、〇〇八
大正十三年	一、五七〇、七二六	八三九	一、三三九、五三三
昭和四年	一、六三三、〇六五	八四〇	一、三七〇、七四六
昭和九年	一、七一一、四九七	九七七	一、六七〇、二四八
昭和十二年	一、六三三、二一七	一、〇三三	一、六七〇、二四八
昭和十三年	一、六九〇、六三二	一、〇三三	一、七四八、八七四
昭和十四年	一、三三〇、八〇六	一、〇三三	一、四一〇、九七六

備考 昭和十一年以後は新調査方法に依りたるものにして昭和十年以前に舊調査に依りたるものとす。
昭和十四年は中南鮮の大旱魃に依り作付不能、收穫の大減收を見たるものとす。

昭和十三年度米作面積及收穫高表

道名	作付面積		收穫量	收穫高	
	水	陸		水	陸
京畿道	一、九七五、七五〇	三、三三〇、三三〇	三、九四〇、〇〇〇	三、四八二、六〇〇	三、七三〇、〇〇〇
忠清北道	六七〇、五七〇	七二八、八八〇	一、〇六九、四〇〇	八八九、九〇〇	一、〇六八、九〇〇
忠清南道	一、五八六、八〇〇	一、六八〇、〇〇〇	三、二九八、七〇〇	一、四一八、〇〇〇	三、三三九、〇〇〇
全羅北道	一、六五〇、〇〇〇	四、〇七〇、〇〇〇	三、六〇八、六〇〇	一、七〇、〇〇〇	三、六六〇、〇〇〇
全羅南道	一、九六、六五〇	三、三三〇、〇〇〇	三、七三三、九〇〇	三、五八、七〇〇	一、五八八、七〇〇
慶尙北道	一、三三〇、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇	二、一六三、〇〇〇	一九〇、二〇〇	二、一四三、〇〇〇
慶尙南道	一、七〇、〇〇〇	四、六四〇、〇〇〇	三、四四九、〇〇〇	二七、九〇〇	三、三七九、〇〇〇
黄海道	一、五九、九〇〇	四、六四〇、〇〇〇	一、九一七、六〇〇	三、三〇、〇〇〇	一、九六九、九〇〇
平安南道	八四、三六五	七、六四〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	八二、四〇〇	一、三九三、〇〇〇
平安北道	九五、〇〇〇	六、五五〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	六、四〇〇	一、六六八、〇〇〇
江原道	八五、一六三	三、八七〇、〇〇〇	一、三九〇、六三三	三、三三〇	一、三九三、〇〇〇
咸鏡南道	六五、七〇〇	五、五五〇、〇〇〇	八、三三〇、〇〇〇	五、六八三	八、六〇九、〇〇〇
咸鏡北道	一八、七〇七	一	一、九六、九七五	一六、九七五	一、六六八、〇〇〇
合計	一、三三〇、一五五	三、三三〇、三三〇	一、三三〇、一五五	三、三三〇、三三〇	一、三三〇、一五五

二 米穀の生産改良
(4) 品種改良

始政當時は幾多雜駁なる品種混淆し收量品質共に劣悪な在來種が栽培されてゐたので優良品種の普及を以て稻作改良の第一要件として全幅の努力を傾倒したのである。即ち本府及道農事試験場に於て優良品種を選出し道は採種番を設けて優良種子を育成して農家に配付すると共に民間に於て生産せる優良品種と優良品種の種籾とを交換せしめ兩々相俟つて優良品種の普及を行つた。之に加へて産米品評會、立毛品評會又は講習會等を開催して優良品種の有利な事を宣傳周知せしめた。其の後全鮮的に種子更新事業を實施して優良品種の普及に拍車を加へたので漸次作付を増加し昭和十三年度には其の作付面積百四十萬町歩となり水稻の總作付面積の八割六分に達するに至つたのである。

尙始政以來三十年間稻作改良の進歩に伴つて獎勵品種も幾多消長の経過を辿り目下各道に於て栽培する優良品種は全鮮二十四種に統一されたのであるが就中銀坊主、穀良郡、陸羽一三三號等の作付面積は百萬町歩水稻總作付面積の六割以上に達し鮮米の代表的銘柄として内地市場に取引せられて居る状況であつて優良なる同一銘柄米を多量輸出し得るは朝鮮米の一大特色とするところである。然し叙上の優良品種は主として内地系優良種であるが近時栽培技術の進歩及消費市場に於ける嗜好の變遷に伴つて朝鮮獨自の優良品種出現の必要に迫られ本府農事試験場に於て多年研究の結果中鮮及南鮮地方に適する新品種として榮光、瑞光、日進、豊玉の四品種、西鮮地方には銀龜等の育成に成功し昭和十二年度から栽培の普及に努め目下漸次是等優良新品種の作付面積を増加しつつあるのである。

優良品種普及の状況

(昭和十四年早稲にして作付面積の概況を
見たる爲昭和十三年度まで実績を掲記す)

年次	水		早	
	優良品種普及面積	水稻總面積に對する割合	優良品種普及面積	水稻總面積に對する割合
明治四十三年	一七、八七〇	三三	七、六五〇	二五
同 三十八年	一八、三〇〇	三三	八、八〇〇	二六
同 三十五年	一八、五五〇	三三	九、五〇〇	二七
昭和四年	一、五九、九六〇	三三	一、二、五〇〇	二六
同 九年	一、七〇、〇〇〇	三三	一、三、〇〇〇	二七
同 十二年	一、五五、七〇〇	三三	一、三、〇〇〇	二七
同 十三年	一、五九、六六〇	三三	一、三、〇〇〇	二七

昭和十三年度主要水稻優良品種作付状況

品種名	作付反別	摘	要
銀坊主	四二、五七〇	忠南、全南北、慶南北	
穀良郡	三九、六五〇	京畿、忠南、全南北、慶南北	
陸羽一三三號	三〇、六三〇	京畿、黄海、平南北、江原、咸南	
中生銀坊主	一〇、四四五	京畿、忠南北、黄海、江原	
錦	六、四三〇	忠北、江原	
多摩	九、七三〇	京畿、忠南、全南北、江原	

昭和十三年度陸稻主要優良品種作付状況

品 種 名	作 付 反 別	播 種 要
奈 良	三河、四河、八河	慶南
オ イ ラ ン	一七〇・二	京畿、忠北、全南北、慶北、平南、江原
淺 賀	一、六〇・〇	平南北

前述の如く優良品種は広く普及したが其間農家は種子に對する觀念乏しく取扱頗る粗雑である爲折角の優良品種も栽培後數年ならずして異品種を混浴し雜駁なる品種に劣變退化して其の特質を失ふものが多かつたので種子更新の必要を痛感し優良品種の種子更新を開始することとなつたのである。

本府及各道農事試験場は優良品種の純系分離並育成に努め且道に於ては原種を育成し更に郡及面に設置する系統的採種番に於て複製し一般農家に配付して五箇年を一期として在來種を驅逐して優良品種の普及を圖ると共に既に優良品種の普及せる全面積に種子更新を行ふ事とし大正六年から其の實行に着手し次で第一期産米改良増殖計畫に基いて系統的採種番中最も經營困難な最下級の採種番に對し國庫補助金を交付して道費助成の途を拓いたのである。之と同時に各道をして種子更新計畫を樹立せしめその徹底を期する事とした。其の實施方法は概ね郡又は面を單位として五區に分ち毎

年一區内の優良品種栽培面積全部に要する種籾を各農家の生産種籾と交換し且指導監督の徹底を期したのである。其の實績の甚だ良好なるに鑑み更に第二期、第三期と逐次計畫の建直しを行ひ從來の五箇年計畫を四箇年又は三箇年に短縮して益々其の結果の擧揚に努めたのであるが昭和十二年度からは内地市場の嗜好等を勘案し種子更新の徹底、優良品種普及の強化徹底を期する爲各道の種子更新事業に再検討を行ひ更新年限を二箇年乃至三箇年に短縮し更に現在に於ては一箇年乃至二箇年更新とし採種番の經營を改善して優良且純正種子の生産を計り種籾の保管及交換の完璧を期し以て朝鮮米の品質改善及收量の増加に最善の努力を盡しつつあるのである。

第四表 水稻種子更新計畫及實績

計 畫 期 別	年 次	面 積	播 種 積 算	面 積	播 種 積 算	計 畫 に 對 する 實 績 割 合
第 一 期	自大正十一年至同十五年	1,000,000町	1,000,000町	1,000,000町	1,000,000町	100%
第 二 期	自昭和六年至同十二年	1,000,000町	1,000,000町	1,000,000町	1,000,000町	100%
第 三 期	自昭和七年至同十三年	1,000,000町	1,000,000町	1,000,000町	1,000,000町	100%
第 四 期	自昭和十三年至同十四年	700,000町	700,000町	700,000町	700,000町	100%
第 五 期	自昭和十四年至同十五年	600,000町	600,000町	600,000町	600,000町	100%

(四) 栽培法の改良

種子の豫措 始政當時は播種前の種籾豫措に關しては全く無關心であつたが大正の末期頃から一般に水選を行ふ程度となり現在は全般的ではないが水利組合地區大農場等は勿論一般農家にして鹽水選を施行するもの續出するやうになつた。

赤米は在來種に多く其の除去は始政當時より力を致し粒選及穗選を行ひ或は赤米除去競進會等を開催して之が除去に努め一方優良品種の普及と相俟つて現在に於ては極めて部局地方を除く外は赤米の混入を見ざる様になつたのである。

苗代の改良 始政當時農家の慣行する苗代は粗略な整地の上に適當な區劃もせず苗代の全面に種籾を一坪當七―八合乃至一升餘の厚播とし管理も粗雑で用水は常に極端な深水とする爲繊弱徒長せる不良苗を作つてゐたので本番への挿秧後も容易に活着せず生育を阻害し収量に悪影響を及ぼす事が尠くなかつたが産米増殖計畫實施を契機として之が改良に努め短期苗代の設置を奨め續いて揚床薄播を奨勵し多年粗放農法に慣れた農家に對し銳意苗代改良を指導し來つた結果最近に於ては短期揚床苗代も殆んど全鮮に普及し播種量も坪當三合乃至四合程度の薄播となりつつあるのである。

尙最近肥料の増施と一般稲作改良の進歩に伴つて苗代半作の信條も漸く農民に徹底し用水の節約並に共同管理を行ふ爲水利組合地域内及大農場地區等に在りては集合苗代及共同苗代の設置も行はれ

著々健苗育成の成果を結びつつある狀況である。

移植の改良 在來の挿秧方法は極めて亂雑で自然疎植に流れ坪當の株數は三〇―四〇株程度一株本數は十本以上の大株であつた爲に減收の一因となつて居つたが現在に相當の小株、密植が行はれ又大正七、八年頃から南鮮地方では正條植を奨勵する段階として採種番、篤農家、内地人營農者等に片正條植を率先實行せしめて範を示し更に實行區域を擴大して其普及を圖つた爲漸次全鮮に普及し最近では正條植の行はれぬ處はない有様である。

又植付時期は一般に遅く西北鮮は六月下旬、中南鮮は七月中旬に迄互るのを普通としたが最近植付時期も一般に相當早植を行ふやうになつて來たのである。

施肥の改良 始政當時に於ける稲作は所謂掠奪農法で概ね無肥料栽培が多く従て反當收量は玄米七一八斗に過ぎなかつたが優良品種の普及と耕種法の改良は肥料の増施を招來したのであるが當時農民の民度は低く經濟力貧弱なる爲肥料は主として自給肥料を奨勵し金肥は寧ろ抑制する方針を採つたのである。

その後農家の智識向上と經濟力の進展に伴ひ大正八年頃より大豆粕等の金肥の使用を奨勵し昭和元年以來金肥は素より自給肥料としての堆厩肥及紫雲英ヘアリーベッチ等の栽培綠肥を奨勵して積極的に肥料の増施を勸奨した。又農事改良低利資金の融通開始し次で昭和三年朝鮮肥料取締令の發布

を見るに到り肥料の増施は一大進展を來したのである。

然し農家に於ける肥料の施用法並購買法は頗る不合理にしてその効果を完ふし得ないものが尠くないので昭和十年朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立せしめ合理的な配合肥料を調製して一般農家に施用せしめ他方又昭和六年より局部的に施行して來た土性調査を昭和十二年より全鮮的に實施してゐるが將來は之に依つて地域別に合理的な施肥量を定め農家をして施肥上過誤なきを期せしめんとしてゐるのである。

中耕除草の改良 從來水稻の除草は一般に粗放で中には植付けた儘放置して顧ないものも尠くないが當局の指導奨励に依つて中耕除草の回数は一、二回乃至三回程度となり最近農法の集約に伴つて中耕除草器の如き農具も全鮮に普及し中耕除草の觀念も漸く農家に湧起するやうになつて來た。

特に稗は赤米と共に朝鮮米の品位低下に關係する處が多かつたので苗代及本番に於ける抜取の奨励に或は稗拔デリの設定、或は稗拔競進會の開催等農家個々の抜取と併行して部落共同抜取を勧奨し實稗の共同焼却を講ずる等相當徹底した督勵を行つた結果最近に於ける稗は著しく減少して産米に混入する稗を絶無ならしめてゐる事は大きな効果と謂ふべきである。

病蟲害の防除 由來朝鮮は稻の病蟲害に對しては無智であつて始政當時被害の多かつた浮塵子の如きは之れを天蟲と稱し坐視し其の跳梁に任す有様であつた。而して肥料の増施、耕種法の集約化に

つれて病蟲害の發生も漸次増加し病害としては稻熱病、馬鹿苗病、胡麻葉枯病、苗腐敗病等全鮮到處に發生し又二化螟蟲、浮塵子、蝗蟲、葉卷蟲、葉潛蠅等の害蟲の被害も亦年々増加の趨勢にあるを以て是等病蟲害の防除に對しては耐病性優良品種の栽培普及、誘蛾燈及捕蟲網に依る、捕蛾、蚊卵並蝗卵の買上、浮塵子の注油驅除等を各地に於て實施し被害の減少に努め又稻熱病に對しては一般栽培法の改善は勿論種粒ホルマリン消毒、藥劑の撒布、苗腐敗病に對しては防風障の設置及藥劑の撒布等を實施し防除に努めつゝあるのである。

(c) 適期刈取と乾燥調製の改良

朝鮮は古來より立毛乾燥の風習と打租、執租等の小作慣行ありて稻の刈取に大なる支障があつたが概して農家の放漫な慣習に依つて適期を失し枯熟期を過ぐるも尙久しく鎌入れを行はざるものが多い、之が爲産米の收量を減じ品質を低下しつゝある向鮮少でないもので地主の協力を需めて極力黄熟期の適期刈取を奨励し又地方的に品種別に落水期の適期をも定めて其の勵行に努めてゐる。次で刈乾方法は從來直徑一尺五寸以上の大束乾が大部分で乾燥不充分的爲籾の貯藏中に惡變するものが多かつたが最近では直徑四—五寸程度の小束立干及架干並籾干を奨励し品質收量の向上を期して居る。

在來の脱穀及調製法は頗る原始的で始政當時から久しく露地で石や木臼に稻を叩き付ける打穀法が

道	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
慶尚南道	四七・七	一七・二	二・六	九	一九・五	〇・七	五・九	〇・七	一八四、四九九
慶尚北道	三三・〇	一七・三	四八	一・三	四・三	三・〇	〇・五	〇・五	六〇五、〇〇四
黄海道	一七・四	三三・五	四三・三	二・〇	三・四	三・三	〇・五	〇・三	四六、三三三
平安南道	一・三	二九・六	五・六	〇・〇	〇・六	四・四	〇・三	〇・三	四〇、〇九九
平安北道	三・八	二六・三	五・九	五・三	五・一	五・六	〇・三	〇・六	五〇四、七二八
江原道	三・八	三・三	四・八	二・九	一・四	一・三	〇・四	〇・六	四七、五〇三
咸鏡南道	二・八	三・六	四・八	〇・〇	〇・七	三・三	〇・四	〇・六	四七、五〇三
咸鏡北道	一・〇	三・七	三・三	一	〇・七	三・三	〇・四	〇・六	三〇六、四四三
合計	二七・〇	二五・五	二七・三	〇・七	六・七	四・四	〇・四	〇・六	四、二二〇、〇五七

(二) 麥類

朝鮮に於ける麥類は古來大麥と小麥が主要なもので近來は稷麥が著しく多くなり、又最近はライ麥が一部に作られる様になつた。(燕麥は雜穀の項参照)

麥類の生産は大牛畑で行はれてゐるが水田の裏作とするものもある。之は殆ど中朝鮮地方に限られ、大麥は約三割、稷麥は五割、小麥は僅に五分の生産に過ぎない。

大麥、稷麥 大麥及稷麥は中朝鮮地方に於ける農民の主要食糧で最近は作付面積百十餘萬町歩産額大麥約七百萬石、稷麥約三百萬石に達する。

此の中秋播栽培は主に中朝鮮地方以南に行はれ、西鮮地方では極めて少くはあるが、大麥は平安南道まで栽培されて居る。

大麥の春播は北鮮地方に多く、一部は慶尙北道、中鮮地方及西鮮地方にもある。

稷麥の春播は慶尙北道、黄海道及平安南道に主として行はれてゐる。

小麥 小麥は栽培面積約三十五萬町歩生産高二百餘萬石に達する。秋播栽培は西鮮地方から江原道京畿道、忠清南北道にかけ、慶尙北道の北部に亘つて多く行はれ、此地域で全生産額の九割以上を生産してゐる。

春播小麥は北鮮高地帯の特産物でぐるとんの含量の多いことはカナダ小麥に匹敵する。

鮮産小麥は成熟期が乾燥してゐるので品質良好な上、近來品種の改良が行直り、硝子質歩合の高いものが多く出廻りGの銘柄で普通品より三一五圓高く取引せられ、農民の利益も増加した。従て近年小麥の増産は急激な勢で進み作付面積の増加と、反當收量の向上とで生産高は年々増す傾向にある。

ライ麥 ライ麥は最近栽培が盛になつたので、大正十年頃江原道淮陽郡蘭谷に愛知産業會社の農場で獨逸から取寄せた品種を廣い面積に栽培したことを端緒として其の附近を中心として一般に擴がつた。故に農家は之を獨逸小麥、支那小麥又は胡小麥と云ふ名稱で呼んでゐる。今では比較的南の方に擴がつて行く傾向がある。現在作付面積二萬餘町歩、生産高約十萬石に達する。江原道を主要産地とし京畿道、全羅北道之に亞ぎ、河川荒蕪地への進出が目立てゐる。

農家は自家用には穀實よりも藁程に重きを置き屋根材料として喜んで栽培する。穀實は小麥代用品と

して醬油原料に廻るものが多く、澱粉とされてゐるものは少い。

(三) 大豆

大豆は朝鮮の氣候に良く適し高冷地帯を除いては殆ど何處にも栽培せられてゐる。作付面積約七十萬町歩生産高約四百萬石に達する。

朝鮮地方では麥の跡作に栽培されるものが多く、中北鮮及西鮮地方では麥類或は馬鈴薯の間作とされるものが多く、又玉蜀黍及粟の組合作とされてゐるものがある。

朝鮮大豆は内地に於て豆腐原料及その他の食用として特に費用せられ年々百萬石内外を移出してゐる。移出大豆の主なるものは江原道、咸鏡南北道及黃海道と京畿道のもので品種にはオイアルコン、オルギバル、金剛大豆、長湍、鶴の子、淡青等があるが之等は「白目」として特別標記されてゐる。

小豆 朝鮮の氣候は亦小豆の栽培に適し秋の乾燥は品質を優良にする。作付反別二十餘萬町歩、生産高は普通七十餘萬石に達する。品種は種々あるが内地に移出される赤小豆、白小豆は黃海道、平安南北道に多く産し、咸鏡南北道のもは大粒で皮が薄く内地市場に歡迎せられる。雜駁なる品種は多く農家の自家用とせられ、飯米に混ぜられるものが多い。従て鮮内の消費は意外に多く、年々五萬石内外の輸移入超過となつてゐる。

綠豆 綠豆は朝鮮各家庭に於ける消費は相當に多いもので農家各々のも畑地の短期間の利用、他作物の利用等に栽培されるものが多い。總生産量十三萬石内外に達するが尙消費を充すに足らず年々四萬

石前後の輸移入がある。

右に掲げた豆類の外豌豆、菜豆、落花生等も栽培されてゐるが然し何れも自家用の域を脱せずが出廻は豌豆一萬石、菜豆一千石内外である。

(四) 雜穀

朝鮮大衆の食糧となる雜穀は其の種類多く粟、蕎麥、玉蜀黍、稗、蜀黍、燕麥が主要なるもので燕麥を除けば殆んど全鮮的に栽培されて居り栽培方法も地方的に種々異なる。

粟 粟の生産は黃海道、平安南道を主とし平安北道、中鮮地方の山としても重要なものとなつた。商業原料の消費が多くなるに従ひ近年は十餘萬石の輸入を見るに至つた。玉蜀黍の藁稈は家畜飼料として重要な地位を占め朝鮮牛の生産とも關係のある作物である。

其他の雜穀 前述の雜穀の外は十萬町歩に充たない作物であるが地域的には夫々重要性を持つてゐる。燕麥は咸鏡南北道及平安北道高地帯に其の大部分を栽培され同地帯の主食糧とされる外一部軍用馬糧として供出され時局下重要軍需資材の一である。稗は低濕地及高冷地帯に栽培され粟と同様主食に供される。蜀黍は西鮮地方の低濕地に多く、穀實は燒酎原料に主として使用され稈は建築材料となる。

黍は畑の空地利用等に依り生産されるものが大部分であるが、之は菓子代用或は醸造用として使用される。蜀黍と黍とは醸造原料として年額六、七萬石移入に仰いでゐる。

(四) 薯類

朝鮮に栽培せらるる薯類は馬鈴薯と甘藷が主なるものである。馬鈴薯は高冷地帯と東海岸方面に多く栽培せられ又南鮮地方では水田裏作としても栽培されてゐる。作付総面積は約十二萬町歩、生産高は一億五千萬貫乃至二億萬貫に達し總て鮮内陸に生産地に於て消費される。

甘藷は最近獎勵計畫に依つて生産増加の途上にあり作付面積四萬五千町歩、生産高約八千萬貫に達し、主として南鮮及西鮮地方に生産されてゐる。甘藷は農家の補食作物とする傍ら生産増加の曉には無水アルコール原料として重要資源となり、蔓莖は家畜飼料として畜産上亦重要性を持つてゐるものである。

主要食糧畑作物生産額

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價格	指數
大麥	明治四十二年	五五、九七〇	一〇〇	四七、四六〇	一〇〇	〇、八八三	一〇〇	一五、八六六、五二四	一〇〇
	大正十三年	八三、四一八	一四二	七、六八〇	一五二	〇、八八三	一一〇	七四、五九九、五三三	四〇〇
	昭和六年	九〇、四四四	一五九	七、八二二、二七	一六五	〇、八八三	一一〇	四四、九六五、八八九	三三〇
	同十一年	八七、八四四	一五三	八、七五二、九三三	一八四	〇、九九八	一一三	七五、四四六、九七九	四六三
	同十二年	八六、一五五	一五一	六、八二二、六六六	一四四	〇、九九八	一一〇	六五、四三二、七二〇	四三三
	同十三年	八六、八七九	一四九	九、七九二、五三〇	二〇六	一、一四四	一一五	九五、五九六、九七四	六〇〇
小麥	明治四十二年	八〇、〇三三	一〇〇	七、五七〇、四八八	一〇〇	〇、九二二	一〇〇	二二、九八八、五八九	一〇〇
	大正十三年	一〇〇、八九五	一二四	一、一〇五、九七三	一四七	〇、九二二	一〇〇	六、六五五、八七七	一〇〇
	昭和六年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十一年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十二年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十三年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十四年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	明治四十二年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	大正十三年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	昭和六年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十一年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十二年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
粟	昭和六年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十一年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十二年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十三年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十四年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	昭和十一年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價格	指數
小麥	明治四十二年	八〇、〇三三	一〇〇	七、五七〇、四八八	一〇〇	〇、九二二	一〇〇	二二、九八八、五八九	一〇〇
	大正十三年	一〇〇、八九五	一二四	一、一〇五、九七三	一四七	〇、九二二	一〇〇	六、六五五、八七七	一〇〇
	昭和六年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十一年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十二年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十三年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十四年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	明治四十二年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	大正十三年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	昭和六年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十一年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十二年	一〇〇、〇〇〇	一二〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
粟	昭和六年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十一年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十二年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十三年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	同十四年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇
	昭和十一年	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、一七九、四八八	一四三	〇、九二二	一〇〇	一〇、六九六、九八八	一〇〇

年次	ライ麦		合計		大豆	
	生産量	消費量	生産量	消費量	生産量	消費量
明治四十二年	1,312,170	1,312,170	1,312,170	1,312,170	1,312,170	1,312,170
同十三年	1,401,340	1,401,340	1,401,340	1,401,340	1,401,340	1,401,340
同十四年	1,351,800	1,351,800	1,351,800	1,351,800	1,351,800	1,351,800
明治四十三年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710
大正十三年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710
昭和六年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710
同十一年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710
同十二年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710
同十三年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710
同十四年	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710	1,377,710

年次	粟		甘藷	
	生産量	消費量	生産量	消費量
明治四十三年	5,566,627	5,566,627	1,764,440	1,764,440
大正十三年	7,671,770	7,671,770	1,764,440	1,764,440
昭和六年	7,671,770	7,671,770	1,764,440	1,764,440
同十一年	7,671,770	7,671,770	1,764,440	1,764,440
同十二年	7,671,770	7,671,770	1,764,440	1,764,440
同十三年	7,671,770	7,671,770	1,764,440	1,764,440
同十四年	7,671,770	7,671,770	1,764,440	1,764,440
大正元年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440
同十三年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440
昭和六年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440
同十一年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440
同十二年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440
同十三年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440
同十四年	1,764,440	1,764,440	1,764,440	1,764,440



第六章 農産物の生産		第三節 工業作物		九六	
馬鈴薯	同	同	同	同	同
同十年	一〇九、九〇九	五二五	一、六〇〇、五三三	四八八	一、九、〇〇〇、五三三
同十一年	一七〇、三六〇	五三〇	一、九〇〇、八四七	五八八	二、〇、七、八、八、九
同十二年	一三三、二五八	五六八	二、三、九、〇、三	六三二	二、〇、八、七、五、九
同十三年	一三三、六六一	五七五	一、五、八、四、九、四三	五八六	同、九、〇、五、九、九
同十四年	一三〇、五〇三	五八五	一、四、八、六、六、〇四三	五三三	同、八、四、三、二、六
				一、〇	一、〇

第三節 工業作物

朝鮮に於て古くより栽培されてゐる工業作物は纖維作物の棉、大麻、苧麻、製油原料として荏、胡麻、苧麻、製紙原料として楮、敷物材料の莖草、煙草等が主なるものであるが之等は棉花、煙草を除いては何れも家用若くは小規模の家内工業原料として用ひらるゝものが多く廉價なる海外輸入品又は工場生産品の壓迫等により従来大なる發展を示してゐない。然し近年各種の企業勃興と特に事變以來國內不足資源充足の必要から工業作物は俄に増産の氣運に向ひ棉、大麻、苧麻、苧麻等の在來作物は固より新規作物たる亞麻、忽布、薄荷等も急速なる増産を要望せられ種々の施設が講ぜらるゝに至つた。

(イ) 棉 棉作獎勵の經過 棉の栽培面積は始政前に於て既に四萬町歩に達してゐたが、其の種類は所謂在

來棉で可紡價値不十分なるのみならず單位收量、繰棉歩合も共に良好でなかつた。そこで明治三十七年木浦港の對岸高下島に米國陸地棉の試作を行つた處非常に良好なる成績を得たので、明治三十八年内鮮朝野の有志相謀り棉花栽培協會を設立し南鮮地方に陸地棉の栽培を普及せんとし當時の財政顧問に請ひ韓國政府より補助金を得て其の事業に着手した。又統監府は協會の委託に應じて勸業模範場技師を木浦に駐在せしめ、各所に棉採種圃を設置し棉作改良の指導に當らせた結果茲に棉作獎勵の基礎漸く確立せらるゝに至つた。次で大正元年陸地棉獎勵第一期計畫を樹て六箇年間に作付段別を十萬町歩に達せしめん事を期したが、諸種の事情により計畫の年限を一箇年間延期して大正七年略々計畫の目標を達成し、引續いて大正八年棉作獎勵第二期計畫を樹て南鮮地方には主として陸地棉の獎勵を續行し陸地棉の適せざる西鮮地方には専ら在來棉の改良獎勵を行ひ以て十箇年間に作付段別を二十五萬町歩に達せしめ栽培法の改良と相俟つて總生産高を大約二億五千萬斤に達せしめん事を期したが計畫の最終年たる昭和三年に於ける作付段別は陸地棉十三萬七千六百町歩、在來棉六萬七千七百町歩合計二十萬五千三百町歩之が生産高一億七千萬斤で計畫當初に比すれば何れも著大なる増加を示したが計畫目標に對しては尙作付段別に於て二割、生産高に於ては三割餘の不足を示したので昭和四年以降に於ては既往の實績に鑑み作付段別の積極的擴張を中止し専ら集約栽培の普及を獎勵して段當收量の増加を圖り以て棉花栽培の健全なる發達を期することとした。然るに

棉花の栽培面積は尙擴張の餘地があるのみならず單位面積に於ける收量増加の餘地も亦少からず一面國內棉花需給の情勢を考ふるに更に積極的棉花増産計畫を樹立するの必要があるので作付反別五十萬町歩、生産高實棉六億斤に達せしむるを目標とし、之が第一期計畫として昭和八年以降十箇年間に作付反別二十五萬町歩實棉三億斤を目標とせる現行棉花増産計畫を實施中である。(附録参照)

(四) 棉花の共同販賣 棉花の如き經濟作物の獎勵は生産増加に關する諸施設と相俟つて生産物の價格を適正にし、且つ之が處理を圓滑ならしめなければ所期の進展を期する事困難であるので棉花の積極的増産獎勵と共に生産棉花の販賣に關しては特に深甚の意を用ひ或は指定販賣、競争入札販賣、現物入札販賣等地方の實情に應じて諸種の制度方法を實施し來つたが、昭和八年現行棉花増産計畫の實施と同時に全鮮指定買受人に依る共同販賣制度に統制して今日に及んで居る。即ち共同販賣の幹旋主體は之を郡島農會とし其の道内に繰棉工場を有する繰棉業者にして道知事に於て適當と認めたる者に對し一定の地域を定めて棉花買収を指定し販賣價格は毎年本府に於て各道及買受人の意嚮を聽取し之を決定する方法に依るものである。而して從來販賣價格は米棉「ストリクトミッドリン」の大阪に於ける現物相場を基準とし之より移出費用其の他の諸掛費を控除したるものを以て決定するを通例としたが、事變勃發以來本邦棉業界の特殊事情を考慮し最近に於ては單に米棉の輸入採算にのみ準據すること無く綿製品價格對抗作物の收支採算等の關係を考慮して獨自の販賣價格を

決定すると共に極力農家の自家消費を抑制せしめ共販出荷の増嵩を圖り以て外棉輸入の防遏に資し國際收支改善に寄與することに努めて居る。此の結果現行棉花増産計畫實施以前即ち昭和七年以前に於ては共同販賣高四千五百萬斤前後を普通としたものが棉花増産計畫の進捗と相俟つて逐年増加し最近に於ては一億二千萬斤を超ゆるに至つた。

(五) 繰棉工場の生業繰棉の處理統制 前項共同販賣により買付けられた棉花の處理に就ては從來は之を業者の自由に委し來つたが事變の進展に伴ひ之を國策上最も有效適切なる方面に利用せしむるの必要を認め業者をして朝鮮棉花同業協會を組織せしめて本府監督の下に一切の處理を同協會をして統制せしめて居る。

(六) 棉花栽培損失補償制度の實施 棉花増産獎勵の堅實なる發達を期する爲或る程度價格の安定を圖るの必要を認め販賣棉花に付相互共濟の趣旨により棉花が昂騰して一定の限度以上に達したる場合は其の一部を積立てしめ、又一定の價格以上に低落したる場合は其の積立金を以て一定の價格まで補償を行ひ積立金に不足を生じたる時國庫より一斤一錢を限度として補助金を交付する方法により棉花栽培損失補償制度を實施しつゝある。最近に於ける生産高狀況を表示すれば左の如くである。

棉花生産高 (最近五箇年)

年次	作付		計別	收穫		計高	反當	
	陸地棉	在來棉		陸地棉	在來棉		陸地棉	在來棉
昭和十年	一四、六四七	六、九四三	二一、五九〇	一八、九四六	二、六四四	二一、五九〇	二五	二〇
同 十一年	一六、三三五	六、四三〇	二二、七八〇	一九、九三三	二、八四七	二二、七八〇	二五	二〇
同 十二年	一五、〇五九	四、二二四	一九、二八三	一八、八六六	四、四一七	一九、二八三	二四	一九
同 十三年	一八、九五〇	四、六三三	二三、五八三	二〇、八二六	二、七五七	二三、五八三	二五	二〇
同 十四年	二三、三三〇	四、九四三	二八、二七三	二六、四三三	一、八四〇	二八、二七三	二六	二二

棉花共同販賣高 (最近五箇年)

年次	實		單	繰		單	價
	數量	價格		數量	價格		
昭和十年	一〇〇、九六九	一七、〇八三	一、六九五	一三、九四五	七、四六六	五、三〇七	
同 十一年	四、九五二	七、四三三	一、六三三	六、二二六	四、四三三	三、七〇〇	
同 十二年	一〇、〇五一	一四、五七三	一、三〇四	一〇、七〇四	五、四三三	四、一七五	
同 十三年	一〇、〇五三	二二、三〇四	一、七五三	六、三三一	五、〇三三	四、七〇〇	
同 十四年	一四、八八六	三〇、七七一	二、〇九六	一四、七七一	三、九四六	五、七一一	

(イ) 麻類

(イ) 大麻 大麻の栽培は古來より行はれ主として農業の自家用麻布に用ひられる外地方的に家庭工業原料として消費されてゐたが、近年支那より輸入せらるゝ廉價なる苧麻布或ひは苧麻纖維又は擬麻布等に壓され逐年減少の傾向にあつたが事變以來本邦麻類の缺乏に伴ふ朝鮮大麻に對する需要増に依り最近に於ては再び増産の氣運に向ひつゝある。

本府に於ては之が處理統制の爲、大麻需給調整規則(昭和十五年八月六日府令第九十一號)を發布し大麻買受人を指定すると共に其の需給狀況に關し嚴格なる監督を加ふるの外積極的増産奨励に付計畫樹立中である。(附録參照)

大麻は南鮮地方は主として苧の裏作として栽培せられ西鮮及北鮮に於ては田に栽培し各道に普及して居るが生産數量多きと品質良好の故を以て江原道の大麻が最も有名である。

(ロ) 亞麻 朝鮮に於ける亞麻の栽培は近年に始つたもので、昭和七年北鮮支場に於て之が試作を爲した結果耐寒性作物として良好の成績を得、換金作物に乏しき高地帯の農家に普及せしむるに最も好適せることに基き且つ亞麻が軍需資源として重要なるに鑑み昭和八年奨励計畫を樹立目下實施中である。本計畫は當初昭和十七年迄に面積二千町歩、生産乾莖二千四百萬斤を目標とし主として咸鏡南道高地帯を栽培區域として着手したが、其の後の情勢は亞麻の増産を益々必要ならしめるに至つたので計畫を擴充して現在は昭和二十年迄に面積二萬四千町歩生産高乾莖九千六百萬斤に達せしむ

ることを目標とし、區域を成鏡南道、咸鏡北道の二箇道とし其の平地帯も獎勵區域としてゐる。而して昭和十四年度の作付面積は五千七百餘町歩生産乾葉約一千四百六十萬斤に達して居るが、平安南道、平安北道及江原道地方に於ける栽培も亦有望視されてゐる。

(イ) 苧麻 苧麻は忠清南道、全羅南北道に於て古くから栽培し、主たる品種は眞苧又は項目苧麻と稱し苧麻布は一種の高級衣服として家内工業に依り生産されてゐたが、近年之を大規模に企業化する爲臺灣種を移植して栽培の普及を計りつゝある。然し臺灣種は在來種に比較して耐寒性劣り越冬に多大の困難を伴ふ關係上栽培にも未だ研究の餘地があり作付面積も八百五十町歩の中百五十町歩内外である。

(ロ) 煙草

煙草耕作の歴史は極めて古く且耕作地域も普遍的である。併し往時の煙草は在來種(朝鮮種)のみに限られ耕作法も幼稚であつた。其の後内地種、米國種、トルコ種も試作の結果成績良好であつたので、漸次その耕作面積を加へた。而して大正十年專賣制度實施と共に專賣局に於ては耕作法の改善に意を用ひ、耕作成績も著しく向上し收益も亦増大したので、その耕作の規模は漸次旺盛となり遂に原料過剩の状態となり一面には原料の需給關係を調節し、他面生産費の低下及煙草種類の統一等の必要から産地の整理を爲し集團産地構成の方針を採つた。然るに近年煙草賣行増進著しく殊に支那事變勃

發以來、外國産原料の輸入中止と更に鮮産葉煙草の海外進出等の結果原料の需要急激に増加した爲昭和十三年全鮮に亘り煙草産地の基本調査を爲し産地計畫を更訂した。爾來右計畫に基いて年々相當大面積の産地擴張を行ひ昭和十四年度には次表に示す様に專賣創業當時に比し面積約二倍、收量約四倍に躍進した。昭和二十一年度には前記更訂葉煙草増産計畫に基き耕作面積二萬六千町歩とする計畫である。尙此の外に農藥硫酸ニコチンの製造原料にする煙草の試作中であつて試作成功の上は約一千町歩の耕作を要する見込である。尙煙草耕作の累年表次の様である。

累年煙草耕作成績

年 度	耕作人員	耕作面積	收 量	貯 債 金	反 歩 當	
					收 量	貯 債 金
大正十年 度	八、七七八人	一一、四七〇反	九〇、六二五担	三、四四〇圓	三九・五	三〇・〇
同 十三年 度	八、三三五	一一、七一九	一〇九、八五元	四、三三三圓	三九・〇	三六・〇
昭 和 四 年 度	一四、七〇〇	一八、七〇〇反	一四、五五五担	六、八三三圓	三三・〇	三三・〇
同 九 年 度	八、五六五	一四、六九三	一五、四四四担	五、三三九圓	三三・〇	三三・〇
同 十一年 度	一〇、八六〇	一七、五三三	一六、六六八担	六、四三三圓	二七・六	三三・〇
同 十二年 度	一一、七〇〇	一八、六七〇	一六、八八八担	一、二二四圓	二七・六	三三・〇
同 十三年 度	一三、三三〇	一九、〇五七	一六、三九九担	一、二二四圓	二七・六	三三・〇
同 十四年 度	一三、三三〇	三三、三三三	一四、三九九担	一、二二四圓	二七・六	三三・〇

四 其他 尙以上の外工藝作物の昭和十四年度生産状況を示せば次の通である。

昭和十四年度生産状況

道名	苧		棉		草	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
京畿道	三、〇〇	二、八八	四、〇三	九、〇七	七、三三	一、八二
忠清北道			四、七四	一、三〇	三、八二	一、〇四
忠清南道			三、五八	五、四六	三、八二	九、〇七
全羅北道			一、九〇	三、二四	三、五八	九、〇七
全羅南道			三、六三	四、三三	一、八二	四、〇三
慶尙北道			二、六四	四、三三	三、五八	九、〇七
慶尙南道			九、七七	三、三三	一、〇四	三、五八
黄海道			三、三三	九、〇七	三、五八	九、〇七
平安南道			四、〇三	三、五八	三、五八	九、〇七
平安北道			二、六四	三、五八	三、五八	九、〇七
江原道			三、五八	七、三三	四、〇三	九、〇七
咸鏡南道			四、〇三	七、三三	四、〇三	九、〇七
咸鏡北道			四、〇三	七、三三	四、〇三	九、〇七
合計	四、七	三、五八	七、三三	一、三〇	七、三三	一、八二

第四節 園藝作物

朝鮮の氣候風土は果樹蔬菜の栽培に好適して居る爲農家の技術の進歩と需要の増加に伴ひ年々發展の歩を辿り現在果實の産額三千五百餘萬貫蔬菜大約三億萬貫に達して居る。

果樹栽培は全鮮に亘り各種類に及ぶも、殊に大邱、黄州、鎮南浦、安邊、元山、咸興の苹果、慶南進永、全南務安の柿、全南羅州、慶南金海の梨等は有名である。これ等は鮮内の需要を充すのみならず年約九百萬圓の輸出を行ひ内地滿洲は勿論遠く北支上海方面に輸出して居る。

蔬菜は年々増産しつつあるけれども未だ全く鮮内需要を充足するに至らざる現状にあるので、目下各道殊に大都市附近に於ては栽培の指導獎勵を行ひ品質向上並に増産に努めてゐる。更に將來果樹蔬菜の加工方面に於ても矚目されるべきものがあり、現在南鮮地方に於て勃興しつつあるが就中、黄桃の罐詰の如きは品質良好で將來第三國輸出として有望なものと認められる。

(一) 果樹 朝鮮に於ける果樹は苹果、柿、梨、桃、葡萄等を主なるものとする。柿は古より栽培されて居るが苹果其の他の栽培が廣く一般に普及されるに至つたのは始政當時水原模範場（現在の農事試験場）に於て京城府外護島に園藝試験地を設置し果樹に關する各種の試験調査を爲すと同時に一般に之が栽培獎勵指導に力を注いだからである。

始政當時に於ては生産量も少く且つ品質も劣悪たるを免れず、其の市場価値も高きを望み得なかつたので本府に於ては試験場に於ける調査研究の結果に基き主として左記事項に付指導奨励を行ひ今日に至つたのである。

- (イ) 優良品種の普及 水原農事試験場に於て調査試験をした結果朝鮮の氣候風土に最も適當せる品種を選定し、其の成績を廣く一般に周知せしめると共に之が普及を奨励し來つたが特に苹果、梨、葡萄に付ては優良品種普及され品質の佳良なること先進地に於けるものを遙かに凌駕するに至つた。
- (ロ) 果樹園の經營指導 果樹園の經營者に對し適地の選定植栽方法、苗木の選定、剪定、整枝方法其の他管理上必要な事項に就て各地に於て講習講話會或ひは實地傳習會を開催し試験場關係技術官を派遣し之が指導に努めて居る。
- (ハ) 施肥の奨励 施肥方法を指導すると同時に果樹肥料に就ては道及道農事試験場をして各地方の土性及果樹の種類、品種、樹齡等を考慮の上一定の配合率による配合肥料の施用を奨励して居る。
- (ニ) 病虫害の驅除豫防 果樹の病菌害虫驅除の豫防に關しては大正二年府令を以て害虫驅除豫防規則を發布し一般業者に驅除豫防を勵行せしめると同時に病害驅除講習會を各地に於て開催し指導奨励を爲し來つた外、國費を以て噴霧器及藥劑の一部を補助し病害蟲防除の徹底を圖り生産果實の聲價發揚に努めたのである。

以上各項の外主なる果樹栽培地に於ては道營又は組合に於て生産物の検査を實施し品質の改善、取引の圓滑、市場価値の向上を期し、昭和十四年十二月に朝鮮果實協會が組織せられ果樹栽培に必要な資材の購入、生産品の販賣斡旋等業界の進展に努めて居る。
尙素砂、金海産業組合は梨、大峴、瑞興、黃州、鎮南浦、咸興産業組合、慶尙北道、三浪津、黃州郡、鎮南浦、安邊、羅津、鏡城果物同業組合は主として苹果を取扱つて居る。
昭和十四年の生産高、輸移出高は次の通である。

果實收穫高並價額

種別	年次				
	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
苹果	一、六〇五、七〇五 五、八九〇、〇〇〇	一、五七九、二五五 六、八九〇、七〇〇	三、〇二七、六三三 七、〇七五、五〇〇	一、九〇七、一四三 九、七〇五、九三三	三、三二一、五五五 一〇、〇二一、九三三
梨	一、〇〇五、三三三 一、九〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	四、七〇五、〇〇〇 二、四〇五、〇〇〇	五、〇〇五、〇〇〇 二、八〇五、〇〇〇	五、〇〇五、〇〇〇 二、八〇五、〇〇〇
葡萄	七〇五、〇〇〇 七〇五、〇〇〇	七〇五、〇〇〇 七〇五、〇〇〇	七〇五、〇〇〇 七〇五、〇〇〇	七〇五、〇〇〇 七〇五、〇〇〇	七〇五、〇〇〇 七〇五、〇〇〇
桃	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇
柿	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇	一、七〇五、〇〇〇 一、七〇五、〇〇〇
合 計	三、七〇五、〇〇〇 一〇、〇〇五、〇〇〇	三、七〇五、〇〇〇 一〇、〇〇五、〇〇〇	三、七〇五、〇〇〇 一〇、〇〇五、〇〇〇	三、七〇五、〇〇〇 一〇、〇〇五、〇〇〇	三、七〇五、〇〇〇 一〇、〇〇五、〇〇〇

朝鮮果實輸出高

年	果		梨	柿	桃	其他	合計
	果	梨					
昭和十二年	八七、八九五	四、八四五	三、四三三	一、八五五	三、六四三	一、八五五	一、八五五
昭和十三年	四九、九六四	三、七六四	一、八五五	三、四三三	一、八五五	一、八五五	一、八五五
昭和十四年	一七、〇六五	三、七六四	一、八五五	三、四三三	一、八五五	一、八五五	一、八五五
	四一、八五五	三、七六四	一、八五五	三、四三三	一、八五五	一、八五五	一、八五五

朝鮮果實内地移出高

年	果		梨	桃	其他	合計
	果	梨				
昭和十一年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
昭和十二年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
昭和十三年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
昭和十四年	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇

(二) 蔬菜 朝鮮に於ける蔬菜の生産は蘿蔔、白菜、胡瓜等を主なるものとし、昭和十四年の産額は三億萬貫、金額にして八千萬圓に及ぶも未だ鮮内の需要を充足するに至らず年々内地及北支方面より二千百萬貫(金額にして七百九十五萬圓)輸入する状況にある。従つて蔬菜栽培技術の指導、優良品種の選

定普及を爲し生産數量の増加を計ると同時に生産物の配給並に販賣を合理化せしむるの必要がある。朝鮮の氣候風土は朝鮮、中鮮、北鮮各地方により其の状況を異にするを以て之に應じ種類品種を選定し栽培するに於ては需要増加の趨勢に鑑み農民の經濟的向上を期する上に於ても寄與する處極めて大なるものありと認められるのである。現在京畿道の高陽、始興、楊州、金浦、富川、平安南道の大同、忠清南道の大田、慶尙北道の東村、慶尙南道の金海、全羅北道の裡里、全羅南道の松汀里、羅州、木浦等の如きは蔬菜栽培組合を組織し栽培の奨励並に大都市に對する販出に努めつつあるのであつて仲々見る可きものがある。殊に松汀里、裡里、木浦は軟化促成にて有名である。最近に於ける蔬菜生産状況は次の通りである。

蔬菜作付反別及收穫高

種別	作付反		收穫高(貫)	
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十三年
蘿蔔	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
白菜	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
甘藍	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
葱	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
茄子	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
瓜	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
胡瓜	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
南	三、九〇〇	三、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇

増收計畫を樹立し各道に技術官を配置し植栽桑苗に對する補助助成をなし漸次産繭の増加と併行して之が消費機關たる製絲工場を誘致し共同販賣制を強化し隨意契約に依り各工場毎に購繭地區を定め養蠶、製絲雙方利害相反せんとする兩業者をして密接不離の關係を結ばしめ、一面に於ては産繭の激増に伴ふ共同販賣の圓滑を圖ると共に繭質保全の爲各地に優秀なる乾繭場設置に對し國庫補助を交付し之が普及を圖り之に順應して地方廳及農會其の他に於ても夫々施設を講じ積極的獎勵を加へた結果逐年急激なる發達を見るに至つた。又昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定し、附屬法令と共に同年十一月一日より施行し製絲業を免許制度とし優良生絲並繭價の暴落は業界に大打撃を與へ政府の行政整理に依り國庫補助金の減額の止むなきに至り斯業伸展を阻害し昭和九年以後一進一退の狀態を辿りつつあるも尙農家副業として農村振興に寄與しつつあることは言を俟たざる所である。

然るに今次事變勃發に依り各種纖維の統制に伴ひ、蠶繭絲類は唯一の國產資源として輸出貿易に依る外貨の獲得は勿論軍需資材として重要なものみならず、國內衣服資材として從來の絹布の外セリシン定着法に依る加工の進歩に依り羊毛代替品として洋服其の他各種の製品となり或は漁業用絹網、工業用鋼鐵代用齒車又は皮革代用等に實用化し益々増産の要切なるに鑑み本府に於ては之が急速なる増産を圖るべく昭和十五年に於て國庫より十萬圓を支出し蠶業指導職員百人に對する約半額を助成すると共に新設桑

田三千五百町を増設せしめ之に對し反當二圓宛補助をなし着々事業進行中である。

以下蠶業の概要を述べれば次の如くである。

一 法令の制定

(イ) 朝鮮蠶業令 大正八年四月制令第十號を以て發布し、附屬法令と共に同年五月一日より施行し各道に蠶業取締所を設置し蠶病の豫防驅除、蠶種製造及賣買、桑苗の生産並に販賣、繭の賣買、其の他蠶業に關する弊害を防止し斯業の促進を圖つてゐる。

(ロ) 朝鮮製絲業令 昭和十年八月制令第十一號を以て發布し、同附屬法令と共に同年十一月一日より之を施行し、製絲業を免許制度とし工場濫立の弊害を矯正し監督及指導に努め製品の向上を圖り堅實なる發達を圖つてゐる。

二 蠶業職員の配置 蠶業に關する指導獎勵の任に當る技術官は施政當初に於ては僅かに總督府に技手一人、地方廳に道技手九人に過ぎなかつたけれども、斯業の伸展に伴ひ技術官の充實を必要とし國費を以て大正五年度に於て道技手三人を大正七年度に於て本府に技師一人及道に道技手三人を大正九年度に於ては道に道技手一人を設置し、更に大正十四年度より産繭百萬石増收計畫實施に伴ひ本府及道に技術官を増配し現在に於ては本府に技師一人、屬一人、技手四人、道に道技師一人、道技手二五人、農事試験場蠶絲部に技師四人、屬一人、技手五人、同車輦館出張所に技手一人、同女子蠶業講習所に技

手一人を配置し斯業各般の事務に當らしめてゐる。

以上の外各道に於ては道費を以て産業技師一二人、産業技手三〇九人、産業書記一〇人、地方産業技手一〇八人を配置し斯業の指導獎勵に當らしめてゐる。

三 蠶業講(傳)習 養蠶の獎勵上婦女女子に簡易なる學理及實地に就いて講(傳)習せしむるの必要を認め、本府に於ては農事試験場に女子蠶業講習所を、各道に於ても夫々短期の蠶業講(傳)習所又は農村女子講習所を設け斯業に關する技術の向上を圖つてゐる。其の昭和十三年現在數は蠶業講習所二五箇所、農事講習所一四箇所、入所人員一、〇〇〇人である。

四 補助事業 始政當初以來斯業獎勵の爲恩賜授産費を以て桑田、桑苗圃、蠶業講習所、原蠶種製造所、稚蠶共同飼育所、殺蛹乾繭場、蠶業組合、柞蠶製絲場及品評會等に對し補助金を交付し來たけれども大正八年國庫補助金の整理をなし恩賜授産費の財源を地方費に移附し蠶業令實施に伴ふ諸般機構を整備した。

而して大正十四年より向ふ十五箇年を期し産繭百萬石增收計畫を樹立し植栽桑苗に對する補助及昭和二年以降九箇年間に亘り産繭の増加に伴ふ繭質の保全及共同販賣の圓滑を圖る爲、優秀なる乾繭場設置補助を爲すと共に既設桑田肥培の爲自給肥料たる綠肥栽培種子代補助として昭和十二年以降五箇年を期し之が助成を爲してゐる。更に昭和十五年度以降産繭増産を圖る爲蠶業指導職員費及桑田増設の

爲國庫補助四萬六千圓を爲してゐる。

第二節 栽桑及養蠶

一 栽桑 大正十四年に樹立したる産繭百萬石增收計畫は原則として(一)養蠶は農家の副業とし養蠶家一戸に對し春蠶約二枚、夏秋蠶約一枚の飼育に充つべき程度の植桑を爲さしむること(二)植桑地は成るべく肥沃地を使用すること(三)仕立法は一般養蠶家の民度に應ずべき方法に依り植桑せしむることを方針として栽桑の技術的指導に當つてゐるのであるが之を略述すれば左の如し。

(一) 桑苗の生産 施政當時に於ては鮮内に桑苗の生産出來ざる爲本府は先づ勸業模範場(現農事試験場以下同じ)に桑苗圃を設け地方農蠶獎勵機關及當業者の希望に應じ桑苗の無償配付を爲し、又地方に於ては其の配付する桑苗に加ふるに恩賜授産費を以て内地より桑苗を移入し無償配付を爲したるも、漸次蠶業の發達に伴ひ地方農蠶機關は勿論當業者に於て桑苗の生産を業とするもの續出するに至りたるを以つて之が配付を廢止し地方農蠶機關は無償を有償配付に改め、桑苗購入の斡旋、接木傳習會開催等の助長に努め桑苗の供給は多少自家生産もあるが其の大部分は桑苗生産業者の手に依り生産されてゐる。而して其の生産、成苗數は實生苗、接木苗を併せ昭和十四年度に於て桑苗生産業者六百三十人、生産數五千二百七十九萬五千九本に達し大體自給自足を爲し得るに至つた。

(二) 種類の改良 朝鮮在來桑樹及山桑は劣悪なるを以て各種試験機關の試験調査に基き朝鮮の風土に適應せる優良種、魯桑、改良鼠返、島の内、唐桑、錦桑、市平、秋雨、鼠返、魯桑實生等十種類を選出して之が植栽を奨め初期に於ては各道概ね魯桑を主としたるも最近に於ては改良鼠返、市平等の優良桑を栽植すると共に西北鮮中、寒氣酷烈の地方に於ては特に寒枯等の氣候的關係をも考慮し漸次在來桑樹中比較的優良と認められる秋兩系統の耐寒性品種を加へ植桑せしめてゐる。

(三) 桑田の増殖 養蠶奨励の始めに當つては最迅速に收穫し得べき桑田を造成して蠶兒の飼育を行ひ、之が利益を農民に周知せむる必要上魯桑實生を立通又は密植として植桑せしめたが、大正十四年よりは産繭百萬石増收計畫に基きて立木を主として奨励し新設桑田は各道共著しく増加し、一面に於ては在來桑樹に付整枝を行はしめ肥培管理を指導し漸次斯業進展に伴ひ自作桑田は勿論植桑地を有せざる小作農に對し年賦償還に依る自作、小作桑田の設定等純根刈桑田の増加は特に顯著なるものがある。

(四) 植桑地の選定 朝鮮の農家は一般に家屋狹隘なるのみならず、資力乏しきを以て當初より多量の養蠶經營は困難なる事情にあり従て桑田も廣くは要らない。故に植桑地は先づ主として宅地の墻壁、河川の沿岸等を利用し漸次養蠶の盛となるに従ひ、更に田圃の周圍又は瀨々水害を蒙り夏作に不利なる土地に植桑せしめたるも此等の土地に地力乏しく又肥培管理等も困難であり、其の成績も

概して良くないから大正九年より最も適當なる熟田をも選び栽培せしむることに更新したる爲其の成績は漸次向上しつつある。

(五) 肥培管理 肥培管理に關しては時々訓令又は指示に依り、或は實地指導等に依り其の必要缺くべからざる所以を説示し、之が徹底に努めつゝあるが一般農民は桑も樹木であるから肥培の要なきもの如き觀念を抱き肥培管理を等閑に附する嫌があるので一定期日即ち「桑の日」を定め同一地方に於ける全桑田に對し一齊肥培を爲さしめてゐる。尙昭和十三年に於ては既設桑田肥培施設費として桑田緑肥種子代補助を交付し肥培管理の改善を圖つてゐる。桑田面積増加の状態左の如し。

桑田面積累年比較

年次	桑田面積			桑田反別指數	山桑利用見込反別
	本反別	見積反別	計		
明治四十三年	八、四三〇	三、四三〇	一一、八六〇	100	調査を缺く
昭和元年	一六、六八〇	四、三六〇	二一、〇四〇	178	一、〇〇八
昭和五年	二〇、四七〇	四、八六〇	二五、三三〇	214	四、〇四五
昭和九年	二六、七二〇	四、八六〇	三一、五八〇	267	四、八六五

昭和十三年	二六四三	五、七五五	七九、二六	二、四六	三、一九六
昭和十四年	二六六二	五、三三四	八二、〇五	二、四三三	三、七五三

一一八

二 優良蠶種の普及 在來の蠶種は雜駁にして品質劣等なる三眠蠶であつたので、勸業模範場に於て優良品種たる原蠶種の製造を爲し地方廳に配付し同時に普通蠶種をも製造して營業者に配付し地方廳は地方農蠶獎勵機關に於て原蠶種を製造する傍ら普通蠶種を製造し直接營業者に配付することとした、然るに漸次蠶種製造業者の増加に伴ひ多數の原蠶種の製造を要するに至り恩賜授産費を以て道原蠶種製造所を設置し、専ら原蠶種の製造及各種試験調査を行ひ優良蠶種の普及を圖ると共に蠶種の全額を配付し施政當初に於ては優良蠶種一萬一千餘枚に過ぎずして僅に總括立蠶種の一割三分に達しなかつたが現在に於ては全部本府指定の獎勵品種に統制せられ製造額約百二十餘萬枚となり全面目を一新した。尙朝鮮の如き未だ産繭額僅少なる地に於て多數の蠶種を飼育することは産繭の處理上不利不便であるから勸業模範場をして優良品種を選出せしめ、大正元年に内地蠶種五種類、大正七年に純粹種及交雜種六種類を指定し、更に大正八年四月朝鮮蠶業令の發布に依り府令第六十一號を以て蠶品種を指定し現在に於ては一代交雜種、十七種に統一され適地適品種を飼育せしめてゐる。

蠶種製造累年比較

年次	製造者數	製 造 額			計	備 考
		春 蠶	夏 蠶	秋 蠶		
明治四十三年	九人	一四、四三三	?	?	?	大正二年初めて蠶種製造者出現す
大正二年	八九八	八、九七〇	一、五五五	六、三二〇	一、七〇、八三	
大正十三年	三三九	四、五〇八	一、七〇八	二、二一六	七〇、四三	
昭和五年	五二〇	九、四九七	四、八二〇	一、四九、七三	一、四九、七三	
昭和九年	三三八	七、〇三三	四、九一四	一、一〇、〇四	一、一〇、〇四	
昭和十三年	三三九	七、四七〇	四、六三〇	一、一八、〇〇	一、一八、〇〇	

三 養蠶 朝鮮の氣候は育蠶上氣温と湿度共に適し蠶兒の發育良好にして繭質も良く努力の過剰、勞銀の低廉、土地豊富にして到る處養蠶に適せざる地方なく蠶業經營上天恵の要素を具備してゐる。茲に於て始政當時下付せられたる恩賜金に依り、授産事業として養蠶の指導獎勵に着手すると共に國費及地方費に於ても夫々施設をなしたる結果、昭和十四年度に於ては養蠶戸數約八十二萬三千餘戸、産繭額約六十五萬七千餘石に及び始政當時の約五十倍に達するに至つた。

(一) 蠶業講習傳習 前節參照

(二) 蠶室及蠶具の改良 蠶室は一般に狹隘なる居室兼用にて温突を使用してゐるが漸次養蠶の發達せる

地方に於ては簡易なる蠶室を建設してゐる。而して温突は稚蠶期に於ては保温上恰好の育蠶室であるが、窓戸少く空氣の流通不良なる爲壯蠶期以後に於ては蠶の生理を害する虞があるので適當の箇所を氣拔装置を設け之等の弊害を除く様に指導してゐる。又在來の蠶具は極めて不完全で何れも經濟的に實用に適しないから各地方に生産する萩、柳、竹等有り合せの材料を以て改良蠶具の製造を爲さしめんが爲、各地に蠶具製造講習會を開催し改良篋等に至るまで各家庭にて製造せしむることに努めたる結果相當優良なる蠶具の普及を見るに至り更に進んで上篋の改良に努めたる結果概して良好なる成績を挙げ得る。

(三) 稚蠶共同飼育 幼稚なる養蠶家に對し育蠶技術を簡易に而も迅速に修得せしめ、蠶作の安定を圖る爲には稚蠶共同飼育をなさしむることが最も捷徑である。依つて國庫及地方費より補助助成し之が獎勵に努めたる結果最近に於ては補助を仰がずとも進んで共同經營をなすもの多數あり、昭和十四年に於ては共同飼育所數一千五百九十一箇所、同戸數實に七萬二千九十七戸に及び極めて顯著な成績を収めてゐる。

産繭額累年比較

年次	養蠶戸數		産繭額		計
	春	夏	春	夏	
明治四十三年	六、〇〇九	九	二、九〇五	九七二	三、八七七

大正十三年	昭和五年	同	同	同	養蠶戸數		産繭額		計
					春	夏	春	夏	
四七、四七五	七〇、八三三	八九、八二四	八七、四七六	八三、四三三	二四、七六六	四四、二九七	二五、〇二五	三三、〇二二	四九、〇四七
三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二	三三、〇二二

第三節 産繭處理及製絲

従來朝鮮に於ては養蠶と製絲は分業でなく養蠶家は極めて簡易なる繰絲器すらなく、僅かに手繰にて之を紬ぎ織物として衣料に供した状態であつたので木府及地方應は座繰器を配付し改良製絲の普及に努めたけれども優良蠶種の普及と生産の増加に伴ひ精繭は之を内地に移出せしむることが有利と認め産繭は共同販賣に依らしめる爲各般の施設を講じ最有利に取引せしむることとした。其の後積極的獎勵に伴ひ産繭額増加を豫想して生産と消費の均衡を圖り之を鮮内に於て消化せしむるを有利とするを以て各地に製絲工場を誘致し現在に於ては産繭額と製絲工場とを相併行し鮮内の産繭は殆ど鮮内にて消化するに至つた。

産繭の處理及製絲に關し實施したる事項左の如し。

- 一 繭及生絲の朝鮮輸出税及内地移入税の撤廢 大正九年八月朝鮮内地間關稅制度改正以前にあつて

は朝鮮税關に於て課せらるる従價五分の輸移出税は大正元年より又内地税關に於て課せらるる従價三割の移入税は大正八年五月より之を撤廢し繭及生絲の内地移出を有利ならしめた。

二 生繭の共同販賣 朝鮮に於ける養蠶者は概ね幼稚で之が販賣に關し往々繭購買者の商策に乗せられ損失を招く虞あると同時に、産繭は各地に點在し繭販賣上不利不便が尠くないので一郡一箇所或は數箇所に繭を持寄らしめ共同販賣を爲すことが朝鮮の民度に適するは勿論、賣買者相互の利便を圖る所であるので、極力共同販賣を奨励した結果漸次繭の出廻額増加し最近に於ては總産額の五割以上は共同販賣に依り處理せられ其の他は個人販賣又は自家用に供せられてゐる。

三 製絲工場の創設 養蠶奨励の當初に於ては産繭額少く各地に點在し (一)原料の購入困難なること (二)朝鮮の婦女子は勞働又は出稼を爲さざる風習あるに依り工女の雇傭容易ならざること (三)朝鮮の婦女子は早婚なるばかりでなく永續勤勞の念乏しく爲に工女の出入頻繁となり技術の熟達を期し難く從て製絲業の經營上不利なりと認められたこと (四)朝鮮の事情に通じ且製絲事業に經驗ある者なき爲企業者を得難いこと等の諸種の原因に依る製絲工場創設の時機に至らず、偶々明治四十三年に於て京城に創立した一工場の如きは經營難に陥り之を授産事業として京畿道の事業に移すの已むを得ざるの實状であつた。越えて大正七年頃より斯業の發達と共に漸次認識を深め製絲工場設置の氣運熟し來たり既設工場の釜數増設を見ると共に器械製絲工場設立の企畫進捗し逐年増設せられ、現在に於ては京城、清

州、大田、禮山、全州、光州、大邱、鎮海、沙里院、平壤、鐵原、春川、咸興等の各地に大規模の工場設立を見るに至つた。

上述せる施設の成績は概ね良好で繭取引上生産消費兩業者に利便を得るは勿論共同販賣に依つて養蠶家には特に利潤を興へ蠶業の發達に貢獻する所が尠くない。然るに大正九年四月經濟界の變動に依り爾來蠶絲界の不況最も甚しく繭價は一舉に低落し養蠶家の意氣を沮喪せしめたること尠からず、又製絲工場にあつても不況の打撃を蒙り經營難の爲二三休業を爲したるものを生じたが之が對策に専念した結果其の反動を最少限度に止むることを得、其の後漸次回復し繭産額の増加に伴ひ製絲業は益々増加の氣運を醸成し、或は濫設の弊なしとしないので之が強固なる統制を必要とし斯業の順調なる發達を促進する爲從來執り來つた方針を成文化し、昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を發布し昭和十一年一月一日より之を施行し一層指導監督を加へ斯業の堅實なる發達に努めて居る。繭販賣並生絲生産狀況次の如し。

(一) 繭販賣狀況

年次	繭産額	販賣數		計	同額	移		山額
		春蠶繭	夏秋蠶繭			數	價	
明治四十三年	二、四三三、五	一、五	一、五	三、〇	四、七〇三、四	二、五	二、四	二、四

年次	戸数	産額	製絲	製繭	製絲	製繭	製絲	製繭
大正十三年	三〇、八五三	?	一五、一八〇	七、七〇、七七一	七、七〇、七七一	七、七〇、七七一	七、七〇、七七一	七、七〇、七七一
昭和五年	五五、三三三	三六、五七〇	一四、七〇〇	七、九一〇、九三〇	七、九一〇、九三〇	七、九一〇、九三〇	七、九一〇、九三〇	七、九一〇、九三〇
同 九年	七五、二六〇	三六、八〇〇	一〇、六〇〇	三、三三〇	四、三〇〇、六〇〇	四、三〇〇、六〇〇	四、三〇〇、六〇〇	四、三〇〇、六〇〇
同 十三年	七〇、八三〇	三三、七〇〇	三、三三〇	三、三三〇	九、〇〇〇、〇三〇	九、〇〇〇、〇三〇	九、〇〇〇、〇三〇	九、〇〇〇、〇三〇
同 十四年	六五、九六〇	三三、七〇〇	一七、七〇〇	一八、六三三、九八〇	一八、六三三、九八〇	一八、六三三、九八〇	一八、六三三、九八〇	一八、六三三、九八〇

(二) 生絲生産額

年次	製繭		製絲		製繭		製絲	
	戸数	産額	戸数	産額	戸数	産額	戸数	産額
大正元年	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十三年	二九、二二二	四、四〇六	三、三三〇	一、五〇〇	三、三三〇	一、五〇〇	三、三三〇	一、五〇〇
昭和五年	七、四〇〇	三、四〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
同 九年	八、二二二	三、四〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
同 十三年	六、六六六	三、四〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
同 十四年	六、六六六	三、四〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇

備考 大正十三年には朝鮮在來法に依る製繭戸数及生絲産額を含まず。

第八章 畜産

第一節 概説

朝鮮の畜産は従來蕃殖に重きを置き家畜の利用即ち農業化に就いては徹底を缺いた爲兎角等閑視され勝であつたが、近年農村振興運動の強化に伴ふ農業の多角的經營、其の必然的方向としての有畜農業の奨励等に依り漸く拍車をかけられ、更に今次事變に際して軍需資源の涵養確保並びに銃後農村經濟の充實兩方面より畜産の重要性は益々認識せらるるに至り其の需給の實績に鑑み急速に畜産の勃興を圖る要切實なるものがある。

由來朝鮮は家畜の飼料資源及農家の餘剩勞力等人爲的竝に天恵的に畜産の發達の素地に富むのみならず、將來内地、滿洲、北支との關聯に於ても極めて重要な地位にあり、就中滿支の開發事業の進展に伴ひ彼地主要産業の一たる畜産に對しては指導的立場にあり、現に朝鮮牛種豚種羊の輸出、牛疫豫防疫、血清類の供給を行ひつつある實情である。

依つて本府に於ては斯の如き情勢に對應する爲昭和十二年及昭和十四年の兩年度に亘り綿羊増殖計畫の強化擴充を圖ると共に昭和十二年には馬政擴充計畫同十三年には朝鮮牛増殖計畫十四年には豚兎の増殖

計畫を樹立すると共に一面昭和十三年八月には農林局に畜産課を獨立せしめ畜産行政の陣容を整備する等各般の施設に亘り根本的改善と徹底的強化を圖り朝鮮畜産の劃期的振興を期して居る。

第二節 牛

朝鮮牛は古來全道に遍く飼養せられ性質温順、體質強健で粗悪な飼養管理に耐へること、跛蹄強靱で動作の活潑であること、軋曳駄載等使役能率の良いこと、肥育性に富み肉質良好で皮質も亦緻密強靱であること等幾多の美點長所を有し農業經營上缺くことの出来ぬ許りでなく農家の貴重な財産で農村に於ける重要な金融對照物ともなり、又一般的に牛肉嗜好の習慣があつて民族生活と密接な關係を有して居る。朝鮮牛の起源に付ては諸學者間に種々の議論があり印度牛或はジャバ牛系統説と類原牛酷似説と其の所説を異にし未だ詳かでない。其の體型は全鮮を通じ概ね一樣ではあるが仔細に視るときは大小型態不揃で地方的に多少の變異があつて一般に西北鮮地方の牛は南鮮地方のものに比べ體型が大である。

朝鮮に於ては古來畜牛預託の制度があり畜牛の保護に意を用ひたやうであるが李朝末期に至り政弊甚しく苛斂誅求の結果民性懶惰に流れ、畜牛の如きも耕耘の要あるときは之を養ふが然らざるときは飼養の煩を厭つて放賣する風を馴致し何等保護助長の施設が行はれなかつた爲朝鮮牛の體型は次第に退化して

來たのであるが施政後に於ては其の改良増殖に努め之を畜産獎勵の根幹とし、併せて獸疫の豫防制遏に努めたので豫期以上の成績を擧げて居る。今其の主なる施設を擧げれば次の通りである。

一 改良に關する施設

- (1) 牛種保存 畜牛の改良上選擇すべき種牝牛は乳牛を除く外朝鮮在來種を本位とし成るべく優良なものを選定することとした外若し洋種又は雜種の乳用牛を輸入するものがあつた場合税關長より之を道知事に通報せしめ當該知事に於て混血防止に付相當の取締を行ふ事とした爲今日まで一般農家に飼養する牛には少しも他の種類の血液が混入せられないで純粹に朝鮮牛を保存して居る。
- (2) 保護牛規則の制定 從來農村に於ては種牝牛選擇の風習がない許りでなく年々内地及滿洲方面に比較的優良な牛が輪移出せられ漸次體格劣變の傾向にあつた爲施政當初から國費又は道費を以つて優良種牝牛を購入し之を篤農家に貸付し或は道有として巡回種付を行ひ或は一般農民の所有する優良種牝牛に對して若干の保護料を交付し一定期間保留せしめ種付に供用する等優良種牝牛に依る種付を奨励したのであるが國費又は道費で多數の種牝牛を購入し遍く供給することが困難である許りでなく民間に於ける優良種牛の保護を確實に期待することも容易でなかつた爲大正五年保護牛規則を制定したのである。保護牛規則は遍く優良な種牝牛及牝犢のみならず、之等を生産補充するに足るべき相當数の成牝牛及牝犢を保護し將來に於ける種牝牛補充の途を容易にしたのであるが民有にあ

つては所有主に於て放賣屠殺の自由を束縛せられる爲保護牛に指定せられることを好まぬ者があつて其の成績は概して良好でなかつた。それで地方に依つては道有契有又は組合有等の種牝牛を設け其の缺陷を補つて來たのであるが、現在に於ては種牝牛は農會有たらしむる方針を採つて居る。

- (3) 種牝牛の充實 種牝牛は畜牛の改良増殖上最も重要な要素であるから保護牛規則の制定に際し財源として屠牛税五十錢の増徴を認め各道に於ては積極的に種牝牛の保護充實を圖つて來たのであるが、尙成牝牛に對する配置割合が充分でなく資質の點にも不充分のものが多かつた爲大正十二年から特に國費十六萬二千六百圓を計上して之を地方費に補助し爾後三ヶ年を期して成牝牛六十頭に對し少くとも一頭の種牝牛を置き毎年成牝牛の八割以上に種付を勵行することとしたのであるが大正十四年の行政整理の際國庫補助金を半減せらるるに至つた。併し各道に於ては克く既定計畫の遂行に努め畜産同業組合、昭和八年度産業團體合併に依り郡農會に於て其の事業を繼承した（以下郡農會と稱す）に於て種牝牛を購入し之を農家に預託するものが漸次増加し種牝牛豫定數の配置を略々完了した。而して昭和十三年朝鮮牛増殖計畫に基き種付能率の向上を期する爲原則として郡島農會有に統一し之が更新補充及増設に對し國庫より補助金を交付して居る。

- (4) 種牛生産地區の設置 朝鮮牛の系統的蕃殖を行ひ優良牛を生産育成し種牛供給の圓滑を期する爲種牛の生産適地を選び之を原種牛生産地區（昭和六年優良牛生産部落と改稱す）に指定し一ヶ所當種牝牛一頭、種牝牛四十頭を購入し農家に飼養せしめ之に専任技術員を配置し指導を擔任せしむる計畫で初年度大正十三年に於ては京畿、全北、慶北、平南及咸南の五道に各一ヶ所設置し爾後八ヶ年を期し全道に四十ヶ所設置する計畫であつたが大正十四年の財政整理の結果増設計畫は中止の止むなきに至つた。併し既設五ヶ所に於ては優秀な成績を示し年々種牛八十頭乃至百頭を供給して居たのであるが昭和十三年朝鮮牛増殖計畫の實施に伴ひ道農會經營を主眼とし西北鮮六ヶ道に各二ヶ所、其の他七ヶ道に各一ヶ所合せて十九ヶ所の種牛生産地區を設定し、夫々原種牝牛二頭原種牝牛百頭を收容し（初年度に於て種牛購入費として一ヶ所五千六十八圓を國庫より補助す）専任技術員を駐在せしめ種牛の生産育成に關し濃厚な指導に當つて居る。

- (5) 標準體型の設定 各道に於ける畜牛型質調査に基き昭和十三年朝鮮牛の審査標準を設定し種牝牛は勿論蕃殖牝牛の選定に當りても本標準に依らしめ畜牛資質の維持向上に資して居る。

二 増殖に關する施設

- (1) 種付の奨勵 種牝牛の設置は種付の勵行に依つて始めて効果を齎すものであるから施設の當初に於ては種牝牛保護の一助として道費を以つて種付料を與へ或は種付牝牛に對し率付費を與ふる等鋭意種付の奨勵に努めた結果漸次種牝牛に依る種付數増加し昭和十四年度には五十八萬三千頭を數へ

成牝牛の約七十六%に達して居る。

- (2) 生産奨励郡の設置 農山漁村の振興運動に依る有畜農業奨励に伴ひ畜力、厩肥は益々需要増加の趨勢にあるので畜牛増殖の一助として昭和四年以降國庫補助に依り生産適地の郡農會をして蕃殖牝牛を購入し之を農家に無償預託し蕃殖に供用せしめた外、西北鮮六ヶ道中畜牛の生産に適する山地帯の郡農會十五を選び生産奨励技術員を設置せしめ地區内牝牛飼養者に付生産増殖に關し適切な指導奨励を加へたので畜牛の飼育普及並に生産増殖上良好なる成績を示した。昭和十三年朝鮮牛増殖計畫の實施に伴ひ全鮮に於て百十箇郡を生産奨励郡とし一郡に對し毎年三十頭宛十ヶ年間三百頭の蕃殖牝牛を農會に於て購入し農家に預託せしめ又生産奨励の指導に當るべき指導技術員として産業技手一人郡農會技手五人を此等の郡に配置し生産奨励上必要な諸施設を講じて生産率の向上に努むることとし昭和十四年度迄に生産奨励郡七十五ヶ郡蕃殖牝牛一萬七千五百六頭に達して居る。

- (3) 預託の奨励 畜牛の飼育普及を圖る爲購牛資力のない小農に對しては地主、資本家等に依り牛の預託を奨励して居るが從來一般に行はれて居る預託慣行は受託者に不利なものが多い状態であるから之が是正改善に努むると共に郡農會及篤農家の預託事業を一層擴充し受託者に對し漸次畜牛を所有するやう仕向けて居るがその成績は極めて良好である。

- (4) 牛契 牛契は從來の習慣に依り全道に亘り里洞或は部落を單位とし設置せられて居る。牛契の組織に付ては

(一) 獨力を以て牛を購入することが出来ない細農が合同して一定期間に一定の契金を醸出し順次各自が成牛又は犢牛を購入所有せんとするもの

(二) 比較的資力ある農民が合同して契金を醸出し購入牛は契有として之を預託し利殖を圖るもの

(三) 農民が合同して契金を醸出し契有として種牝牛を購入飼養し契員所有の牝牛に種付をするもの等でその内容は一樣でないが畜牛の改良増殖に資する所極めて大なので其の設置を奨励する外必要なる指導監督を行つて居る。

- (5) 購牛資金の融通 大正十五年産米増殖計畫の遂行に伴ひ農會及地主に對し耕牛購入貸付を目的とする農事改良低利資金貸付の途を拓き成るべく無飼牛農家に貸付し一年据置三ヶ年年賦償還に依り返済せしめ農家の所有に歸せしめて居るが、其の成績は頗る良好で昭和十四年に於ては事業開始以來資金融通額五百八十九萬九千餘圓に及び預託頭數十一萬一千餘頭に達し増殖上相當の効果を收めて居る。此の外金融組合に於ても耕牛貸付事業を實施して居るが其の成績も亦見るべきものがある。

- (6) 妊牛屠殺の取締 朝鮮に於ては往々妊牛を屠殺し食用に供する習慣があつて畜牛の増殖上遺憾で

あり飼育經濟上亦不利益が多かつたので施政當初より諭示制限の方法に依り暫く屠殺を延期せしめて居る。又牝牛に付ても各地に屠殺の風習があるので牝牛は務めて之を育成し將來蕃殖の基礎とする爲なるべく屠殺させない様適當の保護を加へて居る。

三 飼育經濟向上に關する施設

- (1) 畜力の利用 畜力は從來農耕運搬に利用せらるるのみで一箇年の使役日數僅かに六十日乃至百二十日に過ぎないので收穫物の調製作業、秋耕の獎勵等畜牛經濟上有利に飼養せしむるやう指導する外夙に鞍具及輓具の改良に工夫を凝し在來具の改良普及に努めて居る。
- (2) 去勢の獎勵 劣等牝牛の去勢は畜牛の改良上必要である許りでなく畜牛の利用價值を昂め飼牛者の利益を増進するのであるが朝鮮に於ては濟州島其の他一部の地方を除き殆んど其の習慣がないから昭和十三年以來國庫より補助を行ひ主として消費地を控へ内地移出に便利な京畿、慶南、慶北、平南、咸南の五ヶ道に主力を注ぎ獎勵に當つて居る。
- (3) 畜牛の肥育 畜牛の肥育は農家の副業として餘剩勞力及農産殘滓を生産化し厩肥の増産を進むる等牛の利用上重要なことであるが近時去勢の獎勵と相俟つて漸く効果を認識し實施するものが増加しつつある。
- (4) 厩肥の増産 自給肥料の主要部を占むる厩肥の増産利用は有畜農業經營上最も重要なことである

から早くから在來牛舎の改造敷糞材料の蒐集及投入量の増加、堆肥場の設置等を圖り其の調製及利用方法に就て指導誘掖して居るが漸次良好の成績を収めて居る。

- (5) 牛皮の改良 朝鮮産牛皮はその質緻密強靱で製革原料として極めて卓越した特徴を持つて居るが皺痕、鞍傷痕、剥皮刀痕等多く且乾燥貯藏に遺憾の點があるので早くからこれらの點に留意し鞍具の改良、鍼療法の排除、圓刃刀の使用等損傷防止に努め又調製に就ても在來の乾燥法を排し加塩調製を普及獎勵して居るが漸次改良せられつつある。

- (6) 飼料の充實 飼料の充實は畜牛改良増殖上必要な條件で就中野草は飼料中主要なものであるが之を採取貯藏する念に乏しい爲冬季になれば飼料に窮し遂に牛を放賣する者があるので野草の適期刈取調製貯藏の指導、穀菽稈類及び大豆摘葉の飼料化獎勵を行ふと共に調理法の改善に努め一方に於ては從來野草其の他の飼料を一度煮熟して給與する習慣があつて燃料勞力の浪費が多かつた爲特に生飼の獎勵普及を圖つたが漸次其の習慣を改めて居る。又飼料の品質向上の増産の爲道農事試驗場、郡農會等をして「ルースン」「クロバー」等萩等を栽培せしめ其の種子を農家に配付し、畦畔、山野、河川沿岸の荒蕪地に栽培せしめ又は空地の利用、二毛作、間作に依り地方に適した飼料作物の栽培獎勵或は埋草、石灰糞の調製利用、綠肥作物の飼料化等を圖つて居るが其の成績は未だ充分とは云へない。又近時未墾地の開拓、植林事業の勃興の結果漸次牛の繫養地、放牧地又は採草地等縮少せ

られんとする情勢にあるので各地方に於ては共同牧野及採草地の設定を企畫し之が保護利用に特に留意して居る。

(7) 畜牛の共済 畜牛の斃死に依る農家の損害を救済し代牛の補充を容易にすることは畜牛の増殖上重要なことであるから地方に於ては郡農會又は道農會が主體となり會員の牛に對して小額の共済割を徴收し共済事業を行つて居たが其の効果は頗る大きく農家の歓迎するところであつた爲に畜牛増殖奨励施設の一端として一層其の發達を助長する必要を認め昭和四年これらの經營主體に對し國庫より補助を行ひ共済事業の進展に資したのであるが更に昭和十三年朝鮮牛増殖計畫の實施に伴ひ本事業の強化を圖る爲之等を統一し郡島農會を事業主體として朝鮮農會が再共済に當り(國庫より再共済團體である朝鮮農會に十一萬餘圓補助す)共済金の交付額を引上げ農民の負擔輕減を圖つて居るが其の成績極めて良好である。

(8) 病畜の治療 郡島農會に於ては病畜治療場、器具機械藥品を整備し病畜の治療施設の充實を圖つて病牛の診療を行つて居るが、一般に最も歓迎せられ其の治療頭數は昭和十四年に於て三十三萬餘頭に達して居る。

四 其の他

(1) 畜牛の取引 大正三年市場規則が制定せられ農會員の牛の取引は市場内に於て行ふこととし之が

仲介は郡島農會をして行はしめ取引の公正を期して居るが其の成績は極めて良好である。

(2) 畜牛の輸移出 朝鮮牛は性質温順で役用能率が大きく重寶である爲古くより内地農村に歓迎せられ年々六、七萬頭の移出を見て居たが、今次事變勃發に伴ひ内地農村勞力不足の補給或は食肉需給の調整等の關係上朝鮮牛の需要急激に増加し昭和十四年に於ては八萬四百六十六頭の移出を見るに至つた。又近年滿洲方面に於ても産業の開發或は開拓民用耕牛として年と共に其の需要増加の趨勢にあり、昭和十四年に於ては前年に比し一躍二萬頭増加し二萬八千二十四頭の輸出を見るに至つた。

(3) 指導機關の充實 從來總督府及各道に夫々技師一人技手數名を設置し又各郡には産業技手一人及農會技手若干名を配置して畜産全般に亘つて指導奨励に當つて居つたが、昭和十三年朝鮮牛増殖計畫の實施に伴ひ各種奨励施設の指導上の關係事務が急激に増加したので指導機關の充實を圖ることとなつた。即ち昭和十三年より十四年迄に本府に畜産課を設置し屬一人技手二人及雇員一人を地方廳には全道を通じて技手七人を増置して中央及地方機關の充實刷新を圖ると共に直接指導に對しては生産奨励郡七五郡に對し「各郡に」産業技手一人を設置して畜牛に關する指導及部落的指導の徹底を期し生産奨励郡以外の郡に於ても各郡に農會技手一人を配置し及種牛生産地區十九箇所に産業技手を夫々一人宛置いて直接指導に當ることとなつた。

(4) 試験研究機關の設置 朝鮮牛の調査試験に就ては、昭和四年以來本府農事試験場に於て朝鮮牛の改良増殖に關する基礎的研究を行つて居る。又牛傳染病其の他種々の疾病に就いては、獸疫血清製造所に於て調査研究し併せて血清豫防疫等の製造配給に當つて居り特に牛疫豫防疫及血清は鮮内の需要を充す許りでなく滿洲方面へ多量配給して居る。

五 朝鮮牛増殖計畫の概要

朝鮮牛増殖計畫は有畜農業の普及並に重要食肉及皮革の資源涵養上朝鮮に於ける役肉用牛の充實を期するを主眼とし、同時に鮮外の需要に應ぜんとするものであつて概要左記の通である。

- (1) 計畫期間 昭和十三年度より同二十二年度に至る二十箇年とす。
- (2) 増殖頭數 二百五十萬頭を目標とす。
- (3) 方針 實用並に經濟的見地より朝鮮牛の標準體型を設定し同種蕃殖に依り益々其の性能發揮に努めんとす。
- (4) 方法 生産資源に富む地方を選び特に蕃殖牝牛の充實に努め之が蕃殖能率の向上を圖る爲適切な施設を講じ又畜牛の利用増進を圖ると共に共濟並に衛生施設の擴充及取引機構の改善等に依り飼牛經濟の向上に努め飼育普及上遺憾なきを期せんとす。
- (5) 施設獎勵事項

(一) 資質維持改善に關するもの。

イ 標準體型の設定。 ロ 種牛規則の制定。 ハ 種牝牛の充實。 ニ 種牛生産地區の設定。

(二) 生産獎勵に關するもの。

イ 蕃殖牝牛の充實。 ロ 牝犢の保留獎勵。 ハ 蕃殖成績の向上。

(三) 飼牛經濟向上に關するもの。

イ 畜力の利用増進。 ロ 廐肥の増産利用。 ハ 去勢の習慣涵養。 ニ 肥育の實施獎勵。
ホ 牛皮の改良助成。 ヘ 飼料の充需改善。 ト 衛生施設の擴充。 チ 共濟事業の統制擴充。

(四) 飼育普及に關するもの。

イ 牛契の指導助成。 ロ 預託事業の獎勵。 ハ 購牛資金の融通斡旋。

(五) 取引改善に關するもの。

イ 家畜市場令の制令。 ロ 畜牛斡旋機關の設置。

(六) 指導獎勵機關の改善充實。

(七) 試験研究機關の擴充。

(八) 其の他朝鮮牛の増殖に必要な事項。

以上各般の奨励施設に依り朝鮮牛の飼育普及状況並に増殖奨励実績を示せば左表の通である。

年次別畜牛飼養状況

年次	現存		計	頭数指数	畜牛産物生産額	価額指数
	牝	牡				
明治四十三年	未詳	未詳	70,840頭	100	2,341,100圓	100
大正三年	79,944頭	86,896頭	1,188,400	170	3,948,820	170
同 八年	92,666	98,944	1,416,600	200	4,048,700	174
同 十三年	105,944	112,122	1,625,075	230	4,661,695	200
同 十五年	107,444	114,133	1,681,566	238	4,866,688	210
同 二十年	107,944	115,444	1,699,470	240	4,973,733	215
同 二十一年	107,666	115,444	1,733,976	246	5,143,976	222
同 二十二年	107,888	115,666	1,733,976	246	5,143,976	222
同 二十三年	107,888	115,666	1,733,976	246	5,143,976	222
同 二十四年	107,888	115,666	1,733,976	246	5,143,976	222

備考 生産物價額は牛肉、牛皮、牛骨、牛脂、牛乳の合計とす。

年次別畜牛異動状況

年次	飼養戸数	飼養頭数	生産数	斃死数	屠殺数	撲殺数
明治四十三年	?	7,840頭	?	?	?	?
大正四年	?	1,544,131	29,945	?	1,544,131	1,544,131
同 九年	?	1,497,747	22,155	1,497,747	1,497,747	1,497,747
同 十四年	?	1,570,806	27,711	1,570,806	1,570,806	1,570,806
昭和五年	1,247,555	1,611,585	35,640	1,611,585	1,611,585	1,611,585
同 十年	1,555,853	1,698,470	36,970	1,698,470	1,698,470	1,698,470
同 十一年	1,555,853	1,707,974	36,866	1,707,974	1,707,974	1,707,974
同 十二年	1,564,970	1,717,478	37,355	1,717,478	1,717,478	1,717,478
同 十三年	1,564,970	1,717,478	37,355	1,717,478	1,717,478	1,717,478
同 十四年	1,564,970	1,717,478	37,355	1,717,478	1,717,478	1,717,478

昭和十四年畜牛飼養状況

道名	飼養戸数	飼養頭数			農家戸数對飼養戸數割合	農家百戸當飼養頭數	畜牛頭數當耕地面積
		牝	牡	計			
京畿道	1,544,131	70,840	70,840	1,416,600	50.9%	28.3反	

道	種		種		種		計	成牝牛 頭數	種牝牛 頭數
	有	道農會	有	道農會	有	道農會			
忠清北道	30,000	1,000	4,500	1,000	2,500	1,000	4,500	3,500	
忠清南道	40,000	1,000	5,000	1,000	3,000	1,000	5,000	4,000	
全羅北道	26,000	1,000	3,000	1,000	2,000	1,000	3,000	2,000	
全羅南道	27,000	1,000	3,000	1,000	2,000	1,000	3,000	2,000	
慶尙北道	17,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	
慶尙南道	22,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	
黃海道	23,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	
平安南道	9,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
平安北道	23,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	
江原道	27,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	
咸鏡南道	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
咸鏡北道	22,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	
合計	1,241,250	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

種牝牛設置状況

年次別	種		種		種		計	成牝牛 頭數	種牝牛 頭數
	有	道農會	有	道農會	有	道農會			
昭和十年	6,000	1,000	7,000	1,000	3,000	1,000	7,000	6,000	
昭和十一年	6,000	1,000	7,000	1,000	3,000	1,000	7,000	6,000	
同十二年	6,000	1,000	7,000	1,000	3,000	1,000	7,000	6,000	
同十三年	6,000	1,000	7,000	1,000	3,000	1,000	7,000	6,000	
同十四年	6,000	1,000	7,000	1,000	3,000	1,000	7,000	6,000	

蕃殖牝牛設置状況

年次別	設置頭數		設置頭數		設置頭數		計	種牝牛 頭數	種牝牛 頭數
	本年	前年	本年	前年	本年	前年			
昭和十年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十一年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十二年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十三年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十四年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	

年次別	設置頭數		設置頭數		設置頭數		計	種牝牛 頭數	種牝牛 頭數
	本年	前年	本年	前年	本年	前年			
昭和十年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十一年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十二年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十三年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	
同十四年	1,350	1,200	8,000	7,500	5,000	4,500	1,350	1,200	

備考

- 一 設置頭數は三月末現在頭数を示すものとす。
- 二 生産頭數の生産費分頭數計一致せざるは別に未處分頭數あるに依るものとす。
- 三 括弧内の數字は前年迄に設置したるもの生産數及其の生産率を示す。
- 四 毎年度の新設牝牛は多くは年度半ば以降に設置したる關係上生産數極めて尠なり。

種牝牛種付状況

年次別	種牝牛頭数	種付牝牛数	種一頭平均付数	本年産頭数	種牛生産頭数	種付歩合	生産頭数	前年種付牝牛数對生産歩合
昭和十年	二、六五五	五、四七〇	四、四三	七、四七〇	七、四七〇	七、四七〇%	五、四七〇	六八・五%
同十一年	三、六六六	五、四七〇	四、四三	七、五八三	七、五八三	七、五八三%	五、四七〇	六八・七%
同十二年	二、九四五	五、四七〇	四、四三	七、四四八	七、四四八	七、四四八%	五、四七〇	六八・四%
同十三年	三、〇〇一	五、四七〇	四、四三	七、〇一五	七、〇一五	七、〇一五%	五、四七〇	六八・四%
同十四年	三、〇〇五	五、四七〇	四、四三	七、四八五	七、四八五	七、四八五%	五、四七〇	六八・四%

備考 種牝牛は一箇年の平均頭数を示すものとす
種牛生産地區設置状況

年次別	地區数	種牝牛数	種牝牛数	本年産率	種牛生産率	種牛淘汰率	其ノ他	未産分	採種率
昭和十年	五	三、六六六	一、九一五	七九・九%	七九・九%	七九・九%	一、九一五	七九・九%	六八・四%
同十一年	五	三、〇〇〇	一、五五〇	八八・〇%	八八・〇%	八八・〇%	一、五五〇	八八・〇%	六八・四%
同十二年	五	三、〇〇〇	一、五五〇	八八・〇%	八八・〇%	八八・〇%	一、五五〇	八八・〇%	六八・四%
同十三年	五	三、〇〇〇	一、五五〇	八八・〇%	八八・〇%	八八・〇%	一、五五〇	八八・〇%	六八・四%
同十四年	五	三、〇〇〇	一、五五〇	八八・〇%	八八・〇%	八八・〇%	一、五五〇	八八・〇%	六八・四%

備考 生産績成分状況左側書は累計を示すものとす。

牛契設置状況

年次別	契	既設	新設	満了	現在	契	現在	離田金額	頭数	畜牛購入金額
昭和十年	七、九三三	一、〇七七	一、九七九	八、三〇〇	四、〇三三	一、三〇四、九四五	一、七〇六	四、七〇六	三、七〇六	四、七〇六
同十一年	四、三〇六	五、三三三	三、七〇四	四、三〇六	三、五六一、四七二	一、三〇四、九四五	一、七〇六	三、五六一、四七二	三、五六一、四七二	三、五六一、四七二
同十二年	三、七三三	二、四三三	三、五〇四	四、六八八	三、四二二、二二二	一、三〇四、九四五	一、七〇六	三、四二二、二二二	三、四二二、二二二	三、四二二、二二二
同十三年	四、四三三	一、〇〇一	三、五〇四	四、四三三	三、四二二、二二二	一、三〇四、九四五	一、七〇六	三、四二二、二二二	三、四二二、二二二	三、四二二、二二二
同十四年	四、四三三	一、〇〇一	三、五〇四	四、四三三	三、四二二、二二二	一、三〇四、九四五	一、七〇六	三、四二二、二二二	三、四二二、二二二	三、四二二、二二二

昭和十四年耕牛低利資金貸付状況

道名	縣農會通	借入額	貸付額	貸口数	預託頭数	預託中の減少頭数	預託中の頭数	譲與頭数	預託中の生産額
京畿道	二〇	七、八八五、四四	七、〇三〇、七四	一、三九六	一、三九六	二、七三	六、八六三	七、〇三〇	一、八八六
忠清北道	一〇	三、五八、七四	三、五三〇、三〇	四、三〇九	四、三〇九	九	五九	四、三〇九	七、四七七
忠清南道	一四	四、三六、六元	四、三三〇、三〇	四、六七九	四、六七九	八六	三、四九九	二、三三四	五、三三八
全羅北道	一四	一、四六、三九	一、四七〇、〇〇	一、七三九	一、七三九	四	四六	一、六六八	一、四八八
全羅南道	三三	九、五五、四五	九、七三三、六三	一、七三〇	一、七三〇	四七	七、八三〇	九、三〇六	一、三〇七
慶尙北道	三三	四、八〇、九八	四、八四六、四四	九、六八三	九、六八三	三、五五	四三九	八、九九八	九、〇四九

地域	計	北	肥	育	代	施	頭	數	計	最	長	最	短	平	均
慶尚南道	19,800	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
慶尚北道	17,000	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
平安南道	15,000	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
平安北道	13,000	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
江原道	11,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
咸鏡南道	9,000	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
咸鏡北道	7,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
地北	5,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
合計	100,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000

備考
一、本表は大正十五年事業開始以来の成績を示すものとす。
二、貸付口数と預託頭数の一致せざるは成南に於て一口三頭預託したるに依るものとす。

畜牛共済事業状況

年次別	地域内畜牛頭数	共済加入頭数	同死頭数	同上共済頭数	同死割合	共済金交付金	一頭平均交付金	代牛購入頭数	代牛購入平均額
昭和十年	1,690,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	60%	100,000,000	100,000	100,000	100,000
昭和十一年	1,600,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	69%	110,000,000	110,000	110,000	110,000
昭和十二年	1,600,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	69%	110,000,000	110,000	110,000	110,000
昭和十三年	1,600,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	69%	110,000,000	110,000	110,000	110,000
昭和十四年	1,600,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	69%	110,000,000	110,000	110,000	110,000

家畜市場数及畜牛取引状況

年次別	市場数	入場頭数	賣買頭数	賣買総額	成	中等物	肥	育	代	施	頭	數	計	最	長	最	短	平	均
昭和十年	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十一年	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十二年	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十三年	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十四年	10	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

去勢肥育實施状況

年次別	去勢實施頭数	肥育代	施	頭	數	計	最	長	最	短	平	均
昭和十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

牧草其の他飼料栽培状況及牧野面積

年次別	飼料		栽培		牧野	
	個所数	面積	採薬量	反當採薬量	個所数	面積
昭和十年	三、四三三	三、六三六	四、五六三	三二	七、四九四	六、七三三
同 十一年	一、六三〇	三、五四七	四、八〇〇	一八	二〇、三四三	七、四九四
同 十二年	九、七五〇	四、五九三	五、〇九三	一四	九、七三〇	七、四九四
同 十三年	八、三六七	一、一四六	三、四八二	三	九、五五三	一、三三三
同 十四年	?	?	七、一〇四	?	?	八、二二二

朝鮮牛輸移出状況

年次別	輸出		移入		計	
	頭数	金額	頭数	金額	頭数	金額
昭和十年	二〇頭	一四、五六一	六、六四二	四、四三三	六、八二二	四、四七三
同 十一年	四頭	四、八〇〇	六、三九八	四、〇〇八	六、三九八	四、四七三
同 十二年	三、三三三	三、七四六	五、六八三	四、四三三	五、八八六	四、四七三
同 十三年	八、〇三三	一、一五五	七、四三六	七、四三三	八、三三三	八、五五九
同 十四年	三、八〇四	五、二五七	七、一〇四	八、一〇四	三、三二八	三、四六三

病畜治療状況

年次別	治療頭数	特		属	
		恢復	死亡	居	殺中
昭和十年	三、八六四	三、七四二	七、六九三	四、四三三	三、五三三
同 十一年	四、九一九	四、三九八	三、三〇三	五、三三三	四、三三三
同 十二年	五、三三三	三、三三三	一、〇八三	三、三三三	三、三三三
同 十三年	三、〇六六	三、三三三	九、五八三	六、〇三三	三、三三三
同 十四年	?	?	?	?	?

第三節 馬

朝鮮に於ける往時の馬政は兵用、官用を目的とし産馬を圖り民間では山間險路の小貨物の運搬、旅客の乗用若くは祭葬儀禮の用に供するのみで産業上に利用されたことは極めて尠く、而して其の體軀は矮小微力で到底改良馬生産の基礎とするに足らないので施政後蒙古牝馬に改良種牝馬を配合して新雜種馬を産出するの必要を認め慎重研究調査を遂げた上此れを實行に移すこととし、大正四年九月十六日附官通牒を以て何分の指示あるまで各道に於ては馬匹の改良増殖に着手することを見合せることとし大正五年

江原道淮陽郡蘭谷面に勸業模範場牧馬支場を設置し同場に於ては大正六年蒙古牝馬四十餘頭を輸入し之に配するに馬政局よりの保管轉換に係る「ギドラシ」及「アングロノルマン系種」の種牡馬を交配し其の雜種試験を爲し此れを「新朝鮮馬」と稱し爾來引續き蒙古牝馬及洋種種牡馬を増加し之が蕃殖を圖り其の成績見るべきものがあつたが昭和四年木場を擧げて李王職に移管し李王職蘭谷牧場と稱し本事業を繼承されたのであるが朝鮮馬政計畫の實施に伴ひ昭和十二年以來整理縮少せられることとなつた。

又咸鏡北道の産馬は蒙古馬の血液を受けたものが多く其の體高も大で四尺内外のものも尠くなく改良の基礎とすることが出来るので大正八年以來咸鏡北道地方費に對し國庫から補助金を年年交付し、同道慶興郡雄基に種馬所を設けしめ種牡馬として内國産洋種及蒙古雜種十頭を置き民間牝馬に種付を行ふこととしたのであるが其の産馬の成績頗る良好で軍馬として買上げられるもの逐年増加し農民は一般に之が種付を希望するやうになつた。

然れども大正十四年度に至り財政緊縮の影響を受け本事業に對する國庫補助額が減額され、更に昭和六年度に再び削減を加へられる状態で斯の如き貧弱な經費を以てしては到底將來豫期の成績を擧げることとは困難なるに鑑み昭和七年度から朝鮮競馬令の施行と共に之を國營に移管し種馬牧場を設置し以て該事業を擴充し今日に至つてゐるのであるが近時國防及産業上産馬改良増殖の要急を告ぐるに至つたの

で昭和〇〇年度より〇〇年に少くとも〇〇頭の改良馬を増殖せんとする朝鮮馬政第一期計畫を樹て實施するに至つたのであるが、更に内外の情勢に鑑み昭和〇〇年度より〇〇箇年に約〇〇頭の有能馬を鮮内に保有する朝鮮馬政擴充計畫に更改され、左記要項に依り現在實施されつつあるのであるが、現下の國際情勢は更に急速に有能馬の多數を確保するの要あるに依り別に軍馬資源確保に關する應急施設計畫を樹立前記計畫と併行して實施してゐる。

一 朝鮮馬政擴充計畫實施要項

(1) 本計畫は昭和〇〇年度より〇〇箇年とするも兩三年實施の結果に俟て更に期間短縮方を考究するものとす。

(2) 改良馬の必要頭数は〇〇頭を目標とし尙努めて増殖を圖らんとす。

(3) 種牡馬は原則として全部國有とし其の血種は中間種を主體とす。

(4) 施設及助長獎勵事項。

イ 馬政機關の充實 ロ 基礎牝馬の充實、維持及種付の獎勵 ハ 馬の利用獎勵 ニ 馬の飼養管理改善に關する施設 ホ 牧野改良維持に關する施設 ヘ 馬に關する共濟事業の助成 ト 馬の衛生に關する施設 チ 馬の取引斡旋 リ 馬籍の設定 ヌ 馬に關する團體の助成 ル 民間牧場の設置助成 ヲ 共進會、競技會の開催 カ 優等馬の薦奨 ク 馬に關する功勞者の表

彰 馬産奨励其他馬事思想の普及、其の他の改良増殖に有益なる事項

二 現在実施しつつある施設

(1) 馬政機關の充實

(一) 中央機關 馬政馬産に關する諸般の事務を統制管掌し、併せて内地馬政並に軍部との聯繫を保持する爲め農林局畜産課に馬政係として現在技師一人、屬一人、技手二人を設置してゐる。

(二) 地方機關 馬政區に於ける地方馬産事務を管掌せしむる爲現在成北に道技手一人、産業技手一人を設置してゐる。

(三) 種付機關 昭和七年十月三十一日附朝鮮總督府種馬牧場官制發布と同時に本場が設置せられ、成鏡北道慶興郡雄基邑元成鏡北道種馬所跡に於て事業を經營しつつあつたが、昭和十一年成鏡北道慶源郡慶源面に移轉した。其の用地面積二、六三五町五反四畝、職員技師二人、屬一人、技手四人雇員六人計一三人である。

(2) 基礎牝馬充實維持 農民の經濟狀態は基礎牝馬を購入する資力に乏しく尙新規奨励家畜たる事情等を考慮して基礎牝馬は國に於て購入し毎年〇〇頭宛を無償貸付することとしてゐる。

(3) 種付所設置奨励 民間牝馬種付の利便並に種付能率の増進を圖る爲め馬産奨励地區の農會に種付所を一郡三箇所宛設置せしめることとし一箇所に對し國庫補助金三百圓を交付してゐる。

(4) 馬の利用奨励 馬産奨励地區に於ける馬利用農業經營の集約的實地指導並に馬利用具の充實を圖り馬飼養經濟の基礎確立の爲左の施設に對し國庫補助金を交付してゐる。

(一) 農馬利用指導里洞の設置 馬利用適地に指導里洞を設置せしめ馬利用農業經營の集約的實地指導を爲さしめ之が經費に一箇所二百圓の補助金を交付してゐる。

(二) 馬利用指導 農馬利用に關する講習、講話、傳習會を開催せしめ之が經費に五十圓の補助金を交付してゐる。

(三) 馬利用營農具購入 馬飼養農家に對し馬利用經濟を助長せしめる爲馬耕用具の購入に對し一件十圓の補助金を交付してゐる。

(四) 馬利用運搬具購入 農馬利用範圍の擴張に依り農家經濟に資せしめる爲、改良農用荷馬車の普及を圖り之が購入費に對し一件三十圓の補助金を交付してゐる。

(5) 馬の飼養管理改善奨励 馬産奨励地區に於ける農家の在來畜舎は狹隘で馬飼養に不適當で衛生上にも缺陷のあるものが多いので此れが改善を圖る爲厩舎の改造新築等に對し一件十圓の國庫補助金

を交付してゐる。

(6) 裝飾技術員設置 馬衛生の觀念に乏しい農家に於ては一般馬衛生は勿論馬勞役の生命たるべき肢蹄の保護指導を必要とするのであるが従來特殊技術たる馬の創蹄裝飾に付ては有資格の技術者が無く遺憾の點が多いので産馬獎勵地區の郡農會に各一名の技術員を設置する經費として年五百圓宛の國庫補助金を交付してゐる。

(7) 馬事共進會、競犁會の開催、馬事思想の向上、馬利用の普及を促進する爲馬の共進會、品評會、競犁會等の開催に當り一件七十圓宛の國庫補助金を交付してゐる。

(8) 軍馬購買検査出場獎勵 軍馬の供給、馬産經濟の助長上此れが購買検査に出場を獎勵するの要であるので出場一頭に付二圓宛の國庫補助金を交付してゐる。

(9) 馬匹去勢獎勵 産馬改良工程の促進並に使役利用の價値を昂め飼育者の利益を増進する目的を以て去勢を獎勵し去勢施術を受ける馬一頭に對し二圓宛の獎勵金を出し尙施術に依り廢斃に至りたるものには一頭五十圓宛の補償金を交付してゐる。

(10) 馬事團體補助 馬事思想の普及並に馬の改良増殖を目的とする團體に對し其の助成費として國庫補助三千圓を交付することとし現に朝鮮競馬協會に對し此の補助金を交付してゐる。

(11) 競馬に對する補助 昭和七年に發布された朝鮮競馬令は馬の改良増殖並に馬事思想の普及を目的

として一定の條件の下に競馬を行ふことを得ることとしたのであるが何分朝鮮に於ては未だ競馬に對する一般の理解が乏しいので所期の成績を擧揚することは相當困難であるのに鑑み現在九箇所の競馬俱樂部に對し概要次の様な國庫補助金を交付してゐる。

(一) 競馬場設備費補助 競馬場の設備に當つては相當多額の經費を要するのであるが競馬の開催團體は公益社團法人である關係上株式の募集等の方法に依り一時に資金を得ることが困難で起債に依る外ないのであるから此の起債還並に諸設備の一部として若干の補助金を交付すること、各俱樂部に對し總額一萬一千圓を夫々の俱樂部の財政状態に應じ補助してゐる。

(二) 抽籤馬購入費補助 競馬俱樂部が其の會員に一定の價格で競走馬を購入し抽籤で分配する抽籤馬は、競馬の初期には無くてはならないものであるから其の購買一頭に對し八十圓宛の補助金を交付してゐる。

(三) 勝馬賞典賞金補助 競馬の勝馬に對しては其の賞を厚くしなければ馬主經濟が困難であり一面優秀馬が競走界に現れないので可成競馬の賞金を増額せしめる意味に於て各競馬俱樂部の財政の狀態に應じ總額二萬八千四百五十圓の補助金を交付してゐる。

第四節 緬 羊

朝鮮に於ては古來家畜として綿羊を飼育したことなく唯王室に於て祭祀に供する爲飼育したものがあつたのみである。

近世に至り李王家に於て耕牧場を設け蒙古羊を飼育し明治三十六年の頃二百頭を算したことがあり、越へて明治四十二年勸業模範場に内地より洋種羊を移入飼育した所其の成績良好でなかつたが大正元年關東都督府より寄贈を受けた蒙古羊は意外に好成绩であつたので大正二年新に江原道平康郡に洗浦出張所を設け蒙古羊九十七頭を輸入飼育したが不幸其の成績亦良好ならず、次いで大正四年再び琿春地方より七十九頭を輸入し前年の経験に鑑み寄生蟲の驅除及飼養管理に特別の注意を加へた結果其の成績良好にして大正六年更に二百二十頭を輸入し益々良好を得るに至つたのである。次いで大正八年新に綿羊飼育計畫を樹立し洗浦出張所を洗浦支場に改め専任職員を増加し翌九年北米合衆國より洋種羊を輸入して改良並に蕃殖試験に着手すると共に大正八年以降三年間毎年蒙古羊四百頭を輸入し綿羊飼育適地と認めたる咸北、咸南、平北、黄海、全南の五道に對し洗浦牧羊支場生産羊と共に配付實地試験を行ふこととなつた。而して此等の成績は何れも概ね良好にして將來を嚆矢するに足るものがあつたが數年ならずして大正十三年大規模の行財政整理に遭ひ此等の施設は全廢の已むなきに至り洗浦牧羊支場の飼羊は民間有志に譲渡し爾後殆んど放任状態であつたにも拘らず當時の配付羊は能く繼續飼養せられ昭和八年末尙二千六百餘頭を算した。

然るに羊毛自給と農業經營改善の見地より昭和九年第一次綿羊増殖獎勵計畫を樹立し先づ黄海、平南、平北、江原、咸南、咸北六ヶ道の農家に對し三乃至五頭の副業的小數飼育を目標とし一方種羊の配給を圓滑ならしむる爲民間綿羊牧場をも指定經營せしめ基礎羊の増殖に着手し次いで昭和十二年更に第二次綿羊増殖獎勵計畫に更め獎勵地域を全鮮に擴充實施中のところ、支那事變の勃發に當り國際情勢の推移に鑑み政府に於ては相當多量の羊毛を確保する爲、昭和十四年羊毛生産力擴充大綱計畫案を樹立し、朝鮮に於ても之に順應し第三次綿羊増殖獎勵計畫の確立を見た。之が獎勵施設の大要を示せば左の如くである。

一 獎勵方針

朝鮮の農家に於ける副業飼育に適し且羊毛工業の現況等を考慮しコリデル種を以て獎勵品種と定め全鮮農家一戸に對し三乃至五頭程度の副業飼育を獎勵す。

二 獎勵施設

(1) 種羊配給機關として國立種羊場を北鮮、西鮮に各一箇所設置し、優秀なる原種羊の生産を圖ると共に急速なる普及を圖る爲民間牧羊場を指定し國庫補助を以て毎年海外より種羊を輸入し種羊の大量生産を圖り以て農家に對する普及機關たる郡農會に供給せしむ。

(2) 指導獎勵機關として本府並に地方廳に專任職員を設置する外獎勵各郡に國庫補助に依る指導技術

員を設置す。

(3) 民間綿羊事業の保護獎勵施設として輸入種羊購入費補助、羊舎設備補助、綿羊飼育獎勵金の交付種羊育成所用地購入費補助、羊肉利用獎勵、綿羊飼育講習講話會、品評會、補助、羊毛加工事業助成を行ふ一面綿羊關係民間團體に對して補助金を交付し其他鐵道運賃の輕減國有林野の貸付等必要と認むる保護施設を行ふ。

右計畫に基き昭和九年度に於て濠洲より種羊二千八百二十九頭を輸入し内二千二百三十四頭は本府指定牧場たる東洋殖産株式會社慶源牧羊場に他は國立種羊場其他に收容し同十年度に於ては濠洲より二千八百六十二頭を輸入し此の内八百七十七頭は咸北外九道に配給し其の他は東拓總城牧羊場に收容し、同十一年に於ては濠洲より二千六百五十六頭を輸入し内一千九百二十頭を東拓訓戎及谷山牧羊場に收容他は咸北外九ヶ道に、同十二年度に於ては濠洲及新西蘭より六千一百一頭を輸入し内二百五十七頭を國立種羊場に二千二百二十四頭を東拓谷山及慶源第二牧羊場に收容し他は全鮮各道に、同十三年度に於ては濠洲及新西蘭より五千二百七十六頭を輸入し全鮮各道に、昭和十四年度に於ては第三次増殖計畫遂行に伴ひ既定並に臨時購買をなし一萬二百九十六頭を購入し之を全鮮各道に配付せり。

尙國立種羊場は昭和九年八月咸鏡北道明川郡阿固面に、昭和十二年七月平安南道順川郡殿山面に設

置し、原種羊の生産及指導員の養成を行つて居る。次に綿羊の指導獎勵機關としては本府に技師一人、技手三人、囑託一人を、獎勵道たる咸南、咸北に道技師各一人を、黄海、平南、平北、江原咸南、咸北の六ヶ道に道技手各一人を、京畿、忠北、忠南、全北、全南、慶北、慶南の七ヶ道に囑託各一人を設置した外其の獎勵郡に國庫補助を以て地方産業技手七六人を設置し専ら實地に於ける指導獎勵に従事せしめつゝあるのである。

又農村羊毛加工の中心となるべき羊毛加工場を咸南、咸北、平南、黄海に各一ヶ所を設置せしめ之が建築費及人件費に對し補助金を交付したる外道、郡農會並に財團法人、東亞綿羊協會支部たる朝鮮綿羊協會に補助金を交付して綿羊講習會並に品評會、生産物の消費宣傳及處理斡旋等の事業を行はしめ綿羊事業の進展に多大の効果を擧げてゐる。

以上敘述せる各般の施設の實施に依り昭和九年獎勵實施前の飼育頭數は二千六百七十五頭で其の分布を見るに咸北の一千四百六十九頭を最多として咸南、江原、平北之に亞ぎ全く飼育しない道は全北、慶北の二道のみであつた。

今獎勵前年度並に獎勵開始以後の増加を示せば左表の通である(年末現在數)

綿羊飼育年次別頭數調

道名	昭和八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年同	十四年同
道	九	一五	一四	一四	一五	一六	一四
京畿	八	一四	一四	一四	一五	一六	一四
忠南	六	一五	一四	一四	一五	一六	一四
忠北	六	一五	一四	一四	一五	一六	一四
全南	三	一三	一三	一三	一四	一五	一三
全北	三	一三	一三	一三	一四	一五	一三
慶南	六	一四	一四	一四	一五	一六	一四
慶北	七	一五	一四	一四	一五	一六	一四
黄海南	九	一四	一四	一四	一五	一六	一四
平南	二	一三	一三	一三	一四	一五	一三
平北	二	一三	一三	一三	一四	一五	一三
江原	三	一四	一四	一四	一五	一六	一四
咸南	一	一三	一三	一三	一四	一五	一三
咸北	一	一三	一三	一三	一四	一五	一三
合計	三、三三三	五、四三三	九、二六六	三、二四四	九、三三三	三、七四三	三、七九三

第五節 豚及兔

一豚、豚の飼養は朝鮮農家の副業として好適するので之が改良増殖に力を致して農家経済の向上に資すると共に食肉の供給を補はんことを期してゐる。施政以來の施設事項左の如くである。

(1) 施設事項

(一) 豚の品種改良 朝鮮在來の豚は體軀矮小晩熟にして且肥膩性に乏しく體重僅かに七、八貫に過ぎないので之に早熟性を賦與し體軀を大にする方針の下に體格中等大にして環境に順應する性質の強い「パークシャー」種及其の雜種を奨励品種と定めて其の販路及飼料の需給關係上都市附近より増殖奨励を圖ることとし、總督府農事試験場及道農事試験場より種豚を配付し指導奨励を加へたる結果改良種及其の雜種の數九十五萬九千頭に達し總頭數の六八、五%を占め年々増加の趨勢にある。

(二) 飼養管理法の改善 在來豚舎は其の構造極めて粗雑狭小にして衛生的に或は採肥の上からも不適當のものが多かったので之を一般に得易き材料を以て改造を奨励しつつあるが逐年改良豚舎の築造増加を見て居る。

(三) 豚模範部落及養豚契の設置奨励 豚の奨励に當つては先づ集團的奨励を爲し之を中心として漸

次一般に普及せしむるを必要且便利と認め各地に模範部落及養豚契又は組合を設置せしめ何れも種豚の共同飼育を行ひ養豚の改良並血液の更新を圖りつゝある。

(2) 豚増殖計畫 然るに軌近農村の實情は有畜農業普及を最緊要とし又一面現下の國際情勢は益々食肉皮革資源の涵養を喫緊とするものあるを以て有畜農業の普及と軍需資源の涵養を圖るため昭和十四年豚増殖計畫を樹立した。其の概要を示せば左の如くである。

(一) 奨励方針「パークシャー」種及其の雜種を奨励品種とし有畜農業の普及と食肉及皮革資源の涵養を圖る。

(二) 奨励施設

(イ) 種豚配給機關として總督府農事試驗場及各省農事試驗場(種畜場)の種豚配給設備を擴充し優良種豚の供給に當らしめる。

(ロ) 指導奨励機關として總督府並地方廳に専任職員を設置する外奨励各郡に國庫補助に依り指導技術員を設置す。

(ハ) 其の他豚皮の合理的處理方法を實施せしむる爲國庫補助に依り奨励各郡に豚皮處理場を設置せしむ。

右計畫に基づき昭和十四年度に於ては中南鮮七ヶ道農事試驗場に夫々種牡豚二頭種牝豚二十頭を増

置せしめた。

昭和十四年末に於ける豚總頭數は百四十萬頭に於て中南鮮地方を襲ひたる未曾有の旱魃の影響に依り前年末に比し十萬餘頭の減少を示せり。今豚累年頭數及生産額並昭和十四年末豚現在頭數を示せば左表の通りである。

一、豚累年頭數及生産額

年次	現在				生産額	
	改良種	在來種	總頭數	指數	額	指數
明治四十三年	10,500	100	7,750	100	5,970,000	100
大正三年	10,500	100	7,750	100	5,970,000	100
同 八年	20,155	191	8,818	114	1,547,000	25.9
同 十三年	33,455	315	9,639	125	8,978,000	150.2
同 十四年	33,455	315	9,639	125	8,978,000	150.2
昭和四年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0
同 九年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0
同 十年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0
同 十一年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0
同 十二年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0
同 十三年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0
同 十四年	48,633	461	10,432	135	13,195,000	221.0

備考

一、大正二年以前の改良種、在來種の區分不明に付此等の指數は大正三年を基準とせり。
二、生産價額は豚肉、豚毛、豚脂の合計とす。

二、豚現在頭數（昭和十四年末）

道名	現在		改良種		道別	生産價額	割合
	改良種	割合	在來種	割合			
京畿道	七、〇五五	九〇・一%	七、七六八	九九・九%	七、八四三	五、六〇	二、五%
忠清北道	四、九二五	六六・三%	一、九八〇	三二・八%	六、四四三	四、四〇	二、七%
忠清南道	六、六六九	九三・三%	四、一三五	六二・七%	七、三、四、四	五、〇三	五、六%
全羅北道	五、七九三	六六・三%	五、六、六、三	八八・八%	七、四、五、七	一、二、四、八、四	四、七%
全羅南道	二、〇、四、四	六、四%	六、四、八、四	三二・六%	三、〇、五、二	二、四、八、七	一、〇、三%
慶尙北道	五、七、五、二	四一・五%	四、〇、一、三	三三・五%	七、八、〇、四	一、一、六、三、六	四、九%
慶尙南道	五、四、九、八	五七・七%	四、〇、一、三	四一・三%	九、五、一、〇〇	一、〇、五、三、七	四、三%
黄海道	二、五、〇、三	七三・五%	四、五、一、九	三六・五%	一、〇、三、三	二、五、四、九、三	九、九%
平安南道	八、〇、五、五	九三・六%	三、九、四、三	四一・四%	九、〇、〇、〇	三、九、三、〇、三	一、六、五%
平安北道	八、七、九、二	五三・四%	七、九、七、六	四三・六%	一、七、一、四、九	二、四、五、一、四	一、〇、三%
江原道	五、五、三、二	六五・六%	三、七、五、七	四三・四%	八、三、七、八	七、五、三、〇、五	三、三%
咸鏡南道	七、五、七、七	六三・六%	四、三、三、九	三三・四%	一、一、九、九、六	一、七、五、三、二	六、六%
咸鏡北道	五、九、六、六	六三・三%	二、八、九、〇	三三・八%	八、八、〇、三	一、四、三、三、六	六、六%
合計	九、九、三、七	六、五%	四、〇、七、一	三、五%	一、〇、〇、〇、〇	三、八、七、六、四	一、〇、〇、〇%

二、兔 從來朝鮮の農家に於ては兔を飼養したことがなかつたが近來兔毛皮及兔毛の需要増加したの
で、漸次飼養頭數増加の趨勢にありたるところ支那事變勃發に伴ひ兔毛皮の需要は一層急激に増加し
たる爲之が軍需兔毛皮の生産を圖ると共に一面有畜農業普及の見地より兔増殖計畫を樹立し昭和十四
年より實施に着手した。

本計畫の獎勵施設の概要を示せば左の如くである。

(1) 獎勵方針 兔毛皮の生産と有畜農業の普及並農村に於ける保健食肉の供給を圖る。

(2) 獎勵施設

(一) 種兔配給機關として總督府農事試験場及各道農事試験場（種畜場）の種兔配給設備を擴充し優良
種兔の供給に當らしむ。

(二) 指導獎勵機關として本府並地方廳に専任技術員を設置する外獎勵各郡に國庫補助に依り指導技術
員を設置する。

(三) 其の他兔毛皮の合理的處理及兔肉の處理をも適當ならしむる爲國庫補助により獎勵各郡に兔毛皮
共同處理場を設置せしめ又兔の飼養管理智識の向上及兔毛皮處理方法の徹底を圖るため國庫補助に
依り講習會を開催せしむ。

右計畫に基づき昭和十四年度に於ては中南鮮七ヶ道農事試験場に夫々種牡兔五頭、種牝兔五十頭宛を増

置したる外、兎毛皮共同處理場を七十ヶ所設置及中央講習會を朝鮮農會をして實施せしめた。昭和十四年末に於ける兎總頭數は十三萬五千餘頭に於て今最近五ヶ年兎頭數を示せば左表の通りである。

最近五ヶ年兎頭數表

道別	昭和十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
京畿道	二、六三三頭	二、一九九頭	七、九二二頭	二、八八八頭	三、七三三頭
忠清北道	六、九五五頭	七、九六四頭	七、八五七頭	九、七〇〇頭	二、四七三頭
忠清南道	九、〇〇〇頭	一、三四三頭	五、五八八頭	六、六六六頭	九、七八四頭
全羅北道	七、一八三頭	八、五七五頭	五、八〇〇頭	四、八七九頭	六、五八八頭
全羅南道	八、五八〇頭	一、四三三頭	七、三四六頭	八、八〇〇頭	二、五九〇頭
慶尙北道	四、四三九頭	五、九四三頭	六、八四四頭	九、九一五頭	三、六七七頭
慶尙南道	六、七〇五頭	六、九〇七頭	五、五二二頭	五、五〇九頭	二、八七九頭
黄海道	一、三〇〇頭	九、九〇〇頭	八、九三三頭	一、〇九四頭	二、八八八頭
平安南道	一、一八四頭	六、六六六頭	一、〇九四頭	一、五九三頭	二、五八八頭
平安北道	三、四四四頭	三、七七一頭	五、〇〇〇頭	八、八三三頭	三、二二六頭
江原道	一、〇三三頭	八、三三三頭	五、六一一頭	一、四四五頭	三、三三三頭
咸鏡南道	三、三三三頭	一、三三三頭	二、八三三頭	二、四四四頭	三、七七七頭
合計	三三、六六六頭	三六、三三三頭	四一、五五五頭	三三、三三三頭	三三、六六六頭

第六節 鶏

鶏の飼養は朝鮮農家の副業として好適するので之が改良増殖に力を致し以て農家經濟の向上に資すると共に食肉食卵の供給を補はんことを期し施政以來の施設事項次の如くである。

- 一 鶏の品種改良 在來鶏は産卵力低く一箇年僅に七十顆内外に過ぎないばかりでなく體重又軽く經濟的でない爲白色「レグホン」種、「プリマスロック」種、名古屋種、「ロードアイランドレッド」種を以て奨励種とし、先づ適地を選び集團的に飼養せしめ漸次一般に及ぼす方針の下に總督府農事試験場及道農事試験場より種禽、種卵を配付し奨励に努めたる結果改良鶏三百八十三萬餘羽に達し總數の五五%を占むるに至り殊に改良鶏は卵量及産卵數に卓越して居るので一般に歡迎せられて居る。
- 二 飼養管理法の改善 在來の鶏舎は其の構造極めて粗雑矮小にして衛生的に或は採肥の上からも不適なものが多いので之を一般に得易き材料を以て改造を奨励しつつあるを以て逐年改良鶏舎の増加を見て居る。
- 三 鶏模範部落及養鶏組合の設置奨励 鶏は集團奨励を爲し之を中心として漸次一般に普及せしむるを

必要且便利と認め各地に養鶏模範部落或は養鶏組合を設置せしめ品種改良を奨励すると共に飼料の共同購入生産物の共同販賣を行ひ農村養鶏の進展に資する處である。
 鶏は比較的改良し易きを以て模範部落に於ける品種は純粹改良種のみを以て満たさる所尠くないのである。

之を要するに鶏の改良増殖は朝鮮農家の理解を得ること早く従つて一般の歡迎する所にして成績頗る顯著である。今施政以來の増數竝に改良の狀況を示せば次の如くである。

一、鶏累年羽數及生産額

年次	改良種及雜種		在來種		總羽數	生産價額	指數
	指數	在來種指數	在來種指數	總指數			
明治四十三年	?	100	?	100	2,794,191羽	2,794,191圓	100
大正三年	42,323	100	4,015,815	100	4,110,138羽	4,110,138圓	147
同八年	54,457	128	4,437,949	110	4,998,406羽	4,998,406圓	182
同十三年	1,137,038	2,687	4,271,158	104	5,408,196羽	5,408,196圓	194
同十四年	2,101,121	4,965	4,021,038	101	6,122,159羽	6,122,159圓	219
昭和四年	3,333,731	7,641	3,855,810	90	7,189,541羽	7,189,541圓	258
同九年	3,333,731	7,641	3,855,810	90	7,189,541羽	7,189,541圓	258
同十年	3,445,451	8,141	3,855,810	90	7,301,261羽	7,301,261圓	262
同十一年	3,678,845	8,541	3,855,810	90	7,534,655羽	7,534,655圓	271

年次	改良種及雜種	在來種	總羽數	生産價額	指數
同十二年	3,867,968	4,121	3,872,089羽	3,872,089圓	139
同十三年	3,990,955	4,335	3,995,290羽	3,995,290圓	143
同十四年	3,867,968	4,121	3,872,089羽	3,872,089圓	139

備考

- 一、大正三年以前の改良種、在來種の區分不明に付此等の指數は大正三年を基準とせり。
- 二、生産價額は屠鶏、鶏卵の合計とす。

二、鶏現在羽數 (昭和十四年)

道名	改良種及雜種		在來種		總羽數	道別	生産價額	道別
	指數	在來種指數	在來種指數	總指數				
京畿道	5,535,668	86%	8,686,404	13%	6,422,072羽	97%	2,735,404圓	14%
忠清北道	2,181,333	86%	7,143,000	13%	1,862,333羽	27%	6,690,100	24%
忠清南道	3,341,864	86%	10,879,711	13%	3,341,864羽	48%	6,177,233	22%
全羅北道	3,101,425	86%	1,001,771	13%	3,101,425羽	49%	8,400,868	31%
全羅南道	3,621,854	86%	3,371,401	13%	3,621,854羽	53%	1,757,973	13%
慶尙北道	2,401,633	86%	3,371,401	13%	2,401,633羽	74%	1,701,793	13%
慶尙南道	3,321,218	86%	1,551,331	13%	3,321,218羽	74%	1,426,980	11%
黃海道	4,041,214	86%	1,551,331	13%	4,041,214羽	74%	1,426,980	11%
平安南道	4,061,214	86%	1,551,331	13%	4,061,214羽	74%	1,426,980	11%

道	畜産物	数量	指数	金額	指数
平安北道	畜産物	七六、六五五	100	九〇、〇〇〇	100
	畜産物	二四、四〇三	100	七〇、〇〇〇	100
江原道	畜産物	三〇、〇〇〇	100	五〇、〇〇〇	100
	畜産物	七、七〇〇	100	一〇、〇〇〇	100
咸鏡南道	畜産物	九七、二二四	100	一〇、〇〇〇	100
	畜産物	三、〇〇〇	100	一〇、〇〇〇	100
咸鏡北道	畜産物	三、〇〇〇	100	一〇、〇〇〇	100
	畜産物	三、〇〇〇	100	一〇、〇〇〇	100
合計	畜産物	三、〇〇〇	100	一〇、〇〇〇	100

第七節 畜産物

朝鮮に於ける畜産物は肉類、皮類、毛皮類、羊毛、牛乳、牛脂、豚脂、鶏卵、蜂蜜、蜜蠟等幾多あるも就中重要なるものは牛肉、豚肉、牛皮、牛乳、羊毛、鶏卵、蜂蜜等である。

一、肉類 朝鮮に於ては古くより肉食が行はれ牛、豚、鶏肉共に祭祀用として又保健食料として缺くべからざるものであるが近時國民生活の向上に伴ひ其の消費量漸次増加の趨勢にあるのみならず肉質改良を必要とする情勢である。

今肉類の需給状況を示せば次の如くである

一、肉類生産額

年次	牛		豚		鶏	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
明治四十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
明治四十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

年次	牛		豚		鶏	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
大正三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 八 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 九 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十 年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十一年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同 十四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

二、皮類

(1) 牛皮 朝鮮は古來肉食行はれ屠牛數多きを以て其の皮は遠き往時より利用せられたるもの多く輸出に於ても明治三十年頃既に六、七十萬圓に達し逐年其の額を増加してゐる。朝鮮牛皮は本來の素質良なるに拘らず牛の飼養管理宜しさを失すると鍼癩に依る斑痕及皮の取扱法不良なる等の原因により創痕損傷多く濶價を損すること甚だしきを以て之が調製改良に努めて來たのである。其の改良施設事項は(一)鞍具を改良して鞍傷痕の原因を除去、寄生蟲性疾患の豫防、糞塊の附着防止等に努むること。(二)在來牛醫を敬養して彼等の慣用する鍼癩、烙鐵等の濫用を禁すること。(三)剥皮法及剥

皮刀を改良して刀痕を防ぐこと。四 曬乾皮製造法を奨励して保存の方法を改良し龜裂損傷を防ぐこと。五 乾燥法及捲き方折疊み方を改良すること等に努め之が實行に當りては地方廳郡農會指導の下に牛皮改良組合を組織せしめ其の地方生産牛皮の改良を圖り生産地方には曬乾皮製造場を設置せしめ之を奨励し或は改良剥皮刀を配付し剥皮法の改良を圖り或は屠夫教養の爲講習會を開く等各般の手段を講じてゐる。

昭和十四年に於ける牛皮の生産並輸移出状況次の如くである。

二、牛皮生産額及輸移出額

次 年	生 産		輸 出		移 入	
	数	額	数	額	数	額
明治四十六年	三、六三九、三五五	一〇〇	一、八六一、四四四	一〇〇	三、七七一、〇〇〇	一〇〇
大正三年	四、〇六六、四〇〇	一〇〇	四、〇七〇、六七〇	一〇〇	一、〇〇四、七五〇	一〇〇
同 八 年	三、一三三、六五〇	一〇〇	四、六九一、四三三	一〇〇	一、五七九、三三六	一〇〇
同 十 三 年	三、八三三、一九〇	一〇〇	三、八三三、三六六	一〇〇	三、三〇四、七〇〇	一〇〇
昭和四年	四、〇〇七、四九三	一〇〇	三、〇〇三、七六四	一〇〇	三、七三三、三三三	一〇〇
同 九 年	三、七九一、九三三	一〇〇	三、二二六、四四四	一〇〇	一、五二一、五九九	一〇〇
同 十 年	四、〇五五、五八四	一〇〇	三、〇〇九、七九〇	一〇〇	一、八三三、九七五	一〇〇
同 十 一 年	四、三三三、六八八	一〇〇	三、九一三、〇〇〇	一〇〇	二、九一九、一四三	一〇〇

同 年	生 産		輸 出		移 入	
	数	額	数	額	数	額
同 十 二 年	四、五二五、〇六五	一〇〇	四、六八四、三三三	一〇〇	三、七三三、〇〇〇	一〇〇
同 十 三 年	三、八七〇、一四三	一〇〇	三、九九一、四三三	一〇〇	三、三〇八、七九〇	一〇〇
同 十 四 年	四、三三三、六八八	一〇〇	六、〇〇〇、三三三	一〇〇	三、七三三、〇〇〇	一〇〇

(2) 豚皮 朝鮮に於ては従來豚皮は肉に附着の儘食用に供し、皮革として利用せらるゝ習慣なかりしも、昭和十二年支那事變勃發以來皮革の需要激増し朝鮮豚皮の剥皮供出を實施せしめたる處、其の成績頗る良好にして之が年産三十二萬一千枚、七十八萬二千圓に達して居るが剥皮及調製技術未だ幼稚にして刀痕、乾燥燻、脂肪燻等あるを以て屠夫及仲介人等教養の爲各道をして講習會を各地に開催せしめ之が品質向上に努めて居る。

三、毛皮類

(1) 犬毛皮 朝鮮に於ては従來一部地方を除き犬毛皮を利用したることなきも昭和十二年支那事變勃發以來軍部に於ける毛皮の需要激増し朝鮮犬毛皮の供出を實施せしめたる處其の成績頗る良好にして之が年産額三十八萬枚、六十三萬八千圓に達してゐる。

(2) 兔毛皮 朝鮮に於ける兔毛皮の利用も亦最近のことにして昭和七年滿洲事變勃發以來軍部に於て防寒用衣類として利用したるを初めとし、戦時に於ては軍需用、平時にありては輸出用として之が増産奨励を實施したるに依り今や其の年産額六萬枚、五萬七千圓に達し益々増産の趨勢にある。

- 四、羊毛 近時毛織物の需要激増したると羊毛自給の必要性に鑑み昭和九年以來之が増産を圖りたる結果今や其の年産額八萬七千疋、二十萬五千圓にして益々増産の趨勢にある。
- 五、牛乳 牛乳は漸次其の利用範圍増大せられ之が需要は年々増加の傾向にあつて其の年産額三百六十二萬八千立、百四十六萬一千圓に達してゐる。
- 六、鶏卵 改良種普及と飼育數の増加に伴ひ鶏卵の生産は逐年著しく増加し年産額二億三千七百萬顆此の金額一千百三十萬圓に達する。而して之が販賣處理に付ては極力共同販賣を奨励したる結果近時京畿、忠南、全南、慶南、平南、江原の各道を始め鐵道沿線各地に於ては養鶏組合又は部落に於て共同出荷を爲すもの増加し道郡農會の販賣斡旋に依り販路の擴張と收益の増加に努めて居る。
- 七、蜂蜜、蜜蠟 朝鮮に於ては古來藥用並に食用として蜂蜜を費用したるを以て養蜂廣く行はれ近時各地に於て改良種を飼養するもの増加し其の年産額六十八萬疋、百一萬三千圓、蜜蠟七萬三千疋、二十二萬五千圓に達して居る。
- 八、其の他の畜産物 其の他の畜産物中主なるものを舉ぐれば牛脂四十九萬七千疋、二十一萬一千圓、牛骨六百十三萬二千疋、六十六萬八千圓、豚脂六十四萬疋、四千六萬一千圓等である。

第八章 家畜の衛生

朝鮮は各種傳染病殊に牛疫、口蹄疫の常在地たる滿洲國、支那、シベリヤ等に接近して居る關係上之等の地方から屢々病毒の侵襲を受け慘害を蒙つた事もあるが、近時國境地帯に於ける防疫施設の充實に依り稀に之等病毒の侵入を受ける事があつても何れも早期に發見せられ往年の如き大流行はない。又既に常在病化し豫防上最も困難視せられてゐる炭疽、氣腫疽及び狂犬病の逐年其の發生數を減じ、尙大正十一年發生以來世人の視聽を集めた牛肺疫も徹底的防疫により最近全く其の跡を絶つに至つた。其の他鼻疽、豚疫及家禽ペスト等も少數の發生はあるが各般の豫防施設の充實整備と共に次第に減少の傾向にある畜産經濟上裨益する所多大なるものがある。今其の概況を述べれば左の通である。

- 一、家畜傳染病豫防 家畜傳染病の豫防取締は大正四年制定せられたる獸疫豫防令に依つて之を施行したるも其の後交通の發達時世の變遷及技術の進歩に伴ひ之が改正の必要を生じ昭和五年七月新たに朝鮮家畜傳染病豫防令制定し同七年十一月一日關係法規の改廢と共に之を施行して極力家畜傳染病豫防の完璧を期して居る。而して朝鮮に於ける常在傳染病中被害最も大きく且つ其の病性上撲滅甚だ困難なる氣腫疽、炭疽並に近時全然發生を見ないが隣國滿洲に常在し其の猛威を逞ふして居る牛疫の豫防制遏に對しては特に意を用ひ、毎年之等の豫防注射を施行するは勿論牛疫侵入の門戸たる

國境地帯或は病毒の汚染地帯に對しては特殊免疫地帯を構成し濃厚なる豫防撲滅對策を講じてゐる。

尙豚コレラ豚疫等の家畜傳染病に對しては廣く血清豫防疫類を應用し、又狂犬病は公衆衛生上重大なる關係があるので豫防注射、野犬撲殺、畜犬取締等夫々各般の防疫措置を講じ之が撲滅に萬全を期して居る。

二、特殊防疫施設

(1) 國境牛疫免疫地區構成 從來牛疫に對しては牛疫免疫血清の應用密輸入牛の防止及斃死牛檢案の勵行に努め、更に昭和元年根本的撲滅策として平安北道、咸鏡南道、咸鏡北道及間島に於ける我國が境地帯の畜牛中農耕運搬及交通等の越境勞役に使用する約五萬頭に對し牛疫豫防注射を實施し國境地帯の畜牛をして平素牛疫に對し完全に免疫せしめ本病の侵入を防止せんとする施設即ち國境牛疫免疫地帯を構成し、毎年繼續實施し且つ地域を擴大し注射頭數の増加を計つて居る。殊に昭和六年以降之が施設の擴充合理化に努力した結果、對岸地方にあつては今尙時々牛疫の大流行を反覆しつつあるにも不拘我が朝鮮は全く完全に保護せられ最近全然發生なく本施設の如何に效果的なるかを如實に示して居る。

(2) 氣腫免疫疫地區の構成 病性上其の豫防撲滅最も困難なる氣腫疽に關しては昭和四年以降氣腫疽免疫地區構成施設を確立してゐる、即ち從來本病多發し病毒の汚染程度濃厚なる地方を選定して里洞を單位に免疫地區を設置し該地區に於ては氣腫疽豫防組合の設立、牛籍臺帳の整理、畜牛移動調査等を行はしめ且地區内の畜牛全部に對し多發時期前一齋に基本定豫防注射を施行し注射済のものは烙印を施し其の後の移動牛及生産牛に對しては年三回補充注射を行つて地區内畜牛の安全保護に務め本病の全く絶滅を期する爲少くとも三ヶ年以上繼續實施してゐる。

亦之が附帶施設として病畜の早期届出、斃死獸檢案の勵行、屠體燒却、牛舎清潔、消毒法の勵行、一般家畜衛生思想の涵養等各般の防疫に關し官民一致して氣腫疽の撲滅に邁進せしめ、完全に根絶せしむれば之を完成地に編入し部落民を督勵して再び汚染地化する事を防止し順次防邊の完璧を期してゐる。

本施設は極めて優秀なる成績を挙げ施設開始以前毎年二千頭以上の發生を繰返したるも近年は僅に三百九十五頭内外の發生に激減して居る。

三、豫防疫血清類の製造配給 始政當初は殆んど牛疫豫防にのみ力を注ぎ之が豫防に必要な牛疫免疫血清は明治四十四年釜山に創設の農商務省所管牛疫血清製造所より特約購入して來たが其の後鮮内に於ける所要量は年々増加し且つ牛疫以外の血清及豫防疫類の需要も亦著しく増加して來たので大正七

年牛疫血清製造所を本府に移管し朝鮮總督府獸疫血清製造所官制を公布し其の規模を擴張して各種獸疫血清及豫防液類の製造配給を行ひ且つ斯道の研究機關として活動してゐる。亦國境地方の概要地十ヶ所に血清貯藏庫を設置し常時血清豫防液類を貯藏して萬一の場合に備へ配給の圓滑を計り應急措置の便に資して居る。

四、輸移出入家畜及畜産物に對する防疫

(1) 輸入家畜及畜産物の取締 支那、滿洲國及シベリヤ地方より侵入する家畜傳染病中牛疫、牛肺疫、口蹄疫は特に蔓延迅速で従つて其の被害も亦甚大なる爲大正八年七月以降之等の地方を發し又は經過して來た牛、山羊、豚並に其の屠體及肉、骨、皮毛類其の他病毒傳播の虞ある物件の輸入を停止する等之が病毒侵入の取締を嚴重に行つてゐる。

(2) 輸入馬の鼻疽検査 鼻疽豫防に對しては大正七年平安北道に於て六ヶ所、昭和二年平安北道四ヶ所、咸鏡南道三ヶ所、昭和七年咸鏡北道五ヶ所を追加し合計國境地帯二十八ヶ所を指定して輸入検査を実施し國外鼻疽の侵入防止に努めてゐる。

一方鮮内地方馬に對し一齊検査を施行した處平安南北道、咸鏡南北道及京畿道の五ヶ道に鼻疽を發見したので之が撲滅對策を樹立し昭和十二年より毎年マレイン應用に依る鼻疽一齊検査を実施し本疽の早期發見に努め之等地方馬中に潜在する病馬を摘發し鼻疽の撲滅を計つて居る。

(3) 移出牛の検査 古來より朝鮮牛は役牛として内地に移出されてゐたが偶々明治四十一年内地に流行した牛疫は其の原因朝鮮牛の移入に因るものとして移入禁止の議さへ起つたので種々交渉の結果明治四十二年釜山に検査所を設置し同所に於て検査を経たるものに限り移出を許可せらるゝ事になつた。

其の後大正十四年移出牛検査制度を改正し釜山の外に仁川、元山城津、鎮南浦に移出牛検査所を設置し昭和十二年更に浦項に検査所を増設した。移出牛検査に要する現行日數は昭和十三年四月十八日附府令に依り朝鮮に於ては七日以上二十日となつて居るが滿洲國の傳染病流行狀況に鑑み當分の間九日間とし更に内地に於て五日間（但し肉用牛は朝鮮五日内地二日）となつて居る。

斯の如く内鮮一貫した國家的防疫方針に則り時勢に應じ検査施設の改善を計り朝鮮牛の圓滑なる移出を期しつゝあるので斯業益々發展し逐年移出頭數も増加し十四年度の如きは例年より約二萬頭増加し八萬餘頭の移出を見るに至つた。

五、乳肉衛生

(1) 屠畜の取締 屠畜の取締に關しては從來屠獸規則、屠獸場取締規則に依り之を施行して來たが其

の後食肉の需要次第に増加し屠殺頭数の激増に鑑み大正八年に於て之等多岐に亘る規則を統一改正して新に屠場規制を制定施行した而して改正の要點として犬、羊及指定地域外に於ける豚並に緊急事情若しくは土地の状況に依る獸畜の屠場外屠殺を認め邊鄙な地方の屠肉利用に便途を構したるが、之が爲斃死獸の肉を食し隨所濫殺を馴致する等の事無き様相當指導並取締を加へる必要があるので屠畜検査員を増員し尙警察官を督勵して誘導啓發に遺憾なきを期してゐる。

(2) 牛乳の取締 牛乳の取締に關しては明治四十四年制定の牛乳營業取締規則(大正十四年一部改正)に依り施行して居る。從來朝鮮に於ける牛乳の需要は都市の一部にのみ局限され其の消費量も甚だ僅少の爲乳業界の發展も甚だ遅々たるものであつたが晩近國民文化の向上、酪農奨勵に依る農村乳牛飼育熱の勃興は次第に牛乳消費量、乳牛飼養頭数の増加を來して居る。従つて此の狀勢に即應し新鮮清潔なる牛乳を供給し以て國民保健向上に資する爲乳牛の飼養管理、搾乳所の施設、牛乳の取扱其他牛乳衛生各般に亘り適切なる指導監督を行つてゐる。

(3) 畜牛結核病の豫防 朝鮮に於ける牛乳需要増加に伴ひ外國種及雜種の飼育頭數年々増加して居るに反し結核病豫防の設備不完全なる爲結核罹病率が漸次高くなる傾向があるので公衆保健の向上並に産業助長の爲昭和十四年七月二十七日制令第九號を以て朝鮮牛結核病豫防令を發布し十月一日より行して居る。

六 其他 斃死獸の検査家畜傳染病の豫防上傳染病の早期發見は極めて重要なる事項であるから畜主に斃死獸の届出を勵行せしめ之が検査を嚴重にして居る。昭和十四年に於ける検査頭數は二萬七千二百餘頭で其中傳染病と決定されたものは約一千三百餘頭で總検査頭數の約四八に達し家畜傳染病豫防上斃死獸検査の等閑視すべからざるを示して居る。

家畜傳染病發生表

道 別	和 昭										計
	京 畿 道	忠 北 道	忠 南 道	全 北 道	全 南 道	慶 北 道	慶 南 道	黃 海 道	平 南 道	十	
牛 疫											1
炭 疽											1
氣 腫 疽 牛 肺 疫											1
口 蹄 疫											1
鼻 疽											1
羊 痘											1
豚 痘											1
豚 丹 毒											1
豚 疫											1
狂 犬 病											1
家 畜 肺 炎											1
家 畜 霍 亂											1
計											10

年	昭和十一年											計	
	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安北道	平安南道	江原道		咸鏡南道
頭檢數	1,173	833	703	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	48	26	26	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
頭檢數	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
頭檢數	1,173	833	703	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	48	26	26	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
頭檢數	1,173	833	703	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	48	26	26	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79

家畜検査頭數累年

年	昭和十一年											計	
	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	平安北道	平安南道	江原道		咸鏡南道
頭檢數	1,173	833	703	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	48	26	26	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
頭檢數	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
頭檢數	1,173	833	703	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	48	26	26	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
頭檢數	1,173	833	703	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
家畜傳染病數	48	26	26	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79

年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年
穀	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二
比	七、四	八、四	八、六	八、六	八、六
飼料	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二
同九年	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二
同八年	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二	一、四四二

第九節 飼料

朝鮮に於ける畜産業は、小數の特殊業者を除き概ね農家の副業とも見るべきものであつて其の飼養に使用せらるる飼料の精確なる需給調査は極めて困難なる實情であるも大體に於て養鶏飼料の如き特殊のものを滿洲國より年約一萬噸輸入し其の他は全部山野草蕁稗類、農産物の殘滓及屑糞類等の鮮産飼料を以て自給自足し來りたるものにして昭和十四年に於ける濃厚飼料消費量は大體七十二萬餘噸と推定せられ米糠、麩、魚粉等は相當餘裕ありて年約三十六萬餘噸輸出せらるる狀況なりしも昭和十四年は内地に於ける未曾有の旱害に遭遇し飼料資源の減産を來したので滿洲國に於ける朝鮮向飼料の輸出制限及内外地に於ける需要増加と食糧の配給統制に關聯して飼料原料の減産及偏在を生じ配給の不圓滑と價格の公正を缺くに至りたるを以て之が配給統制の必要を認め差當り輸入飼料に就ては朝鮮畜産株式會社をして之に當らしめ配給の圓滑を圖つてゐる。

第九章 副業

朝鮮の冬は寒氣凛烈にして農作物の成育に適しない。従て農民の戶外労働も亦自ら其の必要の度が尠く農民の多くは無爲徒食するの弊があつた。而も此の期間は相當長期に亘る關係上、年間に於ける勞力配分の見地より且は農民一般の勤勞精神を助長する點よりして適種副業の普及獎勵は必要な事項であり又之に依る現金の収入は農家經濟の向上進展に大なる効果があるので始政以來適種副業の普及發達に努力し來つた次第である。

朝鮮に於ける副業の種類は多種多様であるが其の主なるものに就き略述すれば次の通りである。

(一) 蕁工品 蕁工品は朝鮮に於ける農家副業の大宗である。其の技術の習得容易なこと原料を安價に然も容易に得られること販路に困難なきこと等の素因は急速に而も多くの經費を要せずして遍く普及し克く今日の隆盛を招來したのである。

1 獎勵の經過

(イ) 蕁 始政當時の蕁は蕁打ちをせない手摺ひのもので品質悪く使用上幾多の不便があつたので先づ蕁打をした手摺ひの蕁を獎勵した。降つて鮮内産業の發達に伴ひ以の使用漸次多きを加へ各種類の細の需要が増加したので大正の初期より機械細の獎勵を開始し國庫及道費より補助金を交付し之が購入を獎勵し一方傳習會競技會等の方法に依り製作技術の普及向上を圖り、降つて大正六年頃より細仕上機を入れ機械細の仕上に従事する者漸次其の多きを加へるに至つた。朝鮮に於て

其の産額の最も多き京畿道の如き昭和十四年より、又慶尙南道に於ては昭和十五年から道營の検査を開始し規格の統一品質の向上を期してゐるが此の種検査は漸次各道に於ても實施せらるる機運に向つてゐる。

(ロ) 吠 朝鮮に於ては古くより穀物の包装用としてムカッソリ(米吠) ム(靱袋)といふ在來のものが使用せられたが前者は丈夫で脱漏の虞はないが非常に重く後者は品質粗雑にして内容物脱漏し長途の輸送に耐へず、何れも取扱に不便があつたので併合と殆んど時を同じうして吠の生産奨励に着手し奨励の歩の進むに従ひ生産額も亦漸次増加したが鮮内産業の發達に伴ひ年々多額の數量を鮮外に仰ぐ状況であつたので各種手段を講じ穀用吠の外肥料用吠、鹽用吠等に付ても之が増産を奨励した。

即ち

- 1 機臺の普及、手織機臺の無償配付を爲す外之が共同購入をなせること。
 - 2 生産技術の傳習、傳習會、講習會、又は競技會を開催せること。
 - 3 製品検査の實施、當初道令又は道に於て定めたる準則に基き道又は郡農會職員が検査を實施したが生産増加に鑑み昭和二年吠検査規則を發布し道費を以て全鮮劃一の生産及搬出検査を實施せること。(昭和七年之を國營に移管す)
- 斯くして鮮産吠は其の産額品質共に面目を一新し今日の隆盛を見るに至つたのである。

(ハ) 筵 朝鮮の穀物調製は多く露地で行はれた爲穀物に土砂混入し其の品位を低下する例が多かつたので古くより存在する在來筵の使用と之が生産を奨励した。後吠の機臺普及せらるるに及び其の地筵を穀物調製用使用するやう指導し、尙各方面の需要に應じ漁業用筵(建、干)紡績筵、毛筵等の生産をも奨励し現在に至つたのである。現在京畿道に於ては道令に依り紡績筵、毛筵の生産検査を實施し慶尙北道、慶尙南道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道に於ては漁業用筵に付道營検査を實施し其の品位の向上に努力してゐるのである。

2 生産、配給及價格の統制

奨励の進むに従ひ薬工品の生産は年々著しき生産増加を來したので昭和八年頃より各道に取扱業者を指定し肥料用吠及之が包装用細の生産、配給及價格に付行政的の統制を加へて來たが穀用及鹽用吠は自由取引に委ねられた。然るに昭和十三年穀物の豊作と支那事變の關係から需要極度に増加して各種吠の需給は意想外の混亂を來したのと、爾後需要の激増は免れざる情勢に在つたので昭和十三年十一月府令を以て薬工品需給調整規則を發令し産業組合及道知事の許可を受けたる薬工品取扱業者(各道一社)の外取扱を許さず更に賣買價格に付ても官廳に於て之を指定し得ることとした。而して中央に業者を會員とする朝鮮産業協會の機構を擴充し中央に於ける集荷斡旋の機關として穀用、肥料用及鹽用吠に付之が生産、配給及價格の全般に亘り強力なる統制を實施したのである。此の結果は飛躍的なる吠の増産となり従て激増せる鮮内鮮外の需要に對し圓滑なる配給を爲しつつあるのである。殊に價格

の如きは従来生産の消長に依り常に變動してゐたが業者の販買價格並に購入價格を本府及道に於て指定したので生産者は收入を確保せられ需要者は安んじて其の取引を爲すことが出来ることになつた。因に昭和十五年に於ける業者の販買價格は天位呌で穀用四斗三三・五(二七・〇)穀用三斗、肥料用二五・四(二〇・〇)鹽用二〇・〇(一六・〇)豊年撒給用三三・〇(二〇・〇)である。(括弧内は購入價格)

細筵に就ては呌の方法に準じ必要の度に應じ之が行政的統制を圖つてゐる。

3 現況

既に述べた様な指導獎勵の施設はよく朝鮮農家の民度に適し始政以來約三十有餘年の間に於て驚くべき躍進的生産の増加を示してゐる。即ち呌に於ては大正二年五十七萬枚に過ぎなかつたものが、昭和十四年に至りては約十八倍の一億枚となり、改良筵は同じく十一萬枚のものが八百三十五萬枚を算し細に於ても同様一千六百四十七萬貫のものが七千百萬貫に達してゐる狀況である。

薬工品生産高調

年次	呌		改良		總	
	數	量	數	量	數	量
大正二年	570千枚	100	110千枚	100	1670千枚	100

年次	呌		改良		總	
	數	量	數	量	數	量
同 一三年	1,000千枚	1,000	1,000千枚	1,000	2,000千枚	2,000
昭 和 二 年	18,000千枚	1,800	110千枚	100	18,110千枚	1,900
同 五 年	43,000千枚	4,300	2,500千枚	2,500	45,500千枚	4,500
同 八 年	53,000千枚	5,300	3,200千枚	3,200	56,200千枚	5,600
同 一 一 年	76,000千枚	7,600	4,800千枚	4,800	80,800千枚	8,000
同 一 四 年	107,000千枚	10,700	7,000千枚	7,000	114,000千枚	11,400

尙薬工品の貿易關係に付て見るならば呌に於ては累年其の鮮外搬入の量を減じ、逆に其の搬出量を増加してゐる。即ち今日に於ては鮮内の需要を充分に満したる上に尙且二千萬枚程度の呌を鮮外に供給してゐる盛況である、細は別表に見る通り大體に於て自給自足の程度であるが筵は未だ生産増加の必要がある。

薬工品輸移出入高調

年次	輸		移		入		輸		移		出	
	數	量	數	量	數	量	數	量	數	量	數	量
大正二年	56千枚	56	8千枚	8	1,100千枚	1,100	1千枚	1	1,108千枚	1,108	1千枚	1
同 一 三 年	47千枚	47	1,405千枚	1,405	3,670千枚	3,670	1,126千枚	1,126	1,944千枚	1,944	1,944千枚	1,944
昭和二年	1,423千枚	1,423	3,900千枚	3,900	7,700千枚	7,700	1,660千枚	1,660	1,440千枚	1,440	7,690千枚	7,690

年の恐慌を契機として米穀問題は米價下落の問題であり、米過剰の問題であるとの観念が常識となり之の原因を朝鮮の産米増殖計畫に歸し朝鮮米の移入制限案すら内地で叫ばれるに至つた。右に對處して朝鮮に於ても増産計畫を昭和八年度限り一應打切つたのである。

此の過剰米對策として内外地を一貫せる米穀自治管理法が昭和十一年制定せられたが鮮米増殖計畫打切自治管理法の制定、共に素より一時的の應急對策に過ぎなかつた。

過剰米對策に狂奔した翌十二年七月には支那事變が勃發し戦時下の農業生産力は勞力、畜力の不足、生産資材配給の不圓滑に因り必然的に減退を示し其の反面消費は却つて増加するのが戦時下農業經濟の原則として即ち今迄とは正反對に食糧問題は供給不足の問題に轉換したのである。

昭和十四米穀年度に於ては内外地共平年作以上の作柄を見たるに拘らず其の需給は相當緊迫を告げ更に將來に於ける人口の増加、外地特に朝鮮に於ける文化、經濟の向上に伴ふ消費増、大陸に對する米穀の供給増加を豫想するときは自然増收のみを以てしては到底需要の激増に追隨し難く此處に内外地呼應して増産に着手したのである。

翻つて朝鮮の現状を見るに文化の進展、農家經濟の向上及諸鐵工業の勃興等により消費量は逐年増加の一途を辿り十四米穀年度に於ては一、七六〇萬石と云ふ未曾有の消費額を示すに至つた。之等の事態に對處する爲昭和十四年一部増産計畫を樹立し實施したのであるが更に戦時下食糧増産の重要性、特に朝

鮮が兵站基地として絶好の位置にある事等併せ考ふる時朝鮮に於ける恒久的増産計畫が絶對的な要請となつて來たので土地改良事業と耕種法改善により昭和十五年以降昭和二十五年迄に増産目標數量六八〇萬石を確保すべく恒久的増産計畫を樹立し現在着々實行中である。

需給一覽 (單位石)

年次	供給			移出			消費	
	前年度 持越高	生産高	輸入 移入高	輸出高	移出高	總消費高	消費高	人口
自大正元年 至同五年	—	—	—	—	—	—	—	—
自大正六年 至同十年	—	—	—	—	—	—	—	—
自大正十一年 至同十五年	—	—	—	—	—	—	—	—
自大正十六年 至同二十年	—	—	—	—	—	—	—	—
自大正二十一年 至同二十五年	—	—	—	—	—	—	—	—
自昭和六年 至同十年	—	—	—	—	—	—	—	—
自昭和十一年 至同十五年	—	—	—	—	—	—	—	—
自昭和十六年 至同二十年	—	—	—	—	—	—	—	—
自昭和二十一年 至同二十五年	—	—	—	—	—	—	—	—
同十五年	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
一 生産高は各前年の生産高を計上せり
第十章 主要農産物の需給 第十節 米穀の需給

- 一、持越高は昭和五年以前繰越高は昭和四年以前の調査を缺く。
- 二、消費高は供給高合計より輸移出高及翌年度への繰越高を控除して算出せり。但し昭和五年は持越不明に付繰越高も計算より除外す。
- 三、一人當消費高は人口にて除し算出せり。
- 四、人口は前年末人口に當年中に増加せる人口の三分の一を加算せる四月末推定人口とす。
- 五、木炭計算輸移入高を除くは玄米換算数とす。

第二節 雑穀の需給

雑穀は朝鮮民衆の食糧として重要なものみならず醸造製粉製油等の工業原料として米以上の重要性を有して居る。大正の始めより現在に至る雑穀の需給状況を見るに、大體大正十年頃迄は自給自足寧ろ輸移出の餘力を有して居たが其の後鮮米の内地への移出高の増加と雑穀を原料とする諸工業の勃興とに依り需要は逐年急激に増加し一方田作改良に依る雑穀の増産成績顯著なるものがあつたに拘らず鮮内生産を以ては需要に應じ得ず各期とも不足雑穀の輸移入高は輸移出高を遙に超過する状況に立至つたのである。(別表一参照)

表一 雑穀の需給状況 (單位石)

年 別	生 産 高	輸 移 入 高	計	輸 移 出 高	消 費 高	差 引 高
自 大 正 十 年	一九、九五、六六六	二六、七三〇	四六、六八六	一、四四、九三三	一九、四〇〇、四六六	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 一 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七

年 別	生 産 高	輸 移 入 高	計	輸 移 出 高	消 費 高	差 引 高
自 大 正 十 一 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 二 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 三 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 四 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 五 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 六 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 七 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 八 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 十 九 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七
自 大 正 二 十 年	二二、六九、一七五	二六、三三八	四九、〇三〇	一、四四、九三三	二〇、八三三、四七七	二八、九八三、四七七

麥類の需給

一 大麥及稗麥 麥類中大麥及稗麥は米に亞ぐ重要食用作物にして主要米産地帯たる南鮮地方に於ては米の輸移出作物たるに對し大麥及稗麥は農家食糧として絶對的に必要なるものである。始政以來大正十年頃迄は自給自足寧ろ年々多少なりとも輸移出をなして居たが、其の後漸次鮮米の帝國食糧として重要性加はり其の移出高の増加は勢ひ大麥及稗麥の鮮内需要を増加せしめたのである。一方生産に於ては始政以來之が増産に努め、特に昭和六年以降向十二年間に互る田作改良増殖計畫に依り其の増産成績見るべきものありたるも年々不足を來し輸移入高は輸移出高を凌駕するに至つたのである。

最近五ヶ年の需給状況を見るに其の生産高は約一千万石にして大正初年頃の約二倍に及ぶも尙年々不足を來し内地より多量の稗麥を移入して居る状態である。特に昨十五年度に於ては古今未曾有の大旱魃に遭遇し約一千万石の米の減收を來し鮮内に於ける食糧事情は逼迫し官民擧げて之が獲得に努めた

年別	生産高	輸移入高	計	輸移出高	消費高
自正	一、六〇〇、八四〇	一、五九六、八八〇	一、七六〇、五三〇	三九、四四一	一、七〇〇、〇九〇
自大	一、八六二、七四三	一、八六六、三三〇	二、〇〇〇、〇七三	二、四、五八三	一、八五五、四九〇
自一	二、〇四四、〇九三	二、〇四〇、三三〇	二、一七八、七五〇	五八、四四四	二、〇二〇、三〇六
自二	一、九三三、八九九	一、九三〇、七五〇	二、〇五三、一四三	三三、〇四四	一、九二〇、一〇〇
自三	一、八〇八、二二二	一、八〇六、〇〇〇	二、〇〇四、二二二	三〇、六三三	一、八七三、五八九
自四	一、六五五、三三三	一、六五三、三三〇	一、九〇七、六六三	二七、〇三三	一、八八〇、六三〇
自五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自十	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自十一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
自十二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

豆類の需給

朝鮮は氣候的に經濟的に豆類の生産に好適なる條件を有し、大豆の如きは始政以來今日に至る迄米に亞ぐ重要貿易品にして自給自足寧ろ鮮肉生産を以て、過剰を生ずる状態なるが、鮮産豆類の特異性と鮮内に於ける豆類を原料とする諸工業の需要の特殊性とに依り其の輸移出入に相當の變化を示して居る。

豆類中大豆は殆ど其の大部分を占め小豆之に亞ぐも大豆のみの需給を述べることとする。

一 大豆 大正初年頃に於ける大豆の生産高は三百餘萬石に過ぎなかつたが、尙七十餘萬石の輸移出をなし米に亞ぐ重要貿易品であつた。鮮内に於ける大豆の需要は輸移出後の残數量を以つて足り、大正

十二年頃迄は、全然輸入を見なかつたが、其の後鮮内に於ける農業の發達に伴ひ大豆粕の施肥逐年増加し、大豆粕の輸入増加と共に鮮内に於ても、大豆を原料とする製油工場に操業を見之等の工場に於て含有量多く、價格の割安なる滿洲産大豆を要望するに至り、大豆の輸入は漸次増加の趨勢を示した。他方内地に於ける鮮産大豆の需要増加し其の移出も漸次増加し來たのである。

最近五ヶ年に於ける需給状況を見るに大豆の生産高は約四百萬石内外にして、年々約百萬石位を輸移出し特殊用途として滿洲産大豆を約五十萬石内外輸入して居る。(別表四参照)

表四 大豆の需給状況 (單位石)

年別	生産高	輸移入高	計	輸移出高	消費高
自正	三、五五五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五五五、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、八七五、〇〇〇
自大	四、二五五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、二五五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	四、〇五五、〇〇〇
自一	四、四三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、四三三、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	四、一三三、〇〇〇
自二	四、七七八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、七七八、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	四、三七八、〇〇〇
自三	四、一五五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一五五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三、六五五、〇〇〇
自四	四、三三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、三三三、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	三、七三三、〇〇〇
自五	四、五五五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、五五五、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、八五五、〇〇〇
自六	四、七七八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、七七八、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三、九七八、〇〇〇
自七	四、九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
自八	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
自九	五、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
自十	五、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
自十一	五、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
自十二	五、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
昭和	五、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
同十	五、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
同三	五、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
同四	五、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

其の他の雑穀の需給

一 粟 粟は朝鮮に於ける食糧農産物中米麥に並ぐ重要作物にして、特に西北鮮地方に於ける主要食糧である。大正初年頃は三百五十萬石以上の生産を有したるも、其の大部分西北鮮地方生産地に於て消費せられ、尙不足を來し約十五萬石内外を滿洲より輸入して居たのである。然るに其の後漸次粟の需要は増加し、生産之に伴はない爲年々其の輸入高は増加を來し、特に大正八年の大旱魃に際し之が輸入高は急激に増加し八十萬石以上に達した。而して此の凶作を機とし中南鮮鐵道沿線地方にも需要せらるに至り、爾來粟の輸入額は逐年増加の趨勢を示し、昭和二年の如きは其の輸入額二百五十萬石以上に達したのである。

其の後田作改良に伴ふ粟の増産成績見るべきものあり、更に昭和七年の粟輸入税の引上に依り逐年輸入額は少し宛低下し、百萬石乃至百五十萬石内外の輸入を見るに止つたのである。最近五ヶ年の状況を見るに其の生産額五百萬石以上に達したるも粟の消費量急激に増加し、其の不足高約八十萬石を滿洲國より輸入して居る。昭和十四年の大旱魃に遭遇するや、之か臨時措置として同九日一日より粟の輸入税を免除し、約百萬石近く精粟及粗粟を滿洲國より輸入し、全鮮不足食糧の補足に非常に役立つたことは周知の通である。(別表五参照)

表五 粟の需給状況 (單位石)

年 別	生 産 高	輸 移 入 高	計	輸 移 出 高	消 差 費 高 引
自 大 正 五 年	4,025,797	1,111,331	4,137,128	111	4,137,017
自 同 年	5,102,713	4,649,674	5,552,387		5,552,387
自 一 十 一 年	5,324,222	1,763,776	6,588,000		6,588,000
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 一 十 六 年	5,324,222	1,771,420	6,495,642		6,495,642
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 一 十 七 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 一 十 八 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 一 十 九 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 二 十 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 二 十 一 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 二 十 二 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 二 十 三 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 二 十 四 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240
自 同 年	5,126,820	1,771,420	6,498,240		6,498,240

二 粟以外の雑穀 稗、玉蜀黍、蜀黍、蕎麥、黍等何れも鮮内に於ける主要食糧の不足補填に役立つものであるものなるが、今之等需給状況を見るに、大體大正十四年頃迄は自給自足の状態であつたが、鮮内に於ける之等諸雑穀の需要増加せる爲其の後年々不足を來し、滿洲方面より何れも相當數量を輸入して、鮮内需給のバランスを取つて居る。特に玉蜀黍の如きは平壤の日本穀産會社のコーンスターチ原料として滿洲國及蘭印方面より輸入し、最近は十二萬石程度に達して居る。昨十五年の如きは滿洲より黍、蜀黍、蕎麥、稗等の雑穀を五十萬石以上も輸入し、何れも旱害地不足食糧の補填に非常に役立つ

たのである。

第十一章 農家經濟

(一) 概況

朝鮮に於ける農家總戸數二百九十餘萬戸の内其の約八割、二百三十萬餘戸の農家は、何れも小作並に自作兼小作階級に屬する小細農であつて、此等の農家の大部分は、年々歳々端境期に於ては、食糧に不足を告げ、食を山野に求めて草根木皮を漁り、辛うじて一家の糊口を凌ぎつつあるもの亦少なくないのであるが、斯くして比年繰返さるる食糧の缺乏と、無自覺なる營農、冠婚葬祭其他生活習俗上の失費は、延て現金支出の増嵩を招來して、收入之に伴はず、民衆を驅つて高利の負債を餘儀なくせしめ、逐次累増して其の重壓に喘ぎ、加之併前多年の稅政に依る結果は、遂に自暴自棄、安逸遊惰の性格を馴致し、彼此相俟つて農村窮乏の重大原因を爲すに至つたのである。従つて朝鮮農村疲弊の禍根は、内地の夫れに比し、半島獨自の特殊事情多分に存し、其の程度は物心兩面に亘り、一層深刻を極めつつあるのであるが、彼の救民救濟、時局應急事業の如き臨時的施設は、此等窮乏緩和の方策としては、勿論必要缺くべからざる施設ではあるが、之と共に其の疲弊の禍根に觸れて、農村匡救の根本的解決策を講ずるの要緊切なるものあるに鑑み、本府に於ては昭和七年來之が匡救打開の方策として、農山漁村振興運動を提起し、疆内大衆たる小細農二百三十萬戸の更生を目標として、此等農家

窮乏の共通的最大痼疾たる不足食糧の充實、負債の根絶、現金收支の均衡を自途とし、個々農漁家に更生計畫を樹立せしめて、官民協力一致之が匡救打開に邁進したのである。

(二) 經濟更生

(イ) 農村振興運動の經過と其の效果 本運動開始以來、昭和十五年三月迄に更生計畫を樹立せる部落は、總數四萬一千二百二十五部落、戸數八十九萬一千四百戸に達し、食糧の充實、負債の償還、現金收支の均衡等民衆生活の安全向上に漸次解決の曙光を見るに至り、尙之と共に内鮮一體の促進強化、官民相互の親和提携等物心兩面に亘り、統治上最も喜ばしき機運を一層醸成し、殊に今次の事變に於ける農山漁民の熾烈なる愛國熱の勃興と、國民精神の顯現は、献金献納或は農産物の供出等に顯はれ、其の衷情は曩の滿洲事變當時の際と到底同日の比でなく、官民を擧げて不斷精進し來つた本運動の効果を如實に顯現したのである。尙更生計畫實施當時に於ける農家經濟の概況を見るに、左表の通であつて、指導五箇年を経過せる昭和十三年に比し、其の懸隔著しきものがある。

小作農家の現金收入

南鮮區	八 年	耕種收入		副業收入		收入計	營農以外 の收入	收入總計
		稻作	其他	養蠶	養畜			
南鮮區	八 年	三,四四五	一〇,〇七〇	三,四四五	四,九六六	一八,〇〇六	五,三三三	二五,三七〇
南鮮區	十三年	七,一〇〇	三六,四四〇	五,八八九	二一,一三三	六八,四八三	一六,七九六	九五,二七九

小作農家の營農收入

全 鮮	西北 鮮 區	中 鮮 區	南 鮮 區	一戸當		業同者一人當	地同反上	當耕	占米作農收收入の割合	占耕米作以外の收入の割合	農林産加工品收入の占むる割合
				八 年	十 三 年						
八 年	八 年	八 年	八 年	六〇・三	六八・二	一八・四	三〇・三	三三・六	六八・八	三二・〇	五・五
十 三 年	十 三 年	十 三 年	十 三 年	六二・五	七〇・六	一八・四	三三・三	三三・六	五八・八	三九・九	四・七

小作農家の總收入

全 鮮	西 北 鮮 區	中 鮮 區	南 鮮 區	一戸當		業同者一人當	地同反上	當耕	占米作農收收入の割合	占耕米作以外の收入の割合	農林産加工品收入の占むる割合
				八 年	十 三 年						
八 年	八 年	八 年	八 年	六〇・三	六八・二	一八・四	三〇・三	三三・六	六八・八	三二・〇	五・五
十 三 年	十 三 年	十 三 年	十 三 年	六二・五	七〇・六	一八・四	三三・三	三三・六	五八・八	三九・九	四・七

小作農家の現金支出の割合(%)

全 鮮	西北 鮮 區	中 鮮 區	南 鮮 區	一戸當		業同者一人當	地同反上	當耕	占米作農收收入の割合	占耕米作以外の收入の割合	農林産加工品收入の占むる割合
				八 年	十 三 年						
八 年	八 年	八 年	八 年	六〇・三	六八・二	一八・四	三〇・三	三三・六	六八・八	三二・〇	五・五
十 三 年	十 三 年	十 三 年	十 三 年	六二・五	七〇・六	一八・四	三三・三	三三・六	五八・八	三九・九	四・七

小作農家の總收入

全 鮮	西北 鮮 區	中 鮮 區	南 鮮 區	一戸當		業同者一人當	地同反上	當耕	占米作農收收入の割合	占耕米作以外の收入の割合	農林産加工品收入の占むる割合
				八 年	十 三 年						
八 年	八 年	八 年	八 年	六〇・三	六八・二	一八・四	三〇・三	三三・六	六八・八	三二・〇	五・五
十 三 年	十 三 年	十 三 年	十 三 年	六二・五	七〇・六	一八・四	三三・三	三三・六	五八・八	三九・九	四・七

小作農家の現金支出の割合(%)

全 鮮	西北 鮮 區	中 鮮 區	南 鮮 區	一戸當		業同者一人當	地同反上	當耕	占米作農收收入の割合	占耕米作以外の收入の割合	農林産加工品收入の占むる割合
				八 年	十 三 年						
八 年	八 年	八 年	八 年	六〇・三	六八・二	一八・四	三〇・三	三三・六	六八・八	三二・〇	五・五
十 三 年	十 三 年	十 三 年	十 三 年	六二・五	七〇・六	一八・四	三三・三	三三・六	五八・八	三九・九	四・七

小作農家の營農支出

年次	營農支出			營農支出中 肥料費の割合	營農支出中 雇勞賃の割合	營農支出中 小作料の割合	營農支出中 對する租稅公 課の占むる 割合
	一戸當 從業者 當者	一畝 反	當地				
南 鮮 區	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	六、七五%	四、五五%	七、三九%	三、四四%
八 年	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	六、七五%	四、五五%	七、三九%	三、四四%
十三年	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	六、七五%	四、五五%	七、三九%	三、四四%
中 鮮 區	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	四、五五%	三、一〇%	七、三九%	三、四四%
八 年	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	四、五五%	三、一〇%	七、三九%	三、四四%
十三年	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	四、五五%	三、一〇%	七、三九%	三、四四%
西 北 鮮 區	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	六、七五%	四、五五%	七、三九%	三、四四%
八 年	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	六、七五%	四、五五%	七、三九%	三、四四%
十三年	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	六、七五%	四、五五%	七、三九%	三、四四%
全 鮮	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	四、五五%	三、一〇%	七、三九%	三、四四%
八 年	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	四、五五%	三、一〇%	七、三九%	三、四四%
十三年	一、一〇六	一、一〇六	一、一〇六	四、五五%	三、一〇%	七、三九%	三、四四%

(四) 時局下農山村指導方針 聖戰開始以來既に四年に及ぶ支那事變を根本的に解決し、緊迫せる内外四圍の情勢に備へて、帝國不動の國策を完遂する爲には、一層農山村の體制を整備強化して、國家の要請に即應する農林生産の飛躍的擴充を圖り、又一面指導第一線の指導の實情に徴し、此の際既に往に於ける農村振興運動實施の方法に、根本的刷新改善を加へ、農山村の總力を擧げて國防國家體

制の確立の爲、減私奉公の誠を竭さしむること極めて緊要であり、仍て昭和十五年十一月を期し、從來實施し來つた農村振興運動を國民總力運動に統合し、今後農山村生産報國運動として、更に張力なる展開を策することとなり、又啓導方針及其の方法に付ても根本的に改善し、時局下農山村の負荷する使命遂行の萬全を期したのである。即ち「公益優先、職域奉公の精神に遵ひ、生産報國の具現化を期すること」を指導の根本精神とし、又國防國家體制完成の爲「生産力の擴充」を圖り、農山村民衆生活の安定向上は、之に歸一統合せしめることを以て指導の目標となし、尙之と同時に從來の農家更生計畫に依る指導を、部落生産擴充計畫に依る指導に改め、部落を單位として全鮮農山村一齊に部落生産擴充計畫を樹立せしむることとしたのである。尙部落計畫の完遂を期する爲、農耕地配分の適正、小作條件の改善、農村勞務對策の樹立實行、農業者移住計畫と農村指導方針との統合、部落共同施設の擴充、集荷配給の合理化等に付ても、部落全體を對象として、一層組織的、計畫的指導を加へ、兩々相俟て時局下農林生産の飛躍的擴充を圖り、其の負荷する使命の完遂を期することとした。尙部落生産擴充計畫は、重要農林生産の確保増進に關する事項を計畫の内容とし、計畫年限は三年を以て一期とし、昭和十六年四月一日より全鮮七萬四千餘部落一齊に之

が實行を開始する豫定である。

(三) 農家負擔

(イ) 地稅 朝鮮の地稅は制令を以て公布せられたる地稅令に依り賦課するものにして土地臺帳に登録したる地價の千分の十五を一年の稅額とする。地價は土地調査に依る土地の收穫其の他諸般の事情を勘案綜合して査定したるものにして地積一反歩（畦畔及區劃内にある若干の不耕地を含む）に付全鮮平均番は三十六圓八十六錢、田は八圓九十八錢にして之を平均より見るときは番に付ては慶尙南道の五十二圓五錢を最高とし咸鏡北道の十二圓十七錢を最低とする。又田に付ては慶尙南道の二十三圓九十錢を最高とし咸鏡南道の二圓五十錢を最低とする。

地價の算定右の如くなるを以て耕地一反歩當地稅額は全道平均に於て番は五十五錢餘、田は十三錢餘である。而して地稅に對する附加稅は本稅一圓に對し道稅六十八錢乃八十錢、府稅六十八錢、邑面稅五十三錢である。尙道費、邑面費以外に在りて地稅を基礎として負擔を要するものに農會費あれども其の賦課率一圓に對し八錢に過ぎず。地稅及之に對する道稅、邑面稅たる附加稅を合算するときは耕地一反歩平均負擔額は番一圓二、三十錢、田三十錢位にして内地に比し頗る低率である。天災に因り土地の形狀を變じ又は作土を害したる土地に付ては其の狀況に依り十年以内の免除を爲

し尙期間満了するも被害の形狀を存するものは更に十年以内の期間を定め免除を爲し尙原狀に復し難きものは更に十年以内の期間を定め地價を遞減し尙原狀に復し難き時は地價を修正する。又土地改良事業に對する嶽下年限は地目變換は二十年以内の期間を定め原地價を据置き草生地開墾は二十年内、水面干拓は六十年以内の期間を定め免除することとなつてゐる。

(ロ) 其の他の諸稅 朝鮮に於ては國稅として昭和九年度より個人に對する所得稅を賦課することとなりたるも農家に於て之を純農業收入のみにて負擔するものは概ね大地主階級に屬するを以て之を除外し一般農家の負擔に係るものは道稅たる戶別稅及府邑面稅たる戶別稅附加稅を主たるものとする。戶別稅及同附加稅は昭和十五年度の豫算に依れば一戶當平均道稅戶別稅六圓五十三錢強、邑面稅戶別稅附加稅は邑は四圓十三錢、面は一圓九十二錢の程度である。尙此の外に學校費たる戶別稅附加金一戶平均一圓七十三錢、農會費會員制一戶當三十錢に地稅及其の附加稅に對する農家一戶當平均負擔額約十一、二圓を加ふれば農家一戶の負擔は平均約十五、六圓内外となり内地の一戶當五十四、五圓に比すれば頗る低率にして略四分の一以下に過ぎない。

第十二章 小作關係及自作農地設定

第一節 小作關係

一 小作慣行 朝鮮に於ける小作慣行は其の由來頗る古く地方に依り地主に依り又土地の肥瘠、作物の種類、所有者の相異等に依り異なるも、茲に其の最も普通に行はるる慣行に付述ぶると次の通りである。小作契約は一部に於て證書契約を爲す者もあるが口頭契約を普通として小作料は契約又は慣例に依り額又は率を定め土地の收穫物で授受するのが通例であるが中には金納又は代金納に依るものもある。地主は多く京城其の他の都邑に居住するから所有地を擧げて他人に管理させるのが例で此等管理人を普通「舍音」と言ふ。舍音は地主の近親者又は信用ある者を選任し小作人の監督、小作料の決定及其の取立保管、運搬、納税代理又は土地の修繕監理等を任務とするのが普通である。小作料の徴收方法に定租法と稱して年の豊凶に關係なく年々一定額（平年作の五割が普通で六割に達するものもある）の小作料を納めるものと執租法と稱して毎年作物の登熟前地主自ら若は舍音其の他代理人を派して小作人立會の上立毛の儘で收穫量を達觀し（會社、農場等は坪刈査定をするものが多い）豫め定めた分配率（收穫見込高の五割が普通であるが土地改良事業施行地中には地主が水利組合費を負擔して小作料は六割とするものがある）に依り小作料額を算出決定する方法又打租法と稱して

地主又は其の代理人が小作人と立會の上收穫の際稲束の數を以て或は脱穀調製の際穀物の量を以て折半する方法の三種である。番は一般に打租法に依るもの多く全面積の過半數を占め、定租法、執租法の順で田は一般に定租法に依るものが多く六割以上に上り次が打租法、執租法の順である。番に於て二毛作を爲す場合には裏作に對しては小作料を徴收しないのが慣例であつたが、近來之を徴する者が増加しつゝある。肥料は自給肥料の場合に於ては全然小作人の負擔に屬するけれども小作料を打租若は執租とし金肥を使用する場合に於ては地主半量を負擔し殘餘の半量は之を小作人の負擔とする。地稅は地主の負擔とするを通例とするが打租法の場合には地主小作人折半負擔又は小作人が全額負擔する場合もある。次に小作料の減免は定租法の場合は災害の多少により夫々地方の慣習に基き之を輕減しつゝあるが執租又打租法に於ては輕減する場合が少い。然し作柄不良で三割作程度に過ぎない場合には其の方法の如何に拘らず小作料は之を免除するを通例とする。

二 小作關係の調整 朝鮮の小作慣行は大略上述の通りであるが之等の中には農業の改良發達及農民の福利増進を阻害するものが少くなく之が改善を痛感せらるゝので、昭和三年本府内に設置したる臨時小作調査委員會の答申に基き小作慣行改善案十五項目を決定し同年七月之を各道に通牒し爾來主として地主階級を誘導をして之が改善に努め又一面一旦發生したる紛争に對しては主として府尹、郡守、

島司、農會長、邑面長及警察署長等をして居中調停を爲さしめたが積年の慣行は深く浸潤してなかなか改まらず、其の上時代の推移に連れて小作爭議が日に増し増加して來たので更に昭和八年二月朝鮮小作調停令を制定して當事者の妥協互讓の精神の下に其の圓滿なる解決を期したのである。

然しながら之等の措置は固々應急的の對策に過ぎないので小作慣習の積年の弊習を根本的に斐除して小作農民の地位の安定を圖り農事に精勵せしめるには尙立法に依り小作關係を調整するの要切なるものあるに鑑み昭和九年四月十一日朝鮮農地令を制定公布し同年十月二十日より之を施行したのである。同令は貸借權の最短期間、更新、權利義務の相續、對抗力等小作地賃借權の確保に關する規定、舍音制度の弊害の矯正、管理者の届出、管理者又は管理契約の變更命令等に關する規定、小作料の不作減免請求權、檢見制度及府郡島小作委員會に依る小作關係の調整制度等に關する事項を主眼として規定せられ獨り小作人のみの利益を保護せんとするものでなく地主の正常な利益は之を擁護し地主小作人協調融和の精神の下に農事の改良發達、農家經濟の進展を期せんとするものである。

然るに昭和十二年勃發したる支那事變は其の推移に伴つて軍需品の充實と國民生活の確保を期するが爲に一般物價と共に農産物價の價格の抑制を圖る必要に立到つたので農業生産費中其の歴史的部分を占めて居る小作料の騰貴を抑制する爲國家總動員法第十九條に基き昭和十四年十二月六日小作料統制令を制定公布し一般物價就中農産物價の抑制と農業生産力の擴充並に農民生活の安定を期すること、

なり朝鮮に在りては同年十二月十八日より之を施行したのである。

三 小作爭議の狀況 朝鮮の小作爭議は韓國政府時代に在りても民亂の内容として其の發生を見ないのではないが、多くは時勢の推移と經濟事情の變遷とに伴つて小作權の移動、小作條件の維持改善等の問題を中心として發生し大正九年頃より歐洲大戰後の一般社會思想の變遷の影響を受け遂に農村社會の恒久的現象となつたのである。大正九年には僅かに十五件に過ぎなかつた爭議が其の後は年に依り消長はあるが年と共に増加の趨勢を辿り、昭和十年には二五、八三四件、昭和十一年には二九、九七五件、昭和十二年には三一、〇〇〇件に達した。

然しながら昭和十二年を最多として漸次減少の傾向を示しつゝあり、昭和十三年には二二、五九一件、同十四年には一六、四五二件となり、これは主として地主方面に於て小作關係法令の理解の度を高めつゝあるのと支那事變の進展に伴ひ時局認識の昂まりつゝあるに由るものである。

右の如く朝鮮に於ける小作爭議は年と共に増加したのであるが、其の内容を見ると事件の關係人員は平均二、三人で殆んど個人對個人の紛議に過ぎず又思想的背景を有するもの極めて稀である。従つて其の大部分は當事者の折衝、府郡島小作委員會の勸解又は判定、府郡島、邑面職員或は警察官等の調停又は斡旋に依り圓滿に解決を告げてゐる。

第二節 自作農地設定維持

自作農地設定事業は疲弊した現下の農村の實情に鑑み小作農増加の防遏、農村經濟更生及農村思想の善導等を目的とし昭和七年度より實施せられた。

設定自作農家たるべき者は將來農村の中堅たるべき資質を有する小作人にして購入すべき農地は旱水害の憂なき自己小作地なることを原則としてゐる。

本事業の主體は道で、道は簡易生命保險積立金資金を年利六分乃至四分六厘にて借受け（昭和七、八兩年度は六分、自昭和九年至昭和十一年度は五分四厘昭和十二年度以降は四分六厘）設定自作農家に對し一戸平均六百六十圓を年利三分五厘にて貸付し五段階標準の農地を購入せしめ、右資金は一箇年据置二十四箇年元利均等年賦償還の方法に依り之を返済せしめんとするもので本事業の期間は十箇年、一箇年の實行戸數二千五百戸、面積一千二百五十町歩（七、八兩年度は一千戸、一千町歩なり）期間中の總戸數二萬四千戸、總面積一萬二千町歩の計畫である。

右計畫樹立後に於て農地價格年々漸騰し爲に自作農地の設定買収に支障を生ずる向あるに至つたのと且自作農地の設定事業は自作農地の維持事業と併行するに非ざれば其の完璧を期し得ざる實狀に在るため、昭和十一年度以降は前記計畫の設定戸數豫定に達せざる場合は其の不足戸數は資金の範圍内に於て

自作農地の維持に充當することゝなつた。

政府は本事業助成の爲不動産取得税、所有權移轉及抵當權の取得、抹消登記に伴ふ登録税を免除するの外、道の資金償還に對し据置期間中は資金の二分四厘（七、八兩年度は三分）に相當する利子額を補助し償還期間中は借入資金の年利と貸附利率との差に五厘（設定維持事業に要する事務費並に天災等に因る貸付資金の回收不能等の損失補償率）を加へたる利率を以て計算したる額を補助するものとしてゐる。過去八箇年の實績を見るに戸數一萬七千七戸、面積一萬二千五百五十五町歩に達し此の購入價額一千三百十五萬圓之に對する資金貸付額に上り豫期以上の成績を収めつゝある。

各年度別設定維持實績表

年度別	設定維持 持戸數	設定維持面積		購入金額		貸付金額	國庫補助 金交付額
		番	計	番	計		
昭和七年	三,〇〇五	八,八七〇	一,五七〇	三,〇〇五	一,五七〇	一,三〇〇	一,三〇〇
同八年	三,〇〇五	八,〇〇〇	一,五七〇	三,〇〇五	一,五七〇	一,三〇〇	一,三〇〇
同九年	三,〇〇五	九,〇〇〇	一,五七〇	三,〇〇五	一,五七〇	一,三〇〇	一,三〇〇
同十年	三,〇〇五	八,〇〇〇	一,五七〇	三,〇〇五	一,五七〇	一,三〇〇	一,三〇〇
同十一年	三,〇〇五	九,〇〇〇	一,五七〇	三,〇〇五	一,五七〇	一,三〇〇	一,三〇〇
同十二年	三,〇〇五	八,〇〇〇	一,五七〇	三,〇〇五	一,五七〇	一,三〇〇	一,三〇〇

第二節 農村に於ける農業金融

從來朝鮮人の農業經營は頗る簡易粗笨にして農具、肥料の如きは殆んど農家の自給に係り小作人に於ては種苗すら地主の供給を受くるを以て一般に資金を要することは極めて少かつたが、最近營農の改善、農家經濟の向上に伴ひ資金の需要旺盛となり、農業金融は金融市場に於て極めて重視せらるゝに至つた農村に對する金融機關に就ては統監府政治の行はるゝに及び農工銀行及地方金融組合を設置し、次で東洋殖産株式會社をして金融部を開かしめ、尙總督府設置後に於ては各地の農工銀行を併合して朝鮮殖産銀行を設立し又金融組合の聯合組織を確立する等其の普及整備に努力すると共に、或は法令を以て利息に制限を加へ或は地主に勧誘して小作人に貸付する金穀の利率を軽減せしむる等の手段を講じた。以下農業關係の金融機關に付略述す。

(一) 金融組合 朝鮮に於ける農業は水利灌漑の便備はらざる爲凶作頻發し加ふるに細農多き爲生産改良行はれず、從て農業者の收益多からず大多數は常に生計困難に陥り負債の増嵩に苦しみつゝあり、而も金利は頗る高利なるが故に細農の貧困は漸次累加し何れも業に安んずることを得ず農村の疲弊年と共に加はらんとする状態であつたので其の窮狀を匡救する爲小農を糾合して村落金融組合を組織せしめ組合員の爲に必要な資金を低利を以て融通し其の經濟の發達向上に當らしめてゐるが政府は之が

助成の爲設立に際して基本金を交付すると共に經營費の一部を補助して之が發達を期した。其の業務は組合員に對し必要なる資金を貸付することと預金の受入を爲すことを主とし、傍ら倉庫業務を兼營して居るが昭和十五年三月末に於ける金融組合の總數は七百二十三にして組合員の數は百九十八萬一千餘人其の貸出金額は三億三千七萬餘圓の多きに上り農村經濟の發展向上に多大の貢獻を爲してゐる。貸出利率は普通資金長期八分八厘短期擔保付日歩二錢七厘無擔保日歩三錢一厘、特別資金擔保付六分五厘無擔保七分五厘程度となつてゐる。

年 度 別	調 査 組 合 數	貸 出 金 總 額 在	同 上 中 農 業 資 金 總 額	貸 出 金 總 額 に 對 する 農 業 資 金 の 割 合
昭和七年	六四	一七、八〇〇	八、一三五	六六
同 八 年	六五	一三、八九七	七、六六三	六八
同 九 年	六三	一五、〇〇〇	一〇、七六八	七〇
同 一〇 年	六八	一七、八三五	一〇、八〇〇	六〇
同 一一年	七〇	一七、四四〇	一〇、五五五	六〇
同 一二年	七二	一七、一七〇	一〇、三二二	六〇
同 一三年	七三	一七、九一五	一〇、五三三	六〇
同 一四年	七三	一七、〇七三	一〇、一七三	六〇

(二) 朝鮮殖産銀行 朝鮮殖産銀行の前身たる農工銀行は明治三十九年の創立に係り時の政府は或は其の株式を引受け或は無利子貸下金を爲し之が設立及發展を助長したる結果大正六年末には本店六、支店四十一を算し地方産業の開發金融の疏通に盡す所尠くなかつたが逐年膨脹發達せる産業及經濟の狀勢に適應せざるに至つたので大正七年十月之を統一して朝鮮殖産銀行を創設し資力信用を充實して殖産興業の發展に貢獻せしむることとした。

本銀行は制令に基きて設立せられた特殊銀行であつて現在資本金六千萬圓を有し年賦償還又は定期償還の方法に依る擔保貸付、農業者十人以上の連帶者に對する無擔保貸付、公共團體又は營利を目的とせざる産業に關する法人に對する無擔保貸付、公共團體の債券、朝鮮金融債券又は殖産事業を營む會社の社債の應募又は引受其他の業務を營み現在鮮内に六十箇所の支店、出張所又は派出所を設け殖産興業に關する金融の便を圖つてゐる。昭和十三年十二月末に於ける鮮内貸付總額四億七千五百十六萬餘圓にして此の内農業資金貸出金は一億五千四百八十餘萬圓に達した、貸出利率は普通資金六分七厘特別資金五分六厘程度である。

年次	年末現在貸出金總額	同上中農業資金總額	貸出金總額に對する農業資金の割合
昭和七年	五〇、八八六千圓	一七、〇〇六千圓	三三%

年次	年末現在貸出金總額	同上中農業資金總額	貸出金總額に對する農業資金の割合
同八年	五〇、四七三	一七、〇六三	三三%
同九年	五三、三三九	一九、〇四五	三六%
同十年	四八、六六四	二九、〇六二	五九%
同十一年	四七、三三三	一四、〇六六	二九%
同十二年	四二、四四〇	一四、〇六六	三三%
同十三年	四五、二六六	一四、〇六六	三一%

(三) 東洋拓殖株式會社 東洋拓殖株式會社は明治四十一年朝鮮の資源開發殖産振興の目的を以て特に法律を發布して設立した特殊會社である。現在資本金五千萬圓にして朝鮮には支社一、支店九を有し各般の殖産事業の經營に任じてゐる。

同會社の資金貸付は年賦償還又は定期償還の方法に依る移住民に對する移住費貸付、農産物擔保貸付、不動産擔保貸付、公共團體、特別の法令に依り組織したる産業に關する組合又は農業者二十人以上の連帶者に對する無擔保貸付等にして貸出利率は殖産銀行と概ね同様である。最近の貸出狀況左の通りである。

年次	年末現在貸出總額	年次	年末現在貸出總額
昭和七年	六、九〇〇千圓	昭和十一年	四四、三三三千圓

同十三年	五・四八	一・五	三・四〇	四・三三	一・九一	五・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------

備考 一、「朝鮮總督府統計年報」より算出す。

二、市場貸は月利とす。

第十四章 農業團體及之に準ずるもの

第一節 農會

(一) 沿革 併合以來政府は農事の改良獎勵に關し各般の施設を爲すと共に畜産、養蠶、棉作等各當業者を德源して適當な組合を設けしめ官廳の施設と相俟つて斯業の圓滿な發達を遂げしめることとした結果、大正十四年末に於ては朝鮮一國を區域とする團體に朝鮮農會、朝鮮畜産協會、朝鮮蠶絲會等道を區域とするものに道農會、畜産同業組合聯合會、棉作組合聯合會等、郡島を區域とするものに郡農會、農事獎勵會、勸農會、地主會、棉作組合、養蠶組合、畜産同業組合、苧布組合、繩叭組合等其の數五百八十を算し其の會員數三百三十九萬餘に達し、又其の經費總額五百十餘萬圓に及んだ。此等の團體は各部門毎に成立した結果事業遂行上に連絡統一を缺き時には官廳の獎勵施設と互に扞格を生じ團體

員の資格並に經費の負擔に付ても重複を來し團體職員は常時經費徵收に忙殺されて團體本來の使命遂行が不可能の情勢となりたるを以て内地に倣ひ此等團體を整理統合して基礎鞏固なる農會制度を創設することとなり、大正十五年一月制令第一號を以つて朝鮮農會令を發布し同年三月一日より實施せらるに至つた。斯て從來の各種農業團體は朝鮮畜産協會、朝鮮蠶絲會、畜産同業組合聯合會及畜産關係組合を除く外總て一旦解散して農會に統合せられ所謂系統農會の組織を完成するに至つた。畜産關係諸團體が亦昭和八年三月三十一日遂に一齊解散し、其の事業一切を農會に引繼ぐこととなり只元山府畜産同業組合のみは特殊の事情に依り今尙現存して居る。

(二) 概況 昭和十四年度末に於ける農會及農會員現存數は朝鮮農會一、其の會員一三、道農會一三、其の會員數二二〇、郡島農會二二〇、其の會員數三、五二〇、一〇七で府農會の設立せられたものはない。其の組織は略々内地の農會と同様であるが、朝鮮農會を除くの外殆ど官廳の別働團體の觀があり道及郡島農會の會長其の他の職員も官吏が之を兼ねるもの多く、財政的にも新規事業は國及道の補助に俟つもの多く其の事業は行政方針によく順應して行はれて居る。而して本事業は農業の改良發達の全般に亘り左に掲ぐる通り極めて多岐に亘つてゐる。

(1) 指導獎勵施設 技術員の設置、採種畚田の指導、農家經營の指導、模範作圃の設置、施肥の指導、栽培の指導、指導部落の設置、耕種の改良獎勵、病蟲害の驅除豫防獎勵、共同經營の獎勵、副業の獎

- 勵、生産品の検査、種苗種畜の改良獎勵
- (2) 福利増進施設 生活改善、自作農地及農用林地の設定、農業倉庫の經營、肥料の配合配給、農業用品の購入斡旋、種苗種畜の貸付、生産物の販賣斡旋、畜牛共済、生産品の受檢代行、農業資金の斡旋、利用設備
- (3) 研究及調査 作物の試作、家畜家禽の試養、肥料又は施肥の研究、販路の調査、販賣方法の研究調査、土質調査、農業經營方法の研究
- (4) 紛議の調停又は仲裁 地主對小作人の紛議調停、水利權の紛議調停等
- (5) 其の他の事業
- (イ) 教育的施設 講習講話會、先進地の農事視察、質疑應答、印刷物配付、展覽會、品評會
- (ロ) 社會的施設 農村振興助成、農業功勞者及篤農家の表彰
- (ハ) 軍用品の供出斡旋

以上の如く多岐多端に亘つて居るのは國及道の勸農施設事業にして農會を通じないものはなく悉く農會をして其の事業を遂行せしめた結果である。從て國及道の農業に關する指導獎勵の外に前記農會事業中に於て既に掲記した通朝鮮米移出統制計畫に基く農業倉庫の經營、穀貯藏施設又は系統農會統制の下に畜牛共済及肥料の配合並に配給事業を擴充強化を爲す外、最近に至り綿羊飼育獎勵、棉作獎勵、甘蔗増

産獎勵等の國策的重要農産品の生産獎勵を實施して居る。殊に穀、繭、棉花の販賣、肥料、農具の購入等別項に述べる通り産業組合等に依る購買販賣事業の發達の遅れた爲其の斡旋事業の多いことは注目される。最近日支事變勃發以來統後生産擴充施設に亦軍用品の供出斡旋に農會の業務が特に繁劇を加へつある。即ち農村より供出する馬糞麥類、肉牛豚、毛皮、乾草、麻類、葉、叭等の軍用品にして農會の斡旋にならざるものはなく其の供出斡旋数量も亦莫大となつて居る。上述の如く農會は朝鮮に於ける勸農の中心機關として斯業の改良發達に將又時局下に於ける國策遂行に寄與せし處極めて大にして今や農會の活動の如何は朝鮮農村の振否にも又非常時局下に於ける國策遂行上にも影響する實狀に在つて朝鮮に於ける樞要缺くことの出来ない重大使命を課せられた農業團體である。

一 各級農會收支豫算額集計表 (特別會計をも含む)

區 別	昭和二年度	昭和十四年度	昭和二年度に對する昭和十四年度の對比	(十四年度) 一農會當平均
朝鮮農會	九、五〇四	七三、〇二、四六四	一四、六六、八八	七三、〇二、四六四
道農會	三六、三三九	五、三三、四九二	一、六、三	三、六、三
郡農會	五、四六、〇九	一、〇七、〇三三	四、〇〇	一、〇七、〇三三
合 計	五九、二、〇三	一〇〇、〇三、五五	一、六、九	一、〇七、〇三三

二 各級農會專任職員數集計表

區 別	昭和二年度			昭和十二年度			昭和十四年度			昭和二年度に對する昭和十四年度に對する比率
	農會	農會	農會	農會	農會	農會	農會	農會		
朝鮮農會	四	四	四	四	四	四	四	四	100	
道農會	二	二	二	二	二	二	二	二	100	
郡島農會	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	一、四〇三	100	
合計	一、五二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二	100	

第二節 水利組合

一、水利組合

水利組合は大正六年に發布せられた朝鮮水利組合令に依り認められた法人にして、其の後昭和三年朝鮮土地改良令公布により一部内容の改正を見た。其の事業は農業上の利用を増進する目的を以て灌漑排水、水害豫防 (一) 土地改良等を行ふにある。其の設立狀況は次の通である。既往に於ける水利組合設立の狀況を見るに大正十五年度に於ける所謂朝鮮産米増殖計畫の更新前に於ては其の數六十六、蒙利面積七萬八千二百二十町歩に過ぎなかつたが、産米増殖更新計畫の實施に伴

ひ土地改良令の發布並に水利組合令の改正に依り事業能力を擴充せらるると共に助成金の交付、低利資金の融通並に工事代行機關の整備等に依り著しく企業の進展を見るに至つた。而して昭和十四年度末に於ける其の數二四五、此の蒙利面積二十三萬六千八百八十六町歩 (内共勵水利組合五七七其の蒙利面積五千八百七十五町歩) を算するに至つた。其の道別分布狀況は左の如くである。

道 名	組 合 數	蒙 利 面 積
京 畿 道	〇二	一〇、八〇〇 (千坪)
忠 清 北 道	〇二	二、六〇〇 (千坪)
忠 清 南 道	〇三	一〇、七〇〇 (千坪)
全 羅 北 道	〇二	一、二〇〇 (千坪)
全 羅 南 道	〇三	一、五〇〇 (千坪)
慶 尙 北 道	〇三	七、九〇〇 (千坪)
慶 尙 南 道	〇三	一〇、一〇〇 (千坪)

道	組合数	組合員数
黄 海 道	〇	四、八五二
平 安 南 道	〇	二、三三六
平 安 北 道	〇	二、七七九
江 原 道	〇	一、五八六
咸 鏡 南 道	〇	三、七六六
咸 鏡 北 道	〇	四、八五二
計	〇	三六、一六六

備考、括弧内は共同水利組合を内書したものである

水利組合の救済 水利組合の發達は前述の如くであるが、此等組合中には災害其の他不測の障害を蒙つた爲多額の復舊及改良工事費を要した許りでなく、昭和五年以降數年間に亘る米價下落の爲債務年々増加し、一方組合の面積及收量共當初の計畫に達せず爲に其の債務の償還極めて困難に陥り此儘放置することを許さないもの六十八組合を算するに至つたので、此等經營困難なる水利組合救済の爲昭和十年度を期して之が根本的整理計畫を樹て更生の見込なき五組合を解散し爾餘の六十三組合に付ては組合債の低利借替、追加改良工事、補強工事等を行はせて、財政の安定を圖り、更に右の中農庫

より補助金を受けなければ更生の見込なき三十五組合に付ては之が債務の整理及之に附帶する事務の處理並に之に關聯し必要な共同施設を爲さしめる等、之が實行の中心機關として更生水利組合聯合會を設置した。而して此等所属組合の昭和十四年度迄に蓄積したる共同積立金八十七萬餘圓に達し圓滿なる計畫の遂行を確保してゐる。

二 水利組合聯合會

現在に於ける聯合會は朝鮮水利組合聯合會及更生水利組合聯合會があるが、其の組織並に事業の概要を述べれば左の如くである。

- (1) 朝鮮水利組合聯合會 本會は昭和十五年以降實施せらるべき増米計畫に基く土地改良事業の圓滿なる遂行を期すると共に、水利組合經營の不良化を防止し有終なる成果を收めんが爲一切の水利組合を會員として組織せられたる中央機關にして、會員共同の利益を圖る爲左の事業を行ふのである。
 - 一、會員の事業運営に關する助成、斡旋及福利増進に關する事業。
 - 二、會員の財政安定に關する事業。
 - 三、會員の事業の測量設計及工事監督等の受託に關する事業。
- (2) 更生水利組合聯合會 本會は昭和十年經營困難に陥りたる水利組合の根本的整理計畫の樹立せらるるに當り、財政整理を主たる共同目的とし陽東外三十四組合を以て組織したのである。

第三節 産業組合

朝鮮に於ける民度竝に産業の現状に鑑み中産以下の者をして共同互助以て各自の産業經濟の發達を企圖せしむるの趣旨に依り大正十五年一月二十五日制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體に於て其の範を内地に採りたるも朝鮮には信用組合と略同一内容を有する金融組合制度施行せられつつある關係上産業組合に於ては組合事業の範圍を販賣購買利用の三種に限定し兩者相提携して地方産業經濟の圓滿なる發達を期せしむることとしたのである。昭和十五年三月末現在に於ける組合數は百十七にして、之を事業の種類別に見るときは販賣購買及利用事業を兼營するもの九十七、販賣及購買事業を兼營するもの十八、購買事業單營のもの二にして、而して又主なる取扱品目別に之を見るときは米穀の販賣を爲すもの八十九、織物の販賣を爲すもの十一、朝鮮紙の販賣を爲すもの四、自作農の創設を爲すもの二、其の他十一となつてゐる。又道別に見ると慶南四二、全北一七、慶北一二、平北九組合にて全南・平南・京畿・忠南之に亞である。尙近時農村振興運動以來の農民の交換經濟に關する自覺に伴ひ此等の産業組合は概ね米穀の販賣を主たる取扱品と爲し、又従來朝鮮紙、織物等の特産品の取扱を主たる目的とせる組合も漸次米穀其の他一般農産品の取扱に移行するの傾向にある。而して産業組合は制度發布以來一般中小産者の産業經濟の發達に裨益した所尠くなかつたのであるが、事變の深刻化に伴ふ農村に於ける集荷配給機構の一元的統制整備の要は、産業組合制度に付ても根本的改革を要求せられ目下此の方面に付相當研究中である。

年度別産業組合業務概況 (單位圓)

年度別	調査組合數	組合員數	出資總額	自己資金		借入金	販賣品	購買品	加工料
				拂込済 出資額	準備金 積立金				
昭和二年	一九	三、八六六	八、九四〇	四、三三四	四、六〇六	一、三三三、〇〇〇	三、四一七、三三三	八、八八八	
同 七年	四四	五、七六六	九、八三〇	六、五三〇	三、三〇〇	四、四六二、一七〇	一、五五二、八三三	四、八八八	
同 八年	五〇	六、四四八	一〇、六六〇	三、九三三	六、七二七	五、四三三、四四四	二、〇六六、八八八	六、〇〇〇	
同 九年	五五	七、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	二、四三三、三三三	四、六二六、六六六	六、一〇〇、〇〇〇	三、八八八、九九九	七、〇〇〇	
同 十年	七五	九、八〇〇	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	六、四六六、六六六	八、八八八、七〇〇	四、三三三、三三三	九、〇〇〇	
同 十一年	一〇〇	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	二、三三三、三三三	九、〇〇〇	
同 十二年	一〇〇	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	二、三三三、三三三	九、〇〇〇	
同 十三年	一〇〇	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	二、三三三、三三三	九、〇〇〇	
同 十四年	一〇〇	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	三、三三三、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	二、三三三、三三三	九、〇〇〇	

第四節 殖産契

農村の振興、地方經濟の發展を圖る爲には農村團體の活動に俟つもの多く、之が爲金融組合機能の強化徹底竝に産業組合の助成に關し關係方面で夫々慎重に研究を重ねた結果農村振興施設としての効果を可

及的急速に擧揚するには金融組合又は産業組合の組合員としての産業小法人を認め、之をして共販、共購等の事業を行はしめるのを最も有効適切と思料せられ昭和十年八月制令第十二號を以て殖産契令を發布し同年十二月から之を實施したのである。

殖産契は部落を單位とし隣保共助の精神に基いて契員の經濟の發達を圖る爲に共同の事業を爲すのを目的とするものであつて、所謂部落單位の小規模な團體である。従て資金的にも經營的にも獨立して活動し得ない結果法令上當然金融組合若は産業組合に加入して活動するのである。

殖産契設立状況 (昭和十五年七月末現在)

年次別	金融組合所属殖産契		産業組合所属殖産契		計	
	組合数	契員数	組合数	契員数	組合数	契員数
昭和十年	25	1,140	1	1	26	1,141
同 十一年	100	3,370	2	2	102	3,372
同 十二年	299	11,869	3	3	302	11,872
同 十三年	440	17,475	4	4	444	17,479
同 十四年	506	18,760	4	4	510	18,764
同 十五年	541	19,000	6	6	547	19,006

道名	金融組合所属殖産契		産業組合所属殖産契		計	
	組合数	契員数	組合数	契員数	組合数	契員数
京 畿 道	5	2,555	3	66	8	2,621
忠 清 北 道	4	1,444	1	4	5	1,448
忠 清 南 道	6	1,564	5	1,444	11	2,998
全 羅 北 道	7	3,100	1	2	8	3,102
全 羅 南 道	6	2,100	8	73	14	2,173
釜 山 道	6	2,333	1	1	7	2,334
慶 尙 北 道	4	1,111	1	1	5	1,112
慶 尙 南 道	4	1,111	1	1	5	1,112
黄 海 道	4	1,111	1	1	5	1,112
平 安 南 道	4	1,111	1	1	5	1,112
平 安 北 道	4	1,111	1	1	5	1,112
江 原 道	4	1,111	1	1	5	1,112
咸 鏡 南 道	3	1,111	1	1	4	1,112
咸 鏡 北 道	3	1,111	1	1	4	1,112

殖産契の主要事業は共同販賣、共同購入及簡易な共同利用施設、調製施設、倉庫、共同耕作地等であつて其の事業概況を摘記すれば左の通である。

(イ) 販賣事業

品目別	自昭和十一年六月三十日		自昭和十二年六月三十日		自昭和十三年六月三十日	
	取扱金額	一契當平均	取扱金額	一契當平均	取扱金額	一契當平均
米穀	三六、一五・〇〇	〇	四、七六、六八・〇〇	〇	一三、四三、九三・七三	〇
麥類	一一、〇三・〇〇	〇	七、〇八、七〇・〇〇	〇	三、八、九四・三三	〇
豆類	八、八六・〇〇	〇	四、四七、四四・〇〇	〇	七、九、四五・七九	〇
其の他の農産物	一、五七、五三・〇〇	〇	一、九、一〇、〇〇	〇	一、〇、六九・三三	〇
林産物	三、五九、九三・〇〇	〇	三、七三、七三・〇〇	〇	四、六、五二・七〇	〇
織物	一、七、五五、五三・〇〇	〇	三、〇、〇一・〇〇	〇	六、四、四三・六六	〇
其他物	三、五、五三・〇〇	〇	一、七、〇〇・〇〇	〇	二、六、四三・六三	〇
合計	五九、一五、五三・〇〇	〇	四、九、〇七、七〇・〇〇	〇	四、〇、八三・三三	〇

(ロ) 購買事業

品目別	自昭和十一年六月三十日		自昭和十二年六月三十日		自昭和十三年六月三十日	
	取扱金額	一契當平均	取扱金額	一契當平均	取扱金額	一契當平均
肥料	三、〇四、五三・〇〇	〇	一、五、五三、六〇・〇〇	〇	三、〇、六三、七三・八三	〇
其他用品	六、〇三、〇〇・〇〇	〇	一、一、一三、〇〇・〇〇	〇	五、〇、七三、三三・三三	〇
合計	九、〇七、五三・〇〇	〇	二、六、六六、六〇・〇〇	〇	八、〇、三七、〇七・一六	〇

第五節 農業倉庫、米倉會社倉庫、簡易穀倉庫

朝鮮米の内地移出數量は生産の増加と品質の改良に伴つて大正十三年頃より著しく増加したが、昭和二年、三年頃より財界不況深酷化は米の消費量の減退を來し朝鮮米の季節的大量移出は極度に内地米穀市場を壓迫し遂に米價慘落の一因を爲すに到つた。即ち大正十三年より昭和三年迄の五箇年平均移出量は五百六十七萬餘石に達し、而も其の移出の状況を季節的に見れば新穀期の十一月より翌年二月迄の期間に一年間の總移出量の大半を移出する状態であつた、蓋朝鮮の農村に於ては米を措いて他に賣却すべき目星しき生産物無く各種の公課肥料代負債の如きも新穀の取入れと共に之を放賣して支拂ふ様な状態であつて、之が爲前記の如く出穀期に於ける米價の下落と誘致し此の結果は内地農村を刺戟する許りでなく朝鮮自體に於ても失ふ所頗る大であつたので、昭和四年農業倉庫の試験的設置をスタートし昭和五年米穀倉庫計畫を樹立し生産地には總計玄米五十萬石收容の小規模の農業倉庫を（昭和六年朝鮮農業倉庫令を公布農業倉庫の經營主體は主に道、郡農會である）移出港には總計玄米五十萬石收容の大規模の商業倉庫を（朝鮮米穀倉庫株式會社を設立せしめ之が經營に當らしめる事にした）

設置し朝鮮米の内地移出を月別平均的ならしむる様夫々各倉庫に貯蔵を奨励せしむる事とした。

昭和七年に於ける米穀の増収は更に米價低落の氣配を示し眞に農作飢饉の奇現象を呈したので、昭和八年中央の方針に則り朝鮮米穀移出統制計畫を樹立し移出調節數量百五十六萬石中二十萬石貯蔵の穀倉庫を各地に建設せしむる事とした。(現在全部農業倉庫業者をして經營せしめつつあり)

然るに右計畫年次たる昭和八年の産米は未曾有の大豊作に當面したので従來の米穀統制法の運用及小規模の自治的貯蔵法のみでは到底米穀問題を解決する事が出来ないので、昭和九年度豫算を以て既設倉庫と合し穀三百萬石目標に二百二十五萬石貯蔵の簡易穀倉庫を全鮮各地に建設する事とした。

此の外各倉庫業者の自費にて建設せる倉庫及米穀自治管理法に基く米穀統制組合倉庫(自治管理法發動せざる年は農業倉庫若は簡易穀倉庫にて借庫經營す)等あり。(別表參照)

米穀倉庫現況

(一) 米穀倉庫一覽表 (昭和十五年十月末日現在)

區分	坪數	收容量	力
農業倉庫	2,855		1,261,448石
(イ) 米倉	2,249		1,000,000石
(ロ) 穀倉	1,856		838,888石

米穀倉庫會社倉庫	(イ) 米倉	(ロ) 穀倉	簡易穀倉	米穀統制組合倉庫	合計
6,850坪	5,630坪	3,061坪	1,575坪	11,066坪	11,066坪
1,100,000石	1,000,000石	3,061石	1,575石	11,066石	11,066石

(二) 計畫別米穀倉庫坪數調

種別	米穀倉庫		臨時米穀倉庫		長期貯蔵倉庫		其他		米穀自治		合計	收容量
	坪數	倉庫	坪數	倉庫	坪數	倉庫	坪數	倉庫	坪數	倉庫		
農業倉庫	1,000	1	5,111	1	1,100	1	7,000	1	3,800	1	11,012	1,100,000石
米倉	9,350	1	4,111	1	1,100	1	7,000	1	3,800	1	11,012	1,000,000石
穀倉	1,000	1	4,111	1	1,100	1	7,000	1	3,800	1	11,012	3,061石
簡易穀倉	1,000	1	4,111	1	1,100	1	7,000	1	3,800	1	11,012	1,575石
米穀統制組合倉庫	1,000	1	4,111	1	1,100	1	7,000	1	3,800	1	11,012	1,575石
合計	1,000	1	4,111	1	1,100	1	7,000	1	3,800	1	11,012	1,575石

備考 一、農業倉庫中長期貯蔵計畫に依る米倉倉庫一五四坪は他に譲渡せる穀倉庫一四八坪の代償として建設せるものなり

二、其他の米倉倉庫及穀倉庫とは米穀倉庫建設計畫とは關係なく自力に依り建設、買収又は借庫せる倉庫とす

三、收容量は米穀倉庫會社倉庫中には坪當四〇石に満たざるものもあるも四〇石として計算せり

四、農業倉庫及簡易穀倉庫中には借庫を含まず

第十四章 農業團體及之に準ずるもの 第五節 農業倉庫、米倉會社倉庫、簡易穀倉庫 二三九

試験調査をなす爲に咸鏡南道甲山郡普天堡に北鮮支場を設立したるも財政整理の結果龍岡棉作出張所は昭和七年度より廢止せられたのであるが棉花増産計畫に伴つて昭和九年度より之を復活し現在に至つたものである。現在に於ける本場、支場、出張所等の名稱、位置及分掌事項を記せば左の如し。

名 稱	位 置	開設年月	分 掌 事 務
農事試験場(本場)	京畿道 水原	明治三十九年四月	普通農事、棉作、土地改良、蠶絲業、畜産、農機
南 鮮 支 場	全羅北道 裡里	昭和五年一月	水 稻
西 鮮 支 場	黄海道 沙里院	大正九年三月	畑作物一般
北 鮮 支 場	咸鏡南道 甲山郡 普天堡	昭和六年三月	北鮮農事
本浦棉作支場	全羅南道 本浦	明治三十九年四月	棉 作
龍岡棉作支場	平安南道 龍岡	昭和九年四月	棉 作
金堤干拓出張所	全羅北道 金堤	昭和五年二月	干 拓
車嶺館蠶業出張所	平安北道 車嶺館	昭和五年一月	蠶 業

(二) 事業 農事試験場の業務は従來農家の實情に鑑みて内地に於ける農法實驗成績を取捨更改し之を應用指導するを朝鮮農業開發上捷徑であることを思ひ當面應用的なものを主としたのであるが、現今に於ては従來の事業に加ふるに朝鮮の特殊事情に即する基礎的試験研究と之が應用とに力を致すこととなつたのである。其の事業の概要は次の如し。

(イ) 農業、蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験

(1) 農作物の耕種、育種並に果樹、蔬菜、土地改良、病理昆蟲に關する試験調査

(2) 蠶絲業に關する試験調査

(3) 牛、豚、鶏其の他畜産に關する試験調査

(ロ) 土壤肥料、農産物の分析、鑑定及調査

朝鮮の實情に適する自給肥料、販賣肥料及土壤に關して試験を行ひ之が應用を指導する。又昭和二年朝鮮肥料取締令の施行と共に販賣肥料の依頼分析も施行してゐる。

(ハ) 種子、種苗、種畜、種禽の育成及蠶種の製造並に配付、農事試験場に於いて各種作物及家畜、家禽、蠶種の優良種の選出、試験を爲し其の結論を得るに到ると共に直ちに此等優良品種を以て種子、種苗、種畜、種禽、種卵及蠶種の育成製造を行ひ且之が配付をなしてゐる。初期にあつては直接當業者に配付するものとし育成したのであるが、漸次其の數を増し且各道農事試験場、原蠶種製造所の設備が完成し種苗、種畜、蠶種育成製造の施設進むに従ひ一般農民に對しては成るべく道農事試験場の手に依つて配付する事とし、現今に於ては此等の原々種を育成配付するを目的としつつあるのである。

(ニ) 技術員の養成講習、講話、農業の實地指導に當るべき地方農業技術員は朝鮮に於ける實業教育漸

次普及してゐるとは云へ尙内地農業學校の卒業生を迎ふるの已むを得ざる状態であつて此等の技術者は相當の學識経験を有してゐるも一應農事試験場に入場せしめて朝鮮農業事情を熟知せしめたる後採用する方針を採つて來たのである。固より地方に於ける技術者の要員は相當多數であつて且其の需要は増加するので其の全部を試験場に收容することは出來ないのであるが技術員見習生の養成は大約一箇年間であつて主として農圃の作業に従事せしめ實際的に教養するので修了後指導上に及ぼしたる効果大なるものがある。

蠶業は婦女子の作業として最も好適である爲に之が技術を婦女子に練習せしめて夫々地方に於ける蠶業指導者又は實地經營者たらしむることは蠶業を振作するの捷徑である。依て毎年各道知事の推薦せる女子四十名を選抜し一箇年の期間を以て蠶業に關する一般を講習せしめつつある。

昭和十四年三月迄に於ての女子蠶業技術者の養成数は八三五人に及び此等修了生が直接間接に蠶業に貢獻せることは一般に認めらるる所である。

(四) 經費 最近三箇年間に於ける歳出豫算額を示せば左の如し。

年 度	經 常 部	臨 時 部	合 計
昭和十三年度	2,151,015.00	1,010,000.00	3,161,015.00
同 十四年度	2,250,000.00	1,000,000.00	3,250,000.00
同 十五年度	2,350,000.00	1,000,000.00	3,350,000.00

(五) 職 員

昭和十五年八月一日現在

區 分	技 師	屬	技 手	計
本 場	1	1	1	3
南 鮮 支 場	1	1	1	3
西 鮮 支 場	1	1	1	3
北 鮮 支 場	1	1	1	3
本 浦 棉 作 支 場	1	1	1	3
龍 岡 棉 作 支 場	1	1	1	3
金 堤 子 支 場	1	1	1	3
田 張 支 場	1	1	1	3
蠶 業 出 張 所	1	1	1	3
蠶 業 出 張 所	1	1	1	3
合 計	12	12	12	36

備考 (括弧)内は兼務にして外計とす。

二 道農事試験場

農業の改良獎勵に關する基礎的試験研究及原種の育成配付等は農事試験場が主として之を行ふけれども朝鮮の耕作面積は廣濶であつて各地の風土相同じからず寒暖の較差も特に著しいものがある。従て農業

の状態は自ら彼此其の趣を異にし各種の作物及耕種法等の地方的適否については更に幾多の試験研究を要するものである。

道農事試験場は叙上の目的を貫徹し農事の改良奨励をして一層切實ならしむるの目的を以て設置せるのであつて、明治四十一年韓國政府に於て慶尙南道晋州及咸鏡南道咸興に設置したのを嚆矢とし爾來各道相次いで之を設け併合後幾何もなくして十三道全部之が設置を見たのである。道農事試験場の業務は

(一) 農産物の改良増殖に關し試験及調査を行ふこと。

(二) 種穀、種畜、種禽の育成配付及種畜の種付をなすこと。

(三) 土性の調査を行ふこと。

(四) 農用機具機械の試験調査を行ふこと。

(五) 農事に關する講話、講習、傳習等をなすこと。

等であつて七道に専任場長を置き、其の他の道は農業擔任の道技師又は産業技師をして場長を兼務せしめ之に道技師又は産業技師、地方産業技師、助手等を配置して専ら前記業務の遂行にあたりつつある。

大正九年以後にあつては前項農事試験場の業務經營方針を改めたのと同じ趣旨に基き道農事試験場に於ても從來閑却せられた學理的方面に意を用ひて各道の地方的事情に適應すべき試験調査に従事すると共に種穀、種畜等の育成配付についても一層充實を期する事となつたのである。即ち道農事試験場は初

め道種苗場と稱し種苗の育成配付を主たる事業としたるが、現在に於ては農業の進歩に伴ひ各地方特有の基礎的試験調査を主たる事業とし昭和七年十月一日より各道一齊に道農事試験場と改稱する事としたのである。

三 穀物検査所

(一) 沿革の概要 穀物の規格を定め其の品位等級を公定し農産物の商品價値の向上並取引の円滑を圖る等のことを目的とする穀物検査事業は明治四十二年木浦商業會議所にて米穀の検査を開始したのが最初である。其の後生産者が生産物の販賣に當り當然收むべき利益を確實にし、取引業者、消費者の便を増す爲に必要な施設として大正二年總督府は各道長官に通牒し地方廳監督の下に商業會議所又は穀物同業組合をして輸移出米の検査を勵行せしめたる所鎮南浦、仁川、釜山の三商業會議所及京畿道平澤、慶尙北道大邱外四箇所の穀物組合相次で検査を開始し好結果を得たのであるが、検査に關し未だ據るべき法令がなく、普く朝鮮米改良の實を擧ぐることを得なかつたので大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、米穀検査は之を道長官の權限に委ね道長官は本令に基いて検査規程を設けた。之が實施機關としては地方廳自ら之に當るか或は商業會議所若は穀物同業組合等の團體をして之を行はしめることゝ爲し、管内より若くは管内を経て輸移出せられる玄米に就き夫々検査を行ふこととした。次で之が實績に徴し大正六年九月には同規則を改正して道費を以て検査を行ふこととした。

尙玄米の外白米及韓白米の検査をも爲し得る途を開いたのであるが米穀の改良進捗と販路擴張に伴ひ尙改善の餘地あると、白米検査を各道に實施するの要あり且つ實際取引に不便あるとに鑑み更に大正十一年七月同規則の改正を行つた。而して米穀の輸移出數量は逐年増加の趨勢を示し、其の取引方法の如きも著しく精緻の度を加へつゝあるに拘らず其の輸移出検査は各道道費に依りて各個に施行せらるゝが爲、動もすれば検査の統一を缺き且輸移出穀物にして既に他道に於て検査を了したるものは變質其の他異狀を呈したるときと雖も之が輸移出を阻止すること出來ず爲に其の弊價を損傷すること甚だ大なばかりでなく取引の紛争を惹起すること尠くなかつたので此等の弊害を除去し取引の實情に應ずる爲穀物検査事業を國營に移管することとした。昭和七年九月制令を以て朝鮮穀物検査令を、府令で朝鮮穀物検査施行規則を公布し、尙勅令で朝鮮總督府穀物検査所官制を公布して朝鮮總督府穀物検査所を開設し同年十月一日より國營検査を實施した。検査品目は粳、玄米、白米、小麥、大麥、稗麥、小豆、菜豆、豌豆、玉蜀黍及以である。

(二) 機關 現行の検査は朝鮮總督府穀物検査所官制の定むる所に依り即ち朝鮮總督の權限の下に國の事業として朝鮮總督府穀物検査所之を行ふものである。而して本所を京城に置き庶務課、監督課及調査課に分ち全鮮の検査事務を統轄し更に支所を仁川、群山、木浦、釜山、鎮南浦、元山の六箇所に設け各所屬の出張所の検査事務を指導監督する外支所所在地の検査及廻着穀物の點檢並に再検査の事務を掌理してゐる。出張所は夫々各支所に配屬し所謂第一線の検査事務を處理してゐるが國營移管當時は百七十九箇所であつた。然るに其の後穀物の出廻狀況並に經濟事情等に順應せしむる爲樞要の地に年々之を増設し現在に於ては二百二十九箇所となつてゐるが更に出廻數量多き箇所には駐在所を設け普く検査網を形成し検査の圓滑を期してゐる。

支所の管轄區域は行政區域に據らず、穀物生産狀態並に取引商範圍に適合せしむるやう定められたのであつて國營検査の一特色である。國營移管當時に於ける職員は技師八人、屬十四人、技手五百十五人に若干の雇員を配したのであるが其の後事業の進展殊に靱検査の開始に依り職員を増員を要したるを以て毎年官制の改正を行ひ現在の定員は技師十人、屬三十一人、技手八百四十五人となり之に雇員副手を加ふれば實に一千四百八十一人の多きに達する狀況にして之等の職員の配置は出張所を第一義とし検査數量の多寡、指定地並に受檢者の狀況等を參酌し其の人員を定めてゐるが之が配置の狀況は次の如くである。

職員配置表

所名	技師		屬		技手		計		雇員		副手		計	
	任	判	判	判	手	手	任	任	助	手	及	副	手	計
本所	3人	1人	8人	14人	515人	15人	538人	15人	15人	3人	1人	4人	1人	5人
支所	10人	31人	845人	14人	15人	15人	31人	15人	15人	3人	1人	4人	1人	5人
合計	13人	32人	853人	14人	530人	30人	563人	30人	30人	6人	2人	8人	2人	10人

支所	一等	二等	三等	四等	五等	不合格数
仁川支所	1,310,624	71,288,626	5,610,294			1,568,624
群山支所	1,615,425	7,128,626	7,128,626			1,568,624
木浦支所	1,128,626	1,128,626	1,128,626			1,568,624
釜山支所	1,128,626	1,128,626	1,128,626			1,568,624
鐵南支所	1,128,626	1,128,626	1,128,626			1,568,624
元山支所	1,128,626	1,128,626	1,128,626			1,568,624
合計	10,000,000	10,000,000	10,000,000			10,000,000

三 検査制度の概要 前述の如く現在朝鮮に於ける穀物の検査は朝鮮穀物検査令及朝鮮穀物検査令施行規則に依り國の事業として所謂搬出検査を行つて居るのである。即ち朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず其の穀物の品質、乾燥調製、容量又は重量及包装に付朝鮮總督府穀物検査所の検査を受けることとなつて居るのである。

以の検査は朝鮮以検査規則に依りて穀物と同様國の事業として生産検査及搬出検査を行つて居るのであるが、生産検査は朝鮮總督の指示する地區内に於て營利の目的を以て讓渡し又は其の地區外に移送せんとする以の品質、構造及重量に付之を行ひ、搬出検査は右生産検査を了したる以にして朝鮮總督の指定する地より又は其の地を経て搬出せんとするもの、梱包に付之を行ふものである。尙支所所在地及其の他開港地にては廻着品全部に亘り點檢を行ひ、必要に依りては再検査を施行し、

一定の検査手数料を徴収する。

四 検査成績
イ 穀物検査成績 (單位個)

年次	検査總数	検査等級					不合格数 (種は等外数)
		特等	一等	二等	三等	四等	
昭和十年度	4,123,300		1,330,624	2,519,049	56,000		1,568,624
同十一年度	1,750,626		1,615,425	71,288,626	7,128,626		1,568,624
同十二年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十三年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十四年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十五年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
昭和八年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同九年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十一年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十二年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十三年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十四年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624
同十五年度	1,128,626		1,128,626	1,128,626	1,128,626		1,568,624

白米		大豆	
昭和八年度	一、五〇、四七〇	昭和八年度	一、〇〇、五三〇
同九年度	一、五〇、六〇〇	同九年度	一、〇〇、五三〇
同十年度	一、四八、六四〇	同十年度	一、〇〇、五三〇
同十一年度	一、四八、六四〇	同十一年度	一、〇〇、五三〇
同十二年度	一、四八、六四〇	同十二年度	一、〇〇、五三〇
同十三年度	一、四八、六四〇	同十三年度	一、〇〇、五三〇
同十四年度	一、四八、六四〇	同十四年度	一、〇〇、五三〇
同十五年度	一、四八、六四〇	同十五年度	一、〇〇、五三〇

小麥		大豆		大麥		粟		菜豆	
同十一年度	一、〇〇、四七〇	昭和八年度	一、〇〇、五三〇	昭和八年度	一、〇〇、五三〇	昭和八年度	一、〇〇、五三〇	昭和八年度	一、〇〇、五三〇
同十二年度	一、〇〇、四七〇	同九年度	一、〇〇、五三〇	同九年度	一、〇〇、五三〇	同九年度	一、〇〇、五三〇	同九年度	一、〇〇、五三〇
同十三年度	一、〇〇、四七〇	同十年度	一、〇〇、五三〇	同十年度	一、〇〇、五三〇	同十年度	一、〇〇、五三〇	同十年度	一、〇〇、五三〇
同十四年度	一、〇〇、四七〇	同十一年度	一、〇〇、五三〇	同十一年度	一、〇〇、五三〇	同十一年度	一、〇〇、五三〇	同十一年度	一、〇〇、五三〇
同十五年度	一、〇〇、四七〇	同十二年度	一、〇〇、五三〇	同十二年度	一、〇〇、五三〇	同十二年度	一、〇〇、五三〇	同十二年度	一、〇〇、五三〇

年度	豌豆		大豆		玉蜀黍	
	検査總數	合格	検査總數	合格	検査總數	合格
昭和十二年	四、八六〇	三、四〇〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十三年	二、三三〇	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十四年	八、六三〇	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十五年	六、三三〇	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
昭和八年	四、四一六	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同九年	七、六〇四	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十年	六、九七九	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十一年	二、七六一	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十二年	九、八六六	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十三年	二、五三三	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十四年	三、〇三六	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同十五年	三、七三九	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
昭和七年	五、八八八	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇
同八年	四、九六六	一、〇五〇	一、五九四	一、〇五〇	一、五七九	一、〇五〇

備考
一、年度は米穀年度(自前年十一月一日至其の年十月末日)とし小麥及豌豆の年度は自前年八月一日至其の年七月末日とす。
但し昭和十五年は自前年八月一日至其の年六月末日とす。

口 吹 成 績

年度	検査總數	天		地		人		合格	不合格
		位	位	位	位				
昭和八年	三、六六六	三、六六六	一、〇五〇	三、六六六	三、六六六	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同九年	三、〇七〇	三、〇七〇	一、〇五〇	三、〇七〇	三、〇七〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十年	四、七二〇	四、七二〇	一、〇五〇	四、七二〇	四、七二〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十一年	三、九四〇	三、九四〇	一、〇五〇	三、九四〇	三、九四〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十二年	三、〇六六	三、〇六六	一、〇五〇	三、〇六六	三、〇六六	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十三年	三、七三三	三、七三三	一、〇五〇	三、七三三	三、七三三	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十四年	七、八〇二	七、八〇二	一、〇五〇	七、八〇二	七、八〇二	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十五年	七、九八八	七、九八八	一、〇五〇	七、九八八	七、九八八	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
昭和八年	七、七三三	七、七三三	一、〇五〇	七、七三三	七、七三三	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同九年	七、七三三	七、七三三	一、〇五〇	七、七三三	七、七三三	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十年	七、七三三	七、七三三	一、〇五〇	七、七三三	七、七三三	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十一年	九、七六八	九、七六八	一、〇五〇	九、七六八	九、七六八	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十二年	八、三三三	八、三三三	一、〇五〇	八、三三三	八、三三三	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十三年	一、〇六六	一、〇六六	一、〇五〇	一、〇六六	一、〇六六	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十四年	一、〇六六	一、〇六六	一、〇五〇	一、〇六六	一、〇六六	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	
同十五年	一、二七三	一、二七三	一、〇五〇	一、二七三	一、二七三	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	

備考
年度は米穀年度とす。
第十五章 農務行政機構 第二節 研究及検査機關

四 植物検査

朝鮮に於ける農業の發展に伴ひ各種の種苗及種子の輸入數量増加し従て又病菌害虫の侵入の虞も増大せるに依り大正九年總督府令を以て輸入果樹、櫻樹検査規則を發布し、當時輸入の最も主要なりし各種の果樹並に櫻樹に付てのみ輸入検査を實施する事としたるが其の後輸入される各種苗木種子類の數は年々増加し病菌害虫の侵入傳染の危険も亦益々増大し單に果樹櫻樹のみの輸入検査にては不徹底を免れず、且朝鮮農業の發達に伴ひ鮮産農産物の輸出さるるもの漸増し之が検査を實施する事は其の市價を發揚して取引を円滑ならしむる上に於て最も必要なりと認め、昭和八年總督府令を以て輸出入植物検査規則を發布し各主要税關に之が必要なる施設を設け一般の輸出入植物に對しても検査を施行し爾來毎年之を充實擴張を計り今日に及んで居る。現在技手十八名、兼任技手十二名を以て之に當つてゐる。昭和十四年の検査成績は輸入に於ては一、三九一、三三八梱、九三、五二四、六五四本、四、八三六、八〇九個、二七、一七四、五一五疋である。

朝鮮輸入植物検査に依り検査を行ふ税關は仁川、釜山、新義州、羅津税關、元山支署は旅客携帶品郵便物及時期に依り清津、南陽、木浦支署、麗水出張所は制限なく、群山、城津、雄基、會寧、三峰、龍岩浦支署、訓戎、鴨綠江橋側、馬山出張所は旅客携帶品及郵便物に限り平壤支署、京城飛行場、大邱飛

行場、清津飛行場出張所は航空機に依る旅客携帶品、航空貨物、郵便物に付検査を行つて居る。

五 獸疫血清製造所

沿革 明治四十三年日韓合併の大業なり總督政治の施かるるや政府は朝鮮に於ける産業の大宗とも稱すべき農業の進展就中疲弊困憊せる農村の振興を圖る事の最も急務なるを認め、之が改良發達の要素たる家畜、家禽並に其の生産物の改良増殖の奨励に努めた。

由來朝鮮には農耕用として他に比類なき美點長所を有し、且食肉資源として重要な地位を占むる朝鮮牛を始め其他多數の家畜を包有し、氣候風土は畜産發達に好適せる天惠の素地を有するが、往時朝鮮は牛疫、炭疽、氣腫疽、豚疫其の他家畜傳染病常に猖獗し畜産の發達に著しき障礙を來し、特に牛疫は其病勢猛烈を極め鮮内畜産の發達を阻害せるのみならず朝鮮牛内地移出事業にも影響する處大なるものありたるを以て施政翌年明治四十四年四月勅令第一〇三號を以て農商務省牛疫血清製造所官制を公布せられ釜山府岩南里に牛疫血清製造所創設せられ牛疫血清類の製造に當つたのであるが、其の後も大正七年三月牛疫血清製造所官制廢止せらるると同時に朝鮮總督府獸疫血清製造所官制公布せられ農商務省牛疫血清製造所の後を享けて朝鮮總督府獸疫血清製造所が設立せられ時勢の進展に伴ひ漸次事業を擴張し今日に至つた。

組織及事業概要 獸疫血清製造所の組織は調査部、事業部及庶務課に分れ各々其所管の事務を擔當し調

査部に於ては主として家畜傳染病の調査研究、豫防、治療及消毒に關する試験並に之が應用指導の爲の講習、講話等の事務を掌り、事務部に於ては調査部に完成し實地應用の價値ある豫防疫液、血清類の製造及配付の事務を掌つて居る。

昭和十四年度並最近三ヶ年の豫防疫液、血清類の製造量

年次	製品名	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
牛疫豫防疫液	牛疫豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	氣腫疽豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
炭疽豫防疫液	炭疽豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	炭疽豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
羊肺炎豫防疫液	羊肺炎豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	羊肺炎豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
痘苗	痘苗	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	痘苗	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
血清類	血清類	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	血清類	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
牛肺疫豫防疫液	牛肺疫豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	牛肺疫豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
白痢豫防疫液	白痢豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	白痢豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
リベルク	リベルク	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	リベルク	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
インマレ	インマレ	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	インマレ	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
豫防疫液	豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	豫防疫液	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

六種馬牧場

本場は元威鏡北道地方費の經營に係る同道種馬所を昭和七年十一月國營に移管し威鏡北道慶興郡雄基邑に開設したるも開設以來事業の進展に伴ひ用地に狹隘を感するに至りたるを以て昭和十年十月地を同道慶源郡慶源に下し用地二千六百三十八町四反九畝を之に充當して同月二十八日移轉し、更に昭和十五年度に於て威鏡南道に定平郡定平面に支場を開設せり。現在職員は場長(兼任)の外技師一、厨一、技手

四、雇員六、を擁す。尙將來馬政計畫の進捗に伴ひ更に機能を擴大強化する計畫である。

七種羊場

昭和九年第一次綿羊増殖計畫を樹立し西北鮮六ヶ道を獎勵地域に定め綿羊の改良蕃殖を圖り兼ねて一般綿羊飼養に關する指導監督に當らしむる爲國立種羊場を同年威鏡南道明川郡に、次て昭和十二年第二次綿羊増殖計畫樹立に伴ひ獎勵地域を全鮮に擴めたる爲同年平安南道順川郡に増設し、何れも濠洲及新西關より原種羊を輸入飼養し優良種羊の生産配給及綿羊指導員養成に努めて居る。

八道畜産試験場、種畜場、種羊場

畜産の改良獎勵に關する試験研究及種畜種禽の育成配給等は畜産増殖獎勵上極めて緊要なるに鑑み各道に於ては之が施設として農事試験場に畜産部を設置し斯業の發展に寄與して來たが、時勢の推移に伴ひ種畜種禽の需用激増し或は綿羊の如き新規家畜に關する特殊試験調査の必要が生じたので、各道では相次で種畜場、種羊場、の新設をした。現在農事試験場に畜産部を併置してゐるのは京畿、忠北、忠南、慶南、平南、平北、江原、咸北、にて種畜場を設置してゐるのは京畿、全北、慶北、平南、畜産試験場は全南、黄海、咸南、種羊場の設置は、京畿、忠北、慶南、江原、咸北である。而して之等の業務は

- (イ) 畜産の改良増殖に關する試験及調査。
- (ロ) 種畜、種禽の育成配付及種畜の種付、家畜飼料の改良増産及調製に關する事項。

(イ) 畜産に關する講話、講習、傳習。

等であつて畜産擔當の道技師、又は産業技師をして場長を兼務せしめ之に道技師又は産業技師、地方産業技師、助手等を配し専ら前記業務の遂行にあつて居る。

九 移出牛検査所

(一) 沿革 朝鮮牛の内地移出は往時より相當盛であつた關係上之に伴ひ朝鮮より内地に牛疫の傳播することも又免れなかつたのである。従つて内地に於ては朝鮮牛の輸入に付、検査の必要を痛感し遂に農商務省は韓國政府と交渉の結果明治四十二年始めて釜山鎮に輸出牛の検査所を設け同年七月統監府告示第六十四號を以て韓國輸出牛検査法を施行し之が現在の移出牛検査の濫觴である、明治四十三年日韓合併後検査所は總督府に移管された。次いで大正四年獸疫豫防令制定せられ從來の輸出牛検査法を廢し新に移出牛検査規則發布せられ、検査事業は朝鮮牛移出事業の進展に伴ひ漸次其の機構も擴充を見大正十四年、元山、仁川、鎮南浦、城津に、昭和十二年浦項に検査所増設せらるると共に之が検査制度に就ても牛疫の發生等のため時代により内鮮兩地に於ける防疫立場よりして検査期間の延長、短縮等幾變遷の後漸次改善せられ今日に至つた。

(二) 現行検査 現在實施しつある検査方法は左の通りである。

(1) 検査所に於ける繋留日數は、朝鮮七日以上二十日以内、内地五日とす。(肉用牛に付ては朝鮮五日、内

地、二日)但し滿洲國の家畜傳染病發生狀況に鑑み當分の間朝鮮に於ける検査日數は九日としてゐる。

(2) 平安南北道産朝鮮牛の移出港は鎮南浦に限定す。

(3) 平安南北、黃海道朝鮮牛にして汽車輸送によるものは其の積込前三日間繋留診断を爲し其の間血清診断を行ひ汽車卸の際健康検査を爲す。

(4) 鎮南浦検査所に入検する牛は、其の入検前五日間の豫備検査を行ふ事。

(5) 検査所内に於ては内鮮共に全部の牛に付血清診断を施行すること。

(6) 平安南、北、黃海道、江原道、咸鏡南北道産朝鮮牛にして検査港迄汽車輸送に依るものは其の積込前、然らざるものは豫備検査又は本検査入検の際當該道を表明する標徴を爲すこと。

移出牛仕向検査所別頭數

年	四	十	和	昭	計
仁川					五、六三
釜山					五、六三
元山					一、二六
浦項					九、八八
城津					三、四七
鎮南浦					五、八七
計					七、〇〇

比較年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
累計	六、三六五	四、九七五	五、〇五五	五、〇五五
比	二、七六	一、五	四	二、四四
年	二、四三	八、九八	二、三三	一、四六六
較	三、五	三、九	三、六	六、三二

一〇 道原蠶種製造所及道蠶業取締所

(一) 恩賜授産道原蠶種製造所 恩賜授産道原蠶種製造所は各道に設置せられ、従來は蠶業講習所又は蠶種製造所と道に依り名稱と異にしたるも大正八年四月府令第八十三號を以て恩賜授産費の財源に依り施設の擴充を計り現在の如く改稱せられた。原蠶種製造所の業務の概要を擧ぐれば次の如し。

- (1) 原蠶種の製造配付
 - (2) 蠶絲業各般に亘り地方的、試験調査
 - (3) 蠶業に關する講習(傳習)又は講話
 - (4) 其の他道蠶業奨励指導上經となり又は緯となりて活動してゐる。
- 昭和十四年度に於ける原蠶種製造數一、一三九、〇四九蛾普通蠶種四二、七三五枚に上り蠶種配付數量七四五、四六〇蛾、普通蠶種一三一枚である。
- (二) 道蠶業取締所 道蠶業取締所は大正八年四月府令第八十三號を以て設置され、同年五月蠶業令發布

に依り之が執行機關として各道管内を一圓とし蠶病の豫防、蠶種、繭、桑苗等の生産販賣に關する取締事務に當つてゐるが、其の業務左の通りである。

- (1) 取締所設置數 各道一箇所宛十三箇所
- (2) 蠶業取締職員數 專任七〇名、兼務七〇名
- (3) 桑苗検査 桑苗生産業者數七一七名、生産本數接木苗二三、五八七、三八二本、實生苗四〇、六五六、六九〇本合計六四、二四四、〇七二本
- (4) 蠶種検査 蠶種製造業者二一九名、春蠶種七一四、七九七枚、夏秋蠶種四六、二六九枚、合計一、一八一、〇六六枚
- (5) 蠶種輸入又輸出
- (6) 移入蠶種に付原蠶種二、二二三枚、普通蠶種散卵二〇〇箱
- (7) 生繭取扱業者四五六名、取扱場所九三六箇所

一一 苹果検査

朝鮮の果樹栽培は累年順調なる發展を遂げ鮮内の需要を充す外内地、臺灣、滿洲、支那方面及び遠く南洋方面迄輸出せらるる状況にあるが、販路の維持擴張には栽培技術の向上と相俟つて品位の齊一を計り商品價値を高からしむる必要がある。依て重要果實たる苹果に付ては三浪津、慶北、開城、平原、羅

南、鏡城同業組合、金海、大見、瑞興、素砂産業組合は組合検査、鎮南浦、安邊、元山、黃州同業組合は道管検査を実施してゐる。

第十六章 農業教育

一、學校

現行制度に依る農業教育に關する學校は、水原高等農林學校、農業學校、及農業補習學校の三である。水原高等農林學校は半島に於ける農業教育を爲す唯一専門學校である。其の前身を朝鮮總督府農林學校と稱し明治三十九年水原に設置せられたる農林學校を改稱せるものであるが、大正七年農林専門學校に昇格し、更に大正十一年朝鮮教育令の改正に依り専門學校令に據る専門學校となつた。其の修業年限は三ヶ年で農林二科を置き、昭和十二年より更に獸醫畜産科を置き内鮮子弟に對し高等の學術技藝を授け之に堪能なる者を養成することを目的としてゐる。爾來年を關すること三十餘年、卒業生を出すこと千三百三十四人(昭和十五年三月末現在)に及んでゐる。

農業學校は明治四十五年十五校なりしが其後逐年學校の新設、學級増加を見、昭和十五年五月末現在に於て學校數四十一(内私立二)學級數二百十四、卒業生數二萬二千七百七十七人を算してゐる。其の教育方針は農業に従事する者に須要なる知識技能を得しめ、特に國民道德を涵養し以て忠良有爲なる皇國臣

民の養成に力むることを本旨として、學科實習の一元化を期し實習を重んじ農道精神の涵養徹底を圖り其の實績次第に見るべきもの多きを加へ半島農業の開發進展に大なる役割を果しつつある。

簡易農學校は早きは明治四十四年、多くは大正二年の設立に係り大正八年には五十五校を算したが農業學校の創設につれ漸次廢校せるもの多く大正十年には全部之を廢校し、現在に於ては農業補習學校と改稱して昭和十五年五月末現在に於て其の數一〇六校(内私立六)に達し小學校卒業者に對して一年乃至三年間實習を本位とし寄宿舎に收容して職員生徒生活を共にし晴耕雨讀の生活訓練を施し、以て農村中堅人物の育成に力めてゐる。

尙小學校に於ては尋常科四年より職業科主として農業を課し、又卒業生中適當なる者を選んで之が自家營農の指導に力めしめてゐる。この爲に小學校の教員をして農業に關する知識と體驗とを一層深からしむる必要を認め、夏期に於て長期の農業講習を施し農業に關する知識技能の修得及農道精神の涵養を圖つてゐるが、その結果職業科及卒業生指導の成果を挙げ惹いて一般の農事改良に貢獻せる所大なるものがある。

二、農民道場及農村中堅婦人養成所

昭和八年農村振興運動開始と同時に部落中堅人物育成の目的を以て國庫補助に依り各道に農民訓練所を設置せしめたが、其の數現在長期農民道場十七箇所、短期農民道場十三箇所あり、右の外長期漁民道場

三箇所、郡島農會等の經營に依る長期農民道場十箇所あり、いづれも一期三十名程度の中堅人物を收容し農業生産技術の習得と農民精神の鍛錬に努めて居る。尙此の外農村中堅婦人養成の目的を以て設置せられたる農村中堅婦人養成所は道立のもの六箇所、郡島農會等の經營に依るもの五箇所ある。

三、農事講習

農業教育は單に學校教育の普及を圖るのみにて足ると云ふべきでなく廣く農民に對し農業知識の普及を圖らんとせば講習會、講話會等を開催して農業に關する各般の事項を聽講見學せしめ智能經驗を啓發するの要あるを以て施政以來道府郡島各縣の下に或は各種農業團體主催の下に隨時隨所に短期農事講習會、地主懇談會其の他農業に關する諸種の講習會、講話會等の開催を獎勵した。殊に初等教育に於ては職業科特に農業科目の發達徹底を期する必要があるを認め、先づ教員をして農業に關する知識と體驗とを一層深からしむる要があるので夏期に於て初等教員に對し長期の農業講習を施し以て農道精神の涵養及農業に關する知識技能の修得に努めしめたるに其の結果兒童を通じて一般の農事改良上に貢獻する所極めて多く延いて農村振興運動助成上に與つて大なる効果を齎すに至つた。

附 錄

三箇所、郡島農會等の經營に依る長期農民道場十箇所あり、いづれも一期三十名程度の中堅人物を收容し農業生産技術の習得と農民精神の鍛錬に努めて居る。尙此の外農村中堅婦人養成の目的を以て設置せられたる農村中堅婦人養成所は道立のもの六箇所、郡島農會等の經營に依るもの五箇所ある。

三、農事講習

農業教育は單に學校教育の普及を圖るのみにて足ると云ふべきでなく廣く農民に對し農業知識の普及を圖らんとせば講習會、講話會等を開催して農業に關する各般の事項を聽講見學せしめ智能經驗を啓發するの要あるを以て施政以來道府郡島幹旋の下に或は各種農業團體主催の下に隨時隨所に短期農事講習會、地主懇談會其他斯業に關する諸種の講習會、講話會等の開催を奨勵した。殊に初等校育に於ては職業科特に農業科目の發達徹底を期する必要があるを認め、先づ教員をして農業に關する知識と體驗とを一層深からしむる要があるので夏期に於て初等教員に對し長期の農業講習を施し以て農道精神の涵養及農業に關する知識技能の修得に努めしめたるに其の結果兒童を通じて一般の農事改良上に貢獻する所極めて多く延いて農村振興運動助成上に與つて大なる効果を齎すに至つた。

附 錄

附 録

A 時變下の朝鮮農業

一 概 説

事變を契機として半島農業は新しき地位を獲得した。

昭和五、六年全日本を襲つた農業恐慌は半島農業に對しても例外ではなかつた。殊に内地に於ては其の米穀過剰と米價下落との原因を朝鮮米の移入増加に求め、朝鮮の産米改良増殖計畫は攻撃の的となり、之に基く土地改良事業の如きは遂に昭和八年度限り打切らるゝの已なきに至つた。此の期間に於ても勿論絶えざる生産量の増加があつたが、それにも拘らず其の生産價額に於ては大正の後期にも及ばず、(六十七頁參照)、停滯期にあつたことは争へない。然るに昭和十、十一年に至り、一般經濟界の好轉に伴ひ漸く立直り、今次事變勃發するや半島農産物に對する需要は急激に高まり來つたのである。かくて東亞共榮圈に於ける農産資源、特に食糧の供給者として今や半島農業の地位は確認せられ、半島農業生産力は内外より其の急速なる擴充を要請せらるゝに至り、中止された増米政策の如き脚光を浴びて再登場を促さるゝに至つたのである。

總督府に於ては従前より増産計畫を樹立實施し來つた食用畑作物、棉花、亞麻、蠶繭、馬、緬羊等の増産に付ては特に其の完遂を期する外昭和十三年には朝鮮牛増殖計畫が、昭和十四年には甘藷増産計畫が樹立され、特に米穀増産の急務たることが確認せられ、昭和十四年には百二十萬石の、昭和十五年以降六箇年には六百八十萬石の増米計畫が樹立せられ、更に別項に述べる通り、現在大麥、小麥、稗麥、粟、大麻、蠶繭等の増産計畫が立案中であり、これら生産力擴充計畫が至上命令として半島農民に其の完遂を要請してゐる。

昭和七年半島農村に捲き起された農村振興運動は春窮に喘ぐ農民の更生運動であつたが、事變以來生業報國を以て其の指導精神とし、半島農業生産力の擴充を圖り以て時局下の國家的要請に應ぜしむべく全農民を動員した。昭和十五年秋本運動は、更に事變後新に半島に繰り擴げられた國民精神總動員運動と統合して國民總力運動なる旗幟を掲げ、個々の農家經濟の更生から部落を基調とする生産擴充計畫の完遂に其の指導方針を轉換、半島農民をして職域奉公を完らしむるとともに生活の安定向上をも之に歸一統合することゝなつた。かうして總督府の増産計畫はとりもなほさず農民の増産目標となり、官民相携へて増産の態勢を整へた。

然しながら増産への道は平坦ではなかつた。昭和十四年夏半島穀倉中南鮮七ヶ道は前古未曾有の大旱害に見舞はれ、増米への血みどろの努力はすべて水泡に歸した。同年中南鮮は六月上旬以來雨なく、貯

水池貯水量なきため、水利組合地區すら水稻植付進捗せず、七月末日現在全鮮植付完了面積百十八萬五千町歩（植付豫定面積百六十三萬町歩の七割二分五厘）、中南鮮七ヶ道のみ成就れば植付完了面積六十九萬七千町歩（植付豫定面積百十三萬町歩の六割一分三厘）に過ぎず、植付不能面積實に四十四萬一千町歩、收穫皆無又は七割以上減收の面積二十三萬九千町歩、これを合計して被害面積六十八萬町歩の被害面積を示した。これが爲同年産米一千四百萬石、前年に比し一千萬石の減收であり、内鮮を通じ食糧自給は不可能と見られ、國民生活を脅威する重大問題と化した。

他方未曾有の旱害に茫然自失、食ふべき食物なく、購ふべき金を持たざる罹災農家に對しては逸早く救済の手を差し伸べた。即ち罹災農家百九萬戸中救済を要すべき七十七萬戸に對し出稼及開拓移民の斡旋、副業の奨励をなす外主として土地改良、砂防、林道、土木等の各種工事に依る勞銀撒布をなし、代用作種子の給與、秋播麥及春播種子の貸與、學童の給食、學用品の給與等の施設を講じ、總經費六千二百萬圓に及び、國稅及地方稅に對しても廣汎な減免が行はれた。爲に罹災農家百九萬戸は一人の脱落者もなく、自奮自勵、天の試練を克服して春窮をも乗り越えた。

然しながら増産への障礙は天候のみではない。努力や肥料其の他の資材も亦事變は、半島農村にこれを確保するを許さない。内地に於ける應召、徵發に比すれば半島農村は當初確に恵まれてゐたに違ひない。然し半島に急激に勃興し來つた鑛工業、それに劣らず努力を求める内地鑛工業は半島農村から夥し

い農村努力を奪つたし、畜力も亦相當の輸出増加を見たのである。此の流出した労働者數に就てはこゝに掲記し得ないが、従前増加しつつあつた農家戸數が昭和十年以來漸減し、殊に昭和十四年は前年に比し三萬戸に近い減少となつてゐること(四四―四五頁参照)からも推論し得る。これが爲農繁期に於ては甚しき努力不足を告ぐる地方をも生じ、粗放な半島農業經營は其の生産減退を憂慮せられ、これに伴ひ勞銀も亦騰貴して生産費低下の障礙となりつゝある。

勿論過剩人口は半島農村の常識ではあつたが、肥料、農具、機械等の資材の増加に伴はず、耕作が裸の手に委ねられてゐたのでは努力の不足はとりもなほさず生産力の低下となるのである。ではこれらの資材に就てはどうであらうか。肥料の消費量は從來極めて僅少であり、近年著しく増加したとはいへ反當金肥二圓四錢、自給肥料五圓九十六錢、計八圓に過ぎない。しかも最近の金肥需要増加の率は極めて大であり(六五―六七頁参照)、農産物増産計畫の實施に伴ひ更に拍車をかけられたのであるが、供給はこれに伴はず、其の需給は窮乏たるを免れない。總督府に於ては既に昭和十二年三月朝鮮主要肥料業統制令を公布、之に基く硫酸アンモニア輸出入許可規則を制定、硫酸の供給確保を圖つたが、事變後供給減必至の狀勢に鑑み、十三年一月朝鮮臨時肥料配給統制令を公布、之に基き十四年三月朝鮮肥料販賣價格取締規則を發布、同年八月過燐酸石灰、石灰窒素、粗製加里鹽等肥料の輸出許可規則を發布、重要肥料の確保、卸、小賣價格の公定に努めた。配給機關としては商人團體として、地方組合及郡肥料商組合

が結成せられ、他而農會、金融組合及産業組合に依る系統組織があり、共に製造業者及輸入業者の組織する中央配給統制組合より供給を受け、總督府、道、郡の割當に従ひ農民に配給することとなつてゐる。肥料に於ては魚肥、硫酸等朝鮮に於て製造せられるものがあり、内地に對しても相當の移出を爲し、有無相通じ以て内鮮を通じ肥料供給の確保に努めたが、高まる需要の前には遺憾ながら十分ではない。

然し農具機械、藥劑等に就ては肥料に於けるよりも、更に状態はよくない。半島農家の在來農具が如何に原始的なものであるかは識者の指摘するところであるが、最近數年は貧弱な農家經濟も立直り、營農技術と知識の向上とともに需要は昂まりつゝあり、増産計畫の樹立と農村努力の流出とは益々供給の増加を必要としつゝあるが、供給は必ずしもこれに伴はない。農具、藥劑は内地に依存し、供給は殆んどこれを移入に俟つのであるが、内地及鮮産農具、藥劑とも、それ／＼朝鮮農機具配給統制組合、朝鮮農藥配給統制組合に依り配給統制を行はしめてゐる。

これら農業資材の配給統制と並んで農産物集荷に就ても其の統制が緊急の問題となつた。食糧に就ては別項に述べる。其の他の作物に就ては棉花、繭、苧麻等商品的作物に付ては從來農會の共同販賣に依り事變前より既に統制せられてゐたが、更にこれを強化しつゝある。たゞ綿布等の衣料が農民に入手し難く、又其の價格も著しく高價となり、農民の自家消費が増加し、出廻増加は必ずしも容易でなく、出廻促進の爲農民の自覺を促し萬全の對策を講じつゝある。

大麻は従来、大企業に依る工業生産の如きは皆無であつたが、時局の進展とともに其の需要急増し、其の増産を圖ると同時に臨時措置法に基き大麻需給調整規則を發布、指定の會社をして原料確保を得せしむることとした。

薬工品は半島農村の最も大きな副業であるが、事變後吠の需要は急激に増大し、需給の混亂を來したが、十三年十一月臨時措置法に基き薬工品需給調整規則を發布、其の集荷、販賣、輸移出、價格等を統制し、取扱業者は一道一社を原則とした。十四年は早害であつたにも拘らず、需要は内外より益々増加し、増産を督勵して漸く需給の均衡を得しむるを得た。

農産物の價格は昭和十年頃より漸く立直り、事變以來急激に騰貴し、昭和五、六年の恐慌當時に比すれば確に農家収入の増加を來した。然しながら一般低物價政策に順應し、これが抑制を圖ることは國策上已むを得ないところであり、食糧に就ては勿論一般農産物に就ても法令其の他の措置に依り價格の適正化を圖つた。食糧に就ては價格統制令、米穀配給調整令に依り公定し、棉花、繭に就ては紡績業者等と農會との協定に依つて定め、大麻、吠に就ては夫々需給調整規則、苧麻等に就ては價格等統制令に依り公定され、集荷統制と竝んで嚴守されてゐる。

農産物價格抑制と同時に生産費の昂騰を抑制を圖ることは必然である。農業用資材に就ても肥料に就ては販賣價格取締規則、農機具、藥劑に就ては價格等統制令に依り其の大部分が公定された。

更に半島農家の五割を占むる小作農家に就て考へると、小作料の抑制はそれが生産費の略々三割に上る點から見ても急務となるであらう。かくて價格等統制令に依り一應貸料として、九、一八に於けるそれに停止することとし、更に十二月には小作料統制令を公布、引上の停止、高率小作料の引下、諸負擔關係の是正に努むることとした。又農地價格も穀價の騰貴と共に急激に騰貴し、曾てない高價を示し、生産力増加の障礙となりつゝあり、總督府に於ては金融機關の貸出抑制に依り其の投機的昂上を防止すると共に根本的抑制の必要が認められてゐる。

農産物増産と集荷配給統制とは農村團體の整備を緊急の問題として登場せしむるに至つた。朝鮮に於ては生産指導團體としての農會、販賣購買の機關として産業組合、金融機關として金融組合があるが、農村が急速に貨幣經濟化し、しかも産業組合が未だ十分に發達してゐない爲これら三團體がそれ／＼購販事業に乗出しその間の調整なく對立の氣運さへ生じた。これが爲總督府に於ては産業組合をして購販事業を、産業組合なき地域に於ては金融組合をして購販事業を爲さしむると同時に購販事業に付中央及道に強力なる聯合組織を設けるやう方針を決定し、農會をして生産指導に専念せしめ、關係機關協力して時局下農村使命の完遂に邁進せしむることとしたが、内地に於ける新體制運動と共に農村團體統合の氣運が醸成せられ、朝鮮に於ても統合調整の氣運が生れつゝあり、更に理想的統合調整が研究されつゝある。

最後に農務行政の機構を見よう。總督府に於ては事變前農務、農村振興、米穀、土地改良の四課に於て農務行政を分掌しつゝあつたが、畜産の重要性に鑑み十三年八月には農務課より畜産課が獨立、食糧對策の緊要性に鑑み、十五年二月米穀課を糧政、食糧調査の二課に改め、更に十五年十月には農村振興運動方針の轉換、増産の急務、生産の計畫化等の必要から農村振興課を農政課に、農務課を農産課に改稱、事務の再編成を行ひ、事變下半島農業生産力擴充の指導陣容を整備した。各種の増産計畫遂行の爲には多くの技術者が動員され、又集荷配給統制の強化は指導者の負擔となりつゝあるが、官民擧げて時局下半島農村使命の完遂に邁進してゐる。

日滿支を通ずる國土計畫が考へられ、東亞共榮圈に於ける自給自足を想ふとき、食糧資源の供給者、衣料資源の生産者として朝鮮の農業は大きな評價を受けねばならぬ。大陸兵站基地といふ名譽は半島農業にも其の大きな部分が分たれねばならぬ。此の光榮ある任務を遂行する爲に全半島農村は總力を擧げて精進してゐるのである。

二 食糧對策

昭和十四年未曾有の大旱害は前年に比し産米一萬石の減收を來し、僅に一千四百三十餘萬石に過ぎず、十四米穀年度の消費量一千七百六十餘萬石にも及ばず、しかも内地に於ける生産亦其の需要に遙に及ば

ず、台灣又不作にて帝國食糧の自給は遂に不可能となり、食糧問題は俄然統後の重大問題となつた。殊に鑛工業の勃興、農家經濟の好轉に伴ひ一人當米穀消費量は昭和十二年に五斗六升なりしものが、昭和十四年には七斗七升に急増し、人口増加と共に米穀の需要は益々増加の趨勢にあり、食糧確保は最大の急務となつた。依つて總督府に於ては旱害の兆漸く濃厚となるや、時期を失せず左の如き諸般の對策を講じ、食糧の確保、配給の圓滑を期したのである。

(一) 需給推算の確立 需給推算の確立は食糧對策樹立の基礎であり、之が精確を期する爲には萬全を期した。

前述せる如く昨年の米實收高は十四米穀年度に於ける消費量よりも遙かに少量なるに鑑み若し消費を自然の趨勢に放任するときは到底需給の均衡を得ることは困難であり、内地より米の逆移入はもとより望み得ず、寧ろ内地に於ては朝鮮より相當數量の移入を熱望して已まざるものがあつた。朝鮮としては帝國食糧の需給を緩和し時局の安定に資する爲最大限度の犠牲を甘受することに決意し、近年に於ける米穀消費量増加の趨勢にも拘らず従前の如き雜穀の米穀代替性を極度に發揮せしむると共に米及雜穀を通ずる消費總數量を最低限度迄に低下せしめることとし米穀に於て搗精歩合の低下酒造制限、代用食、混食の奨励等に依り極度の節約を圖り消費數量を最小限度に止むると共に、雜穀に付てもその消費豫定數量を極度に抑制し、相當量の雜穀の供給を他より受くることに依り鮮内需給の均衡

を保持することゝしたのであるが更に内地食糧事情に貢献する爲雜穀を得るに於ては米穀を輸出することに決定し、日滿支食糧會議に於ても此の推算の下に協定した。

各道の需給に關しては朝鮮全般の需給推算を基礎とし十四米穀年度に於ける米穀及雜穀の生産高及從來の消費実績を勘案し極度に切詰めた消費見込高を査定し、各道に指示して之を嚴守せしめることとした。

一方食糧現在高の一齊調査を實施せしめ毎月一日現在の各道各管内に於ける米穀及雜穀の現存數量を明確にし前記本府査定消費見込高より算出した。各月一日に於ける理想現在高と對比し消費の規正を計つたのである。

(二) 民心の指導と節米運動 食糧に關する不安の念は戰時下最も緊張を要する民心を動搖せしめ延いては治安の維持に影響する處も甚大であるので總督府に於ては昭和十四年秋以來消費節約、代用食の勵行に努め言論機關も本府の施策に順應し連日節米に關する啓發の記事を登載し一般の注意を喚起し一般民衆も國民精神總動員聯盟を中心に自發的に節米運動を始めるに至つた。

昭和十四年十月四日輸出入品等に關する臨時措置法に基き朝鮮白米取締規則を發布し、原則として胚芽米又は七分搗以下の白米の外販賣を禁止し、同年十一月勅令を以て、米穀搗精等制限令公布せられ外地にも同令を施行することとなるに及んで此の規則を廢止し新に朝鮮米穀搗精制限規則を制定し

た。尙右の外酒造石數の制限、代用食日の設定、山野草採取等の獎勵に依り極力節米の實行に努めたのである。

(三) 米穀及雜穀價格の規正 旱魃に對する不安の念より米穀の買溜米穀所有者の賣惜み等に關聯して米價愈々昂騰し需給又四滑を缺く處があつたので、總督府は機を失せず、米穀金融引締に依る粳及玄米の市場出廻促進は固より取引所に於ける粳の上場を認め、且つ直接米價抑制策として道内主要消費地に於ける白米小賣價格(自肅値)を、又取引所に於ける粳及玄米の最高取引價格(自肅値)を決定したのである(取引所最高價格玄米一石三十八圓四十錢、粳一斤十一錢)然るに内地に於ては八月二十六日より玄米一石三十八圓と決定された爲、朝鮮も右自肅値の改訂、大幅引下をなすと共に、粳及玄米の自肅最高價格を決定した。其の後十一月に入り内地に於ては米價を改訂、引上をなした爲、朝鮮も其の均衡を圖る爲價格等統制令に依り、玄米卸賣價格及白米小賣價格を公定した。尙昭和十四年十二月朝鮮米穀配給調整令を發布し、同令に基づいて鮮内主要地に於ける粳、玄米、白米の價格を本府に於て之を公定し、全鮮的に米價の均衡の維持を圖ると共に其の他の地に於ては、各道知事をして之を公定せしめたのである。

尙雜穀の價格に於ては食糧窮迫の事情を反映して、著しく昂騰し、米價との均衡を失するに至つた爲に、雜穀の消費が米に轉換せられ却つて米の消費増加を來す處があつたので、十一月には價格等統制

令に基づいて米穀との代替性の多い、大麥、稗麥、粟及大豆の價格を公定し、其の適正を期したのである。

(四) 雜穀の輸移入 旱害に依る食糧對策として、總督府に於ては速に滿洲國より雜穀の輸入を企圖し、九月より粟、高粱及小豆の輸入税を免除すると共に現地に職員を派し、之が獲得に努め、更に十二月日、滿、支食糧會議に於て朝鮮に於ける食糧の絶對不足數量の補填として、内地及滿洲國より雜穀を輸移入すべく決定せられ、之が輸移入機關として朝鮮輸移入雜穀中央配給組合を結成せしめ、専ら之に當らしむる事とした。

(五) 米穀の輸移出 内地に於ては十四年の米穀實收高は平年作以上であつたと云へ、需給調整に困難を感じ、日、滿、支食糧會議に於て特に朝鮮の協力を要望したので、朝鮮としては一大犠牲を忍び雜穀の輸移入あるに於ては、更にバーター制に依り米の輸移出を爲す事に決し、終始この協定の精神を尊重し、之が實現に努力した。

(六) 食糧の集荷配給統制 鮮内食糧の配給に關しては旱害甚だしかつた中朝鮮七道に於ける旱害罹災民救済工事に依る勞銀撤布に對し其の一部を直に糧食に代へ得るやう配給方策を樹立すると共に、全鮮各道に亘り有力糧穀業者をして道食糧配給統制組合を組織せしめ道知事の監督下に置き更に府郡にも夫々下部組織を結成せしめて配給組織の強化を圖つた。尙本府に於ては各道の食糧事情を考慮し道間

の移動を指令すると共に各道に對し責任を以て確保すべき數量を指示し之が買上を爲さしめ一部輸移出用に供すべき分に付ては朝鮮米穀市場會社をして道食糧配給統制組合より稈の儘買取らしめ之を保管せしむることとした。

各道に於ても本府の指示による買上米の外夫々道内需給調整の爲必要なる數量に付ては銳意之が確保に努めたのである。即ち各道に於ては稈買上並に確保に付ては米穀所有者の賣惜み、開取引等に依り種々困難を伴つたので一般の自發的供出を懲罰すると共に他而朝鮮米穀配給調整令に基づき強制保管命令、強制販賣命令、道外搬出禁止令等の措置を講じ萬全を期したのである。

雜穀及外米の配給に付ては朝鮮輸移入雜穀中央配給組合をして本府指令の下に之を行はしめた。最後に各地方に於ては食糧配給に關し夫々地方の實情に應じ適切なる措置を採り或は通帳買出票切符制度等を採用したものである。

(七) 軍の協力 朝鮮軍に於ては稀有の大旱害に對する總督府の食糧對策に積極的の協力を惜まず馬糧用大麥二十萬石及押麥四萬石を一時貸付するの英斷に出たばかりでなく常に總督府と緊密なる連絡を保つたのである。斯かる軍部の朝鮮食糧事情に對する深い理解と援助とは鮮内官民の均しく感謝した處である。

斯くて其後に於ても總督府は旱害による極度の食糧難を克服し一路大陸前進基地としての大使命を完遂することに凡有る施策を講じたのであるが各道及各配給統制機關に於ても本府の劃策に順應し特段の努

力を拂ひ民衆の自覺を喚起し緊迫した食糧事情の緩和と民心の不安状態の去除に努めたる結果實績洵に見るべきものがあつたのである。

即ち十五米穀年度に於ける米穀の需給實績を見るに總消費量は千三百八十五萬三千石となり前年度に比し約三百八十萬石の節減となつたのである。尙同年度に於ける主要雜穀に付需給實績を見るに鮮内官民の努力と内地、滿洲國の同情ある支援に依り相當量の輸入を見るに至り、斯くして憂慮せられた春窮期に於ても從來の早魃に見るが如き餓死者一名も出さず内鮮一體苦闘の中に大難關である端境期も無事に突破することを得たのみならず數量に於ては僅少であつたが軍需及び内地食糧補給に寄與するを得たのである。

然しながら内鮮滿支を通ずる食糧の確保は聖戰完遂の基礎條件であり、立地條件に恵まれた朝鮮の増米は内外より要請せられ、昭和十五年以降六箇年計畫を以て耕種法改善に因り五百十一萬石、土地改良に依り百六十九萬石、計六百八十八萬石の増米計畫を樹立した。更に食糧畑作物の増産も昭和十六年以降急速に増産を計ることとし計畫を樹立した。これらに就ては次に述べる。

又雜穀の配給統制は戰時體制下に於ける國策遂行上喫緊の要務である。殊に朝鮮に於て食糧は麥を首位とし雜穀の食糧上の地位が頗る高いのに鑑み米穀との間に緊密なる一元統制を企圖するは食糧對策上緊要の事項である。茲に於て總督府は十五年七月朝鮮雜穀等配給統制規則を發布し雜穀の配給を圓滑にし需給の適正を圖る事としたのである(内地に於ても麥類配給統制規則の制定を見た)。

更に昭和十五年には漸く二千百萬石の米穀生産を見たが、内地に於ける大減收に照し帝國內の需給は依然甚しく均衡を失し、爲に朝鮮に於ても節米運動を強化すると共に米穀及主要雜穀に對し、集荷、配給消費、價格操作等の各部門に亘り從來に比し更に高度の統制を加へることとなつた。

即ち集荷配給機構として米穀市場會社と朝鮮輸入雜穀中央配給組合とが從來爲し來りたる事業を合併し新に設立せる朝鮮糧穀中央配給組合をして之を行はせる事とした。各道に於ては從來の道配給組合を全部發展的解消せしめ新に組織を擴充強化し強度の道知事監督下に道糧穀配給組合を結成せしめた。

出荷及配給統制に關しては本府は酒造用、製油原料等特殊用途を除きたる一般に直接食糧に供せらる糧穀に付原則として一人當消費量を同一にし一年間の消費量を査定し各道毎に過不足數量を決定した。

過剩道に對しては過剩數量の買上、又は強制保管を命じ之が買上に要する資金は本府に於て斡旋する事にした。道に於ては本府が各道に割當てたる數量を更に郡面に割當て以て統制數量の出荷確保を期したのである。不足道に對しては本府指令のもとに過剩道より供給せしむる事とし鮮内各道間の需給調節も一元的に本府に於て統制した。供出を命ぜられる道は農會其他産業諸團體の援助を受け國民總力部落聯盟を單位として供出必行會を組織し總協和の精神に則り自發的に供出せしむる策を講じてゐる。

道内に於ける配給は道配給組合に於て府郡島配給組合を通じ行はしめ、鑛山工場等重要なる消費者團體に對しては道配給組合直接之に當り亦特殊用途に供する糧穀は本府の指令に依り道配給組合に對し道知

非之を命じ以て圓滑なる配給を期してゐる。
消費規正就中節米に付ては總督府、道、郡其の他の關係當局は國民精神總動員聯盟と緊密なる聯絡を保つと共に地方廳の首腦部地方有志等を網羅する節米獎勵委員會等を組織し、代用食混食の常習化、糧穀尊重の觀念の徹底等從來爲し來りたる消費規正に關する趣旨を深化徹底すること、殊に最近農村に於ける白米食の習慣の増加せらるゝ趨勢にあり節米の實績擧揚は寧ろ農村の實績如何に懸る所多きを以て特に農村に對する指導を濃厚にする事とした。尙各道に於ては郡邑面毎に月別糧穀消費量を想定し置き毎月一日の現在高と對比し糧穀の消費又は退藏を抑制する資料とする等極力消費規正、實績擧揚に向つて邁進しつつある價格操作に關しては新に公定價格と生産者販賣價格、卸賣價格及小賣價格の三本建の制度を採り統制機關相互間取引は糧穀所在地の公定價格に據る事として糧穀の圓滑なる流通を圖りつつある。

三 農産物増産計畫

(一) 増米計畫

(4) 増米の必要性 帝國の主要食糧たる米穀の自給確保は平時たると戰時たるとを問はず軍需の充足國民生活の安定、國際收支の均衡等の見地よりして喫緊の要務とする所であるが特に興亞の事業に邁進しつつある現時局下に在つては蓋し絶對的の必要事である。

然るに帝國の米穀需給の現況竝に其の將來を大觀するに現在既に必ずしも樂觀を許さない事情に在るのであるが將來に於ける人口の増加、外地特に半島に於ける文化經濟の向上に伴ふ消費増、大陸に對する米穀の供給等需要の増加は大なるものあるを豫想せられるに對し勞力、畜力及生産資財等の不足等に因る影響をも考慮しなければならず、然も時局は恒久化し興亞の大業完成は尙相當の長年月を要するのであつて之等の事態に對處する爲米穀自給確保の恒久的對策を樹立することは焦眉の急務とする所である。

而して半島は其の地理的地位に於て内地と大陸との中間、日滿支經濟ブロックの略中心に位し現地竝に内地への食糧供給地として絶好の地位を占めて居るのみならず、耕種法の改善及土地改良事業の實施による増收の餘地比較的大であつて増米計畫の實施に對し極めて好適せる條件を具備して居るのである。

翻つて之を半島自體の立場より見るも米穀は内地に於けると同様其の主要食糧に屬し、最近に於ける文化經濟の躍進、人口の増加に伴ふ米穀消費激増の傾向に對處する爲米穀の増産を圖る必要あるは勿論半島農家の主要生産物たる米穀の増産は全人口の七割以上を占める農民匡救の捷徑たると共に半島經濟力の伸張を圖る所以であつて、特に土地改良事業の實施は現在尙九十餘萬町歩の水利不安全番を擁し連年の如くに旱害に悩みつつある半島農民の生活安定の根本方策と云ふべく延ては半

島統治に貢献する所大なるものがあらう。

(ロ) 増米計畫の期間及目標

第一期 週

- 一 耕種法改善 昭和十四年實施の増米計畫に引續き昭和十五年以降六ヶ年の計畫とす。
- 二 土地改良事業 昭和十四年實施の旱害救済土地改良事業に引續き昭和十五年以降六ヶ年(竣工八ヶ年農事改良完成十一ヶ年)の計畫とす。

第二期 増産の目標

計畫完成年次(昭和二十五年)に於ける増産目標數量は約六百八十萬石にして總生産數量約三千五萬石を確保せんとす之が内譯は左の如くである(昭和二十年に於ける増産目標數量約五百八十三萬石總生産數量約二千九百四萬石)

- (1) 耕種法改善に依り得らるべき増産數量約五百十一萬石(昭和二十年に於ては四百六十三萬石)
- (2) 土地改良事業に依り得らるべき増産數量約百六十九萬石(昭和二十年に於ては百二十萬石)

(ハ) 増産の方法

邊の産米増殖計畫に在りては土地改良事業を主とし耕種法改善に依る増産は附隨的に行つたに過ぎなかつたが今回の増米計畫に於ては耕種法改善と土地改良事業を併せ實施することとし時局の要

求に鑑み急速なる増産の實現と資材の節約に付ては特に考慮した。施設事項の概要は左の如くである。

第一 耕種法改善

産米増殖計畫に於ける耕種法改善の重點は金肥の施用と種子更新事業の奨励に在つたのであるが、今後は以上の方法のみに依る増産は期し得なくなつたので今回は總ゆる角度から検討して實績の擧げに努むることとしたのである。即ち朝鮮に於ける現行耕種法は猶幾多改善の餘地があるので在來の耕種慣行を根本的に革新し急速に大量の米穀の増産の實を擧げやうとするものであつて、民度尙低き朝鮮農家の特殊事情に鑑み左記各般の事項を整備施設し官民一途之が目的達成に努めんとするものである。

一 計畫の實行單位の設定

本計畫の實行單位は國民總力部落聯盟及之に準ずる團體並に水利組合農場等とす。

二 指導力の充實整備

- (1) 指導體系の整備 公私指導機關は勿論主要米作地帯に於ける部落中心人物等を總動員して指導網を組織整備し指導の完璧を期す。
- (2) 指導職員の新設又は増置 實行單位毎に地帯別耕種法を樹立し在來の耕種法に根本的革新を加ふる爲之が監督指導に當るべき本府、道、郡、邑、面指導職員を新設又は増置す。

- (3) 指導旅費の増額 既設指導職員の活動力を増加せしむるため之に旅費を増額す。
- (4) 講習會、傳習會並に適期作業打合せ會の開催 耕種法改善に關し特段の技術的訓練を行ふ爲第一線指導者に對し稻作講習會を部落中心人物、國民總力部落聯盟幹部等には適期作業勵行上必須の傳習會並に打合せ會を開催す。
- (5) 印刷物の配布及トーキー幻燈の映寫に依る農家の指導訓練 増米計畫書及宣傳ビラ等を、作製配布し趣旨の周知徹底を圖ると共に、一般農家に對し苗代改良、深耕、適期植付、施肥法改善、病虫害の防除等主要作業を幻燈にて映寫し、發聲裝置に依り適切なる解説を行ひ、農家の智識啓培に努む。

三、耕種法の改善施設

- (1) 地帯別耕種法の樹立勵行 氣象、土質、作土の深淺、地下水の狀況等栽培環境に順應せる各地域毎の耕種法を確立し之が勵行に努む。
- (2) 健苗育成の爲共同又は集合苗代の設置獎勵 從來苗代は農家個々に設置したが、旱水害の虞なき適當なる場所に集團設置せしめ指導の萬全を期し以て健苗の育成を達成す。
- (3) 水稻採種番の經營並種子更新の確立 採種番の經營改善に努め純正にして優良なる多收系品種を急速且確實に普及す。
- (4) 病虫害の防除 朝鮮に於ける稻の病虫害は最近栽培の集約化に伴ひ漸次増加の傾向にあり、殊

に稻熱病、馬鹿苗病、腐敗病、二化螟蟲等の防除に對し指導督勵を行ふ。

- (イ) 稻熱病及馬鹿苗病の防除 稻熱病及馬鹿苗病の被害は年々激甚であるので左に依り之が防除施設を講ず。

イ 種籾ホルマリン消毒

ロ 種籾鹽水選並にホルマリン消毒共同作業場の設置

ハ 噴霧器の購入備付

ニ 稻熱病防除用撒布藥劑の購入撒布

- (ロ) 二化螟蟲の防除 二化螟蟲の被害も亦年々激増しつつあるので誘蛾燈の設置、卵塊の買上、被害莖の拔取等之が防除に努む。

- (ハ) 苗腐敗病の防除 西北鮮地方の寒冷地帯に苗代に腐敗病發生し被害相當多き爲防風塙を設置し水溫の上昇を圖り之を防除すると共に健苗育成に資す。

四 多收系優良品種の育成並に暗渠排水調査研究

- (イ) 西北鮮早稻地帯に本府農事試験場直營の新品種育成機關を設置し、急速に同地方に好適する多收系優良品種を育成し之が普及を圖る。

- (ロ) 朝鮮に於て地下水位高く土壤の理化學的性質を悪化し增收困難なる地帯に對し本府農事試験場

- 南鮮支場をして暗渠排水の經濟的施行方法及耕種法を研究せしめ之等地帯の稻作改善に努む。
- 五 販賣肥料配給の適正並に合理的施用方法の徹底：時局の影響により主要金肥の配給は困難の度を加へたので之が配給の不圓滑並に施肥の偏用を是正し其の適正と配給の圓滑を期す。
- 六 地力維持増進の爲深耕及秋耕の實施並に自給肥料の増産増施奨励 金肥の施用激増と自給肥料施用の漸減及耕耘の粗放とに依り地力の減退を招來しつつあるを以て自給肥料の増産増施品評會を開催し、且深耕及秋耕を奨励し以て地力の維持増進に努む。
- 七 勞力並に灌溉水の配給調整の確立 農村に於ける勞力の過不足を調査し之が圓滑なる配給を計り併せて灌溉水の關係を精査し夫々事前に之が配給計畫を樹立し實施上遺憾なきを期す。
- 八 適期作業の勵行奨励 稻作主要作業にして其の適期を失し收穫を減少せる事例尠くないので、之が實行細目を季節別に配列し適確に實施せしむ。
- 九 部落共同作業實施の奨励 病蟲害の防除勞力及灌溉水の配給調整、適期作業等部落に於ける共同作業の勵行を奨励し、其の成績良好なる部落を表彰す。
- 一〇 米穀増産品評會の開催 全鮮主要米作地帯に於て里洞單位の増産品評會を開催せしめ增收確保の一助たらしむ。
- 一一 地主の協力 地主に對し本計畫に關する充分なる理解を與ふると共に之が遂行に協力を求め、

率先必要なる施設を講ぜしむ。

第二 土地改良事業

- 一 事業の種類及施行面積 蕨の産米増殖計畫に於ては灌溉改善事業の外開墾、開拓、地目變換等面積の積極的擴張を圖つたのであるが、今回の計畫に於ては急速なる増産の効果を擧げると共に資材特に鋼材の節約を期し、又更に半島の旱害對策としての見地より主として既成畝の灌溉改善に點を置いたのであつて新規開墾は灌溉改善と同時に實施することを有利とするものに限ることとし、尙從來の實績に鑑みて耕地整理及暗渠排水をも實施して耕種法の進歩に對應せんとするものである。其の施行面積左の通である。

施行面積 一六三、〇〇〇町歩

内 譯

灌溉改善 一二七、〇〇〇町歩 (内二割程度の新規開墾地を含むものとす)

大地區 七〇、〇〇〇町歩 (一地區二百町歩以上のものとす)

未成立組合地區 四二、五〇〇町歩

新規地區 二七、五〇〇町歩

小地區 五七、〇〇〇町歩 (一地區二百町歩未満十町歩以上のものとす)

附錄 時變下の朝鮮農業

用排水施設

二四、〇〇〇町歩

耕地整理

一八、〇〇〇町歩

暗渠排水

六、〇〇〇町歩

小規模事業

一二、〇〇〇町歩 (一地區十町歩未滿の灌漑改善又は小堤堰状の改修とす)

右の外昭和十四年旱害救済土地改良事業として堤堰状の新設改築一三、〇〇〇町歩餘(概ね小地區事業に該當す)及堤堰状の浚渫其の他若干を實施中である。

二 事業に對する助成 曩の産米増殖計畫の實績及最近に於ける物價、勞銀等の騰貴に鑑みて左の如く特に事業に對する助成を厚くしたのである。

(1) 補助金の交付 産米増殖計畫當時は灌漑改善に對しては工事費の二割程度の補助金を交付したるに過ぎなかつたのであるが、今回は左の如く補助率を高めたのである。

(イ) 灌漑改善

五割以内

(全額國費)

(ロ) 小用排水施設

三割以内

(ハ) 小規模事業

五割以内

(國費二割五分
道費二割五分)

(2) 技術的助成 産米増殖計畫當時は當局は單に指導及監督を爲すに止り測量、設計、工事監督等は何れも企業者が之を實施したのであるが、今回の計畫に於ては左の方策を採ることとしたので

ある。

(イ) 大地區事業 本府に於て測量設計を實施す

(ロ) 小地區事業及小規模事業 道に於て測量設計並に工事監督を實施す

(ハ) 小用排水施設 本府及道に於て特に濃厚なる指導を爲す

(二) 食糧畑作物増産計畫

麥類、粟及其の他の雜穀は朝鮮民衆の主要食糧であるが生産は未だ疆内の需要を充すに足らず、年々二百數十萬石の雜穀を輸入に仰ぎつゝある實情に鑑み昭和六年度以降十二ヶ年を期間とする畑作物増産計畫を樹立して主要食糧作物であるところの麥類、大豆及粟の改良増産を實施中であるが事變下食糧の消費は急激に増加しつゝあり加ふるに昨年度激甚なる旱害を蒙るに及び著しく食糧需給の逼迫を招來したのみならず、延ては朝鮮米の輸移出を減殺し帝國食糧需給上極めて憂慮すべき事態を現出し食糧畑作物増産の必要を痛感せらるゝに至つたので現行増産計畫を根本的に改訂し増産作物も主要糧たる麥類及粟に限定し、昭和十六年度以降五ヶ年の短期間に急速なる増産を圖らんとする食糧畑作物増産計畫を樹立し目下之が所要經費を要求中にあるが、今其の計畫の内容を略述すれば左の通りである。

一 増産作物の種類

大麥、小麥、稗麥及粟とす

二 計畫年限

昭和十六年度以降五ヶ年間とす

三 増産目標

作物別区分	現在数量	増減(△)数量	目標数量	
				大
麥	作付反別	66,000町	66,000町	66,000町
	收穫高別	7,968,850石	8,351,500石	11,101,000石
	作付反別	250,000町	103,000町	250,000町
粟	作付反別	11,010,000町	11,010,000町	11,010,000町
	收穫高別	31,900,000石	31,900,000石	31,900,000石
	作付反別	2,965,400町	1,256,600町	2,965,400町
合計	44,978,850町	10,608,100町	55,586,950町	

四 施設の概要

(一) 品種改良施設

(イ) 麥類新品種育成施設 沓裏作用早熟耐寒耐濕性品種の選出及畑に於ける前作用早熟短稈耐寒性品種の選出は將來麥作奨励の成否に最も關係のある重要事項に付、之が育成施設を本府農事試験場に新設する。

(ロ) 麥作指定試験の實施 本府農事試験場の品種改良並に耕種法改善試験の結果新に育成せられ

た麥新品種の地方的適否を驗知し優良品種選定の確迅速を期すると共に地方の氣候土性其の他稻作事情等を斟酌した經濟的應用試験の成績を速に地方農家に普及し、以て麥作増産の促進を期する爲、全南、慶北、平南、咸南道農事試験場に於て指定試験を實施する。

(ニ) 麥類優良品種の普及並に更新 大麥、小麥及稗麥作付目標面積の七割乃至八割の面積に對し三ヶ年間に優良品種の普及更新を完了する爲各道系統採種田を設置し所要種子の増殖を圖るものとす、而して系統採種田の機構は原種田(道農事試験場直營)郡島採種田(郡島農會經營)部落採種田(國民總力部落聯盟共同經營)農家複生田とする。

(三) 作付擴張奨励施設

沓裏作麥排水施設 南鮮地方沓裏作麥の積極的擴張を圖る爲毎年二千町步宛五ヶ年間一萬町步の小規模簡易暗渠排水施設を行ふこととし、工事費の補助年額十二萬圓を計上する。

(四) 病害防除施設

麥類及粟の種子消毒 大麥及稗麥の裸黑穗病、小麥の胡椒病及腥黑穗病、粟白髮病の種子消毒を實施することとし、裸黑穗病は原種田に於て其の播種用種子及生産種子(郡島採種田用種子)を、郡島採種田に於て其の生産種子(部落採種田用種子)を夫々冷水溫湯浸法に依り防除し、之が爲郡島採種田の防除用具代の一部を助成し、胡椒病及腥黑穗病は各級採種田に於て其の採種用種子

を亜硫酸鉛に依り消毒することとし、郡島採種田及部落採種田の藥劑費の一部を助成し、白垩病は農家播種用種子を全面積に亘り「セレンサン」に依る種子消毒を實施し藥劑費の一部を助成するものである。

(四) 講習會及傳習會の開催 郡島、邑面及農會技術員並に篤農家、中心人物に對し其の知識程度に應じた講習又は傳習會を左の通開催する。

(イ) 郡島、邑面及農會技術員の講習會 道を數區域に分ち郡島、邑面及農會技術員の講習會を開き以て第一線指導能力の増進を圖ることとする。

(ロ) 郡島主催を以て郡島を數區域に分ち、實地指導を主とした篤農家及中心人物の傳習會を開催し耕種法の改善及増産の促進を圖ることとする。

(五) 競作會及品評會の開催

(イ) 多收競作會の開催 各郡島農會をして麥類及粟の多收競作會を開催せしめ以て増産の促進を圖ることとする。

(ロ) 部落採種田品評會の開催 部落採種田は往々指導監督不徹底の爲管理粗放となり、品種劣變の虞あるに付二年目以降郡島單位に部落採種田の品評會を開催し、之が刺戟に依り優良種子の生産を期するものとする。

(六) 專任職員の設置 從來畑作物増産獎勵事務は本府、道郡島及邑面を通じて極端な指導力の不足を告げつゝある實情に照し、本計畫に於ては可及的指導陣の強化を圖ることとし、左の通專任職員の設置を考慮することとした。

本府	技師 一	屬 一	技手 二	雇員 三
農事試驗場	技師 一	技手 一	雇員 二	
道	道技師 四	道技手 一三		
道農事試驗場	産業技手 三〇			
郡島	産業技手 二二〇	地方産業技手 二二〇		
邑面	邑面技手 二三四八			

五 所要經費 叙上施設の實施の爲、昭和十六年度補助費百五十六萬を計上する外本府、道及農事試験場に於ける經費豫算十六萬圓を目下要求中である。

(三) 甘藷増産獎勵計畫

朝鮮に於ては多量の米穀を内地に移出する反面粟其の他雜穀の輸入超過約二百數十萬石に達し、農村の食糧は不足の傾向にあるのであるが、加之事變以來馬糧大麥の大量供出等に依り農村の食糧不足は更に甚しからんとしている、之が對策として一方に於て食糧畑作物の増産計畫の擴充を考慮すると共に耕地單位面積の食糧價值最も高き甘藷の栽培を特に普及せしむることとし目下實施中である。

が、甘藷は食糧たるの外糖附並に無水アルコールの原料に供せられ又家畜飼料として重視せらるゝので之が成果は大に期待されてゐる。
施設の概要左の通である。

一 計畫目標

- (一) 計畫年限 昭和十四年度以降五箇年
- (二) 普及増産獎勵區域咸南北を除く十一箇道内栽培適地一六二箇郡
- (三) 増産目標

(イ) 目標面積

- 既普及反別 二三、〇〇〇町歩
- 新規作付擴張反別 五〇、〇〇〇町歩(毎年一〇、〇〇〇町歩宛)
- 計畫完成後目標反別 七三、〇〇〇町歩

(ロ) 目標收量

- 目標作付反別 七三、〇〇〇町歩
- 同上反當收量 二五〇貫(現在二三五貫)

總 收 量

一八二、五〇〇、〇〇〇貫

二 獎勵施設事項

- (一) 新規普及面積に要する種藷購入費に對し補助をなすと共に種藷の購入配給を斡旋す。
 - (二) 優良苗の育成は甘藷増産上の第一要件なるを以て苗床の改良並に育苗指導の徹底を期する爲、共同又は集合苗床を設置せしめ新規普及用苗床の設置費に對し補助す。
 - (三) 育苗と種藷貯藏に關する技術の體得は甘藷栽培上最も緊要なる事項に付其の時期に傳習會を開催し併せて挿植、肥培管理の講習をもなさしむる。
 - (四) 實地指導の徹底を期する爲獎勵郡中百郡を指導郡となし、特に濃密なる指導をなす爲、専任郡農會技手を設置す。
 - (五) 郡技術員を補佐し農家戸別に周到なる栽培指導をなす爲面に指導員を設置す。
 - (六) 甘藷新品種選出育成並に耕種法改良に關する試験、調査の爲本府農事試験場の施設を充實す。
濟州島に於ける甘藷増産計畫(無水アルコール原料用)
- 内地に於ける燃料國策に順應し朝鮮に於ても揮發油に無水アルコールを混入する爲、昭和十九年迄に無水アルコール三十萬石を増産する必要があるが、其の内五萬石は木材を原料とし殘餘の二十五萬石は農産物を原料として生産せんとする方針である。

之に基き濟州島に二萬石單位の一工場を建設することとし、之が原料甘藷八、〇八五、〇〇〇貫を島内に於て供給せしむる爲、左記の通増産計畫を樹立し實施中にある。

記

一 計畫目標

- (一) 計畫年限 昭和十三年度以降三ヶ年
- (二) 増産目標

(イ) 目標面積

既普及反別 四、五〇〇町歩

新規作付擴張反別 二、〇〇〇町歩 (昭和十三年度)

計畫完成後目標反別 六、五〇〇町歩

(ロ) 目標數量

目標作付反別 六、五〇〇町歩

同上反當收量 二五八貫 (現在二四〇貫)

總收量 一六、七五〇、〇〇〇貫

二 獎勵施設事項

(一) 新規作付擴張面積に要する種藪購入費に對し補助をなすと共に種藪の購入配給を斡旋す。

(二) 剛健なる苗の育成は甘藷多收上最も重要な事項なるに付、苗床の改良並に育苗指導の徹底を期する爲共同又は集合苗床を設置せしめ、新規普及用苗床の設置費に對し補助す。

(三) 甘藷栽培主要地帯に毎年六〇ヶ所の指導圃を設置し、一般農家に對し增收方法の實際を簡示すると共に其の生産物を以て收穫貯藏及加工等の實地指導を行ふ。

(四) 栽培技術の向上は増産の根本なるを以て而て、指導員及篤農家に對し育苗、挿植、切干加工、種子藪の貯藏方法等に付各面毎に傳習會を開催せしむ。

(五) 原料藪は其の大部分を切干とする必要あるを以て販賣數量の約六割を截斷するに要する切斷機を購せしむる爲之が購入費に對し補助す。

(六) 原料の供給を確實ならしめ且將來反當收量の増加に依りアルコール生産費の低下を圖らんが爲には指導機關の充實を緊要とするを以て道及島、島農會に専任職員を設置すると共に技術員を補佐し部落民に對し生産、加工並に販賣等に關する指導の徹底を期する爲、部落指導員を設置す。

(四) 棉花増産計畫

現行棉花増産計畫は作付段別五十萬町歩、生産高實棉六億斤に達せしむるを目標とし之が實施を二期に分ち、先づ第一期計畫としては昭和八年以降十箇年間に獎勵區域、京畿、忠南北、全南北、慶南北、黄海、平南の九道に對し作付段別二十五萬町歩、實棉生産高三億斤を目標とし着手したるもので

あるが、計畫實施後數次に互り、擴充改訂を行ひ現在に於ては獎勵區域を咸南北の二道を除きたる十一箇道とし、昭和十七年迄に栽培面積三十五萬町歩、反當收量百四十斤、總生産高四億九千萬斤を目標として、目下之が達成に必要な諸般の施設を實施しつつある。

今其の概要を述べれば次の如くである。

(一) 専任職員の配置

(イ) 本府 各般に互る獎勵施設の指導監督を周密にし計畫達成の萬全を期する爲本府に技師、技手、雇員各一人を置く。

(ロ) 道 道に於ける棉作獎勵に關する一切の事務を掌理せしむる爲、國庫補助による棉作獎勵十一箇道に各一人の産業技師を設置せしむるの外忠南、全南北、慶南北、黄海の六道には道技手及産業技手各一人を配置し、道技手の配置なき他の五道に對しては國庫補助により産業技手各二人を設置せしめ、尙各道に國費雇員一人宛を置く。

(ハ) 郡島棉作獎勵郡(島) 一六五郡に國庫補助により各一人の産業技手及地方産業技手を設置せしめ、棉作獎勵に關する一切の事務並に一般農家に對し直接指導獎勵に當らしむ。

(ニ) 本府農事試験場の擴充 棉花に關する各種試験調査を一層積極的に行ふの外品種改良並に原種圃の設置經營、病菌害蟲豫防驅除に關する調査研究等の爲め、陸地棉を主とする既設木浦支場を擴充

すると共に在來棉を主とする龍岡棉作支場を新設し、尙水原本場の設備を擴充して中部地方に於ける棉花に關する各種試験調査を行はしむ。

(三) 郡道棉作獎勵施設 集約栽培の普及徹底を期する爲指導郡を設定し、國庫補助により指導員の設置、指導圃の設置、金肥購入斡旋、各種品評會の開催等諸種の施設を行ひ、三箇年間特に濃厚なる指導獎勵を加へ指導郡として三箇年に互り、特に濃厚なる指導を加へ奨揚し得たる實績を確保せしむると共に更に進んで一層集約栽培の普及徹底を圖り、積極的に段當收量の増加を助長する爲、指導期間經過後も國庫補助により相當の施設を繼續せしめ來たりたるも、昭和十五年度以降從來の指導郡の施設を擴張して棉作獎勵郡一六五郡全部に實施せしむ。

(四) 病害蟲の防除 棉花に對する病菌害蟲の驅除豫防を徹底せしめ所期の棉花増産を確保する爲、各郡に對し所要藥劑及噴霧器購入費を補助す。

(五) 優良種の普及 單位面積に於ける收量増加並に品質の向上は優良品種の栽培普及に俟つ所大なるものがあるので、本府農事試験場に於て選出した陸地棉豊産系三八〇號及早熟系一一三ノ四號並に在來棉一〇三號を急速に普及せしむべく、本府農事試験場をして夫々原種子を増殖せしむるの外各道に補助金を交付して系統採種圃を設置經營せしめ、之が普及を圖らしむ。

(五) 大麻増産計畫

朝鮮の大麻は全鮮に互り栽培されてゐるが、從來農家の自家製造麻布用其の他の消費に委ねられ工業的には殆んど顧みられてゐなかつたが、今次事變勃發以來、大麻は軍需品として重要な地位を占むるのみならず、一般纖維資源の逼迫に伴ひ之が需要は頓に増嵩し、殊に近時紡績原料として其の有望なるを認識せらるるに至りたるを以て、之が増産は焦眉の急務とせらるるに至つた。

即ち昭和二十年の朝鮮に於ける大麻の需要状況を推定するにその需要七百七十萬貫餘であつて現産高三百萬貫程度を以つてしては、尙其の半にも達せざる状態である。

仍て本府は昭和十六年度以降左記計畫の下に各般の施設を講じ極力之が増産を計らんとしてゐる。

記

一 目 標

- (一) 栽培面積 三〇、〇〇〇町歩
- (二) 總生産高 七、〇〇〇、〇〇〇貫
- (三) 反當收量 二三貫強
- 二 獎勵區域 全鮮各道
- 三 獎勵期間 自昭和十六年五ヶ年間
至昭和二十年五ヶ年間
- 四 昭和十六年度施設事項

(一) 本府農事試験場職員の設置 大麻の品種改良及原種圃の經營並に各種試験調査を遂げ、在來劣等種の改良更新を計る爲、本府農事試験場水原本場に技手一人雇員二人を設置す。

(二) 地方廳職員の設置 大麻の品種改良及原種圃經營並に試験調査の爲、慶尙南道農事試験場に道技手一人雇員二人を設置す。

(三) 補助施設

(1) 道在勤産業技手の設置 大麻の増産獎勵及技術的指導並に處理統制の任に當らしむる爲、各道に對し産業技手一人宛を設置す。

(2) 郡農會指導員の設置 大麻の増産獎勵及集約栽培の普及徹底並に技術指導の完璧を期せむが爲、大麻栽培面積二〇〇町歩に對し郡島農會をして指導員一人宛を設置せしむ。

(3) 共同耕作圃の設置 大麻の集約栽培普及並に技術的指導の徹底を期せむが爲、大麻栽培面積一〇〇町歩に付一〇ヶ所の割を以て共同耕作圃(一ヶ所一町歩)と共同剥皮場施設を設置せしむ。

(4) 優良種普及計畫 單位面積に於ける收量増加並に品質の向上は集約栽培の普及徹底と優良品種の栽培普及に俟つ所甚大なるものあるが、從來朝鮮に於ける大麻は殆んど農家の自家消費に放任し來りたる爲、其の收量、品質共に著しく貧弱且粗悪である。

仍て昭和十六年度以降内地本場に於ける優良なる品種の育成普及を計る爲左の施設を行ふこととした。

(1) 計畫概要 大麻増産第一期計畫の目標面積三萬町歩に對し獎勵期間中、即ち昭和十六年以降昭和二十年迄に全面積に優良種を普及せしめ、更に昭和二十一年以降引續き普及更新を行ふ。

(2) 實施方法

- イ 原種圃に關する試験調査 本府農事試験場水原本場に於て五反歩、慶尙南道農事試験場に於て三反五畝歩の試験調査地(原々種圃兼用)を經營せしめ、原種の系統集團淘汰並に最優良種の育成に當らしめ品種の選定及種子の保全に萬全を期する。
- ロ 原種圃の設置 昭和十六年度以降五町歩、本府農事試験場水原本場並に慶尙南道農事試験場をして各二町五反歩宛設置經營せしめ、生産種子は翌年の各道第一次採種圃用として無償配付せしむ。
- ハ 採種圃の設置 道又は特定の農會或は邑面をして左表の道第一次乃至第三次採種圃を設置經營せしむ。

年次	採種圃設置			補助額	一般普及補助額
	第一次	第二次	第三次		
昭和十六年	五〇	一	一	一	一
昭和十七年	五〇	一	一	一	一

年次	採種圃設置			補助額	一般普及補助額
	第一次	第二次	第三次		
同 年	五〇	五〇〇	五、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇
同 年	五〇	五〇〇	五、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇
同 年	五〇	五〇〇	五、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇
計	五〇	五〇〇	五、〇〇〇	一	三〇、〇〇〇

B 國費及道費農業關係歲出豫算

一 國費農業關係豫算

本府農業關係豫算の概要(昭和十五年度)

- 米穀増産施設費 二、八九〇、一四九
- 一般經費 五八〇、五九五
- 補助費 二、三〇九、五五四
- 畑作改良増殖施設費 三〇四、四六一
- 補助費 三〇四、四六一
- 棉花増産施設費 一、四七六、五五五
- 一般經費 一〇一、〇八五

補助費

甘藷増産施設費

一、三七五、四七〇

一般經費

一九七、二一八

補助費

二〇、一七八

産蕪増産施設費

一七七、〇四〇

補助費

一〇〇、〇〇〇

耐冷作物栽培奨励施設費

一〇〇、〇〇〇

補助費

八〇、八四七

朝鮮牛増殖計畫施設費

八〇、八四七

一般經費

四五四、一〇六

補助費

二一、五五四

緬羊奨励施設費

四三二、五五二

一般經費

八三九、二七四

補助費

二一、五三四

朝鮮馬政擴充計畫施設費

七七六、七七七

一般經費

二一一、五八四

五五、五九四

補助費

軍馬資源確保應急施設費

一五五、九九〇

一般經費

六五四、六八五

補助費

四、三八五

豚擴充計畫施設費

六五〇、三〇〇

一般經費

三三、〇六〇

補助費

一一、四八〇

兎擴充計畫施設費

二〇、五八〇

一般經費

二八、一七五

補助費

一一、四八〇

土地改良事業費

一五、六九五

一般經費

五、四〇九、三〇五

助成費

八三一、〇七八

調査及試験費

四、五七八、二二七

農用地下水調査費

三九、八七五

三九、八七五

臨時米穀移出統制費	一四一、九二九
一般經費	四〇、九七九
補助費	一〇〇、九五〇
補助及獎勵費	八〇、三〇〇
米穀自治管理補助	二九、六〇〇
米穀倉庫補助	五〇、七〇〇
物業補助	二七四、四五二
産業組合補助	五三、三九四
自作農創設維持費補助	二〇一、〇五七
耕作者移住獎勵補助	二〇、〇〇〇
時局對策施設諸費	一、五五九、六九二
食糧配給調整費	一、四〇三、三六三
小作料統制費	一五六、三二九
農村經濟更生施設費	一、八九九、一三四
一般經費	二三八、五七八

補助費	一、六六〇、五五六
價格等統制費	七五、七六六
一般經費	七五、七六六
土性調査費	一一七、五一五
一般經費	一一七、五一五
總動員業務整備擴充費(農機具關係)	一〇、七九二
一般經費	一〇、七九二
災害費	四九四、二〇〇
早害對策施設諸費	四九四、二〇〇
北鮮開拓調査費	七〇、九五三
所屬官署	二、〇三二、三六七
農事試驗場經費	七三一、五二三
獸疫血清製造所經費	三二七、一二七
種羊場經費	五三〇、五一二
種馬牧場經費	四四三、二〇五
計	一九、四七六、三九三圓

二 道費農業關係豫算

(一) 道農業關係豫算ノ概要 (昭和十五年度經營部) (其ノ一)

款項	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南
一、勸業費	五七,七九元	四九,七五元	四九,七五元	四八,四七元	六九,九七元	四九,一三元	四九,一三元
職員費	四八,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
農事試驗場費	三三,三三〇	三三,三三〇	三三,三三〇	三三,三三〇	三三,三三〇	三三,三三〇	三三,三三〇
種畜場費	二九,九六六	九,一二三	九,一二三	九,一二三	九,一二三	九,一二三	九,一二三
蠶業取締所費	七,七四八	一,八八八	一,八八八	一,八八八	一,八八八	一,八八八	一,八八八
土地改良費	五,七四九	三,七五七	三,七五七	三,七五七	三,七五七	三,七五七	三,七五七
米穀貯蔵費	六八〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇
同業調査費	六八〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇	一,九三〇
茶工品検査費	二七,二二五						
棉花(〇〇)検査費							
苧布苧麻検査費							
購檢定所費		一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三
灌溉指導費							
芦田費							
種苗種子検査費							
勸業諸費	二四,六六一	七,九〇五	七,九〇五	七,九〇五	七,九〇五	七,九〇五	七,九〇五
二、授産費	七二,四三三	五二,一九〇	一八,五八六	一,九三六	五三,七七六	六,九三〇	六,九三〇

職員費	原蠶種製造所費	農村女子講習所費	女子蠶業講習所費	三、農山村振興費	農村振興施設費	農民訓練所費	訓練道場費	短期農民訓練所費	農村青年訓練所費	農道實踐所費	農村女子講習所費	中堅女子修練所費	講習會費	農事修練場費	農村振興諸費	四、土地改良事業費	職員費	計
五,二四三	二,三〇九	八,九三三	九,八〇五	三,四九七	三,四九七	三,四九七	九,六四四	六,七五七	六,七五七	六,九六六	六,九六六	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,九三四	六,九三六	二,三六九	八,八六九	一,五三三	一,五三三	一,五三三	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
六,一九九	二,三六九	六,一	八,八六九	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
五,〇三六	二,四七五	六,七三二	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,七四〇	二,四七五	一,九三六	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,七四〇	二,四七五	一,九三六	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,七四〇	二,四七五	一,九三六	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,七四〇	二,四七五	一,九三六	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,七四〇	二,四七五	一,九三六	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三
四,七四〇	二,四七五	一,九三六	六,七三二	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	四,〇二七	三,〇九三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	六,四三三	三三,〇三三

附錄 時變下の朝鮮農業

(二) 道農業關係豫算ノ概要 (昭和十五年臨時部) (其ノ一)

區分	道名		京畿		忠北		忠南		全北		全南		慶北		慶南	
	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支
一、勸業費																
職員維持費																
自作農地設定費																
米穀調査費																
農事試驗場費																
土地改良費																
種畜場費																
種牛生産擴充費																
農業諸費																
需費																
土性調査費																
種畜購入費																
災害對策調査費																
米穀増産施設費																
火田保全施設費																
同地整理獎勵費																
干拓地耕作試驗費																
水稻代作試驗費																

區分	道名		京畿		忠北		忠南		全北		全南		慶北		慶南	
	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支	道	支
田作改良増殖獎勵費																
蔬菜栽培獎勵費																
棉作獎勵費																
高地帶農作物栽培改良獎勵費																
馬産獎勵費																
勸業獎勵費																
麻除豫防費																
農用林産物増殖施設費																
旱害對策施設費																
土地改良事業費																
土地改良助成費																
土地改良工事監督費																
旱害對策施設補助費																
種畜貸付事業費																
代用種子購入助成費																
勸業補助費																
勸業補助費(内)																
農業費補助																
米穀増産施設補助																
土地改良費補助																

附錄 時變下の朝鮮農業

附錄 時變下の朝鮮農業

畜産費補助	170,000	43,000	127,000	181,000	224,000	518,000
植作費同奨励費補助	106,800	84,400	291,200	304,000	100,000	1,000,000
職業費補助	3,300	13,800	17,100	1,000	3,300	7,800
自作農地設定助成	16,600	1,000	17,600	1,000	1,000	1,000
指導費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
米穀自治管理費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
米穀統制組合費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
副業奨励費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
臨時米穀生産維持費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
麻作費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
薄荷奨励費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
食糧配給費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
果樹奨励費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
農事品評會費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
臨時畑作増産増進費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
冷害対策費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
授産費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
農山村振興費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
旱害対策施設費補助	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000

三二八

四、農山漁村施設費	218,800	60,600	279,400	60,600	340,000	60,600
同職員費	7,000	4,000	11,000	4,000	11,000	4,000
短期農民訓練所費	6,000	8,000	14,000	8,000	14,000	8,000
農民訓練所費	10,000	10,000	20,000	10,000	20,000	10,000
農道訓練所費	3,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000
農村振興事業費	5,000	5,000	10,000	5,000	10,000	5,000
中堅女子修練所費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
農村中堅婦人養成所費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
農業技術修練所費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
農村女子講習所費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
五、農民訓練所費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
職員費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
六、授産費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
原蠶種製造所費	4,000	4,000	8,000	4,000	8,000	4,000
計	183,800	69,600	253,400	69,600	323,000	69,600

附錄 時變下の朝鮮農業

三一九

道農業關係豫算ノ概要 (昭和十五年臨時部) (其ノ二)

區分	道名		計
	黃海	平南	
一、勸業費	三三、七五七	五三、三三九	三三、七五七
職員維持費	三〇、九九五	五三、三三九	三〇、九九五
自備地設定費	七九九	一、八六〇	七九九
米穀調査費		三、五八一	
農事試驗場費		九、〇〇〇	
土地改良費	三、九三五		三、九三五
種畜場費		九〇三	
種牛生産擴充費			
農業諸費			
需費			
土性調査費			
種畜購入費			
災害對策調査費			
米穀増産施設費			
火田保茶施設費	一、〇〇〇		一、〇〇〇
同拓地整理獎勵費			
水稻代作試驗費			
水田代作試驗費			
計	三、九三五	五三、三三九	三、九三五

區分	道名		計
	平北	江原	
田作改良増殖獎勵費	一四、三六六	一四、三六六	一四、三六六
蔬菜栽培獎勵費	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇
棉作獎勵費	三、一六八	三、一六八	三、一六八
高地帶農作物栽培改良獎勵費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
馬産獎勵費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
勸業獎勵費	一〇〇	一〇〇	一〇〇
麻除豫防費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
農用林産物増殖施設費			
同旱害對策施設費			
土地改良事業費	七、四八四	七、四八四	七、四八四
土地改良助成費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
土地改良工事監督費	一、四八四	一、四八四	一、四八四
旱害對策施設費補助	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
種穀貸付事業費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
代用種子購入助成費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
勸業補助費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(内)勸業補助費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
農業補助費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
米穀増産施設費補助	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
土地改良費補助	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

附錄 時變下の朝鮮農業

